



# ERINA REPORT

Economic Research Institute for Northeast Asia

## PLUS

### 特集:現代中国が抱える課題と「新常态」中国の挑戦

Special Feature: The Challenges of Modern China and the Challenges of "New Normal" China

#### ■新冷戦はなぜ起きたのかー中国を取り巻く国際環境の激変と中国の大国化 遊川和郎

An Overview of a New Cold War: Radical change in the international environment surrounding China's great power (Summary)  
YUKAWA Kazuo

#### ■中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響 王彦軍

The Population Issues Facing China and their Influence on Economic Growth (Summary) WANG Yanjun

#### ■中国および中国東北地方の環境保護産業と日本企業の市場参入における課題 及川英明

The Environmental Protection Industry in China and its Northeast, and Market Entry  
Challenges for Japanese Companies (Summary) OIKAWA Hideaki

#### ■ロシア極東の経済特区における企業活動に関する基礎的分析 新井洋史、志田仁完

Special Economic Zones in Russian Far East: Four years later (Summary) ARAI Hirofumi, SHIDA Yoshisada

#### ■中ロ協力の過去と未来:ロシア極東の農業に注目して

ボロネンコ・アレクサンドル、グレイジク・セルゲイ

The History and Prospects of Russian-Chinese Cooperation in the Field of Agriculture  
in the Far Eastern Federal District (Summary) VORONENKO Aleksandr, GREIZIK Sergey

2019

OCTOBER

No. 150

## 本誌の目指すもの

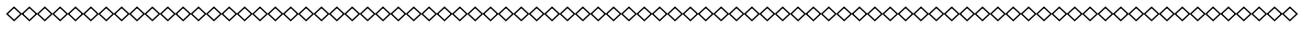
ERINA REPORTは135号よりERINA REPORT (PLUS) として、現実の経済交流という視点を取り入れた新たな編集形態をとり、多角的視点から北東アジア経済に切り込む総合的な学術雑誌となりました。本誌が目指すのは、北東アジア経済に関する独自性の高い学術論文に加えて、この地域における各国の最新の政策動向、実態に肉薄した現地調査レポートや有識者の視点などを掲載することで、理論と現実を結合させた総合的な情報を提供するとともに、北東アジア研究に質の高い研究素材を提供していくことです。

# 目次

## 特集：現代中国が抱える課題と「新常态」中国の挑戦

Special Feature: The Challenges of Modern China and the Challenges of "New Normal" China

■特集にあたって .....	1
ERINA 調査研究部研究員 南川高範	
On the Special Feature .....	2
MINAMIKAWA Takanori, Research Fellow, Research Division, ERINA	
■新冷戦はなぜ起きたのか—中国を取り巻く国際環境の激変と中国の大国化 .....	3
亜細亜大学アジア研究所教授 遊川和郎	
An Overview of a New Cold War: Radical change in the international environment surrounding China's great power (Summary) .....	10
YUKAWA Kazuo, Professor, Asian Research Institute, Asia University	
■中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響 .....	11
吉林大学東北亜研究院副教授 王彦軍	
The Population Issues Facing China and their Influence on Economic Growth (Summary) .....	18
WANG Yanjun, Associate Professor, Northeast Asia Studies College of Jilin University	
■中国および中国東北地方の環境保護産業と日本企業の市場参入における課題 .....	19
ACROSS JAPAN 株式会社代表取締役社長 及川英明	
The Environmental Protection Industry in China and its Northeast, and Market Entry Challenges for Japanese Companies (Summary) .....	27
OIKAWA Hideaki, C.E.O., Across Japan Co., Ltd.	
■ロシア極東の経済特区における企業活動に関する基礎的分析 .....	28
ERINA 調査研究部長・主任研究員 新井洋史	
ERINA 調査研究部研究主任 志田仁完	
Special Economic Zones in Russian Far East Four Years on : Current Status, achievements and challenges (Summary) .....	51
ARAI Hirofumi, Director and Senior Research Fellow, Research Division, ERINA	
SHIDA Yoshisada, Associate Senior Research Fellow, Research Division, ERINA	
■中ロ協力の過去と未来：ロシア極東の農業に注目して .....	52
ハバロフスク国立経済法律大学上海協力機構・アジア太平洋地域研究センター長 ボロネンコ・アレクサンドル	
ハバロフスク国立経済法律大学上海協力機構・アジア太平洋地域研究センターリサーチフェロー グレイジク・セルゲイ	
The History and Prospects of Russian-Chinese Cooperation in the Field of Agriculture in the Far Eastern Federal District (Summary) .....	57
VORONENKO Aleksandr, Director, Shanghai Cooperation Organization and Asia-Pacific Region Research Center, Khabarovsk State University of Economics and Law	
GREIZIK Sergey, Research Fellow, Shanghai Cooperation Organization and Asia-Pacific Region Research Center, Khabarovsk State University of Economics and Law	



■会議・視察報告

◎「2019日本就業相談会(J-Job)」(ソウル)参加報告 ..... 58  
ERINA 経済交流部経済交流推進員 蔡聖錫

◎第9回 ERINA 共同ワークショップ—モンゴル経済をテーマとし、ウランバートルにて ..... 59  
ERINA 調査研究部主任研究員 エンクバヤル・シャクダグ

◎第9回羅先国際商品展示会に参加して ..... 61  
ERINA 調査研究部主任研究員 三村光弘

◎突破口を探す大図們江イニシアチブ(GTI)―第19回 GTI 諮問委員会に参加して― ..... 63  
ERINA 調査研究部長・主任研究員 新井洋史

■セミナー報告

◎ ERINA ビジネスセミナー「ロシア極東の最新医療・保健ビジネス事情―市場参入の可能性と課題」 ..... 65  
ピー・ジェイ・エル株式会社代表取締役 山田紀子

■海外ビジネス情報 ..... 71

■列島ビジネス前線 ..... 83

■北東アジア動向分析 ..... 90

■研究所だより ..... 98



# 特集：現代中国が抱える課題と「新常态」中国の挑戦

ERINA 調査研究部研究員

南川高範

1949年の新中国建国以来、中国はいくつもの困難を迎えたが、それでも現在のような世界第2位の経済大国へと成長することができた。1978年の改革開放政策開始以降も、1989年の天安門事件に端を発する国際的な経済取引への制約、アジア通貨危機やリーマンショックなどいくつかの経済的困難を迎えたが、外交的手段や経済政策により、その直接的な効果を短期的なものに抑えてきた。

目下、中国は、これらの経済的困難に引けを取らないいくつかの課題に直面しているが、中国が持続可能な経済成長を実現するためには、いずれも解決されなければならない問題であると考ええる。本特集では、こうした課題を中国が否応なしに対処せざるを得ない、いわば受動的な現代中国の課題と、中国が持続可能な経済成長を実現するために積極的に対処を行う能動的な挑戦とに分けて認識している。

亜細亜大学アジア研究所教授遊川和郎氏の論文「新冷戦はなぜ起きたのか：中国を取り巻く国際環境の激変と中国の大国化」では、中国経済において最も関心を集める問題である、中国の国際関係と米中の通商摩擦について取り上げてい

る。改革開放政策以降の数十年の間に、成長が期待されるフロンティアから米国にとっての貿易摩擦の対象となっていた経緯と背景、そして今後の展望について紹介する。

吉林大学東北亜研究院副教授王彦軍氏の論文「中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響」では、多くの先進国でも共有されている問題である少子高齢化の問題について、中国における現状を取り上げている。特に、中国は人口規模がもともと大きいということもあり、少子高齢化の経済成長に与える効果は国内にとどまらず、我が国にとっても注視すべき問題であると考ええる。

アクロスジャパン株式会社代表取締役社長の及川英明氏の論文「中国および中国東北地方の環境保護産業と日本企業の市場参入における課題」では、中国が持続可能な経済成長を実現するために能動的に取り組んでいる環境の問題について取り上げる。中国東北地方を中心として、環境ビジネスコーディネーターとして環境政策、環境問題の現状を捕捉している視点から、中国の環境問題は何を解消しなければならず、また、日本としてどのよう

な協力の余地があるのかを紹介する。

国際関係、人口問題、環境問題という三つのテーマは、いずれもそれを解決しなければ中国が持続可能な経済成長を達成できないという意味で、重要な課題である。ただし国際関係における問題や人口問題は、中国にとっては短期的に解決の道すじをつけなければならない受動的な課題であるのに対して、環境問題は、中国が長期的に解決を図るべく能動的に取り組んでいる課題である。中国は2001年の世界貿易機関加盟以降急速な発展を実現した。その成長は他に類を見ないのであり、社会保障制度や環境対策における制度の整備が追いつかない状態である。一方で対外貿易による急速な成長は、米国との通商摩擦という追加的な課題をもたらした。

これまでの中国は急進的な成長と漸進的な制度改革という矛盾が存在していた状態である。中国が「新常态」に適應するための必要な変化として高速成長から中速成長への転換を挙げているが、今後、安定成長と漸進的制度改革という調和のとれた発展を実現することが望まれる。

# ***On the Special Feature: The Challenges of Modern China and the Challenges of "New Normal" China***

**MINAMIKAWA Takanori**

*Research Fellow, Research Division, ERINA*

Since the founding of the People's Republic of China in 1949, the nation has faced numerous difficulties, nevertheless, it has been able to grow into the world's second largest economy. Following the establishment of the Open Door Policy in 1978, restrictions on international economic transactions stemming from political events of the late 1980s, the Asian currency crisis and the Lehman shock are some examples of the economic challenges China has encountered, yet diplomatic means and economic policy maneuvering have limited their direct effects to the short-term.

China is now confronting fresh economic difficulties unrelated to past challenges, however, each of these issues must be resolved if sustainable economic growth is to be realized. In this special feature we introduce the inevitability of China being forced to deal with such issues, explain the passive problems facing modern China, and recognize its challenges in proactively addressing the measures required to maintain sustainable economic growth.

In his paper, "An Overview of a New Cold War: Radical change in the international environment surrounding China's great power", Professor YUKAWA Kazuo of Asia University discusses China's international relations and the trade friction between it and the U.S., the most concerning economic issue at present. Moreover, Prof. YUKAWA explains China's economic frontier of expected growth in the decades following the Open Door Policy, explores the history and background behind recent trade friction with the U.S., and introduces future prospects for China.

The problem of declining birthrate and aging population is shared by many developed nations, and the current situation in China is covered in "China's Population Problems and Its Impact on Economic Growth" from Associate Professor WANG Yanjun of Jilin University. The author states that given the vast scale of China's population, the effect of declining birthrate and aging population on economic growth may reverberate beyond China,

therefore, it remains an issue that Japan should monitor closely.

"The Environmental Protection Industry in China and its Northeast, and Market Entry Challenges for Japanese Companies", a paper compiled by OIKAWA Hideaki, President of Across Japan Inc., addresses the environmental issues that China is actively pursuing to achieve sustainable economic growth. As an environmental business coordinator in the Northeast of China, Mr. OIKAWA provides a first-hand account of China's environmental policy and the current state of environmental issues, lists the environmental problems that China must solve, and suggests the need for Japan to play a cooperative role.

The three themes of international relations disputes, population problems, and environmental issues are key in the sense that China's economic growth is not sustainable unless viable solutions for each can be found. Problems in international relations and population are passive issues that China inevitably must resolve in the short-term, while environmental problems are active issues that can be dealt with in the long-term. China has achieved rapid development since joining the World Trade Organization in 2001. Although its economic growth has been unparalleled, the formation of social security systems and environmental measures have been unable to keep pace with the development. On another front, the rapid growth in China's foreign trade has resulted in additional challenges of trade friction with the U.S.

China has been in a state of flux of late, with a contradiction of radical growth and gradual institutional reform. While China has cited its transition from fast growth to medium-speed growth as a necessary change to apply its "New Normal" policies, it is hoped that harmonious development of stable growth and gradual institutional reform can be achieved moving forward.

[Translated by ERINA]

# 新冷戦はなぜ起きたのか

## —中国を取り巻く国際環境の激変と中国の大国化

亜細亜大学アジア研究所教授

遊川和郎

### 要旨

中国の対外開放政策が奏功した背景を考えた場合、中国が経済建設に専念できる冷戦構造末期の国際環境や、中国の世界経済参入と一体化を歓迎するフォローの風が吹いていたことを忘れてはならない。旧ソ連と異なり、当時の中国では軍事的な脅威は小さく、新たに出現した巨大市場が世界経済の新たなフロンティアとなることへの期待も大きかった。それから30年以上が経過した現在、米中間では米国トランプ政権との通商摩擦が起こり、国際社会の中国に対する視線も厳しいものへと大きく変化している。その要因は何だったのか、今後も中国が持続的に成長するうえで必要な国際環境は維持されるのかを考察する。

キーワード：対外開放、走出去、「一带一路」、米中摩擦

JEL classification: P33, F41

### 1. はじめに

中国が改革開放政策に転じて40年、この間（1979～2018年）の平均経済成長率は9.4%に上る。このような驚異的な経済成長をけん引した要因には、計画経済時代の非効率を取り除く各種制度改革の断行と自由化に伴ったインセンティブの増大、若年人口の増加や農村から都市への労働力移動という人口動態、対外開放政策による資金と技術の獲得などが挙げられる。これらの要因が生産要素の投入増加と生産性の向上、近年ではイノベーション創出という好循環を引き起こしてきたとみることができる。

なかでも対外開放政策が奏功した背景を考えた場合、中国が経済建設に専念できる冷戦構造末期の国際環境や、中国の世界経済参入と一体化を歓迎するフォローの風が吹いていたことを忘れてはならないだろう。旧ソ連と異なり、当時の中国には軍事的な脅威は小さく、新たに出現した巨大市場が世界経済の新たなフロンティアとなることへの期待も大きかった。

それから30年以上が経過した現在、米中間では米国トランプ政権との通商摩擦が起こり、国際社会の中国に対する視線も厳しいものへと大きく変化している。本稿では、改革開放政策後の中国がどのような国際環境の下で経済発展したのかを

振り返りながら、そこで生じた問題点や、なぜ現在新冷戦とも呼ばれるような状況を招来しているのかを考察する。

### 2. 改革開放時代の中国を取り巻く環境

#### (1) 冷戦末期の中国への期待感

中国は1970年代末以降、社会主義の原則を堅持しながらも、旧来の自力更生という閉鎖的な経済体制を改め、開放政策という海外からの援助や外資の力を借りながら、建国以来の経済停滞を打破し、経済発展に優先して取り組む姿勢を打ち出した。1980年代の冷戦構造末期、東西のイデオロギー対立自体は徐々に希薄になっていたとはいえ、中国が共産党一党独裁国家であることはもちろん、当時は「社会主義=計画経済」の時代で中国自身が市場経済を認めず政府の指導的な関与を主張していた時期であり、西側社会が中国に門戸を開いたのは巨大市場への期待の大きさに他ならない。

また、経済協力開発機構（OECD）が1979年に発表した報告書で、1970年代石油危機後の世界的な経済の低成長の中にあって、急速に工業化をとげた10か国・地域（スペイン・ポルトガル・ギリシャ・旧ユーゴスラビア・ブラジル・メキシコ・香港・韓国・台湾・シンガポール）をNewly

Industrializing Countries (NICs) と名付けた。なかでも「アジアの四昇龍（香港・韓国・台湾・シンガポール）」はアジアNIEs (newly industrializing economies) と呼ばれ、これらの経済体が日本の後を飛ぶ雁行型経済の中で輸出志向型工業化に成功したことは、経済特区を設置して同様の戦略を採ろうとする中国経済のテイクオフにも大きな期待を抱かせた。

またこれらアジアNIEsの経済発展を「開発独裁」というモデルで説明されていたことも中国には有利に働いた。すなわち、経済発展のスタート段階においては、独裁的な政権の下で国民の民主的な政治参加が抑制されることも是認する傾向があった。この目標が一定程度達成されれば、中間層が形成され、民主化も進んでいくので過渡期の強権的な政権もまずは工業化（経済の近代化）を最優先することが重要視された。1960年代の韓国・朴正熙政権、シンガポールのリー・クアンユー首相、台湾の蒋介石・蔣経国政権がこれに相当する。そのため、鄧小平というストロングマンの下、中国が経済建設にまい進するならばそれを国際社会が好意的に見守る環境があったと言える。

#### (2) GATT加盟申請と人権問題での軋轢

中国が改革開放政策に乗り出した1980

年代初頭、中国が目指したのは輸出工業化であり、輸出振興による外貨獲得が急務であった。輸出拡大の道筋として、中国は1982年に関税及び貿易に関する一般協定(GATT)のオブザーバーとなり、1986年にGATT加盟を正式に申請した。1980年代から90年代にかけて中国の輸出は安価な労働集約型の製品が中心で、特に繊維製品は輸入数量割当(クォータ)の配分が決定的な意味を持っていたので中国側も国際貿易の枠組みに入るメリットを実感していた。

中国のGATT加盟申請は、西側先進国にとっても中国が通商ルールの枠に入り、さらに中国市場の門戸が開く意味からも歓迎された。加盟交渉の滑り出しは順調だったが、1989年の天安門事件によって交渉は長期化し、中国にとっても厳しいものとなった。

中国は米国以外の先進国から途上国向けの一般特惠関税(GSP)の適用を受け、主要貿易相手国からは最恵国待遇(MFN)を受けていたが、米国は1974年通商法402条(ジャクソン・バニック条項)により、共産主義国に対し1年毎のMFN更新が必要だった。そのため天安門事件後は人権問題の改善を更新の条件としようと

する米議会の動きが加わり、中国にとっては西側諸国との異なる価値観による差別的な待遇に苦慮した。こうした経験は、後に中国が途上国に援助を行う際に「いかなる政治的条件もつけない」と「内政不干渉」を強調し、それがまた西側とは異なる理念による援助として議論を呼ぶことにつながっている。

### (3) 1990年代の対米通商摩擦

1980年代から90年代にかけて、海外からの中国市場に対する期待は、当時の購買力の現実とその市場環境の特殊性から軌道修正を迫られた。特に欧米諸国からすれば中国を生産基地として利用する考えはなく、中国とのビジネス目的はあくまでも市場である。米国は知的財産権の保護や市場アクセス不十分なことを理由に、1991年から96年の間に計4回、通商法301条に基づく調査を行い、制裁案を公表し、中国側も報復リストを発表して期限直前に妥結という綱渡りを繰り返していた。当時の争点となっていたのは、自由貿易に馴染まない貿易管理制度や地方政府の関与も疑われる海賊版、コピー商品などであった。

こうした間にも中国の輸出競争力は向上し貿易摩擦が頻発したため、西側諸国

もGATTの枠組みによる紛争処理手続きの必要性を感じる一方で、より厳しい加盟条件を求めるようになった。中国は世界貿易機関(WTO)原加盟国入りを目標に交渉を続けたが、1995年1月のWTO成立には間に合わず、最大の難関である米国との二国間交渉は1999年4月に朱鎔基首相が訪米して実質的に進展し、同年11月に合意にこぎ着けた。その後多国間交渉を経て2001年9月にWTO中国作業部会で合意文書を採択、11月にカタルドーナで開催されたWTO閣僚会議で加盟が承認され翌12月11日に中国はWTOに正式加盟した。

### (4) 生産拠点としての中国

地理的に中国から離れた欧米諸国は世界戦略の一環として対中ビジネスをとらえており、生産拠点としての意識は希薄だった。中国を生産拠点として活用する動きは近隣の香港や台湾、日本から始まった。香港では1980年代後半に入ると人件費や地価の高騰、深刻な労働力不足から中小資本による部品組み立てなど労働集約的な分野中心に委託加工の形式で隣接する広東省(珠江デルタ)へ相次いで進出した。また台湾も広東省や福建省、上海

表1 過去の米通商法301条に基づく対中措置

	調査開始	制裁案発表	妥 結	合意を受けた中国の対応
1	1991/4 知財権保護の不足を理由に特別調査開始	1991/12 中国からの輸出品15億ドルに100%関税を賦課する制裁リスト公表。同日中国は12億ドルの報復リスト発表	1992/1/16 協議成立、「米中知的財産権保護に関する覚書」締結	知財権に関する国際条約に参加 国内法改正 南部一部の省で海賊版取り締まり
2	1991/10 中国市場へのアクセスを理由に調査開始	1992/8 服飾品等39億ドルへの報復関税リスト発表	1992/10 協議成立、「市場アクセスに関する両国政府の覚書」締結	輸入調節税の廃止 225品目の商品関税引き下げ 5年以内に多くの米国製品の輸入制限等を解除
3	1994/6 中国の知財権に関する特別調査を開始	1994/12 電子製品・玩具等28億ドルの制裁関税リスト発表、中国も報復関税リスト発表	1995/2/26 協議成立	知財権保護法の大幅な強化 知財権関連の輸入・投資障壁削減
4	1996/4 中国の知財権に関する特別調査を開始	1996/5 中国の繊維衣料品、電子製品等30億ドルの制裁関税リスト発表、中国も報復関税リスト発表	1996/6/17 知財権保護に関する書簡交換、「中国の法執行行動報告」締結 1999/3 米中知財協定に正式署名	(1996/6/17までに決定) 違法な光ディスク工場の閉鎖 海賊版製品の輸出停止 知財関連製品の輸入市場開放

出所:みずほ総合研究所「対米通商問題への中国の対応」(2018/5/2)を参考に筆者作成

近郊などで靴や鞆の縫製、アパレル生産などを開始した。日本企業は地方の中小企業を中心にバブル期からの人手不足と担い手の高齢化に加え、プラザ合意に始まる円高で中国進出に活路を求めた。1990年代初頭、中国の件費は日本の約20分の1(約90米ドル)であり、低コストの労働力を活用して事業継続とコストダウンを図った。1992年の鄧小平南方視察後は、大手企業にも進出の動きが波及し、輸出産業を中心に低コスト生産を実現した。特に1990年代後半のユニクロ(衣料)や百円ショップ(雑貨)の出現で広く中国生産の優位が認識され、かつての「安かろう、悪かろう」という中国製イメージは一変した。日本のバブル崩壊後に起こった価格破壊は、製造業が中国を生産拠点として活用した結果であり、日本の物価が中国生産価格に収斂したことを示している。

米国企業は日本のような輸出生産拠点というよりも、ウォルマートに代表されるスーパーマーケットに提供する低価格商品の供給拠点として活用され、2000年前後には世界中の商品供給を行う「世界の工場」となった。2007年、米国では安価ではあるが安全性に問題のある中国製品、中国産食品の安全性が問題視されるようになり、米国ジャーナリストによる『チャイナフリー:中国製品なしの1年間』が出版され、圧倒的な低価格で他を淘汰する中国製品・食品に依存せざるをえない現実に問題提起がなされた。日本でも翌2008年、中国製冷凍ギョーザの中毒事件が発生し、同様の問題への関心が高まった。

こうした低価格の消費財に加えて中国活用の一つのモデルとなったのが米アップル社による鴻海(ホンハイ)への委託製造である。2007年6月発売の初代iPhone以来、短期間でのモデルチェンジに対応した大量生産を可能にするには、大量の労働者(一工場10万人以上)を確保し24時間体制での生産が必要であり、部品供給や物流網も含めて中国以外では実現不可能なビジネスモデルだった。2019年6月、鴻海が生産ラインを中国から他へ移管する報道が出ているが、米中摩擦に加え、こうした大量生産が中国においても持続不可能になっていることがある。

### 3. 2000年代の環境変化

#### (1) WTO加盟後の経済躍進

2001年のWTO加盟実現後、中国にとっては別の国際環境が生まれていた。GATTウルグアイラウンドが1994年に妥結し、WTOドーハラウンドが中国の加盟と共にスタートしたが、その後今日に至るまで主要分野の交渉停止状態が続いている。

原加盟国128カ国・地域に対し、現在164カ国・地域に増加したが新加盟の多くは新興国である。新興国からすれば従来認められていた国内産業保護は制限される一方、模倣品など新ルールの負担も多く、先進国と主張は対立し、国有企業、電子商取引、労働など未対応の課題が山積している。中国のWTO加盟交渉は市場アクセス関連が大半で、補助金関連ルールが少ないことも現在生じている問題につながっている。

そうした中で世界の通商ルールの潮流は全会一致原則のWTOから自由貿易協定(FTA)へと移っていく。中国は先進国の立場が強い多国間の通商ルールよりも二国間の協定における中国は市場を背景にした交渉力で優位に展開できる。中国は2002年11月にASEANとの間で締結した「全面的経済協力枠組協定(ACFTA)」を皮切りに、2017年12月に締結したモルディブとの自由貿易協定まで16協定(24カ国・地域)に署名した。中国が締結したFTAには、経済的な利益を追求するよりも外交や安全保障上の目的を達成する上での補助的な道具としての意味合いが強いことが特徴といえる。

米国は2000年代前半、テロとの戦いに没頭していたが、対中認識ではブッシュ政権1期目の「戦略的競争相手」から2期目には「責任あるステークホルダー(利害共有者)」へと大きく転換し、中国への警戒心は薄れていた。その間中国のGDPは毎年2桁成長を続け、2003年の世界第7位からG7の国々を次々と抜いて2010年に世界第二の大国となる。2000年以前は立ち遅れた経済のキャッチアップのための外資導入だったが、増加し始めた外貨準備を背景に「走出去(海外進出)」、すなわち経済面での対外膨張が始まった。

外資の中国ビジネスは、前述の低価格

製品の生産、販売に加えて、WTO加盟後は関税引き下げに伴って中国国内の自動車販売が急拡大、外資の自動車メーカー進出が2000年代半ばの主戦場となった。

#### (2) リーマンショックを契機とした中国の台頭

ここまで見てきたように、2000年代に入り中国は新たな通商ルールに縛られることもなくなり、市場の力を武器に人権などの国内問題を海外から批判されたり経済問題にからめられたりすることも減り、高度経済成長の軌道に乗る。驚異的な経済発展と顕在化してきた中国マネーの前に国際社会はそれまでの民主や人権といった旗頭を失ってなし崩しに中国への警戒を緩め融和的になっていく。

そして2008年に起きたリーマンショック、09年に始まる欧州債務危機によって世界経済を救済できるのは中国だけとなり、新興国を含めたG20は国際経済協力の第一の協議体となる。人権や民主化といった中国への要求は影をひそめるようになった。

中国は従来、飛躍的な経済発展の一方で、国際社会における責任については途上国としての立場を強調してその関与には消極的であり、G20の発足・参加などで発言力を高める一方、2009年の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)では、気候変動問題での非協力的な姿勢がオバマ大統領の失望を招いたと言われる。

こうした胡錦濤政権期の消極的な外交姿勢に変化が生じたのはやはり習近平政権になってからである。「一帯一路」構想(2013年)、「人類運命共同体」などを提唱し、2014年12月の外事工作会議では「中国の特色ある大国外交」と称し、「責任ある大国」を掲げてグローバルガバナンスにおいてより能動的な役割を明言するようになった。発展した中国が国際社会への貢献をためらわずに行うと強調するように変化した。中国が国際公共財を提供しようとする意思の背景には強い大国意識があるのは間違いのない。

#### (3) 米リバランスと「一帯一路」

リーマンショックから約4カ月後、米国は共和党のブッシュ政権から民主党のオバ

マ政権に移行した。米国は2011年にイラク撤退を完了し、オバマ大統領によるアジア太平洋回帰(リバランス)の方針が明確に示された。またオバマ大統領はそれまでシンガポール・ブルネイ・チリ・ニュージーランドの4か国の経済連携協定(EPA)を環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に拡大して交渉に参加する方針を示し、2010年から交渉を開始した。TPPは公式には「質の高い経済連携」を目指す自由貿易協定の一つで、当初中国に門戸は閉ざしてはなかったが、2013年に日本が交渉参加を表明して以来、次第に中国を排除した経済圏構想の色彩が強まった。

そうした中、2012年に就任した習近平総書記が翌2013年に提起したのが、「シルクロード経済ベルト」、「21世紀海上シルクロード」、併せて「一帯一路」構想であり、アジアインフラ投資銀行(AIIB)設立構想も同時に打ち出した(2015年12月発足)。

中国がこうした構想を提起した背景には、2010年にGDPで日本を抜き世界第二の経済大国となり、最大の外交課題が米国と決定的な対立を避けながらいかに平穏に米国の地位に迫り、超えるかということになったことがある。中国が2013年6月の習近平主席訪米以来、再三米国に提起している「新型の大国関係」(衝突せず対抗せず、相互尊重と互惠協力)は、中国の立場から考えれば決定的な衝突を避けるための方策である。「新型の大国関係」と言えば、米中二大国による太平洋分割統治のように勤める向きもあるが、中国からすればまさに双方の縄張り(勢力圏)を明確にすることによって衝突を避けようとする考え方である。2015年9月の習近平主席訪米、首脳会談も「トッキディデスの罠」の回避、すなわち相互の疑心暗鬼から来る衝突を引き起こさぬことをその狙いとしている。

#### (4) パートナーシップ外交

中国は「一帯一路」の提唱以前から、国交のある国々との関係に様々な序列をつけることを試みている。これは中国が対外開放政策によって西側諸国との経済関係を深める一方、1990年代初頭に冷戦構想が終結した後、世界の国々との関係にどのように濃淡をつけ性格づけするのが

中国にとって有益かという発想である。中国は軍事的な同盟関係による外交を否定しており、同盟国は存在しないが、国交を有する国と一様ではない関係にどのような序列をつけるか、その中で重要な意味を持つ概念が「伙伴」(パートナー)である。パートナーは1994年に北大西洋条約機構(NATO)が冷戦終結後の信頼醸成を目的にNATO非加盟国との間で推進した「平和のためのパートナーシップ(PfP)」を一つのモデルに当初考案された概念であり、国と国との信頼関係に基づいた政治、経済、科学技術、文化等での国際協力関係を指す。パートナーシップの核心は、パートナー間の平等、非同盟、第3国への敵対を目的とするものではない、という点である。冷戦期における軍事同盟・敵対関係ではなく、対等な協力関係を推し進める国家関係へと進化したものと言える。

パートナーシップには、表2のように、様々な名称があるが、「戦略的パートナー」と「友好パートナー」「協力パートナー」等に大別できる。「戦略的パートナー」は双方の協力が国家安全上の利益に立脚したもので、大局的、核心的な利益の一致を

求めたものである。さらに協力領域が広がると「包括的」といった冠がつく他、「戦略的」と「パートナー」の間に「協力」という文言が入ることもある。一つ一つが必ずしも整合的に区別されているわけではないが、「包括的・戦略的協力(協作)パートナー」、「包括的・戦略的協力(合作)パートナー」「全天候型戦略的協力パートナー」はより相互の信頼感が高い。

「戦略的パートナーシップ」は1996年4月にロシアとの間で結んだのが最初で、その後ロシアとは「包括的・戦略的協力パートナー」へと発展させた。14年5月のアジア信頼醸成措置会議(CICA)では、習主席とプーチン大統領が会談し、全方位・多層での協力関係発展に満足し、両国の「包括的・戦略的協力パートナー」関係をさらに高い水準に持っていくことで合意している。

「包括的・戦略的パートナーシップ」の締結第1号はEUで、1998年に結んだ「包括的パートナーシップ」から2003年10月の第6回中国EU首脳会議で格上げした。

注目すべきは、米国および日本との関係である。米国とは、97年10月に「建設的戦略パートナーシップ」構築に向けて努力す

表2 中国が締結している主なパートナーシップと相手国

パートナーの名称	該当国
包括的・戦略的協力パートナー (全面战略协作伙伴)	ロシア
包括的・戦略的協力パートナー (全面战略合作伙伴)	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、モザンビーク、コンゴ、ナミビア、ジンバブエ
包括的・戦略的パートナー (全面战略伙伴)	EU、英国、イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、デンマーク、ベラルーシ、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、ベネズエラ、カザフスタン、インドネシア、マレーシア、南アフリカ、アルジェリア、モンゴル、ニュージーランド、エジプト、サウジアラビア、イラン、セルビア、ポーランド、ウズベキスタン、エクアドル、ペルー、タジキスタン、キルギス、UAE
戦略的協力パートナー (战略合作伙伴)	アフガニスタン、韓国、インド、スリランカ、バングラデッシュ
全天候型戦略的協力パートナー (全天候战略合作伙伴)	パキスタン
全方位戦略パートナー (全方位战略伙伴)	ドイツ
戦略的パートナー (战略伙伴)	ASEAN、アフリカ連合(AU)、アンゴラ、トルクメニスタン、ナイジェリア、カナダ、チリ、ウクライナ、カタール、チェコ、モロッコ、オーストリア、オマーン、ボリビア、クウェート、ブルガリア

出所：資料『京華時報』2014年7月25日付を基に、その後の変動を筆者が加筆修正

ることで合意したが、プッシュ政権（第一期）が中国を「戦略的競争相手」と位置づけたことから「建設的協力関係」へと表現を変え、11年の胡錦濤主席訪米時、「相互尊重、ウィンウィンの協力パートナー関係」建設に向けて共に努力することになった。習近平主席になって、13年6月の訪米時、「新型の大国関係」構築に向けて努力するという新たな方向性を提起したが、その後米国側の警戒を招き、現在は「協力・ウィンウィン」の中核とする新型の国際関係」という表現を米国に限定せず広く使っている。一方で、日本との間で2006年以来用いられる「戦略的互惠関係」はただ日本一国とのもので、パートナーではない極めて異例の関係と言える。

また「一帯一路」構想は経済圏構想と称されることが多いが、多国間のプラットフォームではなく、中国を中心にしたこのような二国間関係の集合体であることが大きな特徴といえる。

#### 4. 米中通商摩擦と国際社会

##### (1) トランプ政権と中国への対抗姿勢

「米国第一」を掲げ2017年に発足した米国トランプ政権は、就任前から主張していた対中強硬策を実行へ移していく。当初、米国側の要求は対中貿易赤字の解消を企図したものと見られ、第2期習近平体制がスタートした直後の2017年11月、北京にトランプ大統領を招いての米中首脳会談では、総額2535億ドルの契約に調印し（うち貿易26件1088億ドル、投資8件1447億ドル）、中国側は輸入拡大、市場開放によって米国側の要求に応えながら着地点を模索していくものと思われた。

しかし、その直後に発表された「国家安全保障戦略(NSS)」(2017年12月)、「国家防衛戦略(NDS)」(2018年1月)において、米国は中国とロシアを力による「現状変更勢力」と位置付け、対抗姿勢を強調するようになった。トランプ政権中枢にはナバラ大統領補佐官(通商)、ボルトン大統領補佐官(安全保障)、ライトハイザー USTR代表、クドロー NEC委員長といった対中強硬派が顔を揃え、2018年に入り太陽光パネル等へのセーフガード(2月)、鉄鋼・アルミへ製品の追加関税(3月)を相次

いで発動した。

3月にはさらに米通商代表部(USTR)が「通商法301条に基づく対中報告書」を発表し、技術移転、知的財産及び技術革新に関係する中国政府の措置、政策及び慣行は不合理、差別的なもので、米国は推計で年間少なくとも500億ドルの巨額の損失を被っていると厳しく糾弾。1974年通商法301条に基づく知財侵害に対する制裁措置を7月から9月にかけて3回に分けて発動(①340億ドル分、②160億ドル分、③2000億ドル分)した。

さらに8月には2019年度(18年10月～19年9月)国防権限法が超党派議員の賛成とトランプ大統領の署名で成立。同法では、19年8月以降中国5社(ZTE、華為技術、HIKVISION、浙江大華技術、海能達通信)からの米政府機関製品調達を禁止、20年8月からは5社の製品を使用する企業との取引も打ち切るなど、中国への強硬策が多く盛り込まれた。米国の要求は当初の

貿易赤字解消から中国政府による米企業への強制的な技術移転強要や「中国製造2025」による関連産業への補助金停止など中国の抑え込みを目的とすることが鮮明になり、こうした強硬な対中姿勢はトランプ大統領による単なる政治パフォーマンスから党派を超えた支持へと変わっていった。

2019年に入り、米中の通商交渉は最終合意に向けた機運も高まっていたが、5月初めに米国側は「中国が過去の合意事項を後退させてきた」と強硬姿勢を示し、第3弾2000億ドル分の追加関税を10%から25%に引き上げた。さらに米商務省は華為技術に対する米国製ハイテク部品などの事実上の禁輸措置を発表(5月15日)、トランプ大統領は同社を念頭に安全保障上の脅威がある外国企業から米企業が通信機器を調達するのを禁じる大統領令に署名、ほぼすべての中国製品に関税を課す「第4弾」や為替操作国の指定など、なお問題は拡大、複雑化している。

表3 トランプ政権の対中経済制裁措置

日付	出来事
2017/4/7	習主席が訪米、両国間の貿易不均衡を是正する「100日計画」策定で合意
11/8	トランプ大統領が訪中、大型商談
12/18	「国家安全保障戦略(NSS)」発表
2018/1/3	対米外国投資委員会(CFIUS)がアリババ金融子会社によるマネーグラム社の買収案却下
1/19	「国家防衛戦略(NDS)」発表
1/22	太陽光パネル等へのセーフガード措置発表(2/7発動)
3/8	鉄鋼・アルミへ製品の追加関税措置発表(3/23発動)
3/22	USTRが「通商法301条に基づく対中報告書」を発表
4/16	米商務省がZTEに対し米国企業との取引禁止の制裁措置(6/13解除)
8/13	「国防権限法」、「外国投資リスク審査近代化法(FIRMA)」成立
10/4	ペンス副大統領がトランプ政権の対中政策について講演
11/1	米司法省が中国による情報窃取や経済スパイ活動の取り締まりなど包括的に対処する「中国イニシアティブ」を発表
12/31	米大統領が「アジア再保証推進法」署名、成立
2019/5/2	米国防総省が、中国の軍事動向に関する年次報告書を発表、中国がサイバー攻撃による最先端技術の窃取などで軍事力の近代化を進めていると批判
5/10	貿易交渉が決裂。2000億ドル分の中国製品に課す関税を25%に引き上げ
5/15	米商務省は華為に対する米国製ハイテク部品などの事実上の禁輸措置を発表。トランプ大統領は同社を念頭に安全保障上の脅威がある外国企業から米企業が通信機器を調達するのを禁じる大統領令に署名
8/5	米財務省が経済制裁の対象となる「為替操作国」に中国を指定

出所：報道から筆者作成

## (2)イノベーション創新型モデル

中国経済は1990年代には安価な労働力を利用して「世界の工場」として組み立て・加工工場として急成長してきたが、すでにそうした優位性は消失していることを前述した。それを補う技術や付加価値を生み出せないことが中国経済を中期的に不安視する大きな要因だったが、イノベーション創新型という新たな成長モデルが見えてきたことが逆に中国の技術力に対する警戒感を高めたと言える。

中国のイノベーションが旺盛になったことを表す事象の一つが、「独角兽(ユニコーン)」と呼ばれる企業価値10億ドルを超えるスタートアップ企業が次々と誕生していることである。ユニコーン企業は北京、上海、深圳、浙江省杭州の4都市に集中しているのが特徴でネット金融(モバイル決済)、生活情報サイト、スマホ製造、ドローン製造、宅配の物流やフードデリバリーなどITを活用した新ビジネスが中心である。

行政面から見れば、2014年9月、天津のサマーダボス会議において李克強首相が「大衆創業・万衆創新(「双创」=大衆による起業、万民によるイノベーション)」を提起し、同年11月に開催された第1回世界インターネット大会(浙江省烏鎮)においても「インターネットは「双创」の新ツールであり中国政府も大いに重視している」と発言、ネットビジネスでの起業を積極的に支援する姿勢を示した。翌2015年1月には李首相が深圳を視察。同市最初のメイカースペース「柴火创客空間」を訪問、その活動を称賛し、「双创」は同年の全人代政府活動報告にも盛り込まれた。全人代終了後の5月に「中国製造2025」を発表、6月に「大衆創業・万衆創新のさらなる推進の若干の政策措置に関する意見」を公布し、人材移動の制約や資金調達など起業・イノベーションの阻害要因を取り除く施策を次々と打ち出した。

このような「双创」促進策が奏功し、折からのモバイル決済普及と相俟ってシェア自転車など新ビジネスが次々と勃興した。モバイル決済を通して確実な代金回収とともに、購買履歴のみならず行動履歴と併せて管理することが可能になった。すなわち、イノベーションが中国社会を大きく変えている本質は「信用の可視化」が可能に

なったことである。中国社会、経済活動の隘路は相手の信用を測れないところにあった。これを可視化することによって、社会の中で生じている無数の無駄がなくなり経済活動や市民生活が円滑に行われるようになったと言えるだろう。

## (3)知的財産の剽窃と安全保障上の脅威

一方、米国が以前から強く指摘しているのが、知的財産(技術)の剽窃と中国の通信機器を使用することに伴う安全保障上の脅威である。華為について米国は、人民解放軍との関係や脆弱性を利用した不正アクセス、中国の国家安全法による情報機密提供の恐れなどである。米国は前述のように国防権限法によって華為など中国5社の機器、サービスの政府調達を19年8月以降禁止し、1年後には5社の製品を使用する企業との取引も打ち切る措置を明確にしている。また欧州、オーストラリア、日本など同盟国にも華為やZTEの5G参入

を禁止するよう求めているが、この点については必ずしも足並みは一致していない。

知的財産剽窃に対する疑惑は留学生にも及んでいる。2018年に中国から米国へ公費派遣予定の留学生10,313名のうちビザが発給されず実際に留学できなかったのは331名(3.2%)だったが、2019年1~3月は1353名中182名(13.5%)、4~5月は274名中101名(36.9%)と不発給率が急激に上昇した。不発給の対象は自然科学から社会科学へ拡大し、ビザ延長審査の長期化、有効期限の短縮も起きている。

中国政府の国家プロジェクトとして中国語教育や文化交流を行う孔子学院は2004年に始まり、米国に最多の105校(2018年12月末現在)開設されていたが、「中国は米国の知的財産を盗んでいる」「国家安全保障の脅威」という批判の高まりを受け、閉鎖件数は14~16年3校、17年3校、18年8校、19年は6月現在10校と急増している。

表4 華為をめぐる動き

日付	出来事
2003	米シスコシステムズが特許侵害(ルーター)で提訴(FBIも捜査)。華為が製品設計の変更に応じて両社和解
2011	「華為やZTEは人民解放軍と密接な関係がある」(米国防総省報告書) 「中国の通信分野の急成長は安保上の脅威」(米議会諮問委員会)
2011/2	中国企業では初めて日本経団連に加盟
2012	華為とZTEを安保上の脅威と認定(米下院報告書)
2015	「華為製品の普及で米企業の通信網に中国政府とみられるアクセスが急増している」(FBI報告)
2015/7	中国国家安全法採択・施行(第23条ネットワークの重要設備及びネットワークの安全専用製品)
2017/6	中国国家情報法採択・施行「いかなる組織及び個人も、国の情報活動に協力する義務を有する」(第7条)
2018/8/13	米国防権限法成立。政府や軍拠点で特定の中国製品禁止
2018/11	CFIUSの買収審査権限を拡大
12/1	カナダ当局が米国の要請を受けて孟晩舟CFOを逮捕
12/10	日本政府が安全保障上のリスクがある場合、2019/4以降調達停止の指針
2019/3/7	米連邦裁判所に2019年度国防権限法889条の合憲性(華為を対象とした販売制限措置)を問う訴訟を提起
5/15	米商務省が華為をELに掲載(米国製ハイテク部品などの供給停止措置) 米企業が安全保障上リスクのある外国企業から通信機器調達を禁じる大統領令に署名
8/19	米商務省が華為への米国製品の禁輸措置強化を発表

出所:報道から筆者作成

#### (4) ペンス副大統領演説

通商問題から性質を変えてきたトランプ政権の厳しい対中認識が包括的に示されたのが2018年10月4日、ペンス副大統領によるハドソン研究所での講演である。トランプ政権の対中政策に関する40分以上の演説の中でペンス副大統領は、貿易赤字、為替操作、知財侵害といった自由で公平な貿易とは相いれない政策が採られていることへの批判に加え、政府による知財の略奪(強制的な技術移転)、覇権奪取の試み(軍事的な膨張)、自国民に対する抑圧(イスラム教徒ウイグル族や地下教会の弾圧、監視国家)、「借金漬け外交」による途上国への影響力拡大、台湾・チベットの迫害、トランプ政権打倒を企図した試み(政治工作)、等を列挙した。副大統領は、ソ連崩壊後中国の自由化は避けられないと想定し、分別ある楽観主義をもって中国をWTOに加盟させたが深い失望に変わったと述べ、最後に中国の為政者が方針を変更し、数十年前の米中関係の始まりを特徴づけた改革と開放の精神に戻ることと呼びかけた。

ペンス演説が指摘している重要な問題は、改革開放が変質してしまっていることである。対外開放は至上命題であった経済建設加速(キャッチアップ)の手段から次第により多様で複合的な目的を達成する手段として使われ始めたのは前述したとおりである。そして中国は2017年の第19回党大会において「新時代」への転換を明示した。すなわち、毛沢東の社会主義建設「站起来(立ち上がる)」、鄧小平の経済建設中心への転換「富起来(豊かになる)」から、次は習近平の社会主義現代化強国の実現「強起来(強くなる)」の時代であることを宣言したのである。

米国が改革開放後の中国に対して封じ込めではなく基本的に関与政策を採ってきたのは、「豊かになる」中国は米国の国益に叶うものであったからである。そこには米国の経済的な打算を楽観的な(甘い)見通しで覆い隠していたのは事実であるが、中国を世界経済の一員として引き込むことによって世界経済、米国経済もその恩恵に与ったこともまた事実であろう。ところが中国は次第にその経済力(資金力)と自国市場を外交交渉の有力な手段として活用を始めた。また、先進技術も巨大な自国市場を武器に競合相手の存在をちらつかせながら有利な立場で交渉し入手していった。

#### (5) 新冷戦の出口

米国のみならず欧州(EU)において中国警戒論が台頭している背景も、中国が自由主義国家の開放性に付け込んで地域の分断や中国の国益実現を図り、先進技術を有する企業の買収など技術の獲得を進めるからである。東欧16カ国への積極的なインフラ建設支援(2012年から「16+1」の枠組みで関与)、財政危機に陥ったギリシャのピレウス港運営権取得(2016年)、家電美的集団によるドイツの産業用ロボット大手クーカ買収(2016年)などの事例が挙げられる。

米シンクタンク「世界開発センター」は2018年3月、IMFのデータなどからジブチ、キルギス、ラオス、モルディブ、モンゴル、モンテネグロ、タジキスタン、パキスタンの8カ国を「返済困難に陥るリスクが高い」とする調査結果を発表した。その中のラオスは「シルクロード経済ベルト」の東南アジアに抜ける鉄道の最重要ルートに位置する。そうした中国にとっての重要性(国益)から

相手国に身の丈以上の債務を伴う鉄道プロジェクトを持ちかけることに疑問が生じるのは当然である。これらの国の他にもスリランカなど「一帯一路」沿線国に対する「債務の罠」が中国の軍事力を補強することを懸念する声が上がっている。

これらはいずれも「豊かになる」から「強くなる」に転じた新時代の「対外開放」の一面面であるが、これらは「全米民主主義基金(NED)」研究者が命名した「シャープパワー」と密接に関係している。米国の強硬な対中姿勢は、強い中国を実現するための対外開放をヘッジすることだと考えれば、米中の摩擦も長期化することが予想される。

現在起きている「新冷戦」と呼ばれる現象は、過去約20年、中国が市場と経済力を武器に多国間の枠組みではなく二国間の優位な立場を利用して国際社会における異論を封じ、自国に有利な環境をなし崩し的に形成したことが一つの要因である。もう一つは、先進国同士、また先進国と新興国の利害が対立する中、国際協調の枠組みが機能しなくなってしまい、中国の国益追求を第一とするような行動を黙認する結果となったことである。西側諸国の間にはこれまでの中国への期待の大ききゆえに失望も大きく、さらに大国化した中国が新たな脅威として加わった。長年のこうした流れをいったん止める過程で制裁と報復の応酬が生じ、新たな国際秩序が見えない中で世界経済は混迷の度を深めているのが現状である。新冷戦の前線は通商問題から技術覇権、さらには台湾など中国周辺安全保障問題へと拡大しつつある。新冷戦を終結させるには、中国を孤立に追いやることなく新秩序の一員としてルールの中に入れておく努力が必要となろう。

## <参考文献>

- 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編(2016)『メガFTAと世界経済秩序』勁草書房  
大橋英夫(1998)『米中経済摩擦』勁草書房  
大橋英夫(2003)『シリーズ現代中国経済5 経済の国際化』名古屋大学出版会  
大橋英夫(2016)「TPPと中国の『一帯一路』構想」『国際問題』No.652  
大橋英夫(2018)「対外経済と直接投資」『現代中国経済論[第2版]』第12章 ミネルヴァ書房  
大橋英夫(2018)「トランプ米政権の対中通商政策の展開(2017-2018年)」『2018年版中国情報ハンドブック』蒼蒼社  
大森琢磨(2014)『米中経済と世界変動』岩波書店  
朽木昭文・馬田啓一・石川幸一編(2016)『アジアの開発と地域統合:新しい国際協力を求めて』日本評論社  
下村恭民、大橋英夫+日本国際問題研究所編(2013)『中国の対外援助』日本経済評論社  
鈴木英夫(2016)『新覇権国家中国×TPP日米同盟』朝日新聞出版  
中川淳司(2013)『WTO 貿易自由化を越えて』岩波新書  
平川均・石川幸一・山本博史・矢野修一・小原篤次・小林尚朗編著(2016)『新・アジア経済論』文眞堂  
みずほ総合研究所(2018/5/2)「対米通商問題への中国の対応」  
遊川和郎(2015)「中国の周辺外交と新たな国際秩序の形成『一帯一路』構想の目指すもの」『北東アジアの経済・社会の変容と日本II』亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ86  
遊川和郎(2018)『「一帯一路」の政治経済学的考察』『アジア研究』第64巻第4号  
遊川和郎(2019)「習近平政権『新時代』の成果と展望」『習近平政権第1期総括』亜細亜大学アジア研究所・アジア研究シリーズ100  
遊川和郎(2019)『「対外開放」はどこに向かうのか』『中国経済経営研究』第3巻第1号

# ***An Overview of a New Cold War: Radical change in the international environment surrounding China's great power (Summary)***

**YUKAWA Kazuo**

*Professor, Asian Research Institute, Asia University*

Considering the background behind China's successful policy of openness toward the outside world, we must not overlook the international environment at the end of the Cold War; one where China was free to concentrate on its economic construction, and a strong tailwind welcomed its entry and integration into the global economy. Unlike the former Soviet Union, the military threat of China was insignificant at the time, meaning expectation was high that this giant, emerging market would become a new frontier of the world economy. More than 30 years later, however, bitter trade friction has erupted between China and U.S. President Trump's administration, forcing a dramatic change in the international community's perception of China. Here we consider the factors behind these developments, and whether the international environment, which is vital to sustainability in China's economic growth, can be maintained in the future.

Keywords: Open Door Policy, Go Global, U.S.-China trade friction, Belt and Road

JEL classification: P33, F41

[Translated by ERINA]

# 中国が抱える人口問題および経済成長に及ぼす影響

吉林大学東北亜研究院副教授

王彦軍

## 要旨

中国経済が高速成長から安定成長に転換する「新常态」が、すでに中国経済の新しいイメージとして認識されている。中米貿易摩擦に代表されるように、外部環境が急変すると同時に、内需拡大や構造改革の必要性、地域格差などが懸念され、国内課題は山積しており、経済成長の将来は不透明である。一方、中国が抱える人口問題は、人口規模に加え、高齢化と少子化の進展、大規模な人口移動が続いていることなど、より複雑化している。その影響として、社会保障負担の増加、労働力供給の不足と労働コストの向上、将来的な市場縮小など、経済成長に対する負の影響が叫ばれているが、中国政府は人口政策を調整して、より有利な人口環境を目標に掲げるとともに、高齢化社会への対策、少子化対策、社会保障制度の充実など対策を急いでいる。これらの政策効果は時間をかけて検証される必要があるが、全社会を挙げて、人口の均衡的発展と経済社会の持続的発展を実現しようとしている。

キーワード：少子高齢化、中国経済、人口統計

JEL classification: J11, R58

## 1. はじめに

中国の経済成長は、常に多くの関心を集めてきた。この十年間、国内総生産は、依然、速いスピードで増加しているが、経済成長率は6%台に落ち、高速成長から安定成長に転換したと認識されている(図1)。これは「新常态」と呼ばれ、中国経済の新しいイメージとして定着したが、今後どれだけの成長率を維持していくのかは常に問われている。トランプ政権の登場以来、米国優先主義を掲げる米国との中米貿易摩擦が一気に激化し、中国では経

済成長をとりまく外部環境の悪化とその打撃をどのように解消するかが喫緊の課題となっている。一方、国内においては、内需拡大、構造改革、地域格差解消など、懸念される課題は山積しており、経済成長の将来は不透明である。

本稿は、中国における経済成長の要因の一つである人口問題に焦点をあて、現在抱えている問題点と将来への影響を分析するものである。これまで注目されてきた人口規模に加えて、人口高齢化、少子化、大規模な人口移動による人口分布の変化など、中国の人口問題はより複雑化してい

る。その影響として、社会保障負担の増加、労働供給の不足と労働コストの上昇、将来的な市場の縮小など、経済成長への負の影響が注目され頻りに指摘されている。中国はこれに対して積極的に対応し、人口政策を単なる人口増加抑制政策から経済社会発展への複雑な影響を配慮する総合的政策へと転身させている。高齢化社会への対策、少子化対策、社会保障制度の充実などの対策を急いでおり、経済成長に有利な人口にまつわる環境の整備に注力している。

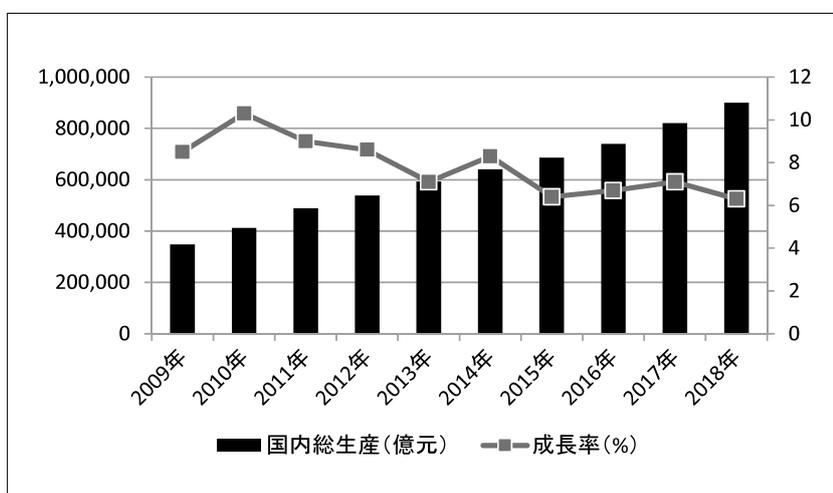
## 2. 中国が抱える人口問題

中国は世界一の人口大国として、2018年末13.95億人の人口を有しているが、この人口が多いという点は中国を最も特徴づける因子である。中国を論じる時は、いかなる議論であってもこの背景を無視できない。この前提をふまえて、筆者は、中国の人口問題がより複雑化していることを強調したい。人口規模に加え、少子高齢化など先進国が直面している人口減少が中国でも現れている。

### 2.1 少子化と人口増加停止

図2に示す通り、中国は1980年代20%以上の人口出生率を維持していたが、

図1 中国の経済成長



出所：中国統計年鑑から筆者作成

1990年代から徐々に下がり、2010年代は11~12%にまで下落し、2018年はこれまでの最低水準10.94%となった。出生率下落に主導されて人口増加率も低下を続け、2010年代は4~5%台に、2018年は3.81%の最低水準となった。2016、2017年には一時的に上昇がみられたが、これは後述する人口政策調整の短期的な効果であり、趨勢は変わっていない。

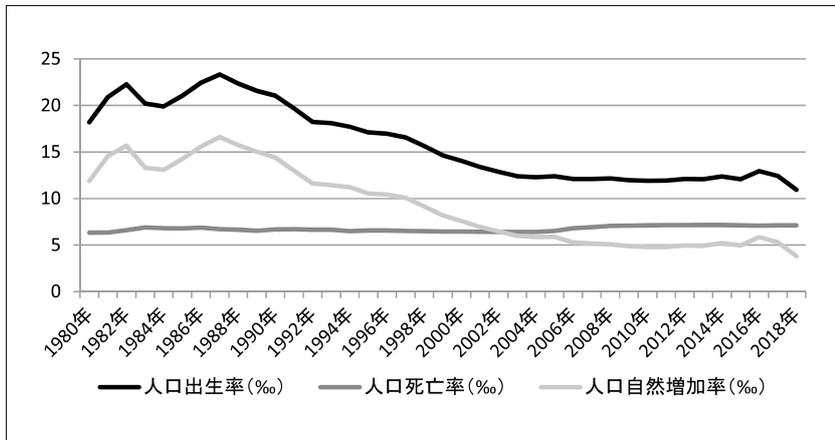
出生水準を反映する代表的な指標である合計特殊出生率(TFR)をみると、

1990年代に人口置換水準以下に下がり、その後さらに低下が続いている。ただし、2000年以降のTFRについては、様々な意見があり、統一の見解がない。国勢調査のデータに基づいて直接算出した場合、2000年は1.22、2010年は1.18となっているが、ある学者はこれが真の出生水準であり、中国は超少子化国になったと強く主張している<sup>1</sup>。政府は公式見解としてこれを認めず、1.6~1.8が妥当とする立場を変えていないが<sup>2</sup>、これに賛同する学者

も少なくない<sup>3</sup>。いずれにしても、1.8以下にあることは間違いなく、近年の出生人口数の変化を参考にすると、少子化が進んでいることは事実である。主要な生育年齢人口の20代、30代人口が減少していることを踏まえると、今後、出生人口数はさらに減少を続けると考えられる。

少子化の結果、近い将来において中国の人口増加は停止する。人口増加の惰性により中国の人口はまだ増加しているが、減速は明らかである。将来の出生水準設定によっていくつかの人口推計結果があるが、2030年前後、最大規模の約14.5億人に達した後、人口減少に転じることは確実であろう。

図2 中国の人口変動



出所：中国統計年鑑から筆者作成

## 2.2 人口高齢化

人口高齢化は平均寿命の延長の結果であり、中国では人口出生の抑制政策によって加速している。中国は2000年に総人口に占める65歳以上人口の比率が7%となり、高齢化社会に突入したが、その後、高齢化は早いスピードで進行し、2018年には高齢化率は11.94%に上昇した(表1)。

中国の人口高齢化については、注目すべき3つの特徴がある。第一に、高齢者の人口規模が大きい。2000年に65歳以上の人口は0.88億人であったが、2018年には1.67億人とはほぼ倍増した(60歳以上は2.4億人)。この数字は2050年には3.58億人(60歳以上は4.79億人)に増加すると推計されている<sup>4</sup>。つまり、高齢者人口だけでも一大国に匹敵する。第二に、高齢化の速度が速い。推計では、2000年の7%から2025年の14%まで倍増するのに25年しかかかっていない。2050年には高齢化率がさらに26%にまで上昇する。これは高齢化が速いと言われる日本、韓国などとほぼ同じ速度である。第三に、後期高齢者が増加する。平均寿命が上昇するに伴い、75歳以上の後期高齢者が急速に増加し、中でも要介護の高齢者が非常に高い比率を占めることが予想される(表2)。

表1 中国人口年齢構造変動

年次	年末 総人口 (万人)	0-14歳 人口 (万人)	15-64歳 人口 (万人)	65歳 人口 (万人)	0-14歳 人口比 (%)	15-64歳 人口比 (%)	65歳以上 人口比 (%)
1990年	114,333	31,659	76,306	6,368	27.69	66.74	5.57
1995年	121,121	32,218	81,393	7,510	26.60	67.20	6.20
2000年	126,743	29,012	88,910	8,821	22.89	70.15	6.96
2005年	130,756	26,504	94,197	10,055	20.27	72.04	7.69
2010年	134,091	22,259	99,938	11,894	16.60	74.53	8.87
2015年	137,462	22,715	100,361	14,386	16.52	73.01	10.47
2016年	138,271	23,008	100,260	15,003	16.64	72.51	10.85
2017年	139,008	23,348	99,829	15,831	16.80	71.82	11.39
2018年	139,538	23,523	99,357	16,658	16.86	71.20	11.94

出所：中国統計年鑑から筆者作成

<sup>1</sup> 劉金菊・陳衛、中国的生育率低在何处？[J]、人口与經濟、2019(3)。

<sup>2</sup> 国家人口發展戰略研究課題組、国家人口發展戰略研究總報告[M]、中国人口出版社、2007。

<sup>3</sup> 翟振武・陳佳鞠・李竜、現階段中国的總和生育率究竟是多少？—来自戶籍登記数据的新証据[J]、人口研究、2015(6)、22-34。

<sup>4</sup> 翟振武・陳佳鞠・李竜、2015-2100年中国人口与老齡化變動趨勢[J]、人口研究、2017(4)、60-71。

表2 中国平均寿命変動

年次	平均寿命(歳)	男性平均寿命(歳)	女性平均寿命(歳)
1981年	67.77	66.28	69.27
1990年	68.55	66.84	70.47
1996年	70.8		
2000年	71.4	69.63	73.33
2005年	72.95	70.83	75.25
2010年	74.83	72.38	77.37
2015年	76.34	73.64	79.43

出所:中国統計年鑑から筆者作成

## 2.3 人口移動

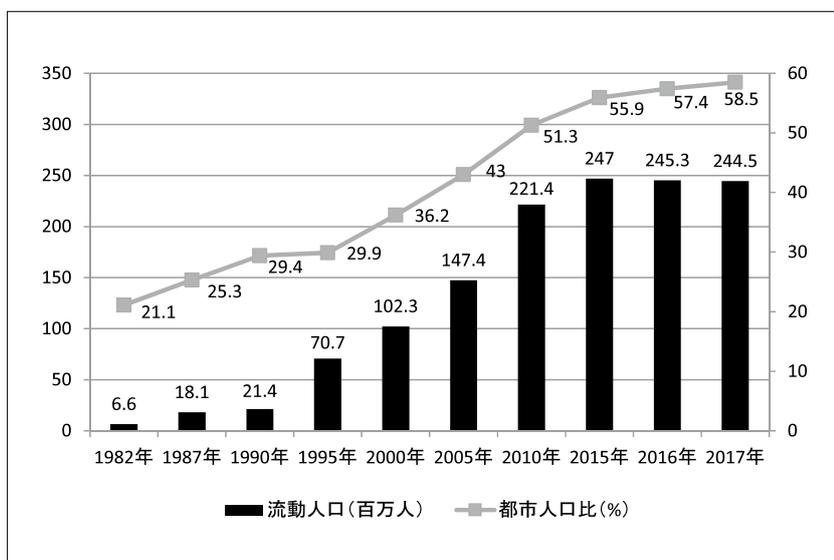
大規模な人口移動は中国特有の現象といえるかもしれない。1980年代から戸籍制度の制限が緩和され、農村部から都市部へ、内陸から沿海地方への人口移動が可能になり、1990年代以降、人口移動規模が急速に増加し、人口分布を変えた。

2014年の流動人口は2.53億人とピークに達したが、2015年以降減少している。とはいえ、2017年では依然として2.4億人の規模を維持している。また、工業化に必要な労働力を供給する「農民工」と呼ばれる農村部労働力が都市部へ移転し、

特に北京、上海、深圳などの大都市及び珠江デルタ、長江デルタなど、経済先進地域に集中するようになった。さらに、図3の通り、都市化率が上昇して2017年には58.5%となり、人口の半分以上が都市部で生活するようになった。

中国の人口移動は工業化、都市化と同時に発生した現象で、労働力を効率的に配置させ、中国の経済成長を支えた大きな柱といっても過言ではない。しかし、今後、生産年齢人口が減少して人口移動の規模が縮小することに加え、集中する地域にも変化が現れてくる可能性がある。

図3 中国の流動人口変動



出所:国家衛生と健康委員会、2018中国流動人口発展報告[R]、2018

## 3. 経済成長に与える影響

人口問題が中国経済成長に与える影響は複雑で、認識も分かれている。すべてを論じるつもりはないが、上述の人口問題に関連する代表的な影響を紹介したい。

### 3.1 労働市場の変化

1980年代以降の出生水準低下によって、中国の人口年齢構造は大きく変化した。表1の通り、年少人口の比率が継続的に低下し、2010年以降17%以下に留まっている。これに対して、15~64歳の生産年齢人口の比率は2010年に74.53%のピークを迎え、以降は徐々に低下している。絶対数を見ると、生産年齢人口は2013年に10.06億人、2014年から減少に転じて2018年は9.94億人となっている。ただし、中国では60歳定年制を採用しているので、実際の生産年齢人口は60歳までで計算したほうが実態に合う。統計によれば、15~59歳人口の減少は2012年からとなる。さらに、教育水準の向上が新規労働者の労働市場への進入を遅らせている。結果、労働市場への供給に影響を及ぼし、2012年頃から労働力の有効供給が減少し始めたと思われる。

将来的には、21世紀末まで生産年齢人口は継続的に減少していくが、特に21世紀の前半、減少がより急速になるであろう。15~59歳生産年齢人口は、ほぼ2024年に9億人以下に、2041年に8億人以下に減少すると推計される<sup>5</sup>。豊富な労働力資源は中国経済成長の源であり、「世界的生産工場」の基盤とも言えるが、労働供給が減少すれば、経済に与える影響は非常に大きなものになる。

労働供給減少の影響はすでに現れている。2004年から、沿海地方では「民工荒」(農村部出身の労働者が不足)現象が見られ、労働市場の需給関係の逆転が始まったといわれる。目下のところ、労働市場の構造的ミスマッチが一層顕在化している。1980年以降生まれの若年層労働者は「一人っ子」が多く、きつい肉体労働を避ける傾向が非常に強いいため、一部産業は求人難に直面している。労働集

<sup>5</sup> 翟振武・陳佳翰・李竜、2015-2100年中国人口与老齡化變動趨勢[J]、人口研究、2017(4)、60-71。

約産業に必要な大量の労働力を確保するために、求人企業は賃金を上げたり待遇改善を強いられたりしているが、コストの上昇は企業競争力を低下させている。近年、電子組み立て、紡績などの企業が生産拠点を中国から海外へ移転させる事例が多く報道されているが、これは労働供給減少の結果といえよう。

さらに、労働者の「老化」現象も注目すべきである。これは若年層労働者が減少して、在職労働者全体の平均年齢が徐々に上昇していることを指す。これまででは、労働者の主体が20～40代と、より若い年齢層に集中していて、50代以上は職場から「定年に近い」、「使えない」と位置づけられ重視されなくなっていた。特に、女性は55歳が定年のため、労働者の平均年齢はさらに若かったため、企業が労働者を募集する時は「35歳まで」と条件を付けるのが一般的であった。それが、今は年齢条件を緩和せざるを得なくなっている。今後、労働者の平均年齢が上昇すれば、企業の生産性に影響することが懸念される。労働者の体力や手先の動きなどが重視される産業にとって、生産率をどう確保するかが新しい課題となっている。一般企業でも、高齢層労働者の労働意欲と生産性をどう維持させるかを考えなければならない。

### 3.2 社会保障負担の増加

2000年代、中国の従属人口比率が低下して、経済成長に有利な「人口ボーナス」期間を形成させたが、現在は少子高齢化が進み、高齢人口比率と従属人口比率がともに上昇して、「人口ボーナス」期間が終わるのではないかと懸念されている。図4のとおり、2000年以降、若年人口比率が大幅に低下し、従属人口比率も2010年の34.2%にまで下がった。これは、社会保障負担が軽く、経済成長に必要な投資を確保して、高速成長を実現する望ましい機会となった。中国経済が成功した人口面の貢献である。

2010年以降、高齢人口比率が上昇して、従属人口比率も上昇に転じた。2018年は、高齢人口比率が16.8%、従属人口

比率が40.4%となっているが、今後は高齢化がさらに進み、従属人口比率も一気に上昇していき、2025年は47.54%、2050年は67.14%となる見込みである。

2005年、9.4人の労働者が1人の高齢者を支えていたが、2018年は5.96人、2025年には3.2人になり、2050年には1.72人になる。

このように大きな扶養負担を負って社会保障費用が増加することは避けられない。2015～2050年、養老、医療、介護、福祉および施設に必要な費用が国内総生産に占める比率は、7.33%から26.24%に上昇すると推計される<sup>6</sup>。

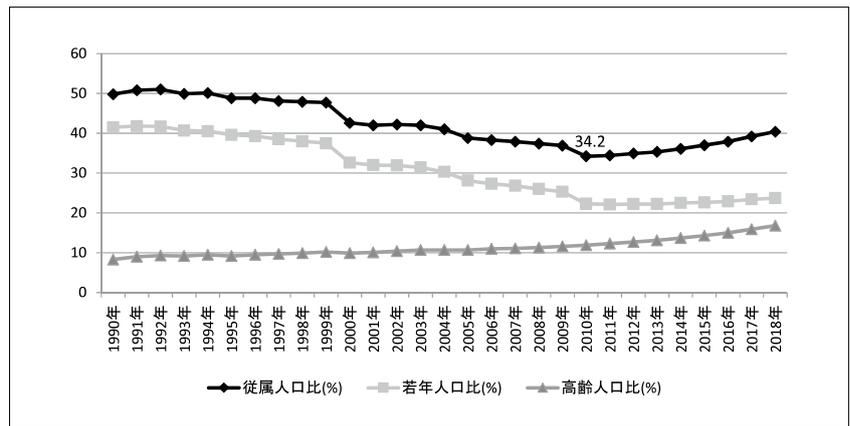
### 3.3 地域格差拡大

国土の広さ故に、中国には様々な地域

格差が存在する。これは人口面においても例外ではなく、複雑な地域格差は、将来の人口および地域の発展に影響を与える。

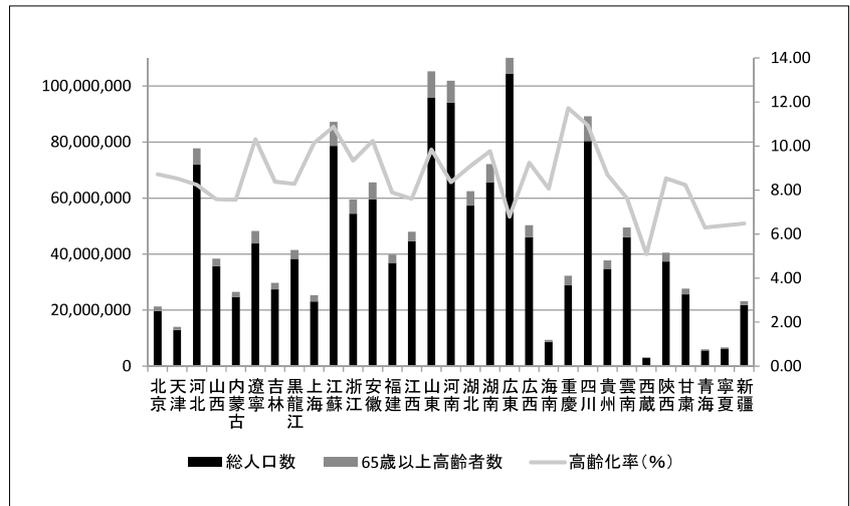
高齢化の面では、図5のように、2010年、高齢化率が一番高いのは重慶市(11.72%)で、次いで四川省(10.95%)である。これに対して一番低いのはチベット(5.09%)で、青海省(6.30%)、寧夏(6.39%)が続く。これは各地域の人口自然変動の結果だけではなく、人口移動の結果でもある。重慶市と四川省は人口流出の主な地域で、若い労働者たちが沿海部へ転居して、高齢化率が高くなったという背景がある。同じように、東北地域なども人口流出によって高齢化率が上昇している。逆に、広東省は人口流入地域で、移転

図4 中国従属人口比変動



出所：中国統計年鑑から筆者作成

図5 2010年中国各地域高齢化水準比較



出所：2010年中国国勢調査資料から筆者作成

<sup>6</sup> 全国老齡工作委員会辦公室、人口老齡化国情教育知識讀本 [M]、華齡出版社、2018。

してくる若い労働者のおかげで、高齢化率(6.79%)が全国平均以下に留まっている。つまり、人口移動の影響で、各地域の人口年齢構造が大きく変わってくるのである。

人口増加の面においても、大きな地域格差が見られる。表3の通り、2015～2018年の間、各地域における人口増加はそれぞれ異なる様相を見せている。広東省は500万人近く増え、山東省、浙江省なども200万人規模の増加が実現した。一方、経済状況が悪化している東北三省(遼寧省、吉林省、黒龍江省)は23～49万人の人口減少となった(北京市も17万人減少したが、理由が異なり、政策的に人口を排出させている)。これまでは、人口増加を当たり前ものだと考えていたが、今後は人口減少が現実となり、人口減をどう見るか、どう対応するかが、各地域にとって新しい課題となる。

10年前に遡ると、各地域の人口が過密で、恐らく、如何に人口増加を抑えるかを熟考していたと考えられる。しかし、経済

成長と人口の関係を再認識して、現在では人口が多いことにはプラスの意義が大きいと判断を変え、人口増加を歓迎している地域が一般的になったと考えられる。

都市レベルでは、大都市が拡張しつつあるのに対して、収縮型都市が現れてきた<sup>7</sup>。2019年3月に、国が「2019年新型城镇化建設重点任务」を公表し、初めて「収縮型都市」に言及し、一部の都市の人口が減少していることが話題になった。具体的な収縮型都市リストは公表されていないが、黒龍江省、吉林省、遼寧省に集中しているとの見方がある<sup>8</sup>。都市は拡張するものと認識としてきた人々にとって、収縮型都市の発展策は新しい課題となる。

### 3.4 消費市場構造変化

少子高齢化および人口増加の停止によって、消費市場は大きく変わると考えられる。平均消費水準が変わらなければ、人口増加の停止および人口減少は消費市場規模の縮小を意味する。これは、内

需拡大により経済成長を主導する方針に警鐘を鳴らすことになるが、平均消費水準の向上を図ることが極めて重要になる。現状では、沿海地方および大都市に比べて、農村部、内陸部には大きな可能性が潜んでいるので、消費市場の拡大は依然、期待できる。

また、これまでは若年層が消費市場の主力であったため、不動産、建築資材、自動車などの産業が大きく成長してきたが、今後は、高齢者を主な対象とした、医薬、観光、介護、サービス業などの産業が引き続き拡張するであろう。高齢者消費額が国内総生産に占める比率は、2011年の5.1%から2050年の16.4%に向上するとの研究がある<sup>9</sup>。

## 4. 中国の対策

このような人口問題に直面している中国政府は、積極的に対応する姿勢を見せている。政府は人口問題を極めて重視しており、将来の発展に有利な人口環境を作り出すために、人口政策および関連政策を調整してきた。

### 4.1 人口政策調整—TFR を置き換え水準近くに

少子高齢化の進行に伴い、人口出生抑制政策に関する議論が長い間存在していたが、人口規模よりも人口構造の影響を重視すべきという意見が主流になった。合理的な人口構造を実現するためには、現状の低い出生水準を適正な水準にまで誘導することが重要だと認識を変えた指導部は、TFRを人口置換水準近くに回復させることを目的とした人口政策調整に向けて動き出した。しかし、政策の実行はかなり慎重であった。2014年に1組の夫婦の一方が一人っ子であることを条件に2人目の子供を容認する「単独二孩政策」が実施された。しかし予想した程の効果がなく、TFRは改善の兆しを見せなかった。結局、短期間に再び政策を修正し、2016年から1組の夫婦に子供を2人ま

表3 2015～2018年の各地区の人口増加比較

地区	人口増加(万人)	地区	人口増加(万人)
北京市	-17	湖北省	65
天津市	13	湖南省	116
河北省	131	広東省	497
山西省	54	広西チワン族自治区	130
内蒙古自治区	23	海南省	23
遼寧省	-23	重慶市	85
吉林省	-49	四川省	137
黒龍江省	-39	貴州省	70
上海市	9	雲南省	88
江蘇省	75	西藏自治区	20
浙江省	198	陝西省	71
安徽省	180	甘肅省	37
福建省	102	青海省	15
江西省	82	寧夏回族自治区	20
山東省	200	新疆ウイグル族自治区	127
河南省	125		

出所:中国統計年鑑から筆者作成

<sup>7</sup> 収縮型都市(shrinking cities):連続的に人口が減少する都市。中国では収縮型都市認定の基準が統一されておらず、学者が各自の基準で計算している。

<sup>8</sup> 什么是収縮型城市?収縮型城市名单 <http://www.chinairn.com/news/20190603/113601151.shtml> (2019年8月10日アクセス)。

<sup>9</sup> 全国老齡工作委員会辦公室、人口老齡化国情教育知識讀本[M]、華齡出版社、2018。

で容認する「全面二孩政策（二人っ子政策）」が実施された。

「全面二孩政策」の実施に際して、出生人口数が短期間で爆発的に増加することを懸念する声があったが、現実はかなり厳しい状態にある。表4の通り、政策実施の2014年、2016年だけ、政策に恵まれ2人目の子を産む「補償的出産」によって出生人口は増加したが、一時的な現象にとどまり、2018年の出生人口数は2013年以下の数字となった。

表4 2013～2018年出生人口数

年次	出生人口数(万人)	前年比(万人)
2013年	1640	-
2014年	1687	47
2015年	1655	-32
2016年	1786	131
2017年	1723	-63
2018年	1523	-200

出所：各年国民統計公報から筆者作成

その理由については、以下の二つがあげられる。一つは、社会状況と生育に関する人々の観念が変わり、低出生水準が定着し、容易に回復できないこと。もう一つは、20～30代の生育年齢人口そのものが減少したことによって必然的に出生人口が減少したことである。

出生を促すために、出生制限を完全に解除すべきだとの主張があるが、それよりも生育にやさしい社会を作ることを優先すべきだと筆者は考える。多くの調査からわかるように、子どもは2人欲しいと思う夫婦が大半であるが、現実的には、育児費が過大であるという理由から、1人しか生まない、または子どもを諦めてしまうこととなる。出生水準を回復させようとするなら、まず、育児費を下げなければならない。育児の障害になる課題として、0～3歳児の託児所がない、幼稚園の不足、入園料が高いなどが調査で示されており、政府は最近、0～3歳の託児所と幼稚園を公費で支援する可能性を模索しているが、具体策が出ていない。

## 4.2 社会保障制度充実—全国一体で運営する養老年金制度

年金、医療、救助など広い分野に及ぶ中国の社会保障制度は、高齢化社会を迎えて、高齢者の老後の生活を守るために「老有所養（老後は養われる）、老有所医（老後は医療を守られる）、老有所為（老後は活躍できる）」の目標を打ち出したが、まずは老後の生活収入を守ることが一番重要である。ここでは、年金制度にあたる養老保険制度について述べる。

急速な高齢化を背景に、養老保険制度の持続的な運営が最大の課題となる。中国では養老保険は統一制度ではなく、基本的に戸籍および就職状態によって、都市部職工養老保険（被雇用者適用）、都市部住民養老保険（自営業、自由労働者、無職など適用）と農村部住民養老保険（農村部住民適用）に加入できるが、いずれも若者が納めた年金保険料を高齢者への年金支給に充当する「賦課方式」で運営されている。2014年に後者2つが統合され、住民基本養老保険となったが、住民基本養老保険に関する情報が少なく、運営状況は不透明である。

2018年公報によれば、都市部職工養老保険の加入者数は4億1848万人となり、累計残高は約5兆元ある。これは全国平均で17カ月分の年金支給に相当する額である。しかし、これまでは省を単位に各自で運営しており、各省の人口年齢構造が違うことから、収支状況もかなり異なる。沿海地方では在職労働者が多く、年金収入が確保でき、残高が増えつつある。一方、東北などは在職労働者に対して、従来の国有企業から定年退職した年金受給対象が多く、支出圧力が大きい。すでに一部地域では、当該年度支出が収入を超える問題が出ている。2014年は河北省、黒龍江省、寧夏自治区の3地域であったが、2017年は7地域に拡大した。その内、黒龍江省は累計残高がすでに底をつき、マイナス232億元（2017年）となっている。

このような地域格差を解消するために、2018年から「中央調整制度」を導入し、

年金残高に余裕のある地域の資金を残高不足地域へ補填することにした。また、将来の支出増加に備えて、残高をさらに増やすように国有資産収益の一部を年金残高に補填する政策も導入した。このように、年金収入を全国一体で運営することによって、「年金制度の運営状況が良好で、支給を確保できる」と政府は主張している<sup>10</sup>。

しかし、学术界はほとんどこの結論を認めず、養老保険の運営は危険域にあるとみている。中国社会科学院の研究によれば、財政補助により収支が改善している状態であるが、財政補助を入れなければ、2019年に年度赤字となる。また、財政補助を入れても2028年には年度赤字になることが指摘されている。なお、累計残高は2027年に最高となり、その後、減少していき、2035年に底をつくともみられている<sup>11</sup>。

## 4.3 高齢化社会対策—積極的高齢化社会

人々は高齢化社会の到来を複雑かつ不可避の問題とみているが、政府としては、責任をもって積極的に対応するしかない立場にある。共産党第十九回全国大会の報告書では、高齢化社会を十分に意識しながら政策方向を作成した。高齢化社会のリスクを予防し、高齢化がもたらす圧力をコントロールできる範囲内に抑え、高齢化社会を基礎にした社会発展目標を立てると主張しており、21世紀の高齢化社会を前提とした発展の用意を進めてきた。

労働市場の変化に対応して、労働力供給を確保するように、延期定年制度を検討している。現在の制度では、職種により差があるものの、基本的には男性60歳、女性55歳を定年退職としている。将来の労働力減少を見込んで、定年の年齢を引き上げることは必然の流れとなる。ただし、反対意見も多く、社会の共通認識とはなっていない。反対意見の理由はいろいろあるが、肉体労働者たちはこれ以上働きたくない、若年層は就職の場を奪われるなどが代表的である。こうした状況に鑑みた政府は慎重な立場をとり、実

<sup>10</sup> 劉昆：社保基金運行情況良好 養老金可按時足額發放 <http://lianghui.people.com.cn/2019npc/n1/2019/0307/c425476-30962925.html>（2019年8月10日アクセス）。

<sup>11</sup> 鄭秉文等、中国養老金精算報告2019-2050 [M]、中国労働社会保障出版社、2019年。

施の時期および実行案を真剣に検討すると同時に、労働市場の状況を総合的に分析し、違う職種に対応して個別政策を作成すると表明している。

定年年齢は養老保険の受給開始年齢につながるため、延期定年制度の施行は養老保険制度の改革も意味する。養老保険受給年齢を引き上げるなら、受給対象が減少し、支出圧力も軽減されることになり、養老保険制度の運営にとっても必要である。

健康的な高齢化も中国政府が掲げた目標である。高齢者が積極的に社会参加を実現するために、健康水準を保つことは前提となる。高齢者の健康問題を解決するために、現行の医療保険制度を基に、高齢者の需要を考慮して、慢性病など特別項目を取り入れた。前期高齢者の健康水準を最大限に高めて、健康寿命を引き上げ、不健康・要介護状態を人生の終末期に抑えるようにする。

なお、高齢化と後期高齢者の増加に伴い、要介護者の急増も不可避である。介護需要の増加に対応して、2016年から介護保険を導入した。全国16の都市で試験的に実行したが、基本的制度の枠組みはほぼ確定した。これはドイツ、日本など先進国の介護保険制度を参考にして、資金調達、介護サービスの提供、管理監督などを全面的に考慮したもので、高齢者のいる家族にとって期待が大きい。

高齢者を対象とした「シルバー市場」の開発も呼びかけている。高齢者の衣食住などの需要を満足させるような適用品を開発することで、市場の拡大が期待されている。ここで指摘したいのは、これから高齢者になる人たちの高齢者に対するイメージが、昔の高齢者と違っていることである。年金制度の普及によって収入が確保され、教育水準の向上によって独自の判断力と消費志向を持つ、より健康的、より積極的な高齢者がかなりの割合を占め、重要な消費市場を形成すると考えられる。

## 5. 展望

これまでに紹介した通り、中国は複雑な人口問題を抱えながら、政策調整と制度

拡充を通して、負の影響の解消に努めているが、人口問題の複雑性を考慮すると、対策の効果は時間をかけて検証する必要がある。将来の可能性については簡単に断言できないが、以下に筆者の見解をまとめた。

第一に、人口政策の効果が低下し、少子化は長期間にわたり継続する。

合理的な人口構造を実現するためには適正な出生水準が必要となるが、1980年代以来の強力な人口抑制政策とは異なり、少子化対策は恐らく効果を示さないと考えられる。低出生率は単なる人口政策の結果ではなく、工業化、都市化、教育、女性社会進出など様々な要因が総合的に作用した結果である。先進国の事例を見る限り、出生率を上げることに成功した国はほとんどなく、低出生水準の構造が形成された場合、容易に回復できない。中国においても、少子化はさらに進行し、長い間継続すると考えられる。政策方向として育児支援を中心に家族支援対策を充実させる必要がある。

第二に、人口減少を想定し、財政制度・社会保障制度の根本的改革が必要である。

これまで中国は、人口増加と経済成長を続けてきたため、それを前提にした拡張的財政制度と社会保障制度を構築してきた。少子化の進行と人口減少が間もなく到来することから、人口減少に基づき、財政制度と社会保障制度を見直す段階にあると考えられる。特に社会保障制度においては、人口年齢構造をもとに、持続可能な設計が必要である。

東北など一部地域ではすでに人口減少が始まり、従来の政策・制度は破綻に直面している。これをきっかけに人口減少地域の再生を図り、「実験地」として政策の立て直しを模索するべきであると考えられる。

第三に、労働力の減少を見込んで、産業構造の改革を急ぐべきである。

生産年齢人口はすでに減少を始めており、将来延期定年制度を施行しても、高齢労働者の補充には限度がある。労働力の減少に対応して、産業構造改革を急がなければならない。労働集約型産業を内陸部または海外へ移転させ、生産能力と競争力を維持していくことが必要であ

る。同時に、技術開発に力を入れ、技術集約型産業を発展させ、中国における製造業のグレードアップを図るべきである。

なお、労働力の減少といっても、中国は労働力が世界で最も豊富な国である。2015年の中国の労働年齢人口(日本の生産年齢人口に相当)は9.2億人で、減少しても2040年には8億人である。これに対して、2015年の先進国合計では生産年齢人口は7.5億人である。しかし生産性から言えば、2015年中国9.2億人の総生産は10.4万億ドルで、先進国7.2億人の総生産は5万億ドルであり、中国の5倍にあたる。この意味では、労働力が減少しても中国の総生産が同じだけ減少することを意味するわけではない。教育・訓練および技術進歩を通して生産性を向上させれば、中国の経済成長は止まらないと考える。

第四に、高齢化社会は中国にとって乗り越えられない課題ではない。

高齢化社会はどの国にとっても必然の結果である。高齢者が多い、高齢化が速いなど中国の高齢化は特徴が鮮明であるが、中国独自の現象ではない。日本、韓国、シンガポールなど高齢化のスピードが速い国はたくさんあり、高齢化率が中国より高い国は多い。2050年に高齢化率が26%になるとの推計があるが、これは2017年の日本と同じ水準である。高齢化は21世紀における中国の確定した人口条件で、高齢化先進国の事例をよく見ながら、積極的に向き合って、対策を完備していけば十分対応可能であると考えられる。

第五に、地域格差解消は難題である。

人口移動によって各地域の人口規模と構成は大きく変わり、地域経済の発展にそれぞれの影響をもたらす。収入と就職を目指して、大都会や沿海地方に向けた人口の集中は停止しないであろう。また、これまで農村部から都市部への移動が主体であったが、今後は都市から都市への移動が増えると考えられる。これに伴い、一部地域への人口集中はさらに進行するであろう。2017年以降、大卒を中心に人材を獲得するために、西安、成都、武漢、鄭州、長沙など内陸部の都市が、先を争って手当や就職を承諾し、特別策を打ち出した。その裏にあるのは、内陸部が経済成長に必要な若年労働者不足に陥

ることへの懸念である。また労働力の減少を背景に、将来、人材争奪戦は激化していくと考えられる。大都市と沿海部は高賃金を提供できるので、人材を引き付ける

力が大きく、人材不足に対する心配は少ないが、内陸部にとって如何に人材を確保するかは将来の発展に関わる重要なことである。相当の間、沿海地方と内陸部

との格差は、人口移動によってさらに強化されるのではないかと考えられる。

#### <参考文献>

- 鄭秉文等、中国養老金精算報告2019-2050[M]、中国労働社会保障出版社、2019。  
翟振武、科学研判人口形勢 積極応対人口挑戦 [J]、人口与社会、2019 (1)。  
翟振武・陳佳鞠・李竜、2015-2100年中国人口与老齡化變動趨勢 [J]、人口研究、2017 (4)。  
王広州・周玉嬌・張楠、低生育陥穽:中国当前的低生育風險及未来人口形勢判断 [J]、青年探索、2018 (5)。  
劉家強・劉昌宇・唐代盛、論21世紀中国人口發展与人口研究 [J]、人口研究、2018 (1)。  
石人炳・陳寧・鄭淇予、中国生育政策調整効果評估 [J]、中国人口科学、2018 (4)。  
陳友華・艾波、人口老齡化与社会保險制度的可持續性 [J]、唯実、2017 (7)。  
吳文鈺、理性看待当前人口問題 [N]、社会科学報、2019.2.21第4版。  
原新、積極応対人口老齡化是新時代的国家戰略 [J]、人口研究、2018 (3)。  
胡偉略、經濟增長、生態環境、人口問題是未来發展的三大旋律 [J]、科学与現代化、2018 (3)。  
史本頁、我国人口結構变化对經濟轉型的影響 [J]、人口学刊、2016 (4)。

## ***The Population Issues Facing China and their Influence on Economic Growth (Summary)***

**WANG Yanjun**

*Associate Professor, Northeast Asia Studies College of Jilin University*

With a fundamental shift from fast growth to stable growth, the "new normal" is already recognized as the face of the Chinese economy. Given recent catastrophes in the external environment, such as the China-U.S. trade friction and pressing domestic issues including growing domestic demand, structural reforms, and regional disparities, the future of economic growth seems opaque. Moreover, China's population issues are becoming more complicated, due not only to the nation's size, but also its aging society, declining birthrate, and the relentless population movement to urban areas. These negatively impact China's economic growth, resulting in an increase in social security burden, a shortage of labor supply, an increase in labor costs, and shrinking markets in the future. Therefore, the Chinese government is adjusting its population policies to target a more favorable population environment, and hurriedly implementing measures to address the aging society, cope with the declining birthrate, and enhance its social security system. Though the effects of new policies will need verification over time, the nation is concentrating its efforts on achieving balanced population growth in addition to sustainable economic and social development.

Keywords: aging society and declining birthrate, Chinese economy, population statistics

JEL classification: J11, R58

[Translated by ERINA]

# 中国および中国東北地方の環境保護産業と 日本企業の市場参入における課題

ACROSS JAPAN 株式会社代表取締役社長  
及川英明

## 要旨

環境保護分野における中国の安定的な発展は、日本の発展の前提であり、また、環境汚染は地球規模のリスクと地球温暖化などの変化をもたらす。本稿は中国、特に中国東北地方で日本企業の環境設備・技術を売り込む業務を行っている筆者の視点と、中国の取引先企業、官庁、報道などから得た認識から、中国の環境保護産業の現状を整理し、日本企業が進出する際の課題と将来の展望を紹介するとともに、中国が持続可能な発展を遂げられるかどうかを考察するものである。

日本の環境保護産業は、人口減少などを背景に市場が縮小しており、海外市場を視野に入れる必要がある。現在、自治体や政府レベルでは、友好的な途上国である東南アジア、南アジア地域にその目が向いている。一方で、中国が直面している「史上最も厳しい」環境保護対策は、日本企業にとって、当面、最も可能性に満ちた市場であるが、現状では日中関係、中国経済の抱える課題に加えて、中国の環境保護政策の特質により、この分野の日本企業が中国市場で成果を上げているとは言えない。また日本は、1970年11月の「公害国会」を境に「環境保護先進国」となり、この分野における技術とノウハウを有しているが、現状では国内市場の縮小、より安価な技術を有する中国企業との競争にさらされている。

さらに本稿では、筆者が日常的に重点を置いて取り組んでいる中国東北地方の遼寧省の環境保護産業の取組と、今後の発展を紹介する。この地域の経済が抱える課題に加えて、広東省など南方と比較すると、地元政府からの支援が受けにくい、技術や設備の独自、あるいは海外からの調達が必要となる。また、産業全体で見ると、2014年3月の両会をきっかけとして環境保護産業の中小企業が全国的に乱立することとなったが、その後の市場の資本構成の変化を受けて、大型の企業への集約が進んだ。この流れを受けて、遼寧省のプロジェクトに対する北京や全国規模の企業の参入や、遼寧省の企業が他地域の市場を開拓する事例もある。

キーワード：環境保護政策、中国経済、日中経済協力

JEL classification: Q56, R58

## 1. はじめに

地球規模の環境対策が急務と言われている今日において、中国の環境対策の持続的な進展は、中国のみならず、日本や世界各地にとっても重大な影響を及ぼす。そのため、中国の環境保護産業が「史上最も厳しい」と自負する環境保護規制の下で着実な効果をあげられるのか、また、日本の政府や企業が過去に蓄積した苦い経験と、それを乗り越えてきたノウハウを、中国の環境対策分野で活かせるのか、そして、成長する中国の環境保護産業が海外に進出する中で、日本の産業は共存共栄の道をたどれるのかを、中国の環境保護産業が歩んできた道りと共に振り返り、日本企業が進出する際の課題と展望について考える。

中国に限らず、いずれの国の環境保護産業にとっても、環境負荷の削減、すなわ

ち市場の拡大は、環境破壊の現状と将来へのリスクの認識、汚染を規制する政策と法律などの制定、顕在的または潜在的に汚染により被害を受ける立場からの指摘や要求などの外的要求によって後押しされる。一部のコスト節約型の技術提案を除けば、上述の外的要求がなければ、汚染排出者が自発的に環境対策に取り組む意思は働きにくい。優れた汚染低減技術が開発されても、上述の外的要求がなければ市場は生まれず、外的要求が強くても汚染排出者が環境対策コストを負担する能力がなければ、市場は成立しない。

中国の環境保護政策は、明確な削減目標と厳しい基準の制定を2014年春の両会（全国人民代表大会と全国政治協商会議）を契機に加速させ、2015年から2018年までに法的整備を行った。だが、政策法規以外の外的要求は十分に整っておらず、また、汚染排出者のコスト負担能力が高

まっているとも言えない。この背景には、環境保護政策を強力に推し進めようとする中央政府の強い決意と、同時に、中国の環境保護産業が抱える不安定さが併存している（表1）。

日本の環境保護産業にとって、中国の強い規制は大きなビジネスチャンスをもたらすはずである。しかし、独自の技術をもって進出に成功している日本企業は少ない。その原因は、日本企業自体のビジネス習慣と、海外企業全般に共通する中国市場進出に向けた壁であり、同時に、前述した中国の環境保護政策自体に存在する性急さと不安定さにあると考える。

しかし、中国の環境保護産業は、すでに既存の低コスト技術で中国国内市場の試練を受け、海外市場への進出も果たしている。今後、世界最高水準の規制基準をも達成する技術を急速に習得し、現場での実践を経て世界市場へと市場を拡大し

表1 中国の環境汚染削減目標

省エネ・環境分野の総合5カ年計画の目標 (2015-2020年)
1. 主な義務削減目標 (%は2015年比) SO <sub>2</sub> =15%減 NO <sub>x</sub> =15%減 重点地区VOCs=10%減(努力目標) PM2.5 基準未達地区は2015年比18%以上の減 優/良天気日数=年間の優良天気日数を80.0%以上(2015年は76.7%) 重度/嚴重汚染日数 2015年比25%以上減  COD=10%減、アンモニア窒素=10%減 重点地区全窒素=10%減(努力目標) 重点地区全リン=10%減(努力目標) 優/良地表水比率=70%以上(2015年は66%) 重汚染地表水比率=5%以下(2015年は9.7%)  被汚染耕作地安全利用率=90%程度 汚染土地安全利用率=90%以上  GDP原単位CO <sub>2</sub> 排出=18%減、 GDP原単位エネルギー消費量=15%減

出所: 国務院公布 (2016年12月20日)

ていく可能性を秘めている。中国の環境保護対策の持続した発展は、中国の市民のみならず国際社会が望むものであり、特に隣接する日本にとって、経済連携の蓄積をもとに中国との実務的なビジネス提携を形成するチャンスである。日本企業が共に苦難を乗り越えて、中国をはじめとする北東アジア、そして第三国を包括するビジネス展開が進むことを期待している。

なお、本稿での環境保護および環境保護産業とは、中国の環境保護産業協会が取り組んでいる自然景観や大気、水、土壌などの環境財を維持、修復するための排出汚染低減や、汚染処理の技術や設備、ノウハウを提供する分野および産業と定義する。

## 2. 中国および中国東北地方が直面する環境保護問題の特徴と取り組み

中国遼寧省をはじめとする東北地方にみられる環境保護産業の特徴と取り組みは、後述する「東北現象」に代表される地域性の影響を除き、中国全体の動きと同調している。東北地方が政治的にも距離的にも中央と近いことが影響している。東北地方に限らず、中国における中央と地方の関係は、1978年に計画経済体制から改革開放体制に移行しはじめたのに歩調を合わせて、地方独自の状況を考慮した政

策設定や法律執行が実施されてきたが、環境保護分野では、特に地方分権による地元経済優先の政策や地元企業との癒着や汚職などが表面化したことを受けて、2016年頃から中央集権的な管理強化が進んでいる。この時に、遼寧省の環境保護政策は大きな転換点を迎えた。遼寧省では、2018年に中央の環境保護部が生態環境部に組織および名称変更したこと

にいち早く追随し、遼寧省環境保護庁を遼寧省生態環境庁に名称変更し改編した。対象汚染排出物毎の規制も、地域特性を考慮しながら中央の基準に準じて制定されている。

中国の環境汚染は、主にこの40年に及ぶ地方政府主導の経済成長期に広がった。蓄積された汚染は、重度かつ広範囲に及んでいるため、処理コストが著しく高いが、財源は限られている。

### (1) 中国の環境規制

中国の環境保護政策は、1979年の環境保護法(試行)の公布に始まり、1983年に開催された第2回全国環境保護会議で、李鵬副総理(当時)が「環境保護を国策の一つとする」と発言し、一人っ子政策と並ぶ重点政策に位置付けられた。同時に、関連法規の制定が進み、1984年に国家環境保護局が設立され、同局は1998年に環境保護総局として国務院直属機関となり、2008年には環境保護部に格上げされ、2018年3月の両会で、国家発展改革委員会、国土資源部、水利部、農業部、国家海洋局などの重複する職責を一本化して生態環境部として新設された。時代の経過とともに職務権限を強化し、変化に対

表2 中国の環境関連法規の制定年表

<b>憲法</b> 「いかなる組織、個人も、いかなる手段でも自然資源を侵襲または破壊してはならない」など (1978年改訂 第9条2項) ...環境保護規定を明記 <b>環境保護法</b> 1979年施行(89年制定),2015年修正 ... 「史上最強」 = 拘留、日倍罰金、公益訴訟など <b>環境保護税法</b> ... 2018年1月施行 <b>【大気汚染対策】</b> 2013年「大気汚染防止行動計画」(大気十条) PM2.5対策、VOCs対策、集塵装置など。 2016年「大気汚染防止法」改正 2018年「青空保護戦勝利3年行動計画」(-2020) <b>【水質汚染対策】</b> 2015年「水質汚染防止行動計画」(水十条) 工業排水処理、汚泥処理など。以後改定。 2018年「水質汚染防止法(改正)」 <b>【廃棄物対策】</b> 2005年「固体廃棄物環境汚染防止法」 固体廃棄物の焼却、分別リサイクルなど。 <b>【土壌汚染対策】</b> 2016年「土壌汚染防止行動計画」(土十条) 土壌汚染調査、汚染処理など。 2019年「土壌汚染防止法」 <b>一帯一路生態環境保護合作計画</b> 2017年 <b>第12次5カ年環境保護計画(2010-2015年)</b> <b>第13次5カ年生態環境保護計画/省エネ環境総合計画(2016-2020年)</b> 2016年 中央環境調査グループ(第一巡)開始(-2018) 2019年 上記(第二巡)開始(-2021),(2022振返り) <b>第14次5カ年環境関連計画(2021-2025) 策定中</b>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出所: 中国国務院、環境保護部門の公開情報から筆者が整理

応ができる組織として今日に至っている。

法整備の面では、憲法に1978年改定時から「国は生活環境と生態環境の保護と改善を行い、汚染とその他の公害を防止する」（第26条第1項）と定め、1979年には環境基本法となる環境保護法が試行され、1989年に制定され、2015年1月から「史上最も厳しい」と言われる環境保護法に改定されて施行された（表2）。

この環境保護法が改定されるまでの環境保護政策は、経済発展と調和することを基調とし、環境対策が経済成長の足かせとならないことが最優先された。同じ国策である一人っ子政策が犠牲を伴いながらも強制的に実施されてきたことと比べれば、環境保護政策が経済成長などを犠牲とするほどの執行力を持つことはなかった。2004年に四川省の化学工場で水質汚染事件が発生して環境汚染問題が表面化し、2005年には吉林市の石化工場による「松花江汚染事件」で、隣接する松花江から本流の黒龍江（アムール川）に流れ込んだ汚染によるロシアとの賠償問題に発展した。

また、2009年に北京の米国大使館が敷地内に設置した装置でPM2.5の数値をTwitterで公表をはじめ、2013年春の両会で、杭州市邵占維市長が北京での会期中に心臓病で死亡したことは北京の大気汚染が原因であるとのうわさが広がり、時期を合わせて身近な環境汚染に対する市民からの苦情が表面化し、翌2014年春の両会が環境保護を主テーマとして開催され、環境保護法が改訂された。

## （2）環境規制の執行能力

2015年の改定環境保護法の施行が、経済成長優先の環境対策を「待ったなし」の最優先課題に転換する大きな契機となった。新たに公布された環境保護法では、汚染責任者の拘留や罰金の日割り計算、市長を含む公務員の人事評価で環境目標を絶対達成項目とすることが規定され、前後して制定された「水十条」「大気十条」「土十条」により、明確な目標達成時期と、日本より厳しい排出基準が設定された。当時、遼寧省で環境保護企業を経営する知人からは「ようやく業界の春が来た」と期待の声を聞くようになった。2012年

から中国の労働人口が減少に転じ、経済成長に失速感が現れた時期に、新たな成長産業として環境保護産業を位置づけ、環境保護に関連するエンジニアリング会社、設備メーカー、コンサルティング会社の設立ブームが始まった。

しかし、法規制が条文通りに実行できたとはいえない。地方の環境保護部門の執行力が一朝一夕に経済部門や建設部門、農業部門など動脈産業を管轄する部門より強くなることはなく、経済成長が減速するなかで、地元企業の利益を削る環境対策設備の導入や、企業の存続を脅かす規制を強いることは容易ではなかった。その後、地元政府の一部門だった環境保護部門が中央の環境保護部の直系管轄となり、中央から地域の環境保護部門への指導と管理は強まったが、新たな環境保護法で規定された汚染排出者への罰則規定も効果は薄く、「罰金コストが、改善しないリスクよりまだ安すぎる」と環境保護部門の幹部は不平を漏らしていた。

しかし今日、中国の環境は目に見えて改善されている。その大きな要因は、中央が派遣した中央環境保護査察グループ（中国語表記は、中央環保督察小組）の影響力にある。2016年7月から2017年9月までの4回に分けて、環境保護部が環境の専

門家と共産党規律委員会で構成された数名の査察チームを各省・自治区・直轄市に派遣し、環境保護政策の執行状況を監督・検査し、独自に汚染案件を調査してその場で処理を指示した。また、指摘した案件の処理状況を確認するために、2018年5月から状況の確認と未処理案件の処理（処罰）を行うための「振り返り（レビュー）査察」を実施し、各地の対応状況を、即日新聞などに公表した。2018年は全国で7万件以上の環境問題を解決し、そのうち103件の汚染事例をモデルとして公開し、122件の環境保護損害責任追究を行った。2018年に実施した行政処罰は18.6万件となり、罰金総額は152.8億円で前年の2017年より32%増加、新たな環境保護法を施行する前の2014年の4.8倍となった（表3）。

こうした強制的な変化を経て、2019年5月22日に生態環境部が公表した「2018年中国生態環境状況報告」は、「2018年は中国の生態環境保護事業の発展で歴史上重要な里程碑を築いた1年となった」と総括している。これは、憲法に新しい発展理念として「生態文明と美しい中国の建設」が明記されたことと、法律執行チームが統一性と、独立性、権威性、有効性を増強して大きな効果を上げたことなどを理由に挙げている。

表3 中央環境査察グループの成果

中央環境査察グループ（第一巡）の成果	
<b>地方査察：</b>	
2015年末	河北省で試行
第1回	2016. 7.12- 8.19 内蒙古/黒龍江/江蘇/江西/河南/広西/雲南/寧夏
第2回	2016.11.24-12.30 北京/上海/湖北/広東/重慶/陝西/甘肅
第3回	2017. 4.24- 5.28 天津/山西/遼寧/安徽/福建/湖南/貴州
第4回	2017. 8. 7- 9.15 吉林/浙江/山東/海南/四川/チベット/青海/ウイグル
<b>振り返り査察：</b>	
第1回	2018. 5.30- 7. 7、 第2回 2018.10.30-12. 6
<b>実績：</b>	
・ 市民通報受理件数：21.2万件	
・ 解決した市民の周辺環境問題：15万件以上	
・ 徴収した罰金：24.6億元 ・ 起訴等捜査案件：2,303件	
・ 拘留人数：2,264人	
・ 責任追及へ移送案件：509件	
うち地方移送案件：387件、4,218人	
（移送者4,218人の所属内訳：地方党委186人、地方政府952人、事業単位226人、国有企業238人、地方党委員会/行政部門2,616人＝うち環境保護部門537人、国土326人）	
（移送者上記の東北地方者数：遼寧省143人、吉林省177人、黒龍江省170人）	
・ 各地で計画を調整・修正させた件数：2,069	
出所：生態環境部 2019年6月27日公表	
2018年全国12369通報の受理状況	
2018年に生態環境部が受理した「12369」通報件数：710,117件（前年比14.7%増）	
うち、電話365,361件（前年比-10.8%）、WeChat250,083件（同93.2%）、ホームページ80,771件（同1.1%）、國務院大査察Netメッセージ11,754件	
大気汚染54.1%、騒音35.3%、汚水12.6%、固体廃棄物5.9%、放射線2.9%、生態破壊0.9%	
出所：生態環境部 2019年4月24日公表	

### (3) 環境対策の光と影

中国がさらに環境改善政策を進めて、環境保護産業を新常態下の成長産業に育成できるかどうかは、産業構造の転換と潜在する環境問題をどうコントロールできるにかかっている。2016年を前後して本格化した環境保護規制は、汚染排出企業の経営を直撃している。繊維品の染色工場が集中する浙江省紹興市では、環境規制が薄利経営にとどめを刺し、閉鎖する工場が増えている。工場から集中排水処理場へ出す際に、排出基準を満たすための設備導入ができないからだ。大手メーカーの下請け企業が生産停止処分を受けて、最終製品が製造できない状況も生じている。しかし、こうした生産性が低い産業を切り捨てても、新たな成長産業を發展させて産業構造の転換を実現し、中進国の罫から切り抜けようとしている。

潜在する環境問題は少なくない。目に見える大気汚染や水質汚染では、中国の環境法制の原則である排出源の特定が比較的容易なため、汚染者負担の原則で改善を強制できるが、例えば2019年1月に

ようやく施行された土壤汚染防止法で動き出した土壤汚染対策などの表面化していない環境汚染がある。世界の土壤汚染対策市場は、汚染除去などの処理責任者が法律で明確に定められている米国、欧州、日本、韓国、台湾などの一部の先進国のみに成立すると言われてきたが、中国でも2021年からの第14次5カ年計画で対策に動き出すことになる(表4)。

2005年4月から2013年12月にかけて実施した「全国土壤汚染状況調査公報」(2014年4月17日に環境保護部と国土資源部が連名で公表)によれば、国土の3分の2に相当する630万km<sup>2</sup>を対象としたサンプリング調査で、基準値を超える土壤が16.1%を占めたと報告されている。特に、南方、長江デルタ、珠江デルタ、東北老工業基地の土壤汚染が顕著だという。調査範囲には汚染度が10%程度の林、草原、未利用地を含むため、重汚染企業用地では汚染度が36.3%、工業廃棄地で34.9%、工業団地で29.4%、鉱山で33.4%、污水管街区で26.4%となっている。利用可能な土地に限れば調査地点の3分の1から4分

の1の場所で、基準値を超える汚染が示されたことになる。まずは、汚染者負担の原則により、現有企業が移転または閉鎖時に修復義務を負うことになり、経営リスクの見直しが生じている。すでに閉山したり廃業したりして汚染者を特定できない土壤の処理は、最終的に国、省、市、区が処理の責任を負うことになる。経済成長に伴って、住宅用地や工場用地などに再開発可能な用地であれば、用途変更差益や、土地使用権譲渡額を交渉したりして開発コストから土壤修復費用を捻出することもできるが、開発ニーズがない場合は、行政がどれほど負担できるのだろうか。

そのため、2016年5月に公布した「土十条」では、2020年までに工業用地の土壤調査を完了させ、中国全土の汚染悪化傾向を抑制し、2030年までに環境を安定かつ好転させ、21世紀半ばまでに土壤環境を全面的に改善することを計画として打ち出した。まずは現状把握からということである。そして2019年に施行した土壤汚染防止法は土地の用途別に基準値を設定している。日本の土壤汚染対策法のように所有者責任とすると全国の汚染土壤の修復責任者は国(農地の場合は集団所有)となってしまう。

それでも、2018年に公布された「建設用地土壤汚染リスクコントロール基準(試行)」では、重金属や揮発性有機化合物、農薬など計85の有害物質に、日本より厳しい含有量基準を設定している(日本では2003年に施行された「土壤汚染対策法」による規制汚染物質は、重金属など9項目と揮発性有機化合物12項目、農薬など5項目)。排気、水質と同様に、土壤でも世界最高の厳しい排出基準が適用された。

### (4) 環境問題のコントロール

日本等の先進国の公害対策や環境保護産業の成長は、行政主導や企業の自主改善のみで推進されたわけではない。公害の被害者と被害者を支援する大学などの研究機関や社会団体が果たした功績が大きい。その活動には、抗議行動や法的賠償請求などが含まれる。果たして、中国ではそれが可能であろうか。

2015年に施行した新たな環境保護法では、日本の法制度ではなし得ていない

表4 中国の環境保護産業の現状



出所:「中国環保産業發展狀況報告(2018)」中国環境保護産業協会2019年5月公表及び遼寧省環境保護産業協会・調査公表資料より

「公益訴訟制度」が規定された。民事訴訟法第55条（2013年1月施行）の規定を環境公益訴訟に特化して明確に定め、市クラス以上の民生部門に登録し、環境公益活動に5年以上専業した違法記録がない社会団体が、環境汚染損害の原告として裁判所に提起できると規定した。被害者が自らの損害の因果関係を証明しなくても、第三者の社会団体が法的手段を持ち込める制度で、裁判官は状況を加味して判決を下す。新法施行当初は、多くの環境NGOが環境改善の手段としてこの制度に期待したが、NGOの自由な活動が制限されていることから、提訴案件は多くない。一方、民間団体に代わって検察が起訴する環境公益訴訟が増え、2018年に裁判所が受理した環境公益訴訟案件は1800件以上に上る。

生態環境部は、情報公開を「常態」とし、非公開を「例外」とする原則をとり、積極的に政策決定、執行、管理、サービス、結果の5つの情報を公開している。生態環境部が2018年に提出した提案文書の90%は全文公開され、残りも摘要が公開されている。汚染企業が公表されるほか、汚染状況についても全国338カ所の大気汚染状況（PM10、PM2.5、SO2、NO2、

CO、O3の6項目）がホームページでオンタイムに表示されている。環境通報プラットフォーム「12369」で、電話やWeChat、ホームページ等で受理した通報は2018年に71万件になり、前年より14.7%増加し、それらの通報のほまずべてを解決したとされている（表5）。

また、全国124カ所の污水处理場などの処理施設の一般公開を、延べ5218回行った。ほかにも様々なルートで通報を受け付ける窓口を開いている。環境汚染に関する苦情を中央で集約することで適切な処理責務を各地と共有すると共に、抗議行動などの突発事件を未然にコントロールしようとしている。

しかし、すべてを公開するとしているわけではない。2019年1月に施行した環境影響評価公衆参与弁法では、建設プロジェクトの立案、建設、操業時に並行して行われる環境影響評価に、公衆が積極的に参画することを国が奨励すると定めているが、一方、第8条で国家機密や商業秘密、個人のプライバシーにかかわることは法律で特段の定めがなければ公開しないと、国家の安全、公共の安全、経済の安全と社会の安定に危害を与えてはならないと規定している。

環境対策を後押しするには、市民の環境保護意識の向上も欠かせないため、学校での環境教育が広く行われている。しかし、市民教育の徹底は難しい。上海で2019年7月1日から強制的に実施され生活ごみの分別回収では、「有害ごみ」「リサイクルごみ」「乾燥ごみ」「湿ったゴミ」の4分類の分別要求に混乱と苦情が噴出している。ウェットティッシュやカキの殻は「乾燥ごみ」で、スイカなどの種の殻やザリガニの殻などは「湿ったゴミ」という区分けに戸惑う市民が多く、区分設定の難しさを露呈した。また、リサイクルされたごみは財産であり、それは誰に属するのか等の問題も提起されている。ごみ分別は2000年から上海、北京、南京、杭州、桂林、広州、深圳、アモイの8都市でテスト的に導入されてきたが、19年間、試行しては中止することを繰り返してきた。市民の環境意識が向上し、環境を私有財産ではなく公有財産と認識する日が来るには時間がかかるだろう。

## （5）遼寧省にみる対応

遼寧省をはじめとする東北地方は、国有企業や重工業を主体とする経済構造をもち、中央への依存が強い。また、人口減少や財政難を抱え、中央から遠く財政に恵まれた南方地方のように民間主導の新しいサービス産業や独立した政策が打ち出しにくい。遼寧省の環境保護第13次5カ年計画（2016～2020年）の重点は、中央の政策に準じて、①水質改善、②大気汚染改善、③土壌改善、④自然保護区などの生態保護の強化、⑤環境リスクの低減、⑥環境監督管理の強化、⑦環境保護産業の発展に置かれているが、最終年の2020年末を目前に現在力を入れている分野は、都市部生活排水汚泥の減量化、油含有排水や食品工場などの工業排水の処理、農村部の排水と廃棄物の処理、塗装と印刷業界でのVOCs排出処理、汚染土壌の修復などである。

大気汚染対策は、約半年に及ぶ冬季の集中暖房供給地域として積極的に小型ボイラーの停止と燃料を石炭から天然ガス（煤改気）へ転換し、省内14都市の年間基準達成日数は296日と前年より17日増えた。数字以上に目に見えて大気汚染は改

表5 情報開示制度

「公開を常態に、非公開は例外に」	
行政提案文書の公開率は90%（255件中231件）、残り24件は摘要を公開（摘要後公開率100%）	
【大気環境】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国338カ所の観測データをオンタイム公表、PM10、PM2.5、SO2、NO2、CO、O3の6項目</li> <li>・毎月169都市の空気クオリティをランキングトップ20都市とワースト20都市を公表</li> <li>・全国及び重点地区の将来7-10日の空気予報を公表</li> </ul>
【水生環境】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国主要河川水系のpH、COD、過マンガン酸塩指数、アンモニア素素の4項目の自動計測値を毎週公表</li> <li>・主要河川、湖沼、ダム、地表水の品質を「全国地表水水質月報」として公表</li> <li>・16都市27海水浴場の水質を「一部沿海都市海水浴場水質週報」として公表</li> </ul>
【土壌・固体廃棄物・化学品管理】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌：制定される管理規定や基準を公表</li> <li>・固体廃棄物・化学品：「大中都市固体廃棄物汚染環境防止年報」や輸入廃棄物目録などを公表</li> </ul>
【核と放射線の安全】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部79カ所の放射線観測所と88の運転している原子力発電所の自動観測オンラインデータと季報を発表</li> <li>・民用原子力安全設備許可企業205社の状況を公開</li> </ul>
【自然生態保護】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然生態保護区の環境評価情報を瞬時に公開</li> </ul>
【気候変動対応】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「中国気候変動対応の政策と行動2018年度報告」を公表</li> <li>・関連会議情報、政策を公開</li> </ul>
【海洋生態環境】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例新聞発表会を開催、行政等活動の進展状況を公表</li> </ul>
2018年の政府情報公開申請776件のすべてに回答	

出所：生態環境部2018政府情報公開工作報告

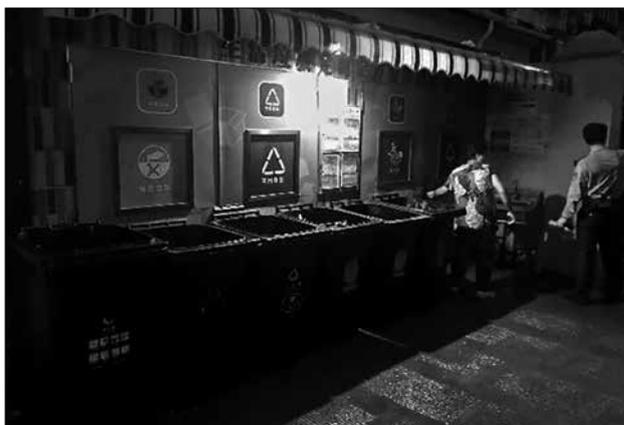
写真1 瀋陽市内の大気汚染(今昔)



出所:筆者撮影



写真2 ゴミ分別で守衛に確認する住民(上海)



出所:筆者撮影

写真3 寒冷地特有の集中暖房供給ボイラーの煙突、  
「煤改氣」政策で石炭燃焼から天然ガスへ



出所:筆者撮影(2019年3月)

善し、青空を見る日が日常化している。O3を除くPM10、PM2.5、SO2、NO2、COの5項目で過去最低値を達成している。

課題は、国有重工業型経済から脱却できないという古くて新しい「東北問題」に起因する。広東省科学技術庁が近畿経済産業局を窓口、日本企業との実証試験向けに省内企業に資金として100万円を上限とする補助金制度を打ち出していることは対照的に、遼寧省では、省内企業にイニシアチブを与える独自の政策を打ち出すことができない。このため、市場化によるプロジェクトの実施を試行しているが、却って資金力がある全国規模の企業と省内の上場企業に受注が集約してきている。省内の環境保護企業は一部の優良企業を除き、優秀な人材を確保して独自に技術開発を行うことが難しく、一定の市場と資金余力がある企業の中には、日本企業をはじめとする海外の先進技術を導入して市場での優位性を確立したいというモチベーションが強い。

黒龍江省の大手排水処理会社でも、日本の先進的な省エネ型の排水処理技術の導入を試行したり、黒龍江省で新たに設立された環境保護企業では日本由来の農村型独立排水処理システムを導入したりして、省内や他省で工事を進めている。また、現有の安価な設備を東南アジアに輸出する企業も出てきている。

中央政府は、東北地方の地元財政支出に限界がある中で、中央財政から2019年に遼寧省に3億元を投資し、水処理関連30プロジェクトを実施した。2020年にも同額が別の分野に投入されると省内で期

待されている。また、華東地方や南方では化学工場の爆発事故などで閉鎖や移転が求められる一方で、化学工場を東北地方へ集約する中央の政策も動き出している。これらは東北地方にとってのチャンスであり、同時に、中央への依存度をより強めることにもなっている。

遼寧省の瀋陽市でもごみの分別が始まる。上海の先行例を受けて、上海とは異なり、「有害ごみ」「リサイクルごみ」「飲食ごみを含むその他のごみ」の3分類とし、4分類で上海が設定した「乾燥ごみ」と「湿ったゴミ」を「その他のごみ」に統一して実施する。2019年末までに瀋陽市の公共機関の70%で実施し、居住区や学校などにも広げていき、2020年にはすべての公共機関で実施するほか、その他の地域での分別回収量も増やし、全市の生活ごみのリサイクル率を35%以上とする「瀋陽市生活ごみ分類業務アクションプラン(2019-2020年)」を制定した。上海ほどの細かい分別ではないが、市民が対応しやすい実現可能な内容であり、上海よりも早く徹底するのではないだろうか。回収後の機械化処理が進めば、リサイクル率の向上にもつながる。第一段階のリサイクル率は35%以上に過ぎず、ドイツや韓国などには及ばないが、日本のレベルに近い水準まで達成されることになる。

### 3. 中国の環境保護企業と日本企業の取り組みにおける現状と課題

日本の環境技術・設備企業が中国の環境保護市場に参入していくには、前述の中国の環境政策の特徴と時代の変化を踏まえて、個別にパートナーやユーザーとの提携を探っていくことになる。

#### (1) 日本の環境保護産業の現状と中国市場で直面する問題

日本の環境保護産業の市場規模は、石炭火力発電の新設需要や上下水道管などの老朽化対策により、2017年は海外輸出を含めて過去最大を記録した。このため、中国市場への進出を急がない企業がみられたが、日本国内の技術進歩と人口減少により、市場は減少すると予測さ

れている。日本の環境保護産業における雇用者数も、2017年は12.5万人で2000年の17.4万人に比べ28%減少している。これに対して、海外市場の規模は2016年の102.1兆円が2050年には264.9兆円へと2.6倍増と予想されている。日本の市場はピークを過ぎ、縮小軌道にある。現状の売り上げを維持するためには、海外市場に活路を求めることが自然で、海外進出しなければ海外企業による逆進出を受けて縮小する日本国内の市場シェアさえも維持できなくなる可能性も高い。

中国の環境保護市場への参入を期待して各種の商談会や展示会に参加した企業には経験があることだと思うが、その場で成約に近い話ができることはない。その原因は、主に中国の技術は劣っているという妄想と実証テストの壁、相互のスケジュール感の相違である。

日本が環境対策に大きく舵を切った1970年の公害国会と中国の2014年の環境両会には、44年弱の開きがある。法整備で見れば、中国の環境保護法の制定が

1989年であることから、日本より25年遅れたといえる。日本の環境保護産業は法規制とともに、数十年をかけて海外技術を学んで自社技術を開発してきた。しかし、この分野でもリープフロッグ(leapfrog)現象が生じている。新興国は段階的な進化を踏むことなく、一気に最先端の技術を手に入れることができる。中国でも「とりえず安価に環境対策を」という時代は2016年以降に終わりを告げつつあり、日本企業にとって技術性能を訴えやすい環境が整ってきているが、同時に中国側の技術理解度も急速に向上している。2014年の環境対策強化と前後して様々な技術を導入し、失敗した経験から学んでいる。かつては技術をダウンサイジングして導入することでコストメリットを打ち出せたが、今日では最新の技術をいかにスリム化してトータルメリットを出せるかが問われている。この時代の変化は大きい。また、技術責任者は40代以下が主流で日本に限らず海外の多くの先進事例を研究し、独自技術の開発を行っている人たちが商談相手となる。

写真4 日本企業の取り組み(商談風景または/および土壌修復テスト風景)



出所：筆者撮影

同時に直面するのが、いかに中国での実証テストを実施して効果を証明するかという課題である。日本で導入実績があったとしても、中国の汚染排出物は日本と異なる。処理対象の成分は多岐にわたり、それぞれの排出量が不安定に増減する。また、中国が採用する排出基準はおおむね日本よりも厳しい。このため、実証テストのコストを誰が負担するか、いかに実証テストを成功させるかが重要である。中国内での実績と資金力がある現地パートナーが相手なら実証設備を購入してもらいテストを行うこともできるが、その際でも、相手任せでテストを行っては、まず効果が得られない。前文と矛盾するが、現地の技術者の中には、日本の設備を万能機械のように受け止めて、なんでも処理できると思い込んでいるケースも少なくない。

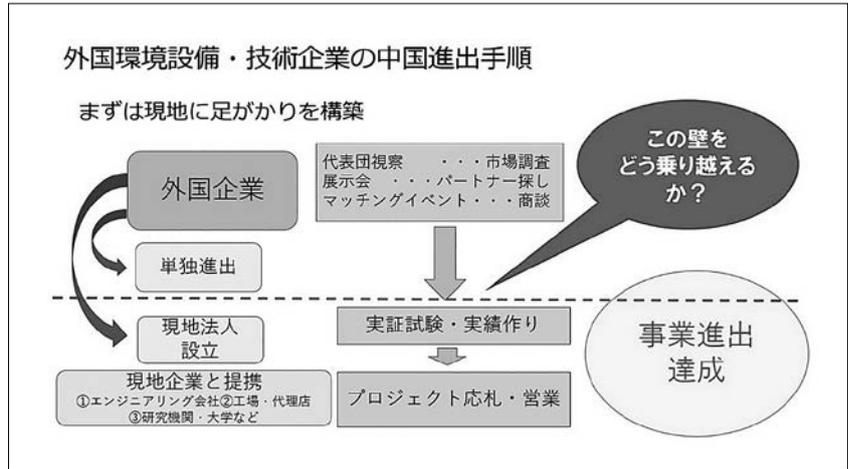
さらに、成約後のスケジュール感の違いがある。相手パートナーまたはユーザーとの契約が締結してから早急に納品することを求めてくるのが少なくない。相手パートナーがユーザーと一般的な3か月納期で契約していた場合には、その1か月前には日本から輸出することが求められるだろう。環境プロジェクトは資金繰りがかたがたに停滞するケースが多く、逆に資金手配がつかず動き出す。納期交渉にあたっては、合理的な説得が求められる。このため納期短縮とコスト削減を求めて、相手パートナーはおおむね現地生産を希望してくるが、それにどう対処するかも商談時には想定しておきたい。

なお、近年、煙突の白煙を透明にする脱白技術の引き合いがあった。日本の住宅街に隣接するごみ処理場で、住民の不安を低減するために無害な水蒸気をあえて無色にして排気している技術だが、資料を提供後に破談となった。「白煙を透明にすることでごまかしてはならない」という中央の通達が出たからである。こうしたところにも、中国特有の合理性と特殊事情が現れている(図)。

## (2) 知的財産所有権の保護に向けた課題

上述の障壁を乗り越えたうえで、知的財産所有権やコア技術をいかに保護するかという課題に直面する。

図 海外企業にとって中国の環境市場に進出する手順と直面する壁



出所：筆者作成

中国では、最高裁や高級法院で知的所有権を専門とする法廷を設立し裁判官を養成しているが、まだ、知的財産所有権への保護体制は徹底されていない。そのため、進出企業は、公開される特許からコア技術を外したり、特許権のほかにも損害賠償が比較的容易な商標権を取得したりしている。これは、海外企業のみでなく、中国の企業にとっても重要な問題である。

中国はすでに世界一の知財大国になった。2017年の中国の特許出願数は138万件に達し、米国の61万件の2倍、日本の32万件の4倍になっている。2015年に発表した「中国製造2025」では、2045年にはドイツ、アメリカ、日本を凌ぐ世界の主要製造国の先頭に立つとし、2019年2月に発表した「中国教育現代化2035」では、人材育成により技術革新力を高め、基礎研究の応用、産学研の共同研究を推進し、大学の研究開発レベルを世界の一流水準に高め、2035年には「教育強国」になるとの指針も示した。

そのため、中国では、損害賠償額を日本以上に引き上げて、開発した知的財産を保護する動きが進んでいる。

現状では、進出にあたって、初めにパートナーとNDA(秘密保持契約)を締結し、できるだけ日本の法律を準拠法とし、東京か大阪の裁判所を第一審裁判所に指定するが、実はトラブルが生じたときに、これらはあまり意味がない。中国側が契約違反をして日本側が損害賠償を求めるケースで日本の裁判で有利な判決を得たとしても、

中国の地元裁判所が同意しなければ、財産差し押さえなどの執行能力がない。すでに中国の知的財産所有権の保護は、法整備上で日本を上回っている。むしろ、中国の法律に準拠した形で、日中双方にとって便利な契約フォームが制定されることが望ましい。かつての日中の専門家と協議して策定した日中合弁契約モデルフォームのような、契約モデルと国際間の問題解決スキームができることが、日本の環境保護産業の進出は大きく加速するうえで期待される。

## 4. 展望とまとめ

中国全国の環境汚染はかなり改善したが、依然として深刻な状況にあり、政府部門はすべての汚染問題の解決に取り組むべき財的資源、人的資源、技術力が不足している。また、環境保護に対する市民の行動が、環境公益訴訟や政府のコントロールできない領域で行われることによる「社会不安」に陥ることを避けようとする意思が働く。ボトムアップ型の環境保護対策は限定的にしか進まない。政府は、まだ行動に現れていない潜在的な環境汚染に対する市民による環境権の行使に備えて、より高度な環境基準を設定する必要がある。これは、国産技術の急速な進歩を後押しすることになる。しかし、現状では、現有企業の操業への影響、解決できる技術の不足などから、より効率的で、できれば省エネ的な環境対策技術を環境保護技

術先進国から求め続ける需要は長期にわたり続くだろう。

本文で中国の環境行政、法執行上の課題を挙げてきたが、中国の環境保護政策が強力な執行力を伴って進められていることは間違いない。厳しい排出基準は、現場主義と改善、創意工夫を厭わない日本の企業にとってはチャンスである。反面、厳しい環境規制の下で現場での試行錯誤を繰り返して技術力を高めて知財大国

となった中国が、いずれ日本にとって日本市場を含む国際競争の相手国となる。

日本海対岸の遼寧省など東北地方の環境保護産業は、中央との関係の中で全国展開と第三国展開を狙っている。そのために、海外の技術導入を積極的に検討している。日本企業にとって、知的財産所有権の保護などの課題があるが、中国東北地方は周知のように日本との貿易依存度が高く、日本語人材を輩出している。重

工業産業から派生した熟練の技術者と技術企業が存在する。また、中国の環境保護産業の技術力は規制の強化を受けて、長足の発展を遂げるだろう。日本企業にとって、今のうちに中国と提携した企業だけが、これからの世界基準で生き残れることになるという状況が生まれないとは限らないのではないだろうか。

## ***The Environmental Protection Industry in China and its Northeast, and Market Entry Challenges for Japanese Companies (Summary)***

**OIKAWA Hideaki**

*C.E.O., Across Japan Co., Ltd.*

With environmental pollution and climate change posing global risks, China's continuous development in the field of environmental protection is a crucial part of Japan's development. Incorporating information from Chinese business partners, government offices, and media reports, as well as the perspective of the author, who is engaged in the business of introducing environmental equipment and technology of Japanese companies to China, in particular the northeast region, this paper summarizes the current state of China's environmental protection industry. The challenges and prospects facing Japanese companies to expand their markets and the likelihood of China achieving sustainable development are also discussed.

Japan's environmental protection industry, whose domestic market is shrinking owing to population decline and additional factors, is forced to consider overseas markets. Presently, at local and national government levels the focus is on Southeast Asia and South Asia, both of which are home to friendly developing countries. On the other hand, China is confronting its "toughest ever" environmental protection measures, making it the most likely market for Japanese companies in the short-term, but in addition to Japanese-Chinese relations and the challenges facing China's economy, the characteristics of its environmental protection policies are significant barriers to success for Japanese companies in the field. Although Japan has been considered a "developed country in the world of environmental protection" since the parliamentary sessions centering on anti-pollution measures in November 1970, and is blessed with the necessary technology and know-how, it faces a shrinking domestic market and severe competition from Chinese companies touting cheaper technology.

Furthermore, this paper introduces initiatives within the environmental protection industry in Liaoning Province, located Northeast China, and potential future developments the author consults on. In addition to the challenges facing the region's economy, businesses must develop technology and equipment independently or procure from overseas because direct assistance from local governments is less common compared with municipalities in the south, such as Guangdong Province. Viewing the entire environmental protection industry, after governmental meetings in March 2014 China was overrun by small and medium-sized enterprises, however, in response to subsequent changes in the market's capital structure, progress in their consolidation into large-scale companies has been observed. In response to this trend, there are cases in which Beijing-based or nationwide enterprises play a role in projects throughout Liaoning, and companies based in Liaoning Province enter and develop markets in other regions.

Keywords: environmental protection policies, China's economy, Japan-China economic cooperation

JEL classification: Q56, R58

[Translated by ERINA]

# ロシア極東の経済特区における 企業活動に関する基礎的分析

ERINA 調査研究部部長・主任研究員 新井洋史

ERINA 調査研究部研究主任 志田仁完

## 要旨

本稿の目的は、「先行発展区」と「ウラジオストク自由港」という極東ロシアにおける2つの特区制度の現状を把握し、制度活用の特徴を整理したうえで、その有効性に関して予備的考察を行うことにある。筆者らは特区入居企業の登録データの子細な分析とともに、特区退出企業の事例分析という2つのアプローチを用いて、進出と退出の両面から特区制度の現状に接近しようとする。分析の結果は、他制度とは異なり、入居企業の地理的な分布、産業部門の構成、企業形態などの面で極東特区には多様性があること、また、その企業入居実績は、他制度に遅れをとるものではないことを示している。これらの肯定的な側面は制度設立の本来の目的である極東地域開発に資する可能性がある。しかし、制度実施主体が入居企業に負うべきインフラ整備などの責務が十分に果たされないために企業が退出を決断する事例や、契約の不履行や解除をめぐる裁判で、企業側が不利益を被る事例も見受けられるなど、改善の余地もある。

キーワード：ロシア、極東ロシア、経済特区、地域開発、先行発展区、ウラジオストク自由港

JEL classification: O14, O22, O25, L52, L16, M32

## 1. はじめに

2015年に極東地域に導入された「先行（社会経済）発展区」（Territoriia sotsial'no-ekonomicheskogo operezhauschego razvitiia。以下、TORと表記）と「ウラジオストク自由港」（Svobodnyi port Vladivostok。以下、SPVと表記）という2つの特区制度は、2019年の後半に5年目を迎える。2019年9月現在、TORには425社、SPVには1523社の企業が入居した（極東開発公社ウェブサイト、2019年9月19日アクセス）。本稿では、この2つの特区制度を「極東特区」として分析の対象とする。

特区を管理する「極東開発公社」（Korporatsiia razvitiia Dal'nego Vostoka）の機関誌の最新号（KRDV, 2019）によれば、200社以上の入居企業（レジデント）がすでに稼働し、生産段階に入っている。また、過去4年間に於いて、レジデントは4千億ルーブルの投資を行い、2万2千人の雇用を生み出した。レジデントとの契約が実現すれば、2.9兆ルーブルにおよぶ投

資が行われ、12万人もの雇用が生み出されることが期待される。また、ユーリ・トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表は、2019年8月末に開催した極東への投資問題に関する会議において、何らかの国家支援を受けた投資プロジェクトが1814件あり、契約投資額は3.9兆ルーブルであると述べている。また、すでに稼働中の新しい企業は242社あり、総投資額は6120億ルーブルである、と述べた<sup>1</sup>。トルトネフ副首相の発言は、特区のレジデントだけを対象にしているわけではないので、大きな数字となっているが、これらの情報は、極東開発政策に着実に成果が積みあがっていることを強調するものである。

制度の実施主体側がその利点や実績をアピールする一方で、特区制度という手法自体の有効性について、批判的な見方も少なくない。ロシアでは、極東特区制度の導入以前の2005年に特区法が制定され、4種類の「特別経済区」（Osobyie ekonomicheskie zony。以下、OEZと表記）が設立可能になった<sup>2</sup>。この特区法の成立以降、2016年までに36のOEZが設

置され、この内、11カ所が閉鎖された。沿海地方やハバロフスク地方においても、OEZが設置された。しかし、設置後3年間に1件も投資案件が無かったため、特区法の規定に従い、閉鎖されたのである（Osipov, 2018）。そして、2017年以降は新しいOEZは設置されていない。Popov（2019）は、OEZは、投資活動の促進による地域経済成長の実現という新しい方法として導入されたが、過去10年間に於いて、その期待に応える制度になっていない、と評価している。ロシア連邦会計監査院は、2016年のOEZ事業の成果を評価し、いくつかの特区は経済的な効果がないにもかかわらず、国家予算を非効率的に使っている、と結論付けた（Konovalvova et al., 2018）。このような制度状況を踏まえて、2012年には、収益性、回収期間、環境リスクなどに基づくより厳格な基準がOEZの設立に付与された。Osipov（2018）は、ロシアの特区制度は、GDPへのレジデントの貢献度が小さいこと（0.17%）、雇用創出コストが大きすぎる点、インフラの建設が遅いことといった問題があり、このことが投資

<sup>1</sup> 極東・北極地域開発省、2019年8月28日付プレスリリース：<http://www.dfo.gov.ru/trutnev/3533/>。

<sup>2</sup> 「特別経済区」（OEZ）に関しては、服部（2011:2015）を参照。

効率を引き下げる要因になっている、と述べている。

以上のような問題は、極東特区の成果を分析・評価し、その問題を検討する際にも重要な視点となる。ただし、地域経済にもたらす特区制度の貢献や制度の効率性の評価には、さらに10-15年といった長期の期間が必要である(Stetsiuk, 2019)。そこで、本稿では、他の特区制度(OEZや単一産業都市における特区)も参考・比較しながら、制度導入からおよそ4年を経た極東特区の現状ならびにレジデントの特性や運用上の特徴を明らかにしていく。それを踏まえて、この短期間に特区から撤退した企業に焦点を当て、特区の問題についても検討していく。

## 2. 極東特区の制度発展と対象地域の拡大

極東特区制度を利用する企業の活動状況を概観するに先立ち、制度の基本的枠組みと制度発足後の展開や変更点をおさらいしておきたい。

### (1) 特区制度の基本的枠組み

ロシア政府は、2015年以降、経済特区制度を用いた「投資誘致型」の開発政策を極東で展開している。極東特区制度はTORとSPVの2種類が用意されている。制度の基本的な枠組みを簡単に示すと、両制度ともに、特区域内において規制を緩和し、税制上の優遇措置を提供することで、民間企業や個人事業主に対して極東地域で事業と投資のインセンティブを与えるというものである。

具体的な優遇措置は以下の通りである<sup>3</sup>。TORの優遇措置は、利潤税が最初の5年間に於いて免税、続く5年間に於いて12%であり、土地税および資産税が最初の5年間に於いて免税、続く5年間に於いて2.2%以下の軽減税率、統一社会税(社会保険料)が7.6%まで減免(通常は30%)である。SPVも、基本的にはTORと同様の優遇措置をとるが、土地税が最

初の3年間のみ免税、資産税が最初の5年間に於いて免税であり続く5年間に於いて0.5%の軽減税率、という点で異なる。これらの金銭的な優遇措置に加えて、割り当てなしの外国人労働者の雇用(比率はTOR監督会が設定)、検査期間の短縮化、投資家向け窓口の一本化、保税区域制度の適応、レジデントへの法的支援(裁判)といった規制緩和や手続きの簡素化に関わる措置が取られる。さらに、TORでは土地の提供とインフラの整備、SPVでは入札なしの土地の賃貸といった支援策も行われる。

入居資格は、TORでは必要最低投資額が50万ルーブル、SPVでは3年間で500万ルーブルである。TORにおいて許可される事業活動は、各TOR設立の政府決定において規定される種類に対応しなければならない。一方で、SPVの場合、SPV監督会が禁止した種類の活動は実施できない、と規定されている。その他、企業の契約(入居手続き等)に関連する法規の詳細を、本稿末尾の付録に整理した。

なお、極東特区制度に関しては、我が国における一般的な言葉遣いとは異なる用語が用いられている点に注意しておく。これらの用語は和訳時に直訳あるいは意識されることにより、様々な表現となっている。本稿では、基本的ないくつかの用語について、統一的に表記することとする。まず、特区において優遇措置を得る地位を得て活動している企業を「レジデント(resident)」と表記する。直訳すると「入居者」となるが、現実には区域外から区域内に移転することなく、レジデントの資格を得る企業が多数あるため、入居という表現を避けるものである。また、レジデントとなるにあたり管理会社(極東開発公社)と交わす契約書(Soglashenie ob osushchestvlenii deiatel'nosti)は直訳すると「事業実施契約」となるが、本稿では「特区事業契約」と表記する。全レジデントを一元的に管理する台帳を「レジデント台帳(reestr rezidentov)」とする。本稿ではこのレジデント台帳の情報を大い

に活用している。

### (2) 特区に関する法制度の改正

TORに関する連邦法(2014年12月29日付第473号連邦法。以下、TOR法と表記)は、2019年8月末現在に至るまで、9回にわたって改正されている<sup>4</sup>。その主な改正点は以下の通りである。

2015年7月13日付第213号連邦法では、管理会社が法廷においてレジデントの利益を代理し、保護する、またレジデントの権利や利害に関して行政法などに起因する問題について提訴する権利を有することが規定された(第8条)。また、2016年1月1日以降において、閉鎖都市(ZATO)にもTORを設立できるようになった(第35条)。

2016年7月3日付第252号連邦法では、「単一産業の都市」(monoprofil'nye munitsipal'nye obrazovaniia。以下、モノゴードと表記)におけるTOR設立に関連して第34条などが改訂された。同条では、モノゴードTOR設立の決定は、政府が規定した基準に基づいて採択され、モノゴード領域における現行の優遇制度を考慮した上で、その創設の合目的性の根拠を示さなければならない旨が規定された。また、第35条では、上述の改訂を踏まえたモノゴードTORは2017年1月1日以降に設立できるようになった。また、極東のTORと同様に、各モノゴードにおけるTOR設立も個々の政府決定によって規定される。モノゴードTORも極東TORと同じ連邦法に依拠している点に注意しなければならない。

2017年12月5日付第371号連邦法では、TOR設立に関する第3条において、閉鎖都市とモノゴードにおけるTOR設立に関する詳細規定が追加された。

2017年12月31日付第486号連邦法では、国家支援に関わる第33条において、極東発展に関係する機関が、シンジケートローンの参加者になることができると規定された。

2019年7月26日付第254号連邦法では、

<sup>3</sup> 筆者らは、新井・斎藤(2016)や新井・志田(2018)において制度の詳細を解説している。

<sup>4</sup> 2015年7月13日付第213号、2016年7月3日付第250号および第252号、2017年12月5日付第371号、2017年12月29日付第455号、2017年12月31日付第486号、2018年8月3日付第341号、2018年12月27日付第528号、2019年7月26日付第254号の連邦法。

第3条のTOR設立に関する規定に多くの改訂が加えられている。例えば、保税区の通関手続きがロシアの連邦法とユーラシア経済連合の法制に従うこと、TORの設立や領域の変更(水域を含む)についての提案が所管連邦機関<sup>5</sup>と安全保障・警備・国防・環境保全・運輸などを所管する連邦機関との間で合意され、政府に提出されること、TOR領域の境界の記載に関する手続き、TOR設立の合意による税制上の優遇措置の付与の条件、連邦構成主体や自治体によるインフラの建設や再建への財政支援の実施方法が規定された。一方で、事業活動に関する法制上の特例を規定した第17条では、これらの特例が石油・天然ガス・ガスコンデンサートを採掘する企業や、保険業、債務整理業、有価証券を専門的に扱う企業や非国家年金基金には適応されないことが明記された。第24条の国家監督に関しても改正が行われている。さらに、第33条の国家支援に関しては、国家が極東連邦管区におけるその実現に参加している、国家コーポレーションや国営企業の投資プログラムと発展計画は、国家プログラムと連邦特定目的プログラムの実施を調整する機能を極東連邦管区で実施している所管の連邦機関との間で合意される、ということが規定された。

TOR法自体の改正以外に、2019年1月10日にチュコト自治管区において「ベリノゴフスキー」TORを拡大・改称する形で「チュコト」が設立されたことに加えて、2019年6月14日付第760号政府決定「ブリーヤチヤ先行社会経済発展区の設立について」、および2019年7月31日付第988号政府決定「ザバイカリエ先行社会経済発展区の設立について」によって、ブリーヤート共和国とザバイカル地方という極東連邦管区に新たに編入された連邦構成主体に、新しいTORが設立されることが決定された。その結果、極東には現在、合計で20のTORが存在している。

SPVに関する連邦法(2015年7月13日付第212号連邦法。以下、SPV法と表記)

も9回にわたって改訂されている<sup>6</sup>。SPV法の一部はTOR法と同時に改訂されている。重複しない特筆すべき点は以下の点である。

2016年7月3日付第250号連邦法では、SPV制度の適用地域が、沿海地方から他の地域に拡張された(第2条、第4条)。拡張地域として対象となったのは、カムチャツカ地方、ハバロフスク地方、サハリン州、チュコト自治管区の特定の地域である(後掲の表2を参照)。対象地域は、2017年7月1日付第138号および2018年7月3日付181号の連邦法によってさらに拡大された。

以上のTORおよびSPVの他に、2018年8月3日付第291号連邦法「カリニングラード州および沿海地方域内における特別行政区について」によって、沿海地方のルースキー島に特別行政区が設立された。これは、税制や金融の面でより柔軟な制度運用がなされるオフショア地域であり、そこに登録した企業は「国際企業」のステータスが付与される。

### (3) 特区制度の抱える問題点

極東の特区制度の定着に伴い、その矛盾や運用上の不具合も明らかになってきた。例えば、Sevastianov et al (2018)は、以下のような問題を指摘している。

- 保税区制度の導入に必要な手続きが煩雑であり、設備導入のコストも大きい。
  - 申請に求められるすべての要件を満たす書類の作成が難しく、極東開発公社の審査の際に、たびたび申請者に差し戻されることがある。結果、コンサルティング業や法律相談への需要が増えたが、申請書作成コストの増大は、中小企業等にとって大きな負担になり、参入障壁となる。
  - 特区の優遇制度は、レジデント自身の競争力や収益性を高めるが、部門全体の発展に寄与しない。看板を変えただけの既存企業がレジデントになる事例が多数あり、不公平な市場競争を非レジデントに強いる結果となる。
- こうした問題点については、筆者らが

2018年8月に、特区のレジデントやそれを支援する協会関係者などを対象にヒアリング調査を行った際にも確認している。これらの指摘を踏まえて、以下では、現状把握を試みる。

## 3. 極東地域の特区制度の活用状況

本節では、極東特区の制度施行から2019年6月30日までの期間における企業(法人および個人事業主)によるTORとSPVの活用状況を概観する。この際に、極東開発公社がウェブ上で公開しているレジデント台帳(アクセス:2019年7月17日)を参照する。

### (1) レジデント数の推移

表1は、四半期別のレジデント数と年別の累積レジデント数の推移を示している。TORでは、制度が導入された2015年6月から4年間でレジデント数が386社に増加した。しかし、四半期別のレジデント登録数は、2018年Q3の43社をピークに伸び悩んでおり、2019年Q1-Q2には前年同期のほぼ半分にとどまっている。一方で、SPVの累積レジデント数は、制度開始の2015年10月から3年半強の間に、TORの4倍近い1322社へと増加した。SPVの四半期別のレジデント登録数は2018年Q2の191社が最も多く、最近のレジデント登録数の推移には、TORほどではないが、鈍化傾向が見られる。

次に、極東の特区制度の活用状況を他の制度との比較において見ておく。図1は、各特区の第1号レジデントの入居日(レジデント台帳への登録日)から最長16四半期=4年間を取り出し、レジデント数(撤退企業を含む)の推移を比較している。この4年間は、極東に最初の3つのTOR「ナデジンスカヤ」、「ハバロフスク」、「コムソモリスク」が設立されてから現在までのほぼ全ての期間をカバーしている。ここでは、極東特区の比較対象として、2005年以降にロシア各地で導入されたOEZと、モノゴー

<sup>5</sup> TOR法上の用語で、同制度を所管する行政機関。運用として、2015年3月28日付第287号政府決定により、極東開発省(現、極東・北極地域開発省)が指定されている。

<sup>6</sup> 2016年7月3日付第250号および第252号、2016年7月3日付第373号、2017年3月7日付28号、2017年7月1日付第138号、2017年10月30日付第306号、2017年12月29日付第455号、2018年7月3日付181号、2019年7月26日付第254号の各連邦法。

表1 極東経済特区のレジデント数の推移(社)

	TOR	SPV	Total
15Q3	1	-	1
15Q4	20	-	20
16Q1	18	15	33
16Q2	19	25	44
16Q3	29	54	83
16Q4	24	24	48
17Q1	10	41	51
17Q2	20	72	92
17Q3	39	89	128
17Q4	37	114	151
18Q1	31	138	169
18Q2	39	191	230
18Q3	43	149	192
18Q4	21	160	181
19Q1	15	104	119
19Q2	20	146	166
累積			
2015	21	0	21
2016	111	118	229
2017	217	434	651
2018	351	1072	1423
2019	386	1322	1708

出所：極東開発公社ウェブサイト、レジデント台帳：2019年7月17日  
 注：TOR：先行発展区、SPV：ウラジオストク自由港。2019年6月30日までに特区に登録（申請が承認された）したレジデントに関する集計値。

ラド TOR を取り上げる。図1は、SPV のレジデント数が他の特区制度に突出して、急速に増加していることを明らかに示している。また、TOR のレジデント数はOEZ を上回り、増加のテンポも速い。一方で、極東 TOR に遅れて設立されたモノゴラド TOR では、その設立初期にはレジデント数の増加は比較的緩慢であったが、3年目以降に増加ペースが速まった。その結果、極東 TOR のレジデント数はモノゴラド TOR を若干下回っている。

制度上の相違やその他の要因を無視した単純な比較では、レジデントの誘致という点において、極東特区制度は他の制度に必ずしも劣るものではないと言えよう。ただし、特区間におけるレジデント数の差や推移の違いは、特区の所在地域の地理的な範囲や設立箇所数による可能性がある点に注意する必要がある。TOR は、沿海地方の「ナデジンスカヤ」など3カ所が2015年6月25日付で設立されて以降の4年間で、18カ所設立されている（最新の2つの TOR「ブライヤーチャヤ」・「ザバイカリエ」を除く。また、2019年1月10日付で設立されたチュコト自治管区の「チュコト」は「ベリンゴフスキー」が拡大・改称したものである）ので1カ所とカウント）。SPV は、沿海地方、カムチャツカ地方、サハリン州、ハ

バロフスク地方、チュコト自治管区の5つの連邦構成主体・26の自治体に設立された。これに対して、現行 OEZ は20の連邦管区に23カ所、モノゴラド TOR は61の市・地区に設立されている。これらの地理的な要因を考慮すれば、極東 TOR のレジデント数がモノゴラド TOR よりも少ないとまでは評価できない。

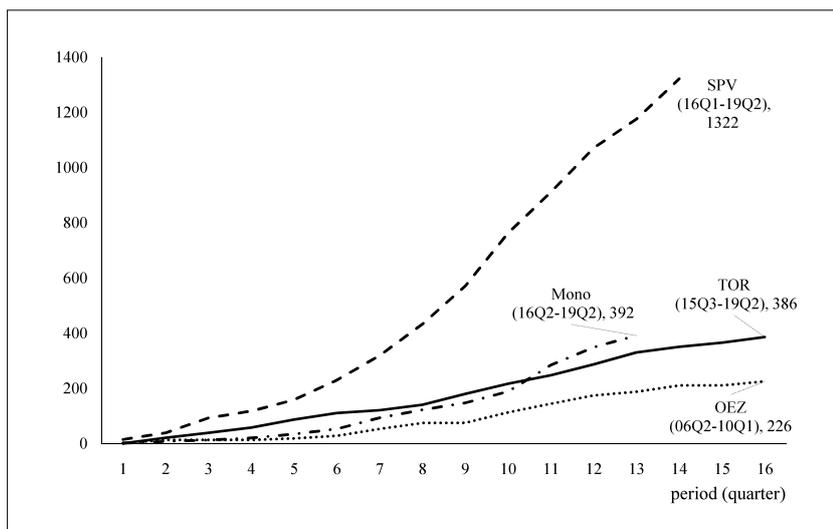
## (2) レジデントの地理的分布

以上のことに関連して、レジデントの地域分布を詳細に見ておく。表2に、TOR と SPV の設立地域別のレジデント数の内訳を示した。また、各 TOR 設立に関する政府決定の採択日と2019年6月30日現在までの期間（月数）、TOR と SPV 所在市・地区ごとの第1号レジデントの入居日と立法採択からの期間を一覧に示した。

表2 (a) が示す通り、TOR で最もレジデント数が多いのは、カムチャツカ地方「カムチャツカ」(84社)であり、それに沿海地方「ナデジンスカヤ」(55社)、ハバロフスク地方「ハバロフスク」(42社)が続く。沿海地方、カムチャツカ地方、ハバロフスク地方の3地域には複数の TOR があり、地域別に合計すると、それぞれ95社、84社、77社のレジデントがいる。レジデント数が少ない TOR は、沿海地方「ネフテフミチエスキー」とサハリン州「クリール」であり、ともに1社しかレジデントがいない。TOR のレジデント数と設立期間は正比例の関係（相関係数は0.58）にある。TOR 設立から第1号レジデントの入居までの期間は、TOR ごとに大きな差はない。2017年以降に設立された2つの新しい TOR 沿海地方「ネフテフミチエスキー」とアムール州「スポボドヌイ」においても、設立決定から早い時期に、第1号レジデントが入居している。このような状況はそれぞれの TOR において第1号レジデント候補企業の準備状況に合わせる形で TOR 設立のプロセスが進められてきた可能性を示唆するものである。

一方で、SPV のレジデントは一地域に集中する地理的分布を示しており、入居企業が比較的地理的に均等に分布する TOR とは対照的である。表2 (b) が示す通り、全体の70.6%にあたる933社が沿海地方ウラジオストク市で登録されている。これに大きく後れを取って続くのは、カムチャ

図1 制度導入初期の特区レジデント数：TOR、SPV、OEZ、モノゴラドTORの比較



出所：表1および経済発展省ウェブサイトのレジデント台帳に基づき作成

注：契約を解除したレジデントを含む数値。特区関連法の制定または第1号レジデントの入居から最長4年間のレジデント数の推移。TOR（先行発展区）に関しては、「ハバロフスク」TOR に第1号レジデントが入居した2015年9月30日から2019年6月30日現在までの4年間（16四半期）、SPV（ウラジオストク自由港）に関しては第1号レジデント（複数）が入居した2016年3月16日から2019年6月30日まで、OEZ（特別経済区）に関しては、トムスク市に設置された技術導入特別経済区に第1号レジデントが入居した2006年4月25日を起点とする4年間、Mono（モノゴラド TOR）に関しては、タタルスタン共和国・ナーベレジヌイェ・チェルヌイ市に第1号レジデントが入居した2016年5月16日から現在までの期間におけるレジデント数の推移を示している。

表2 TOR および SPV のレジデントの地域分布:2019年6月30日現在<sup>1)</sup>

(a) TOR

TOR レジデント数:地域別	レジデント数:TOR 別 (構成比)		政府決定採択日(月数) <sup>2)</sup>	第1号の入居日(月数) <sup>3)</sup>	
沿海地方	95	ナデジジンスカヤ	55 14.2%	2015/06/25 (48)	2015/11/16 (4)
		ミハイロフスキー	18 4.7%	2015/08/21 (46)	2015/11/30 (3)
		ポリショイ・カメニ	21 5.4%	2016/01/28 (41)	2016/03/25 (1)
		ネフテヒミチェスキー	1 0.3%	2017/03/07 (27)	2017/09/08 (6)
カムチャツカ地方	84	カムチャツカ	84 21.8%	2015/08/28 (46)	2015/12/02 (3)
ハバロフスク地方	77	ハバロフスク	42 10.9%	2015/06/25 (48)	2015/10/01 (3)
		コムソモリスク	28 7.3%	2015/06/25 (48)	2015/09/30 (3)
		ニコラエフスク	7 1.8%	2017/04/19 (26)	2017/08/25 (4)
チュコト自治管区	42	(旧)ベリンゴフスキー	39 10.1%	2015/08/21 (46)	2016/04/25 (8)
		チュコト	3 0.8%	2019/01/10 (5)	2019/05/23 (4)
サハ共和国 (ヤクーチア)	32	カンガラッスイ工業団地	19 4.9%	2015/08/21 (46)	2016/02/08 (5)
		ユジナヤ・ヤクーチア	13 3.4%	2016/12/28 (30)	2017/02/28 (2)
サハリン州	31	ユジナヤ	8 2.1%	2016/03/17 (39)	2016/07/01 (3)
		ゴルヌイ・ボズドフ	22 5.7%	2016/03/17 (39)	2016/09/02 (5)
		クリール	1 0.3%	2017/08/23 (22)	2018/02/20 (5)
アムール州	21	プリアムールスカヤ	8 2.1%	2015/08/21 (46)	2015/11/30 (3)
		ペロゴルスク	9 2.3%	2015/08/21 (46)	2015/11/16 (2)
		スボボドヌイ	4 1.0%	2017/06/03 (24)	2017/10/10 (4)
ユダヤ自治州	4	アムール・ヒンガンスカヤ	4 1.0%	2016/08/27 (34)	2016/11/25 (2)
合計	386				

(b) SPV

SPV レジデント数:地域別	レジデント数:市・地区別 (構成比)		政府決定採択日(月数) <sup>2)</sup>	第1号の入居日(月数) <sup>3)</sup>	
沿海地方	1144	ウラジオストク市	933 70.6%	2015/07/13 (47)	2016/03/16 (8)
		ウスリースク市	56 4.2%	2015/07/13 (47)	2016/03/16 (8)
		アルチョム市	48 3.6%	2015/07/13 (47)	2016/03/16 (8)
		ナホトカ市	47 3.6%	2015/07/13 (47)	2016/03/16 (8)
		ハンカ地区	13 1.0%	2015/07/13 (47)	2016/05/10 (9)
		ナデジジンスコエ地区	10 0.8%	2015/07/13 (47)	2016/08/30 (13)
		オクチャプリスキー地区	8 0.6%	2015/07/13 (47)	2016/08/25 (13)
		オリガ地区	6 0.5%	2015/07/13 (47)	2017/03/10 (19)
		シクトヴォ地区	6 0.5%	2015/07/13 (47)	2016/03/16 (8)
		ラゾ地区	4 0.3%	2016/07/03 (35)	2017/09/22 (14)
		パルチザンスク市	3 0.2%	2015/07/13 (47)	2017/07/18 (24)
		スノパスク・ダリヌイ市	3 0.2%	2015/07/13 (47)	2016/08/03 (12)
		パルチザンスク地区	3 0.2%	2015/07/13 (47)	2016/07/08 (11)
		ポグラニチヌイ地区	2 0.2%	2015/07/13 (47)	2016/09/01 (13)
		ポリショイ・カメニ市	1 0.1%	2015/07/13 (47)	2016/08/24 (13)
		ハサン地区	1 0.1%	2015/07/13 (47)	2019/06/27 (47)
カムチャツカ地方	121	ベトロパロフスク・カムチャツキー市	120 9.1%	2016/07/03 (35)	2017/01/31 (6)
		エリゾヴォ地区	1 0.1%	2016/07/03 (35)	2017/01/30 (6)
サハリン州	35	コルサコフ市	27 2.0%	2016/07/03 (35)	2017/01/25 (6)
		シャフチョルスク市	3 0.2%	2017/07/01 (23)	2018/03/28 (8)
		ウグレゴルスク地区	3 0.2%	2017/07/01 (23)	2019/03/29 (20)
		ウグレゴルスク市	2 0.2%	2017/07/01 (23)	2017/11/29 (4)
ハバロフスク地方	16	ワニノ地区	13 1.0%	2016/07/03 (35)	2016/12/06 (5)
		ソヴィエツカヤ・ガワニ市	2 0.2%	2018/07/03 (11)	2018/10/23 (3)
		ソヴィエツカヤ・ガワニ地区	1 0.1%	2018/07/03 (11)	2019/03/11 (8)
チュコト自治管区	6	ペベク市	6 0.5%	2016/07/03 (35)	2017/08/02 (12)
合計	1322				

出所:極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTOR・SPVに関するレジデント台帳および関連する連邦法に基づき筆者作成

注:1) TOR:先行発展区、SPV:ウラジオストク自由港。2019年6月30日までに特区に登録(申請が承認された)したレジデントに関する集計値。2) 決定の採択日から2019年6月30日までの月数。3) 決定の採択日から各TORまたは各地域のSPVに最初の企業が登録された日までの月数。

表3 OEZ およびモノゴラド TOR のレジデントの地域分布:2019年6月30日現在<sup>1)</sup>

(a) OEZ

特区名(種類) <sup>2)</sup>	地域	政府決定採択日(月数) <sup>3)</sup>	レジデント数 <sup>4)</sup>	4年以内の レジデント数 <sup>5)</sup>	特区入居第1号の日(月数) <sup>6)</sup>	
ドゥブナ(TD)	モスクワ州	2005/12/21	(162)	242	50	2006/08/04 (7)
トムスク市(TD)	トムスク州	2005/12/21	(162)	130	45	2006/04/25 (4)
テクノポリス・モスクワ(TD)	モスクワ市	2005/12/21	(162)	105	33	2006/07/08 (6)
サンクトペテルブルク(TD)	サンクトペテルブルク市	2005/12/21	(162)	101	35	2006/07/08 (6)
アラブガ(IP)	タタールスタン共和国	2005/12/21	(162)	94	9	2006/07/27 (7)
リベツク(IP)	リベツク州	2005/12/21	(162)	85	17	2006/06/23 (6)
イノポリス(TD)	タタールスタン共和国	2012/11/01	(79)	85	23	2015/11/05 (36)
ターコイズ・カトーン(TR)	アルタイ地方	2007/02/03	(148)	39	14	2008/07/31 (17)
ウリヤノフスク(L)	ウリヤノフスク州	2009/12/30	(114)	32	6	2011/08/05 (19)
トリヤッチ(IP)	サマラ州	2010/08/12	(106)	28	17	2011/09/08 (12)
北カフカス観光クラスター(TR)	カルチャイ・チェルケス共和国	2010/10/14	(104)	28	1	2013/12/20 (38)
バイカル・ヘブン(TR)	ブリヤート共和国	2007/02/03	(148)	19	9	2009/01/19 (23)
チタン・バレエ(IP)	スヴェルドロフスク州	2010/12/16	(102)	19	7	2011/12/30 (12)
カルーガ(IP)	カルーガ州	2012/12/18	(78)	17	9	2014/05/06 (16)
イストク(TD)	モスクワ州	2015/12/31	(41)	16	16	2016/09/02 (8)
モグリノ(IP)	プスコフ州	2012/07/19	(83)	13	5	2013/05/31 (10)
アルタイ・バレエ(TR)	アルタイ共和国	2007/02/03	(148)	12	9	2008/07/31 (17)
ストゥピノ・クアドラット(IP)	モスクワ州	2015/08/08	(46)	12	12	2016/06/16 (10)
ウズロヴァヤ(IP)	トゥーラ州	2016/04/14	(38)	12	32	2016/12/26 (8)
ロトス(IP)	アストラハン州	2014/11/18	(55)	11	8	2015/12/11 (12)
バイカル・ゲート(TR)	イルクーツク州	2007/02/03	(148)	7	0	2011/12/30 (58)
ザヴィドヴォ(TR)	トヴェリ州	2015/04/20	(50)	3	3	2018/03/22 (35)
北カフカス観光クラスター(TR)	チェチェン共和国	2013/10/03	(68)	1	1	2014/04/16 (6)
合計				1111	361	

(b) モノゴラド TOR: レジデント数上位20市

市	地域	政府決定採択日(月数) <sup>3)</sup>	レジデント数 <sup>4)</sup>	4年以内の レジデント数 <sup>5)</sup>	特区入居第1号の日(月数) <sup>6)</sup>
トリヤッチ市	タタールスタン共和国	2016/09/28	(33)	49	2017/01/30 (4)
ナーベレジヌイェ・チェルヌイ市	タタールスタン共和国	2016/01/28	(41)	45	2016/05/16 (3)
ノヴォズネツク市	ケメロヴォ州	2018/03/16	(15)	31	2018/05/31 (2)
ウリエ・シビルスコエ市	イルクーツク州	2016/02/26	(40)	15	2016/08/25 (5)
グコヴォ市	ロストフ州	2016/01/28	(41)	13	2016/08/24 (6)
チュソヴォイ市	ペルミ地方	2017/03/23	(27)	12	2017/06/30 (3)
クメルタウ市	バシコルスタン共和国	2016/12/29	(30)	11	2017/04/18 (3)
チェレボヴェツ市	ヴォログダ州	2017/08/07	(22)	11	2017/12/13 (4)
グブキン市	ベルゴロト州	2018/03/16	(15)	10	2018/10/10 (6)
サラブル市	ウドムルト共和国	2017/09/29	(21)	9	2018/04/10 (6)
ベレベイ市	バシコルスタン共和国	2016/12/29	(30)	8	2017/06/01 (5)
ニジネカムスク市	タタールスタン共和国	2017/12/22	(18)	8	2018/05/30 (5)
アンジェロ・スジェンスク市	ケメロヴォ州	2016/09/19	(33)	7	2017/01/18 (3)
クラスノツリンスク市	スヴェルドロフスク州	2016/09/19	(33)	7	2017/03/13 (5)
ルザエフカ市	モルドヴィア共和国	2017/09/27	(21)	7	2017/12/13 (2)
ネヴィンノムイスク市	スタヴロポリ地方	2017/12/22	(18)	7	2018/03/06 (2)
キロフスク市	ムルマンスク州	2017/03/06	(27)	6	2017/09/11 (6)
カスピースク市	ダゲスタン共和国	2017/03/24	(27)	6	2017/12/21 (8)
ベトロフスク市	サラトフ州	2017/09/27	(21)	6	2018/02/16 (4)
コトフスク市	タンボフ州	2017/12/22	(18)	6	2018/12/19 (11)
合計				274	

出所: 経済開発省ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているOEZ・モノゴラド TORに関するレジデント台帳および関連する連邦法に基づき筆者作成

注: 1) 2019年6月30日までに特区に登録(申請が承認された)したレジデントに関する集計値。レジデント数の順に整理。2) IP: 工業生産; TD: 技術導入; TR: 観光娯楽; L: ロジスティクス。3) 特区設置決定の制定日から2019年6月30日までの月数。4) 特区レジデントに掲載されている企業の数(撤退企業を含む)。5) 特区設置決定の制定日から4年以内に登録された企業数。モノゴラド TORに関しては、特区設置から4年未満であり、すべての企業が登録から4年以内であるため省略している。6) 各特区において最も古い企業の入居日(リストから削除された企業は考慮していない)。

ツカ地方ペトロパブロフスク・カムチャツキー市(120社、9.1%)、沿海地方のウスリースク市(56社、4.2%)、アルチョム市(48社、3.6%)、ナホトカ市(47社、3.6%)である。さらに、SPVでは、地域別のレジデント数とその設立期間の関係が希薄である(相関係数は0.16)。ウラジオストク市を除外した場合は0.13)。この点もTORとは対照的である。沿海地方では、ラゾ地区(2016年7月3日に設立)を除く地域で、2015年7月13日にSPV制度が適用されており、制度の設立年数とレジデント数の関係は弱いと言えよう。また、カムチャツカ地方では2016年7月3日付の連邦法によって2地域にSPV制度が適用されたが、ペトロパブロフスク・カムチャツキー市とエリゾヴォ地区とでは、レジデント数が極端に異なっている。SPVレジデントの地理的な偏在性は顕著である。さらに、入居企業が多い地域では、第1号レジデントの入居までの期間が長くても10か月程度であるのに対して、レジデント数が1桁台の地域ではより長い期間を要している点も、SPV制度の活用における地理的な偏りを示している。

表3は、OEZとモノゴードTORのレジデントの地理的分布を示している。OEZ全体のレジデント数は、各OEZ設立後4年時点での合計386社から、2019年上半期末までの期間で、約3倍の1111社に増加した(表3(a))。レジデント数が最多のOEZは、モスクワ州「ドゥブナ」(242社)であり、トムスク州「トムスク」(130社)がこれに続く。これら2つのOEZの4年以内のレジデント数はそれぞれ50社と45社であり、設立から13年半を経て、3~5倍に増加したことになる。特区設立後4年以内と現在のレジデント数は正比例の関係にあり、相関係数は0.81と高い。また、相関係数は低いですが、特区への第1号レジデントの入居までの月数が短いほど、現在および設立4年以内のレジデント数が多くなる傾向が見られる(相関係数はそれぞれ-0.32と-0.47)。他の条件を無視して、OEZと同じような推移で、極東TORのレジデント数が増加すると仮定すれば、今後10年程度の期間でレジデント数が約3倍の1000社近くに増加する可能性も考えられる。特に、

制度導入初期のレジデント数が多い「カムチャツカ」、「ナデジジンスカヤ」、「ハバロフスク」等の「有望」なTORにおいて、企業活動の一層の活性化が期待できる。ただし、辺境地や人口密度の低さといった極東地域の社会経済条件の特異性や特区の制度設計の相違には十分に注意しなければならない。確かに、モスクワ州「ドゥブナ」設立4年以内の入居企業数は、極東TORの「ナデジジンスカヤ」や「ハバロフスク」と同程度であるが、モスクワ州と沿海地方・ハバロフスク地方では、人口や経済規模には数倍以上の差がある。

制度導入の時期が極東と近いモノゴードTORでは、61の市・地区に392社のレジデントがいる。その約7割に相当する274社は、20市に集中して入居している(表3(b))。レジデント数が多い地域はサマラ州・トリヤッチ市(49社)であり、それにタタルスタン共和国・ナーベレジヌイェ・チェルヌイ市(45社)、ケメロヴォ州・ノヴォクズネツク市(31社)が次いでいる。レジデント数が10~15社は6市、残りの52市・地区のモノゴードTORの入居企業数は1桁台に留まる。

このことから、極東のTORは、モノゴードTORよりも、地理的に比較的均等に活用されていると評価できる。ただし、モノゴードTORはロシアの幅広い地域で設立されているため、設立の前提が大きく異なることが、このような地理的な偏りをもたらす背景になっていると考えられる。モノゴードTORとの比較から明らかになる極東TORのもう1つの特徴は、レジデント数の多さである。現在のTORのレジデント数は、極東もモノゴードも大差はないが、1TOR当りの平均レジデント数は、極東では21.4社であり、モノゴードの6.4社を大きく上回る。モノゴードTORのうちのレジデント数上位20カ所に限ってみても、1TOR当り平均レジデント数は13.7社であり、極東の方がより多くの企業をTORに誘致している状況を見て取れる(ただし、設立期間は若干長い)。

### (3) レジデントの所有形態

次に、極東特区のレジデントの所有形

態の特性を他制度との比較において見ていく。表4と図2によれば、TORとSPVにおいて支配的な企業形態は有限責任会社であり、それぞれ全体の89.9%と92.1%のシェアを占める。これに加えて、極東特区には、個人事業主や農業や漁業に従事する協同組合も入居している。この企業形態の多様性は他の特区には見られない。

モノゴードTORでは、全体の98.3%が有限責任会社であり、残りの1.7%は株式会社である。OEZにおける有限責任会社のシェアは、他よりも小さい86.2%であるが、その代わりに、株式会社が比較的多く入居している(13.3%)。モスクワ市「テクノポリス」(63.8%)とサンクトペテルブルク市「サンクトペテルブルク」(64.4%)を除けば、すべてのOEZにおいて有限責任会社のシェアは8割を上回っている。また、全てのモノゴードTORにおいて、有限責任会社のシェアは8割を上回る。

なお、極東開発公社による2018年までの活動報告(KRDV, 2018)によると、TORには計31社の外資参加企業のレジデントがいる。その国別の内訳は、中国11社、日本7社、韓国4社、オーストリア3社、他に、シンガポール、ベトナム、キプロス、リトアニア、オランダ、イスラエルが各1社である。また、SPVには50社の外資参加企業のレジデントがおり、その内訳は、中国33社、韓国6社、日本3社、シンガポール2社、他に、イギリス、ベトナム、インド、アラブ首長国連邦、アメリカ、台湾が各1社である<sup>7</sup>。

2019年7月1日現在、国家統一登記簿(Edinyi gosudarstvennyi reestr)に登録されている法人はロシア全体で386万5250社であり、その内、営利組織(324万2891社、法人の81.3%)の96.9%は有限責任会社、2.1%が株式会社である(ロシア連邦国税庁の国家登録データに基づく:2019年8月23日アクセス)。極東連邦管区では、14万2983社の法人が登録され、営利組織(14万7676社、法人の73.6%)に占める有限責任会社と株式会社のシェアはそれぞれ96.8%および1.7%である。このように営利法人の形態の構成は、ロシア全体と極東の間に大きな差はない。しか

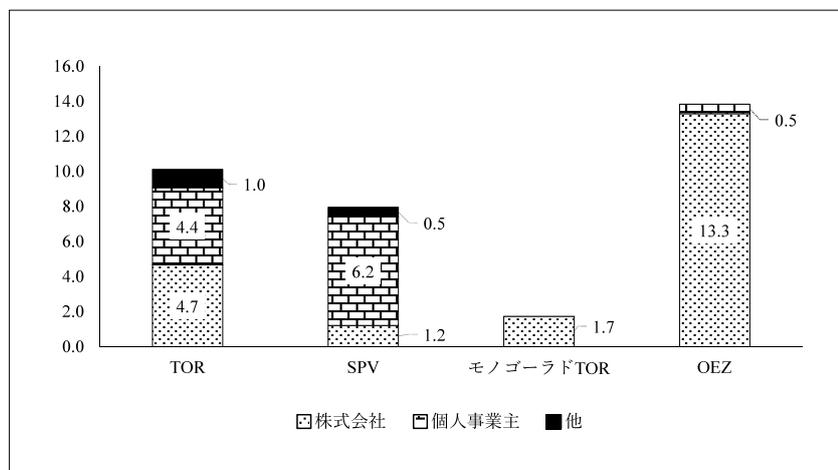
<sup>7</sup> 外資企業の国籍は、登録と実態が異なる場合がある(菅沼・志田、2019)。

表4 特区レジデントの会社形態：TOR、SPV、モノゴードTOR、OEZの比較<sup>1)</sup>

	有限責任会社	株式会社	個人事業主	他	合計
TOR <sup>2)</sup>	347	18	17	4	386
SPV <sup>3)</sup>	1217	16	82	7	1322
モノゴードTOR <sup>4)</sup>	398	7	-	-	405
OEZ <sup>4)</sup>	959	147	5	-	1111

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳、経済発展省ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているOEZ・モノゴードTORレジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 特区から撤退した企業を含む。2) 2019年6月30日までに登録データ。他の形態は、コルホーズ：1社、農民経営：2社、漁業コルホーズ：1社。3) 2019年6月30日までに登録データ。他の形態は、農民経営：3社、漁業コルホーズ：1社、生産協同組合：1社、不明：2社。4) データベースに記載されているすべての企業に関する数値。

図2 特区レジデントの会社形態の内訳：TOR、SPV、モノゴードTOR、OEZの比較<sup>1)</sup>

出所：表4に基づき筆者作成

注：1) 特区レジデントの最も一般的な企業形態は有限責任会社であり、その構成比は、TORは89.9%、SPVは92.1%、モノゴードTORは98.3%、OEZは86.2%である。

し、個人事業主の登録数はロシア全体で402万6665人、極東では22万6570人であり、極東において個人事業主が相対的に多い（法人登録数を100とするときの個人事業主の比率は、それぞれ104.2および116.6）。また、2019年上半期（年初から7月1日まで）に登録された法人の構成を見ると、ロシア全体と極東の両方で、営利組織の99.0%が有限責任会社の形態で登録される。一方で、法人の登録数を100とした時の個人事業主の登録数は、極東は327.6であり、ロシア全体の275.7を大きく上回る。極東特区のレジデントの多様性は、地域の企業形態の多様性や後述の特区における産業部門の多様性と関係している可能性が高い。

#### (4) 入居企業の活動産業部門

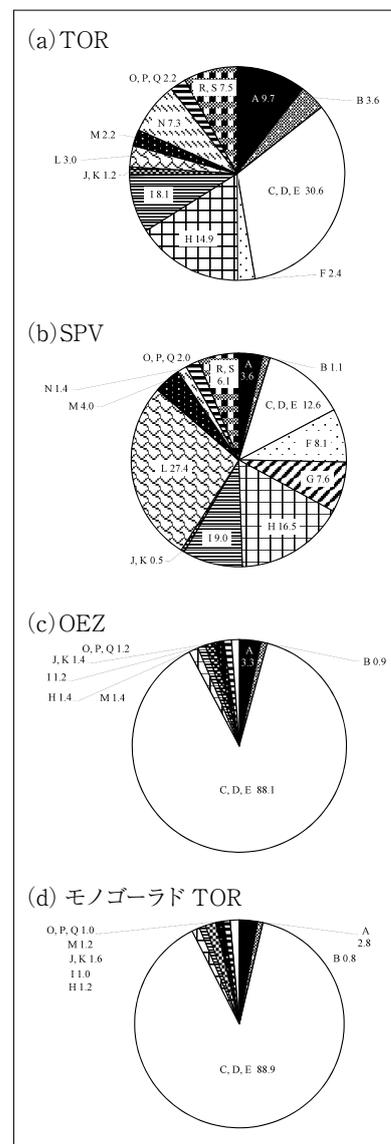
そこで、産業部門の観点からも極東特

区のレジデントの特性を確認する。図3には、それぞれの特区のレジデントの産業部門構成を示した。この産業部門分類は、OKVED第2版の大部分門分類に従う。複数の産業部門に従事するレジデントもある。図3(c)から明らかのように、OEZは、レジデントのほぼ9割が製造業部門(C, D, E)に従事し、2番目にシェアが大きい農林水産業(A)でさえわずか3.3%に過ぎない。同じく、モノゴードTORでも、製造業部門に従事するレジデントが大半であり(88.9%)、農林水産業部門のシェアはわずか2.8%にとどまる(図3(d))。これに対して、極東特区のレジデントの産業部門構成は全く対照的であり、むしろ製造業以外のシェアが大きい(図3(a))。極東TORとSPVにおいて、製造業に従事するレジデントの比率はそれぞれ30.6%と12.6%に過ぎない。極東TORでは、製造業に次い

で、運輸・倉庫業(H:14.9%)、農林水産業(A:9.7%)、ホテル・外食(I:8.1%)、ビジネス・サービス(N:7.3%)に従事するレジデントが多い。SPVでは、不動産業(L:27.4%)に従事するレジデントの比率が最も大きく、これに運輸・倉庫業(H:16.5%)が続く。製造業のシェアは第3位に位置し、それにホテル・外食(I:9.0%)、建設(F:8.1%)、商業(G:7.6%)が続く。

このように、極東特区は、他の制度とは

図3 TOR・SPV・OEZ・モノゴードTORのレジデントの活動産業部門(大部分門分類)：内訳(%)



出所：TOR・SPVレジデント台帳（極東開発公社ウェブサイト、2019年7月17日アクセス）とOEZ・モノゴードTORレジデント台帳（経済発展省ウェブサイト、2019年7月17日アクセス）に基づき筆者作成

注：産業部門分類。A：農林水産業、B：採掘、C・D・E：製造業・電力・ガス・蒸気・水道・ごみ処理、F：建設、G：商業、H：運輸・倉庫、I：ホテル・外食、J・K：情報・通信・金融・保険、L：不動産、M：科学・技術、N：ビジネスサービス、O・P・Q：行政・教育・保健・社会サービス、R・S：文化・スポーツ・娯楽・その他サービス。

異なり、第3次産業部門に従事するレジデントの活発さが顕著である。特にSPVの活動部門は、TORと比べても都市型サービス産業に偏っていると見えよう。このことは、SPVレジデントが都市部に集中して所在することと表裏一体である。このようなレジデントの特性がもたらしうる問題は、それが都市機能の高度化に資する反面で、低い「輸出」志向性ゆえに、限定的にしか当該都市圏の外からの「外貨獲得」効果をもたらさない恐れがある点にある。Sevastianov et.al (2018)も指摘している通り、SPVは国内の地域市場への志向性が強い制度であると評価できる。

KRDV (2019) では、TORのレジデントの活動部門をおそらく中分類ベースで集計しており、その結果として、最も多いのが運輸・ロジスティクス、第2位が食品産業であり、他には、観光、建設資材、サービスといった部門で活動する企業も多いと指摘している。それと同時に、投資額で見た場合には、最大額はガス化学部門であり、雇用者数では造船部門(1.1万人)である、と指摘している。アムール州のTOR「スボボドヌイ」に入居した「ガスプロム・ベレラボトカ・ブラゴヴェシチェンスク」(OOO Gazprom pererabotka Blagoveschensk)の投資額は、1.1兆ルーブルが見込まれている。沿海地方のTOR「ポリショイ・カメニ」では「造船コンプレクス・ズベズダ社」(OOO Sudostroitel'nyi kompleks Zvezda)が大きな雇用を創出するとみられている。特定の巨大企業(プロジェクト)が特区の全体像に影響を及ぼすような形となっている。SPVに関しては、レジデント数では不動産、サービスが上位にいたが、第3位の運輸・ロジスティクスにおける契約投資額は2530億ルーブル、契約雇用者数は2.2万人であり、最も大きな経済効果が期待される。ただし、TORの場合のような大型プロジェクトは見当たらない。

極東特区のレジデントの産業部門構成に関しては、TORごと、またSPVの地域

別においても整理し、表5と表6に示した(ここでも部門分類はOKVED第2版の大部分門分類に従う)。表中に示した登録部門数および登録事業数は、それぞれ中分類と小分類のレベルでレジデント数を数えたものである<sup>8</sup>。

極東でのTOR設立の当初のねらいは、製造業分野において高付加価値製品を生産できる体制を確立し、輸出を拡大することにあった。その目的に資するように各TORには、地域の特性に応じて中核となるべき産業部門が設定されている。「ポリショイ・カメニ」や「ニコラエフスク」の造船、「ネフテヒミチェスキー」の石油化学、「カムチャツカ」や「チュコト」(旧「ベリゴフスキー」)の資源採掘、アムール州やユダヤ自治州のTORにおける農業および林業、海岸に位置するTORにおける漁業、港湾を有するTORにおける運輸・ロジスティクスなどは、既存の産業部門や地理的な優位性を地域発展につなげようとする意図がある。それと同時に、「ポリショイ・カメニ」(2016年1月)以前に設立されたTORでは、中核部門以外にも幅広い部門での事業展開が認められていた(Arai, 2019)。そこには、地域経済全体の底上げを目指す意図があったことも感じられる。その後のTORは、より特定部門に特化することを志向している。

実際に、各TORの産業構成からは、上記のような意図が現実反映されていることが見て取れる。製造業への強い志向性は、「ミハイロフスキー」と「ゴルヌイ・ボズドフ」を除く16のTORにおいて、製造業に従事するレジデント数が最も多いことに表れている。「ミハイロフスキー」は、沿海地方のミハイロフカ地区、スパースク地区、チェルニゴフカ地区、ホロリ地区、ヤコブレフカ地区の領域に設立されたTORであり、農業、畜産、それに関連した加工業や輸送を中核産業にすることが意図されており、実際に農林水産業のレジデント数が最も多い。さらに産業特化度が高いTORであるのは、サハリン州のユジノ・サ

ハリンスク市に設立されたTOR「ゴルヌイ・ボズドフ」である。スキーリゾートや観光の名所であり、さらに空港や港湾が近いため交通の便に優れている。そこには22社のレジデントがあり、その内、17社がホテル・外食、12社が文化・スポーツ・娯楽に従事している。このTORでは製造業が認められておらず、当然のことながら製造業のレジデントは1社も存在しない。上述のとおり、それ以外のTORでは製造業の企業が最も多いことは確かであるが、それと同時に運輸・倉庫業に活動登録するレジデントの数も多い。実際に、「ナデジジンスカヤ」、「カムチャツカ」、「ハバロフスク」といった交通の要衝に近いTORでは、製造業に次いで運輸・倉庫業に活動登録する企業が多い。「カムチャツカ」では、ビジネスサービスや文化・スポーツ・娯楽に従事する企業も多く、こうした産業部門の多様性が極東TORにおいて最大のレジデント数につながっている。

SPVに関しては、レジデントの8割が所在するウラジオストク市では、レジデント933社のうち、55.8%の521社が不動産業に集中している。このことが、SPV制度全体での不動産業従事レジデント数を押し上げている。他の市・地区では不動産業は必ずしも最多ではない。沿海地方のウスリースク市、サハリン州のコロサコフ市、ハバロフスク地方のワニノ地区では、製造業部門で活動するレジデントが最も多く、運輸・倉庫業の活動登録も多い。ナホトカ市、ペトロパロフスク・カムチャツキー市では、運輸・倉庫業が最多であり、それに不動産業が続く。ウラジオストク市をはじめとするこれらの各市では、ホテル・外食や文化・スポーツ・娯楽に従事するレジデントもある程度存在する。これに対して、沿海地方の都市部以外では、農林水産業の登録数が製造業のそれにほぼ匹敵する点に、地域の特性が表れている。

さらにレジデントの活動部門に関連して、1レジデントあたりの登録部門数、各レジデントが登録した部門の組み合わせに

<sup>8</sup> 例えば、カムチャツカ地方「レスプリトスナブ社」(OOO Lesplitsnab)は、レジデント台帳の164番目に登録されている企業であり、その活動部門として「Производство прочей мебели; Лесозаготовки; Распиловка и строгание древесины...」が記載されている。これらの部門は、OKVED第2版の分類番号に置換できる:「02.2; 16.1; 16.21; 16.22; 16.23; 16.24; 16.29; 31.01; 31.02; 31.09; 32.99; 43.12; 43.21; 43.22; 43.29; 43.31; 43.32; 43.33; 43.34; 43.39; 43.91; 43.99; 49.41」。以上の23種類の活動は、中分類では02、16、31、32、43、49の6部門に集計できる。また、小分類では、例えば、木材加工(16)は、6種類の活動分野が区別されているため、表5では事業数6としてカウントしている。一方で、大分類では、16、31、32は同じ製造業(C)に分類される。

表5 TORレジデントの活動部門<sup>1)2)</sup>

地域・特区・主要部門	沿海地方				カムチャツカ地方	ハバロフスク地方			チュコト自治管区	
	ナデジンスカヤ	ミハイロフスキー	ポリシヨイ・カメニ	ネフテヒミ・チェスキー	カムチャツカ	ハバロフスク	コムソモリスク	ニコラエフスク	(旧)ベリンゴフスキー	チュコト
	製造業・運輸	農業・畜産・製造業	建設資材・住宅・造船	化学・石油化学	観光・運輸・製造業・農業・鉱物資源採掘	製造業・運輸	機械製造・木材加工・金属加工・食品	造船・修理・漁業・運輸	エネルギー	鉱物資源採掘
企業数	55	18	21	1	84	42	28	7	39	3
登録部門数(中分類) <sup>3)</sup>	90	33	43	25	175	104	70	13	70	4
登録事業数(小分類) <sup>3)</sup>	135	47	62	25	279	143	76	13	84	6
大分類 <sup>3)</sup>										
A (1-3) 農林水産業	3	<u>14</u>	0	0	21	4	2	3	9	0
B (5-9) 採掘	0	0	0	<u>1</u>	3	0	2	1	<u>11</u>	0
C (10-33) 製造業	<u>35</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>33</u>	<u>25</u>	<u>17</u>	<u>4</u>	<u>16</u>	<u>1</u>
D (35) 電力・ガス・蒸気	1	0	0	<u>1</u>	2	4	1	0	2	<u>1</u>
E (36-39) 水道・ごみ処理	2	0	2	<u>1</u>	4	5	<u>6</u>	0	4	0
F (41-43) 建設	3	0	2	0	2	2	1	0	0	0
G (45-47) 商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H (49-53) 運輸・倉庫	<u>15</u>	4	4	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>20</u>	2	2	8	<u>1</u>
I (55-56) ホテル・外食	3	0	6	<u>1</u>	17	3	3	0	0	0
J (58-63) 情報・通信	0	0	0	<u>1</u>	2	2	1	0	1	0
K (64-66) 金融・保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L (68) 不動産	4	0	1	0	0	2	0	0	0	0
M (69-75) 科学・技術	3	1	0	0	3	3	1	0	0	0
N (77-82) ビジネスサービス	2	1	2	0	15	6	<u>6</u>	0	3	0
O (84) 行政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P (85) 教育	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0
Q (86-88) 保健・社会サービス	0	0	0	0	6	0	3	0	1	0
R (90-93) 文化・スポーツ・娯楽	1	0	2	0	14	0	3	0	3	0
S (94-96) その他サービス	1	0	0	0	4	2	1	0	1	0

つづき

地域・特区・主要部門	サハ共和国(ヤクーチア)		サハリン州			アムール州			ユダヤ自治州	合計
	カンガラッスイ	ユジナヤ・ヤクーチア	ユジナヤ	ゴルスイ・ボズドフ	クリール	プリアムールスカヤ	ペロゴルスク	スポボドノイ	アムール・ビンガンスカヤ	
	化学・石油化学・金属・農業	鉱物資源採掘・製造業・運輸	農業・畜産・倉庫	観光・余暇	観光・余暇・漁業・食品	農業・運輸・製造業	林業・農業・食品	石油精製・製造業・運輸	木材加工・機械製作・冶金・食品・観光	
企業数	19	13	8	22	1	8	9	4	4	386
登録部門数(中分類) <sup>3)</sup>	26	52	16	65	2	29	15	9	10	851
登録事業数(小分類) <sup>3)</sup>	27	75	19	112	2	46	19	11	10	1191
大分類 <sup>3)</sup>										
A (1-3) 農林水産業	<u>3</u>	0	<u>5</u>	0	<u>1</u>	0	0	0	0	65
B (5-9) 採掘	0	4	0	0	0	1	0	0	1	24
C (10-33) 製造業	<u>15</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	0	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>205</u>
D (35) 電力・ガス・蒸気	0	2	1	0	0	1	0	<u>1</u>	0	17
E (36-39) 水道・ごみ処理	1	2	0	0	0	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	0	32
F (41-43) 建設	0	4	0	1	0	0	<u>1</u>	0	0	16
G (45-47) 商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H (49-53) 運輸・倉庫	1	<u>5</u>	<u>3</u>	3	0	<u>6</u>	<u>1</u>	0	<u>2</u>	<u>100</u>
I (55-56) ホテル・外食	1	1	0	<u>17</u>	0	1	0	0	1	54
J (58-63) 情報・通信	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
K (64-66) 金融・保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L (68) 不動産	0	2	1	9	0	0	<u>1</u>	0	0	20
M (69-75) 科学・技術	1	2	0	0	0	1	0	0	0	15
N (77-82) ビジネスサービス	1	4	1	6	0	1	0	0	1	49
O (84) 行政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P (85) 教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
Q (86-88) 保健・社会サービス	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
R (90-93) 文化・スポーツ・娯楽	0	0	0	<u>12</u>	0	0	0	0	0	35
S (94-96) その他サービス	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15

出所:極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTORレジデント台帳に基づき筆者作成

注:1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。2) 各TORにおいてレジデント数が最も多い部門に太字・下線を付し、第2位の部門に下線を付した。3) OKVED・第2版に基づく産業部門分類。

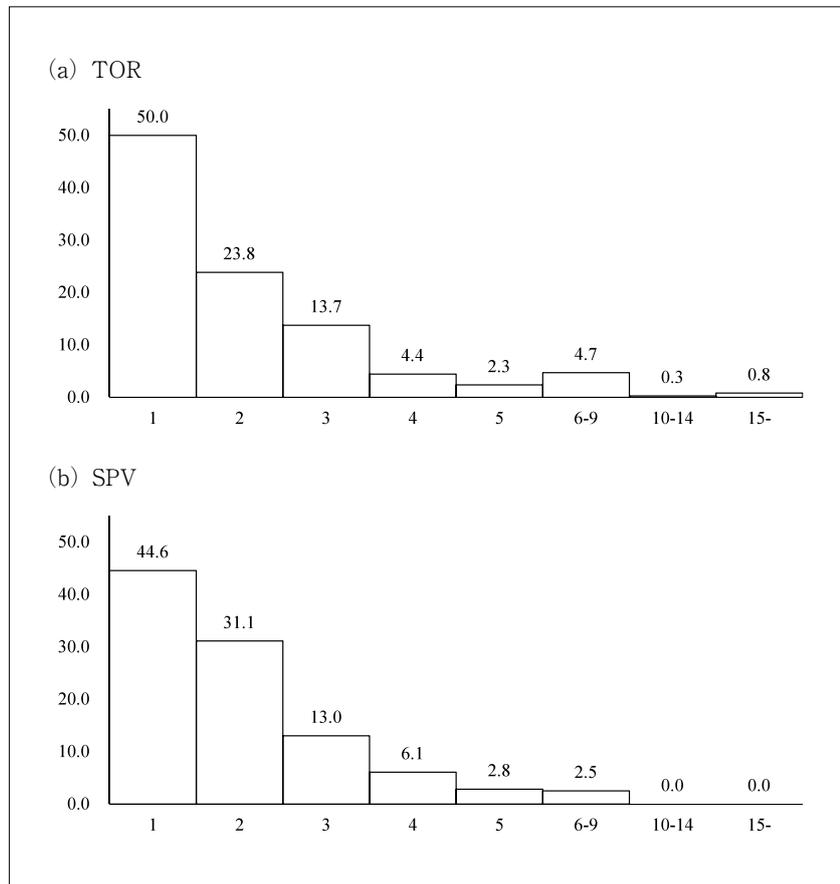
表6 SPVレジデントの活動部門<sup>1)2)</sup>

地域・特区・特化部門	沿海地方						カムチャツカ地方			サハリン州			ハバロフスク地方			チユコト自治管区 ペバク市	合計
	内訳						内訳			内訳			内訳				
	合計	ウラジオ ストク市	ウスリー スク市	アルチョム 市	ナホトカ 市	他	合計	ペトロパ ブロフスク カムチャツ キー市	エリノゾ 地区	合計	コルサコフ 市	他	合計	ワニノ 地区	他		
企業数	1144	933	56	48	47	60	121	120	1	35	27	8	16	13	3	6	1322
登録部門数(中分類) <sup>3)</sup>	2313	1810	124	133	116	130	213	210	3	73	58	15	49	43	6	9	2657
登録事業数(小分類) <sup>3)</sup>	4123	3075	233	253	273	289	331	327	4	122	99	23	90	77	13	20	4686
大分類 <sup>3)</sup>																	
A (1-3) 農林水産業	70	33	8	2	4	23	0	0	0	3	3	0	8	6	2	2	83
B (5-9) 採掘	20	13	0	1	0	6	1	1	0	4	1	3	0	0	0	0	25
C (10-33) 製造業	212	137	21	15	13	26	16	16	0	12	11	1	11	8	3	2	253
D (35) 電力・ガス・蒸気	9	7	0	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11
E (36-39) 水道・ごみ処理	17	8	3	3	2	1	4	4	0	3	3	0	1	1	0	0	25
F (41-43) 建設	176	153	8	6	5	4	3	3	0	3	1	2	4	3	1	0	186
G (45-47) 商業	143	122	7	7	4	3	30	30	0	1	1	0	1	1	0	1	176
H (49-53) 運輸・倉庫	310	244	8	18	23	17	43	43	0	17	11	6	8	8	0	2	380
I (55-56) ホテル・外食	178	139	9	12	8	10	23	22	1	5	5	0	1	1	0	0	207
J (58-63) 情報・通信	9	8	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
K (64-66) 金融・保険	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
L (68) 不動産	585	521	18	19	16	11	40	40	0	4	4	0	2	2	0	0	631
M (69-75) 科学・技術	85	69	5	6	2	3	5	5	0	1	1	0	2	2	0	0	93
N (77-82) ビジネスサービス	24	14	1	4	4	1	5	5	0	3	3	0	1	1	0	0	33
O (84) 行政	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
P (85) 教育	19	13	1	2	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20
Q (86-88) 保健・社会サービス	24	21	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	26
R (90-93) 文化・スポーツ・娯楽	84	57	8	7	6	6	11	11	0	2	2	0	0	0	0	0	97
S (94-96) その他サービス	35	26	2	3	2	2	7	6	1	0	0	0	1	1	0	0	43

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。2) 各地域においてレジデント数が最も多い部門に太字・下線を付し、第2位の部門に下線を付した。3) OKVED・第2版に基づく産業部門分類。

図4 TORおよびSPVレジデントが登録部門数の分布(中分類)：%



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳および関連する連邦法に基づき筆者作成

についても検討する。図4に示される通り、TOR および SPV の双方において、レジデントのほぼ半数（それぞれ50.0%と44.6%）が、1つの産業部門（中分類ベース）の中で活動している。2部門または3部門にまたがって活動するレジデントは、それぞれTORにおいて23.8%および13.7%、SPVにおいて31.1%および13.0%であり、大多数のレジデントが特区内の活動分野を比較的狭い範囲に限定している。

表7では、大分類ベースでレジデントの活動部門を特定し、その組み合わせを見ている。TORに関して（表7(a)）、登録レジデント数が最も多い活動部門は、製造業（205社）である。この内、59%のレジデントは、製造業のみに活動部門を限定している「特化企業」である（中分類や小分類で見た場合、製造業の大分類の枠内で複数の部門で活動しているケースがある）。項目を横に見ていくと、製造業を活動部門として登録した企業のうち、18.5%のレジデントは農林水産業と運輸・倉庫にもそれぞれ登録している。すなわち、農林水産業で原料を生産し、それを加工するケースや、生産物を保管・輸送することを想定し

た活動登録を行っている可能性が考えられる。一方で、農林水産業を活動部門として登録した65社のレジデントのうち、農林水産業に特化したレジデントは29.2%に過ぎず、58.5%は製造業に、また16.9%が運輸・倉庫業においても活動する。運輸・倉庫業に活動登録した100社のレジデントの特化率は比較的高い(40%)が、残りのレジデントは、製造業をはじめとして、農林水産業、採掘、電力・ガス・蒸気、水道・ごみ

処理、ビジネスサービスなど、並行して活動する分野の幅が広いことが特徴である。

SPV に関しては(表7(b))、不動産業で活動する631社のうち、40.7%のレジデントは不動産業に特化し、農林水産業や製造業といった生産分野でも活動している企業はほぼ存在しない一方で、建設、運輸・倉庫、ホテル・外食といった産業部門とは親和性が高い。次に登録数が多い運輸・倉庫業に従事するレジデント(380

社)の32.1%は特化企業であり、不動産業と強く結びつき(39.5%)、製造業との結びつきは相対的に弱い(15.8%)。製造業で活動する253社に関しては、TORと比べて特化企業の比率が低い(38.7%)。ただし、並行して従事する活動が主に農林水産業(17.8%)や運輸・倉庫業(23.7%)である点はTORと同様である。全般的に、SPV制度は、不動産業に特化した形態で利用されている傾向が見て取れる。

表7 TOR・SPVの活動部門組み合わせ<sup>1)</sup>

(a) TOR<sup>2)</sup>

	登録企業数	特化企業 (%) <sup>3)</sup>	他部門でも活動する企業 (%)															
			A	B	C	D	E	F	H	I	J	L	M	N	P	Q	R	
A 農林水産業	65	29.2		0.0	58.5	0.0	1.5	1.5	16.9	6.2	0.0	0.0	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0	
B 採掘	24	37.5	0.0		37.5	25.0	20.8	12.5	45.8	8.3	8.3	8.3	20.8	12.5	0.0	0.0	0.0	
C 製造業	205	59.0	18.5	4.4		3.9	5.9	3.9	18.5	3.4	1.5	2.0	4.9	4.9	0.0	0.0	0.0	
D 電力・ガス・蒸気	17	23.5	0.0	35.3	47.1		52.9	11.8	64.7	23.5	17.6	11.8	17.6	41.2	0.0	5.9	5.9	
E 水道・ごみ処理	32	28.1	3.1	15.6	37.5	28.1		12.5	40.6	25.0	6.3	15.6	12.5	40.6	9.4	12.5	12.5	
F 建設	16	12.5	6.3	18.8	50.0	12.5	25.0		31.3	6.3	0.0	43.8	25.0	31.3	0.0	0.0	6.3	
H 運輸・倉庫	100	40.0	11.0	11.0	38.0	11.0	13.0	5.0		11.0	3.0	6.0	5.0	16.0	2.0	3.0	4.0	
I ホテル・外食	54	14.8	7.4	3.7	13.0	7.4	14.8	1.9	20.4		5.6	14.8	5.6	40.7	5.6	16.7	46.3	
J 情報・通信	8	50.0	0.0	25.0	37.5	37.5	25.0	0.0	37.5	37.5		0.0	25.0	25.0	0.0	12.5	12.5	
L 不動産	20	10.0	0.0	10.0	20.0	10.0	25.0	35.0	30.0	40.0	0.0		15.0	45.0	5.0	0.0	30.0	
M 科学・技術	15	6.7	13.3	33.3	66.7	20.0	26.7	26.7	33.3	20.0	13.3	20.0		53.3	0.0	0.0	0.0	
N ビジネスサービス	49	12.2	4.1	6.1	20.4	14.3	26.5	10.2	32.7	44.9	4.1	18.4	16.3		6.1	12.2	22.4	
P 教育	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	50.0	75.0	0.0	25.0	0.0	75.0		75.0	100.0	
Q 保健・社会サービス	11	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	36.4	0.0	27.3	81.8	9.1	0.0	0.0	54.5	27.3		81.8	
R 文化・スポーツ・娯楽	35	20.0	0.0	0.0	0.0	2.9	11.4	2.9	11.4	71.4	2.9	17.1	0.0	31.4	11.4	25.7		
S その他サービス	15	0.0	0.0	0.0	13.3	6.7	20.0	0.0	20.0	66.7	0.0	13.3	6.7	66.7	0.0	13.3	40.0	

(b) SPV

	登録企業数	特化企業 (%) <sup>3)</sup>	他部門でも活動する企業 (%)																	
			A	B	C	D	E	F	H	I	J	L	M	N	P	Q	R			
A 農林水産業	83	37.3		1.2	54.2	1.2	1.2	3.6	6.0	20.5	6.0	0.0	1.2	6.0	2.4	3.6	0.0	0.0	2.4	
B 採掘	25	24.0	4.0		40.0	8.0	8.0	8.0	24.0	24.0	4.0	0.0	0.0	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0
C 製造業	253	38.7	17.8	4.0		2.0	4.7	13.0	13.0	23.7	4.7	1.2	0.4	8.7	6.7	1.6	0.0	2.4	0.0	2.4
D 電力・ガス・蒸気	11	27.3	9.1	18.2	45.5		27.3	18.2	45.5	36.4	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
E 水道・ごみ処理	25	20.0	4.0	8.0	48.0	12.0		24.0	24.0	36.0	4.0	0.0	0.0	4.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0
F 建設	186	12.4	1.6	1.1	17.7	1.1	3.2		5.9	17.7	11.8	0.5	0.0	57.0	11.3	3.8	0.0	1.6	1.1	6.5
G 商業	176	30.7	2.8	3.4	18.8	2.8	3.4	6.3		24.4	16.5	0.6	0.0	26.1	5.1	2.3	0.0	0.0	2.8	4.5
H 運輸・倉庫	380	32.1	4.5	1.6	15.8	1.1	2.4	8.7	11.3		10.3	0.5	0.5	39.5	5.0	3.9	0.0	1.6	0.5	5.8
I ホテル・外食	207	20.8	2.4	0.5	5.8	0.0	0.5	10.6	14.0	18.8		0.5	0.0	44.0	3.9	3.9	0.0	3.4	2.4	32.9
J 情報・通信	10	40.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	10.0	10.0	20.0	10.0		0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
K 金融・保険	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0		50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
L 不動産	631	40.7	0.8	0.5	3.5	0.3	0.2	16.8	7.3	23.8	14.4	0.2	0.2		9.2	1.3	0.2	1.7	0.8	7.6
M 科学・技術	93	6.5	2.2	3.2	18.3	0.0	2.2	22.6	9.7	20.4	8.6	2.2	1.1	62.4		3.2	0.0	1.1	2.2	5.4
N ビジネスサービス	33	6.1	9.1	0.0	12.1	0.0	6.1	21.2	12.1	45.5	24.2	0.0	0.0	24.2	9.1		0.0	3.0	0.0	24.2
O 行政	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
P 教育	20	10.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	15.0	0.0	30.0	35.0	0.0	0.0	55.0	5.0	5.0	0.0		15.0	45.0
Q 保健・社会サービス	26	46.2	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	19.2	7.7	19.2	0.0	0.0	19.2	7.7	0.0	0.0	11.5		23.1
R 文化・スポーツ・娯楽	97	3.1	2.1	1.0	6.2	0.0	0.0	12.4	8.2	22.7	70.1	0.0	0.0	49.5	5.2	8.2	0.0	9.3	6.2	
S その他サービス	43	7.0	0.0	2.3	9.3	0.0	0.0	2.3	23.3	18.6	51.2	7.0	0.0	37.2	9.3	4.7	0.0	0.0	16.3	34.9

出所：極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTORおよびSPVレジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 2019年6月30日までに特区に登録(申請が承認された)したレジデントに関する集計値。大分類に基づく産業分類。レジデント企業の中には、3部門以上の複数の部門に登録している企業が存在する。2部門にわたって登録している企業がない部門は空欄。2) TORに関しては、G(商業)、K(金融・保険)、O(行政)に登録している企業はない。3) 各部門(大分類)のみに登録している企業の比率。

### (5) レジデントの契約期間

TORもSPVも、現行法上では制度の存続期間を70年と規定している。レジデント台帳によれば、今のところ、最も遅い時期まで存続する可能性（契約期間）があるレジデントは、TORでは「クリール」に2018年2月20日に入居し、2087年8月23日まで食品加工分野で活動を予定している「漁業コンビナート・オストロブノイ社」（OOO Rybokombinat Ostrovnoi）である。最近、新たにプリアート共和国の「プリアーチヤ」とザバイカル地方の「ザバイカリエ」がTORに指定されたため、さらに遅い時期まで活動を計画するレジデントが現れることになると思われる<sup>9</sup>。SPVでは、2016年6月16日に入居し、2086年6月16日までプラスチック製品部門で活動を予定している「ポリマー・コンプレクス社」（OOO Polimer Kompleks）であった（ただし、後述の通り、すでに撤退）。一方で、TORにおいて契約期間が最も短いレジデントであるのは、サハリン州の「ゴルヌイ・ボズドフ」に2016年10月21日に入居し、2018年12月30日までスポーツ・娯楽分野で活動を予定している「都市管理会社」（OOO Gorodskaja upravliauschaia kompaniia）である。同社がTORに現在も入居しているかは明らかではないが、少なくとも特区事業契約を解除したという記録はレジデント台帳にはない。同社の主要な活動はユジノ・サハリンスク市にウォーター・スポーツ複合施設「アクア・シティー」を建設することであり、2018年12月に建設が完了している。制度上、レジデントであった者は、特区事業契約が終了しても当該地において活動を行うことは可能である（ただし、優遇措置は享受できない）。その次に契約期間が短いのは、2015年10月20日にTOR「ハバロフスク」に入居し、2021年12月31日まで温室野菜栽培に従事することを予定している「JGC エバーグリーン社」（OOO JGC Evergreen）である。SPVにおいて最も契約期間が短いレジデントは、2018年4月9日に入居し、2021年4月6日まで住宅建設の分野で活動を予

定している「オーロラ・ストロイ社」（OOO Avrora Stroi、ウラジオストク市）である。

TORとSPVのレジデントの契約年数の一般的な特徴を表8に示した。TORおよびSPVのレジデントの平均契約年数は45年および48年であり、最短・最長の期間の幅も近似している。図5に示した契約年数の分布を見ると、TORではレジデントの52.1%に当たる201社、SPVでは60.0%に相当する787社において、66～70年の契約期間が設定されている。また、11～15

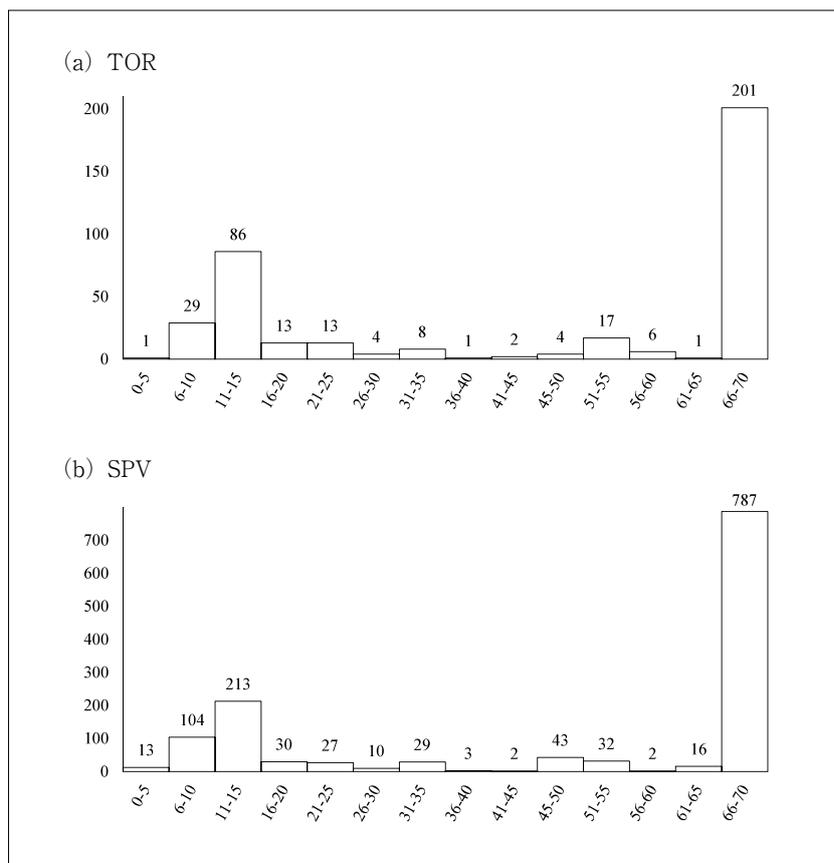
年の契約期間のレジデントも比較的多く、レジデントに占めるシェアはTORでは22.3%（86社）、SPVでは16.2%（213社）である。15年未満の比較的短期の契約期間が設定されているレジデントは全体の約3割である。このような契約年数の二峰性の分布は、プロジェクトの終期を短期に設定しつつ特区制度を活用する戦略を持つレジデントと永続的な活動を前提としている2種類のレジデントが存在する可能性を示唆する。

表8 レジデント企業の契約期間（年：年数365日換算）<sup>1)</sup>

	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	45.0	66.3	26.6	69.9	2.2
SPV	48.4	66.6	25.3	70.0	3.0
Total	48.0	66.6	25.5	70.0	2.2

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成  
注：1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

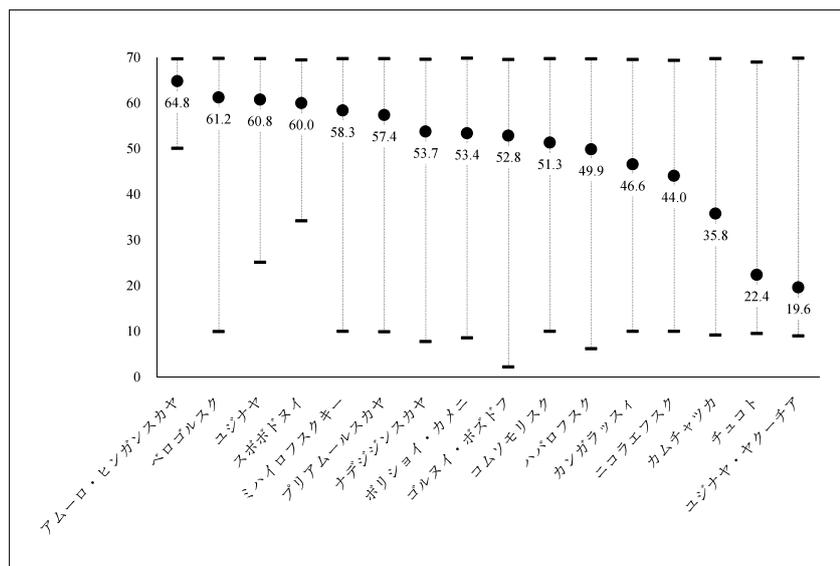
図5 契約期間の年数の分布（社）



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

<sup>9</sup> 2019年8月末までにレジデント台帳に掲載された「プリアーチヤ」の第1号レジデントである「TLT ナウシキ社」（OOO TLT Naushki）の契約終期は2068年8月9日、「ザバイカリエ」の第1号レジデントである「マヤク・インベスト社」（OOO Mayak Invest）は2029年8月14日であり、「漁業コンビナート・オストロブノイ」より早い時期に終期が設定されている。

図6 各TORのレジデントの契約期間(年数):平均、最短、最長



出所: 極東開発公社ウェブサイト (2019年7月17日アクセス) で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注: 平均契約年数の大きい順に並べている。「チュコト」は(旧)「ペリゴフスキー」を含む数値。「クリール」と「ネフティミチェスキー」のレジデントは各1社のため図に示していない。登録年数はともに70年である。

さらに、契約期間に関して TOR 別の分布も確認しておく (SPV レジデントの大半はウラジオストク市に所在し、SPV 全体とほぼ同じであるので省略する)。図6は、各 TOR の契約年数データを要約したものである。すべての TOR で最長契約年数は約70年であるが、最短年数には大きな差があり、その結果、平均契約年数にも差が生じている。木材加工をはじめとする製造業が中心となる活動部門であるユダヤ自治州の「アムール・ヘリゴフスカヤ」には4社の企業が入居しており、契約期間もほぼ満期に近い。隣接するアムール州の「ペロゴルスク」では林業や農業が主な活動部門であり、9社のレジデントが存在する。このうちのほとんどの企業は60年上回る契約年数を持つが、食品・飲料品生産を行う「ベルブレ社」(OOO Belkhleb) の契約年数が10年間であり、平均年数を61.2年に押し下げている。平均契約年数が短い TOR は、「ニコラエフスク」、「カムチャツカ」、「チュコト」、「ユジナヤ・ヤクーチヤ」である。「ユジナヤ・ヤクーチヤ」では、選鉱コンビナートの「デニソフスキー社」(AO GOK Denisovskii) と「イナグリンスキー社」(AO GOK Inaglinskii) の2社が70年の契約年数で活動し、それ以外の11社の契約年数は10~15年程度である。チュコト自治管区の「チュコト」(旧「ペリゴ

フスキー」を含む) には42社のレジデントがいるが、6社のみが60年超の契約年数であり、その他は10~30年の契約年数である。

#### (6) レジデントの入居前の事業年数

特区による優遇制度の提供によって、新規事業の立ち上げが活性化されるか、ということは政策の有効性を議論する際に重要な問題となる。ここでは、企業の税務登録から特区登録までの時間的な隔たりを計測し、入居以前の企業の事業年数を算出する。企業は、特区を管理する極東開発公社との間で特区事業契約を締結した後に、入居登録を完了させる。ロシアでは、法人であっても個人事業主であっても、事業を行うにあたり税務登録が必要であり、ここでは税務登録の時期を当該企業設立の時期と考える。

表9 税務登記から特区レジデント登録までの日数<sup>1)</sup>

	企業数	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	382	1161	230	1857	8736	0
SPV <sup>2)</sup>	132	956	211	1559	8728	13
Total	514	1145	242	1813	8736	0

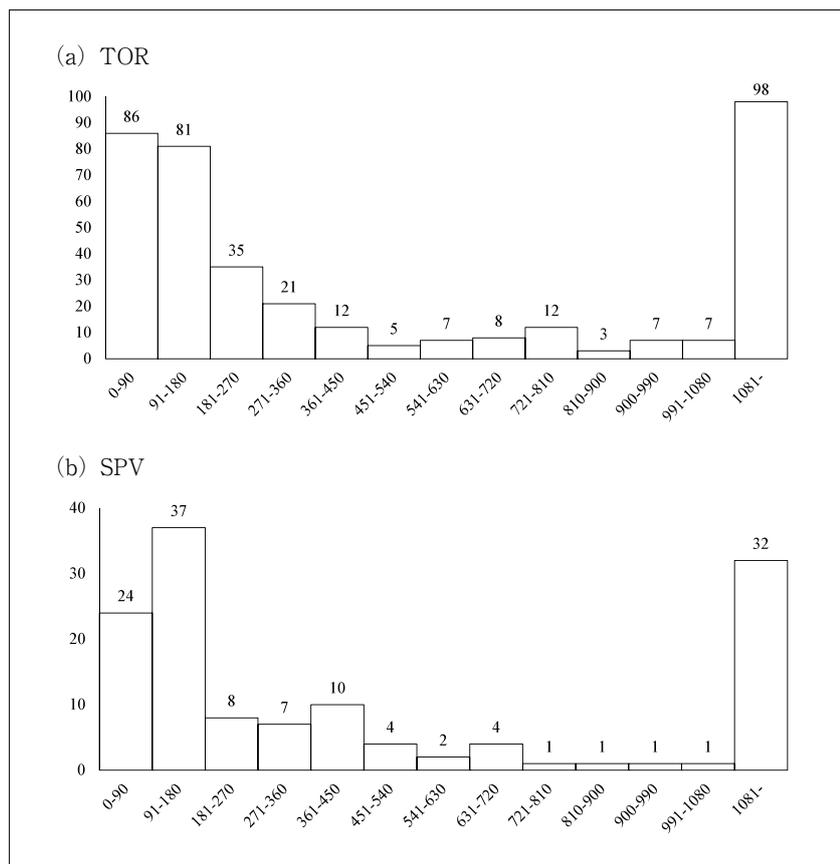
出所: 極東開発公社ウェブサイト (2019年7月17日アクセス) で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注: 1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。2) SPV の税務登記情報に関しては一部のレジデントに関してしか情報が得られない。

表9では、TORとSPVの一般的な傾向を整理した。SPVに関しては、133のレジデントに関してのみデータが利用可能である。TORに関しては、税務登録から入居登録まで平均3.1年(1161日)の事業経験がある企業がレジデントになっており、SPVのレジデントの場合、それよりも短い2.6年(949日)である。税務登録から入居登録までの期間が最も長いレジデントとして、「ニコラエフスク」の「ブリユヘル漁業アルテリ」(Rybolovetskaia Artel' (Kolkhoz) imeni Bliukhera。1993年12月17日)、「カムチャツカ」の「レーニン漁業コルホーズ」(Rybolovetskii kolkhoz imeni Lenina。1994年3月31日)がある。図7に示した通り、税務登録から入居登録まで約3年超の時間があるレジデントは全体の25.7%(98社)を占め、10年超のレジデントは50社にも上る。地域別に見ると、「カムチャツカ」(21社、TORレジデントの25.0%)、旧「ペリゴフスキー」(10社、同25.6%)、「コムソモリスク」(6社、同21.4%)、「ボリショイ・カメニ」(5社、同23.8%)などにおいて、存続10年超の「長寿」のレジデントが顕著である。一方で、TORにおける新規事業の設立も活発である。「ボリショイ・カメニ」の「住宅建設発展社」(AO Korpratsiia razvitiia zhilishnogo stroitel'stva) は、税務登録と同時に入居登録を完了させている。また、図7の通り、この期間が1年以下であるレジデントは227社であり、全体の58.4%も占めている。TOR別で見ると、「ナデジジンスカヤ」(50社、TORレジデントの90.9%)、「カムチャツカ」(36社、同42.9%)、「ハバロフスク」(28社、同66.7%)などにおいて、新規事業の設立が活発である。

このように事業年数でみた入居企業は、二峰性の分布を有し、企業の新設が

図7 税務登記から特区レジデント登録までの日数の分布(社)



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

行われる一方で、従来企業による新事業の立ち上げにも特区制度が利用されていると言えよう。SPVに関するデータは少ないが、事業年数の分布は、TORと同様であり、10年超のレジデントが全体の24.2%、1年未満のレジデントが65.2%を占めている。

### (7) レジデントの契約変更

特区での優遇措置を受けたい企業は、投資や雇用に関する計画を付した申請書を極東開発公社に提出し、審査を経て、特区事業契約を締結することでレジデントとなる。とりわけ、土地の提供やインフラの整備といった、より広範な優遇制度を整えているTORにおいて、申請時の計画に従った企業活動が重要となる。ただし、現実には資金調達の困難や行政手続きの煩雑さなどの諸事情、あるいは、そもそもの事業計画がずさんであることなどにより、レ

ジデントが特区事業契約上の義務を履行することが困難となる場面がでてくる。その場合、契約の変更が必要となったり、最悪の場合は強制的な退去を余儀なくされたりする。

極東開発公社の2018年度報告書(KRDV, 2018)によると、2018年において、レジデント330社のうち、事業実施中(操業・営業中)は23%、建設中が24%、設計中が24%、ビジネスプラン策定中が29%であった。2015年時点ではビジネスプランの段階にあるレジデントが70%であり、事業実施中のレジデントは10%に過ぎなかったが、徐々に事業実施企業が増えている。SPVに関しては、レジデント1057社のうち、事業実施中は9.3%に過ぎず、建設中が14.0%、設計中が12.1%、そして64.6%がビジネスプラン策定中にあり、TORよりも事業の進展に遅れが見られる。

間接的な資料ではあるが、契約変更

(形式上は追加契約の締結<sup>10</sup>)の件数は、特区におけるレジデントの計画実施の遅れを検討する際の材料になる。レジデント台帳からは契約変更の具体的な中身を知ることはできないが、極東開発公社の担当者によれば、ほとんどの契約変更はスケジュールの見直しに関わるものであるからである<sup>11</sup>。その他にも、企業名の変更や所有者の交代、登録活動部門の変更も考えられる。

レジデント台帳には、レジデントごとに契約変更の回数と日付が示されている。これに基づき、表10に、TORとSPVのレジデントによる契約変更の有無、回数のデータを整理した。TORではレジデントの44.6%が契約変更を行っている。変更回数は、1、2回のレジデントが多いが、それ以上の契約変更を繰り返すレジデントもいる。3回以上契約変更をしているレジデントは17社いる。前述した「ボリショイ・カメニ」の「造船コンプレクス・ズベズダ社」は、最多の9回にも及ぶ契約変更を行っている。同社は、2016年3月24日に極東開発公社と特区事業契約を締結した後、1年を待たずして2017年2月6日に最初の契約変更を行い、それから1〜4カ月といったスパンで契約変更を繰り返している。次いで回数が多い企業は、契約変更が5回の「カムチャツカ」のスポーツ・余暇に関する事業を行う個人事業主(Valentina Aleksandrovna Vetchinova)と「ナデジジンスカヤ」で化学製品(飼料、バイオテクノロジー)の生産を計画している「アルニカ社」(OOO Arnika)である。

SPVに関しては、今のところ契約変更を行うレジデントは比較的少ない(全体の26.9%)。契約変更回数が多いのは、7回の「トレイディング社」(OOO Treiding、ウラジオストック市、不動産業)、6回の「ギャラント・ストロイ投資会社」(OOO Investitsionnaia kompaniia Garant Stroi、ウラジオストック市、建設・不動産業)である。

表11および図8が示す通り、契約を変更したレジデントの大半は、1年以内に最初の契約変更を行っている。特区への

<sup>10</sup> 契約変更の手続きについては、付録も参照。

<sup>11</sup> 2018年8月28日、極東開発公社(ウラジオストック市)でのヒアリングによる。

表10 レジデントの契約変更と契約解除<sup>1)</sup>

社	レジデント数	契約変更の回数							契約解除	裁判
		0	1	2	3	4	5	6~		
TOR	336	186	109	63	17	8	2	1	38	10
SPV	1322	967	262	65	19	4	3	2	43	0
Total	1658	1153	371	128	36	12	5	3	81	10
比率 (%)										
TOR	100.0	55.4	32.4	18.8	5.1	2.4	0.6	0.3	11.3	3.0
SPV	100.0	73.1	19.8	4.9	1.4	0.3	0.2	0.2	3.3	0.0
Total	100.0	69.5	22.4	7.7	2.2	0.7	0.3	0.2	4.9	0.6

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注：1）2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

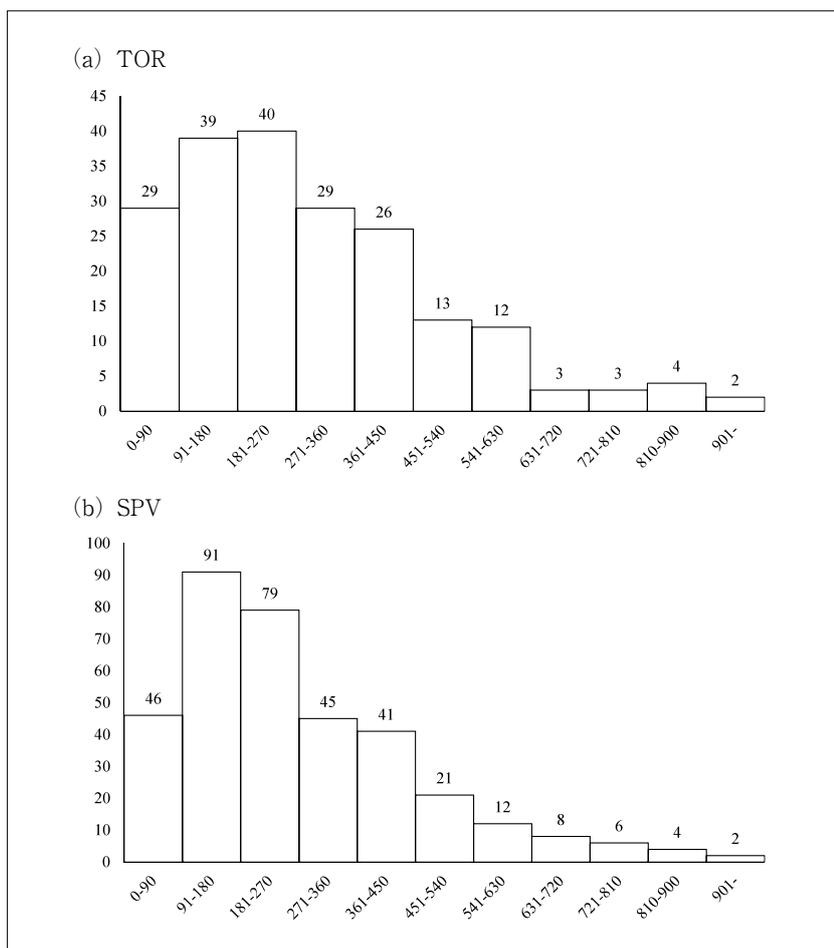
表11 特区入居から最初の契約変更までの日数<sup>1)</sup>

	企業数	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	200	288	245	200	917	7
SPV	355	270	220	186	1134	8
Total	555	277	232	191	1134	7

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注：1）2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

図8 特区事業契約締結から最初の契約変更までの日数の分布(社)



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

入居から最初の契約変更までの期間は単峰性の分布を示しており、3カ月から9カ月の間に最初の契約変更を行うケースが最も多い。1年未満の比率はTORでは68.5%、SPVでは73.5%となる。特区における企業の活動が、最初の1年間において計画通りに順調に進めば、多くの場合、ビジネスプランの見直しや契約の変更などが生じないと考えられる。そのため、特区の有効性の是非は、入居から1年程度の比較的短い期間で、判断されると評価できよう。

## (8) 小括

本節では、企業による極東特区制度の活用状況を他の特区制度と比較しながら概観してきた。極東特区のレジデント数は、最近になり鈍化傾向が見られるものの、趨勢的に増加しており、今後もこの傾向は続くと考えられる。OEZやモノゴードTORとの単純比較においても、制度開始4年程度の時点での活用状況として、著しく活用が遅れているとは言えない。レジデント登録後の企業の4分の1近くがすでに操業・営業段階に入っていることも、進展を示している。

地域別や企業特性別のレジデント数を確認することで、極東特区のいくつかの特徴も浮き彫りになった。例えば、SPVではウラジオストク市へのレジデントの集中が著しい。その他のいくつかの都市にも若干のレジデントの集積が見られるが、それ以外の地域ではわずかであり、地理的な偏在性が著しい。都市部の事業環境が農村部よりも良好であることから、都市に集中する傾向に一定の合理性はあると思われる。こうした地理的な偏在性の問題は、今後詳細に分析してみたい。

レジデントの特性として、極東特区では、OEZやモノゴードTORと比較して、個人事業主や協同組合等の多様な企業体が活動していること、製造業以外の幅広い分野の経済活動に従事（しよう）していることが確認できた。全体としては、天然資源採取・出荷だけに依存しない多角的な経済構造や中小企業なども含めた足腰の強い地域経済の構築に向けて、良い方向に向かっていると考えるのではないかと。

また、時間軸の観点からも極東特区のレ

レジデントの特徴がいくつか明らかになった。まず、レジデントになる企業は大きく2つのグループに分けられ、1つは10年以上にわたって事業を行ってきた比較的事業基盤がしっかりしていると考えられる企業群であり、もう1つは、最近設立されたばかりの企業群である。後者の企業群は、特区制度を前提として設立された可能性があり、そうだとすれば、特区制度導入が起業促進につながっている可能性がある。他方で、上述のとおり、既存企業の「衣替え」や分社化にすぎない可能性もあり、さらなる検証が必要である。

特区での活動期間（契約期間）によっても、レジデントは大きく2つのグループに分けられる。約10～15年程度という期間で区切りを付けようとする終期設定型の企業群と、制度が続く限り活動を続けようとする永続性を前提とする企業群である。それぞれのアプローチの違いがどこから来ているのかは、特区制度の活用を通じた極東地域経済開発の今後の展望を占ううえで留意すべき重要なポイントになるだろう。

レジデントとして活動を始めたものの、事業計画を変更せざるを得ない場合もある。極東特区制度は、こうした場合の対応として、契約変更の手続きを用意している。極東 TOR では、半数近くの企業がこの手続きを利用しているのに対して、SPV では4分の1程度と、やや少ない。とはいえ、全体としてみれば、企業活動の柔軟性を保障する措置として、契約変更制度は有効に機能しているのではないかと考えられる。ただし、一定の柔軟性が用意されていても契約義務が履行できず、撤退をせざるを得ないケースもある。

#### 4. 撤退企業の概観

前節では、企業による特区制度の活用状況という肯定的側面に関して、極東特区の現状を他制度と比較しながら概観した。本節では、制度活用の裏側にある撤退という否定的側面に関して、TOR を中心にレジデント台帳や係争案件の裁判記録、現地報道などに基づき、概観してい

く。企業があえて特区の優遇措置に背を向けて撤退を決断する裏には、制度設計自体、あるいはその運用上の欠陥が潜んでいる可能性もある。したがって、企業の撤退に関する分析は、特区制度を評価する上で、不可欠の視点であり、重要な意義がある。

##### (1) 撤退（契約解除）の手続き

制度上、TOR および SPV でのレジデントは、最初に極東開発公社との間で事業実施に関する契約を締結して、事業を開始する。この契約は一定の手続きの下で契約期間満了前に解除することができ、そのことにより、当該企業はレジデントとして優遇措置を受ける資格を喪失する。本稿では、このことをもって「特区からの撤退」とみなすことにする。ただし、この撤退は必ずしも特区外への物理的移転（退出）を伴うわけではない。以下では文脈に応じ、より厳密な表現として「契約解除」を用いることもあるが、基本的には「撤退」と同義である。

TOR と SPV では、契約解除の手続き、要件等に関して若干の違いがある。TOR 法では、契約解除は双方の合意または裁判所の決定によってなされるのが規定されている（第15条1項<sup>12</sup>）。このうち、裁判所の決定によって契約が解除されるのは、一方が契約条項に対する重大な違反を行った場合であるとされている（同条2項）。そのうえで、重大な違反に当たるものとして、計画されていた事業を24カ月以内に実施しないこと、設計図書や敷地調査書を予定期日までに提出しないこと、計画された投資金額・期限を遂行しないこと、特区外に支店等を持つことの4項目が定められている（同条3項）ほか、これら以外にも当事者の合意に基づいて重大な違反にあたる事項を契約書に盛り込むことができる（同条4項）。同条1項から3項の内容は、極東・北極地域開発省が提示している標準的な契約様式<sup>13</sup>にも取り入れられており、法律の規定を当事者間契約で再確認する形式となっている。

契約解除手続と並んで重要なのは、精

算手続きである。後述するように、いくつかの事例では、違約金や費用弁償の問題が訴訟にまで持ち込まれている。この点について、TOR 法第15条5項は、基本的にレジデントの支出については返還されないものの、公社側に契約解除の原因がある場合には、返還（費用弁償）の可能性を残している。逆に、レジデント側に原因がある場合には、その責を負うこととされている。

SPV でも、契約解除は双方の合意または裁判所の決定によってなされること、このうち裁判所による契約解除は、一方が重大な契約違反を行った場合であることは、TOR の場合と同様である（SPV 法第13条1項および2項）。また、SPV 法の規定以外にも双方の合意に基づいて「重大な契約違反にあたる事項」を契約書に規定できること、契約解除後の精算に関する規定内容も TOR の場合と同様である（同条4項および5項）。

SPV が TOR と異なるのは、何をもち「重大な契約違反」とするかに関する法律上の規定ぶりである。SPV 法第13条3項では、計画されていた事業を24カ月以内に実施しないこと、および計画された投資金額・期限を遂行しないことの2項目のみを規定しており、TOR 法よりも2項目少ない。後述するように、制度運用の実態として、TOR に関してはこれまでの裁判を通じた契約解除事例のすべてにおいて、設計図書および敷地調査書の期限内未提出が重大な契約違反行為として認定されているのに対し、SPV に関しては裁判を通じた契約解除の事例自体が今のところ存在しない。すなわち、設計図書および敷地調査書に関する規定の有無が、TOR と SPV の両制度間での契約解除手法の選択（裁判を通じた解除を行うか否か）に影響を与えていると考えられるのである。

なお、以下では簡便のため、双方の合意に基づく契約解除を「自主的契約解除」、裁判所の決定に基づく契約解除を「強制契約解除」と表記することとする。

##### (2) レジデントの撤退状況

前掲の表10に示した通り、2019年6

<sup>12</sup> 契約解除の手続きについては、付録も参照。

<sup>13</sup> 標準的な契約様式の条項5.1にて規定（2015年2月27日付、極東・北極地域開発大臣命令第22号）。

月30日までに特区に入居した企業の内、2019年7月17日現在において、撤退した企業はTORにおいて38社、SPVにおいて43社、合計81社に及ぶ。レジデント数に占めるシェアはそれぞれ11.3%および3.25%である。制約の多いTORにおいて企業の撤退率がより高いことになる。さらに、その内、仲裁裁判所を通じた強制契約解除のケースがTORにおいて10件ある。SPVでは強制契約解除の事例はない。

表12が示す通り、撤退までの期間はTORにおいて平均618日、SPVでは538日であるが、その差はそれほど大きいとは言えない。しかし、図9を見ると、撤退の決断までの日数の分布が異なっている。TORでは、1~1年半と2~2年半の期間を頂点とする二峰性の分布であるのに対し、SPVでは、1年半~2年の間のレジデントが最も多い。

これまでのところ撤退までの期間が最も長かったのは、入居から40カ月で撤退

した「コムソリスク」の「エプシロン2社」(OOO Epsilon-2)である。同社は、TORに最初に入居した企業である。次いで、「ハバロフスク」の「トレクス社」(OOO Toreks, 38か月)、「カムチャツカ」の「ルスカヤ・ボダ社」(OOO Russkaia voda, 36か月)などがある。SPVでは、「トランスライン社」(OOO Translain, 33か月)、前述の「ポリマー・コンプレクス社」(32か月)、「ラススヴェト社」(OOO Rassvet, 32か月)などが長い。一方で、最も短期間に撤退判断を下したレジデントは、TOPでは、「ナデジジンスカヤ」の「沿海漁業産業クラスター」(OOO Primorskii Rybopromyschlennyi Klaster, 2か月)、「ハバロフスク」の「極東オプチマ生産建設会社」(OOO PSK Optima DV, 7か月)、SPVでは、「プレオブラジェンスキー・トロール漁港」(PAO Preobrazhenskaia baza tralovogo flota, 8か月)や「ポストーク・プスコナラトカ社」(OOO Vostokpuskonaladka, 9か月)などである。なお、撤退したTORの企業38社のうち、それに先立って極東開発公社と合意の上で契約変更した企業は12社(31.6%)、SPVに関しては43社中5社(11.6%)である。契約変更をしても、事業の存続が困難である、または、特区の優遇制度が有効でない、と判断した可能性が考えられる。SPVに入居した企業は、契約見直しをすることなく、早めに見切りをつけて迅速に撤退を判断する傾向があると見えよう。

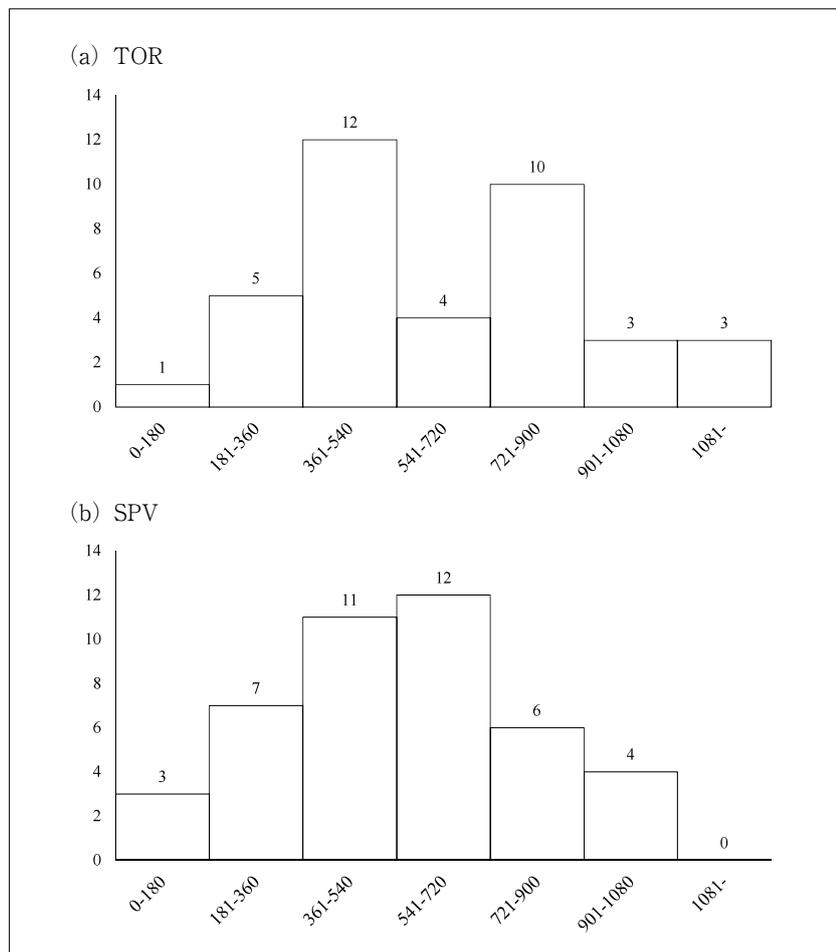
表12 特区事業契約締結から契約解除破棄までの日数<sup>1)</sup>

	企業数	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	38	634	567	283	1203	72
SPV	43	550	556	237	986	137
Total	81	558	510	242	1089	72

出所：極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

図9 特区事業契約締結から契約解除までの日数(社)



出所：極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

### (3) TORレジデントの撤退事例

レジデントの撤退の背景や事情などから、制度自体あるいはその運用上の欠陥の有無を探るのが本稿の目的の一つであるが、残念ながらこれまで参照してきたレジデント台帳上には、自主的契約解除か強制契約解除であるかの区別以外に、契約解除に至った理由を示唆する内容は記載されていない。

そこで、以下では強制契約解除の個別事例に関して判決文や現地報道などの周辺情報を収集・分析することによって、TORレジデントが撤退に至る背景を考察していく。ただし、企業進出とは異なり、撤退の際にプレスリリースが行われることはまれなので、報道も限定的である点に留意が必

要である。報道されるのは、特区側がそれをアピールしたい場合か、報道機関が特別な事情を認識したケースが中心となるので、これらの事例からの知見を一般化することには慎重であるべきだろう。一般的に撤退の事情として想像されるのは、資金調達に難航するなどして事業計画を断念するという進出企業側に原因があるケースだが、こうした単純なケースは（初期の案件はともかく）ニュースとしての価値は低いと思われる。そうではないケースが主に報道されていると考えるべきだろう。

さて、TOR 進出企業のうち、第1号、第2号の進出企業がいずれもすでに撤退していることが持つ意味は小さくないと思われる。まず、これら2社の事例を詳細に見てみよう。

「エプシロン2社」社は、2015年9月30日付でレジデントとなった TOR 進出第1号の企業である。コムソリスク・ナ・アムール市内の TOR「コムソリスク」で、同市内にある航空機工場向けの部品製造を行う計画であった。同市の基幹産業において、クラスター形成につながる可能性を持つプロジェクトで、成功すれば他の手本ともなりうるものであった。しかし結局、実質的な進展がないまま撤退が決まった。同社は、登録から半年も経たない2016年2月に、当初予定していた「パルス」地区から「アムールトマシ」地区への第1期工場建設地の変更を発表した。「コムソリスク」は、それぞれ離れた3つの地区から形成されており、このうち「パルス」地区は空地に新たに工業地区を建設するグリーンフィールド型であり、「アムールトマシ」地区は同名の既存工場の一角を転用して新たな生産拠点にするというブラウンフィールド型の地区である。筆者の一人が2016年3月に行った現地調査では、「パルス」地区のインフラ整備が遅れていて、整備の見通しも明確ではなかった（新井・斎藤、2016）。このことを踏まえると、事業開始を急ぎたい企業の立場からすれば、計画地の変

更は順当なものであったといえよう。問題は、この方針変更によっても事業は進展しなかったという点である。その後の展開の詳細は不明であるが、公開されている仲裁裁判所の判決文<sup>14</sup>によれば、同社は結局パルス地区に戻る判断をした。2016年12月にパルス地区の一角の土地（約8万平方メートル）につき公社との間で賃貸借契約を締結したが、その地代の支払いを滞納したため、極東開発公社から提訴され、2017年11月に延滞料等も含めて50万ルーブル強の支払い命令を受けた。同社が直面していた問題は、主要な顧客として想定していた航空機製造会社から部品発注の確約が得られなかったことだと報じられている<sup>15</sup>。とはいえ、同社としては自主撤退の道は選ばず、公社からの提訴に基づく仲裁裁判所の決定（2018年12月14日）による強制契約解除となった。その際、計画事業費の0.01%にあたる71.75万ルーブルの違約金支払いが命じられた。さらに、同社はもう一度公社から提訴され、2019年4月の判決で計画事業費の0.1%にあたる717.5万ルーブルの違約金支払いも命じられている。前者の違約金は契約締結後24月以内に事業を行わなかったことに対するものであり、後者の違約金は計画（金額・時期）とおりの投資を実施しなかったことに対するものである。いずれも、当該契約に定めた規定に基づいて算定された金額である。

進出第2号の企業である「トレス社」は、TOR「ハバロフスク」のラキトノエ地区において、約45億ルーブルを投資して、年産35万トン規模の電炉を建設・操業することを計画していた。ところが、同社はコムソリスク・ナ・アムールで企業再生手続き中であった「アムールメタル社」（OOO Amurmetall）を2017年秋に買収して、そちらに注力することになった。そのことについては、ハバロフスク地方人民政府も理解を示していた<sup>16</sup>。その後の経過は不明であるが、いずれかの時期に同社は自主撤退を

決めた模様で、結果的には自主的契約解除（2018年11月12日）に至った。しかし、契約解除に伴う精算処理は円滑に進まなかったとみえ、極東開発公社が費用弁償と違約金の支払いを求めて、仲裁裁判所に提訴した。2019年3月7日の判決は公社側の訴えを認め、電力供給およびガス供給の準備のために公社が支出した費用のうち約1950万ルーブルと違約金約500万ルーブルを、トレス社が公社に支払うことなどを命じた。費用弁償の額は、公社がコンサルタントに発注した特区向け配電、ガス配送設備の設計業務費用を、地区全体の容量とトレス社の申請容量の比を用いて案分して算定されている。違約金の計算根拠は、上述のエプシロン2社の場合と同様に計画事業費の0.1%と0.01%を合計した額である。

以上の2つの事例は、複数の問題の存在を示唆している。紙幅の制約もあるので、ここでは2点のみ取り上げたい。1つは、公社による土地提供やインフラ整備の遅れに係る問題であり、もう1つは撤退にあたっての精算の問題である。

撤退企業に関するさまざまな報道からは、エプシロン2社以外にも、主にグリーンフィールド型の TOR において、土地提供やインフラ整備の遅れが（撤退の直接の理由ではないにせよ）レジデントの活動に影響を及ぼしている事例が散見される。例えば、「ナデジジンスカヤ」の「サト社」（OOO SATO）および「ラオルス・プロダクト社」（OOO Laorus Produkt）、「ハバロフスク（ラキトノエ地区）」の STK 社および「ネバダ・ハバロフスク社」（OOO Nevada-Khabarovsk）、「ポリショイ・カメニ」の「ザイムカ社」（OOO Zaimka）などが、土地提供やインフラ整備の遅れで事業計画の延期、休止、撤退などに追い込まれたことが報じられている<sup>17</sup>。「コムソリスク（パルス地区）」、「ハバロフスク（ラキトノエ地区）」および TOR「ナデジジンスカヤ」は、いずれもグリーンフィールド型の特

<sup>14</sup> 小森田（2011）によれば、ロシア連邦の裁判制度における仲裁裁判所は、経済紛争等を扱う国家的裁判所である。裁判外で仲裁判断を行う、いわゆる商事仲裁機関ではない。仲裁裁判所の決定は判決としての効力を持つ。

<sup>15</sup> East Russia、2017年10月23日付、「Pervyi isk - pervomu v spiske」:<https://www.eastrussia.ru/material/pervyy-isk-pervomu-v-spiske/>。

<sup>16</sup> Khabarovskii Krai Segodnia、2018年5月11日付、「V vykhode "Toreksa" iz TORa "Khabarovsk" net negativna i sovyi novosti」:<https://todaykhv.ru/news/economics-and-business/12954/>。

<sup>17</sup> 報道の時期からして、必ずしも直接的に撤退の理由となっているわけではない。各社の事業計画の簡単な内容、当該報道内容等については、新井（2019）を参照。

区であり、インフラ整備の遅れが課題となっていることが浮き彫りとなった。もちろん撤退せずに残留している企業の方が多数なので、インフラ整備の遅れが決定的な障害とは言えない。ただし、残留企業においても、事業計画の変更を余儀なくされているものと想像される。この点については、今後改めて調査、分析してみたい。

もう一つの、撤退に伴う精算の問題を分析するには、強制契約解除の事例における仲裁裁判所の判決が参考になる。判決文がインターネット上で公開<sup>18</sup>されており、その中において違約金や費用賠償の金額やその算定根拠などが示されているためである。そこで、まず、強制契約解除のケースの全体像を確認しておこう。表13<sup>19</sup>は、TOR 撤退企業のうち、強制契約解除となった10件すべてを一覧にしたものである。極東開発公社は、2018年4月に3社を相手に初めて裁判所を通じた契約解除の手続きに踏み込んだ。このうち、最も早いケースである「極東農業会社」(OOO Dal'nevostochnaia sel'skokhozhaistvennaia kompaniia、44番)では、提訴から4カ月後に契約が解除され、これが裁判を経て契約解除に至った最初の事例となった。提訴から契約解除までの期間が最も短かった事例は、サマルガ・ホールディング(OOO Samargakholding、82番)の事例で88日間だった。また、特区進出(登録)から最も早く提訴されたのは前述のザイムカ社(183番)で、登録から10カ月経過しないうちに提訴されている。

表13のとおり、強制契約解除に至った10件のすべてにおいて、設計図書および敷地調査書をあらかじめ合意した期日までに提出しなかったことが、解除事由(の1つ)となっている。それ以外の解除事由が付加されているケースは2件ある。それぞれ、契約日から24月以内に事業を実施しなかったこと(1番のエプシロン2社)、計画通りに投資を行わなかったこと(82番のサマルガ・ホールディング社)という解除事由である。TOR 法15条3項に定められた4つ

の事由のうち、特区外に支店等を持つことを解除事由とされた事例は存在しない。

次に、契約解除に伴う精算の状況について確認してみよう。10件のうち7件では、当該判決で支払いを命じられた支出額は、訴訟手続費用(敗訴側が負担)のみであり、その金額は6000~23350ルーブルと少額である。他の3件では、違約金の支払いも命じられているが、その金額は投資計画額の0.01%であり、さほど大きくはない。この点だけを見れば、撤退のコスト(ハードル)はさして高くはないと言える。

ところが、前述のエプシロン2社やトレクス社の事例からもわかるように、契約解除訴訟とは別に違約金や費用弁償を支払う事例がある。しかも違約金の金額算定にあたり、投資計画額の0.1%という算定式を適用していることもある。訴訟に至らずに違約金等を支払っているケースもあるはずな

ので、投資計画額の0.1%を超える金額を負担して撤退した企業は他にもあると思われる。

金銭的負担の大きさは別の問題であると指摘できるのは、金額算定の不透明さである。契約解除時にレジデントが支払うべき違約金算定に適用される料率については、極東・北極地域開発省が公開している標準的契約様式には明記されていない。観察できた少数の事例からわかるのは、0.1%および0.01%という料率が標準設定されているらしいという点である。エプシロン2社およびトレクス社では、24カ月以内に事業を実施しなかったことに対して0.01%の料率が、計画期間・金額のとおり投資を実行しなかったことに対して0.1%の料率が適用されている。ところが、サマルガ・ホールディング社の場合は、同様に計画どおりの投資を実行しなかったことが

表13 仲裁裁判所の判決による撤退(契約解除)企業の一覧

番号	社名	登録日	提訴日	契約解除日	解除事由	違約金(上) 訴訟手数料(下) (ルーブル)
1	エプシロン2 (OOO EPSILON-2)	2015年 9月30日	2018年 4月6日	2019年 1月15日	①、②	717,500 23,350
39	ルスカヤ・ボダ (OOO Russkaia Voda)	2016年 3月31日	2018年 10月26日	2019年 3月25日	②	なし 6,000
42	ダリストロイトルゲ (OOO Dal'stroitorg)	2016年 4月21日	2018年 4月6日	2018年 9月7日	②	なし 6,000
44	極東農業会社 (OOO Dal'nevostochnaia sel'skokhozhaistvennaia kompaniia)	2016年 4月21日	2018年 4月6日	2018年 8月6日	②	なし 6,000
67	極東生産会社ハリブス (OOO Dal'nevostochnaia proizvodstvennaia kompaniia "Khalibs")	2016年 8月5日	2018年 12月3日	2019年 3月1日	②	なし 6,000
82	サマルガ・ホールディング (OOO Samarga-kholding)	2016年 9月2日	2018年 6月1日	2018年 10月1日	②、③	599,500 20,990
100	レドストロイ (OOO LedStroi)	2016年 12月16日	2018年 12月25日	2019年 5月23日	②	なし 6,000
105	ラオルス・プロダクト (OOO Laorus Produkt)	2016年 12月26日	2018年 12月4日	2019年 4月17日	②	なし 6,000
183	ザイムカ (OOO Zaimka)	2017年 10月6日	2018年 7月20日	2019年 1月24日	②	6,936.71 8,000
190	アリエリ (OOO Ariel')	2017年 10月17日	2018年 11月30日	2019年 3月11日	②	なし 6,000

出所: 仲裁裁判所の裁判記録に基づき筆者作成。(https://kad.arbitr.ru/)

注: 解除事由欄=①24か月以内事業実施義務違反、②敷地調査書・設計図書提出期日違反、③投資金額・期限違反(説明は本文および付録を参照)。

<sup>18</sup> 仲裁裁判所データベース: https://kad.arbitr.ru/。

<sup>19</sup> なお、同表は強制契約解除にまで至った10社を掲載したものであり、これら以外にも仲裁裁判所に提訴したが契約解除に至っていない、現在訴訟進行中のケースがあると思われる。このような事例については追跡調査中である。

認定されながらも、そのことに対する違約金支払いは命じられていない。他方で、同社は設計図書および敷地調査書の未提出に対して0.01%の違約金支払いを命じられている。同様の事由を根拠として違約金支払いを命じている事例は、他にザイムカ社の1件があるのみで、大多数は当該の事由は違約金対象となっていない。これらの不統一は、個々の契約の内容の違いによるものなのか、その適用の違いによるものなのか、不明であるが、いずれにせよ制度および運用の不安定性を感じさせる。

強制契約解除の事例に関連して、もう一つ注目すべき点は、公社とレジデントが争った事例ではいずれも公社の主張が認められているということである。「ナデジジンスカヤ」のラオルス・プロダクト社（105番）は、公社側からの土地提供および都市計画決定が遅れたことが設計図書・地質調査書提出遅れの理由だとして争ったが敗訴した。これを不服として、控訴審、さらには破毀審で争ったがいずれも敗訴した。また、「ポリショイ・カメニ」のザイムカ社は、インフラへの接続が提供されなかったこと等を指摘して争ったが敗訴した。判決文の中では、TOR 制度上で公社の責務となっているインフラへの接続が行われなかったという事実を認定しつつも、「法は自助努力を妨げていない」との論拠で、企業側の訴えを退けている。判決文からは、同社が事業計画の中で自費でのインフラ接続を計画していたらしいことが読み取れるが、企業側にとっては厳しい判断のように思われる。

#### (4) 小括

本節では、主に TOR からのレジデントの撤退の状況を概観してきた。限られた情報の中から確認できたいくつかの事実と、新たな疑問が生まれしてきた。

まず、グリーンフィールド型の TOR を中心に、土地提供やインフラ整備の遅れがレジデントの事業計画に影響し、それが撤退にまで至るケースがあるという点である。TOR への企業誘致を積極的に進めながらも、受け入れ準備が遅れている実態が見てとれる。この問題は、今後、ある程度

解決に向かうと予想されるが、現状において、多くの企業に事業計画の見直しを迫っていると考えられる。制度の立ち上げにあたって準備が不十分であった可能性は否定できない。

撤退にあたっては、違約金など金銭的な負担が生じる場合があることが判明した。事例数としては、実質的な金銭的負担が生じるのは少数派ではあるが、金額の算定法に揺れがある点は問題となりうる。やや誇張が過ぎるかもしれないが、こうした細部の制度運用等が、制度全体に対する安心感を損なうことにもなりかねない。

強制契約解除の事例では、レジデント側が争った事例とそうでない事例がある。争った事例では、公社側の非を認めない判決となっている。上述の通り、インフラ整備等が遅れているにも関わらず、そのことが裁判において問題とされないことは気がかりである。「レジデント・ファースト」という看板が見せかけに過ぎないのではないかという疑問を抱かせる。

そもそも、事業推進が計画より遅れた場合、変更契約（追加契約）を締結することで期限を遅らせることができるはずであり、撤退する意思がないのであれば、提訴される前に変更契約を持ち掛けることもできたはずである。裁判で争った企業はなぜその様な選択をとらなかったのか、という背景には、特区制度の根幹に係る問題がひそんでいる可能性もあり、詳細に調査する必要があるだろう。

他方、レジデント側が争ってない事例に関しては、なぜ双方合意による自主的解除に至らなかったのかは判然としない。

## 5. おわりに

本稿では、極東開発公社が公開している極東特区のレジデント台帳に掲載されている情報に基づき、どのような企業がどのような形で TOR や SPV といった特区制度を活用（しよう）しているのかを概観してきた。

ここで詳細を繰り返すことは避けるが、いくつかの重要と思われる知見をまとめておきたい。まず、レジデント数の点では、企業

による極東特区の活用状況は、他の特区制度と比べて著しく遅れているとは言えない。こうした中で、極東で特徴的なのは、多様な企業がレジデントとなっており、また複数の事業を手掛けようとするレジデントも相当数あるという点である。この点は、天然資源採取・出荷だけに依存しない多角的な経済構造や中小企業なども含めた足腰の強い地域経済の構築に向かう肯定的な側面として評価できるであろう。

他方で、SPV の場合はウラジオストク市への集中という地理的な偏在性が観察される。さらに、不動産業への集中も顕著である。輸出志向の製造業の振興を目指した当初の目論見とは違ってきた現実も垣間見られる。レジデント数の増加だけを喜んではいられない。

さらに、本稿において行った企業撤退に関する詳細な事例分析は、特区の問題点を考えるヒントを与えるものとなっている。グリーンフィールド型の TOR では、官側が整備すべきインフラ整備の遅れがレジデントに影響を及ぼしている例など、いくつかの問題点が明らかになった。特区事業契約の解除（撤退）という後ろ向きの手続きにおいて、追い打ちをかけるかのようなレジデント側に不利な扱いがなされている可能性も示唆される。企業側に安心感を与えられるような制度の改善、運用の改善が必要であろう。

以上のように、現実に起きている現象については、さまざまな知見を得ることができた。他方で、なぜそのような現象が起きているのか、どのようにすれば肯定的な動きを促進し、否定的な動きを抑制できるのかといった問題については、本編においては、ほとんど手付かずである。本稿の中で、いくつか仮説的な解釈や疑問点を提示してきたが、あくまでも推測の域を出ないものであり、より慎重な検証に付されなければならない。レジデント台帳データと企業の財務状況などの外部データを統合して包括的なデータベースを構築し、それをを用いた仮説の実証的な分析を進め、極東開発にとって意義のある政策的含意を導き出すことが今後の課題である。

## <参考文献>

- Arai, Hirofumi (2019). "New Instruments Attracting Investment into the Russian Far East: Preliminary Assessment." *Spatial Economics*. vol.15, no.1, 2019, pp. 157-169, doi:10.14530/se.2019.1.157-169.
- Konovalova, Tat'iana Aleksandrovna, and Savel'eva Mariia Andreevna (2018). "Analiz effektivnosti deiatel'nosti osobykh ekonomicheskikh zon na territorii Rossiiskoi Federatsii," *Voprosy ekonomiki i upravleniia*, Vol.14, No.3, pp.28-32.
- Korporatsiia razvitiia Dal'nego Vostoka (KRDV) (2018). *Otchet AO KRDV za 2018 god*: <https://erdc.ru/upload/krdv-report-2018.pdf>.
- (2019). *Журнал АО «КРДВ»*, No.4, June, 2019.
- Osipov, Vladimir Aleksandrovich (2018). "Osobyie ekonomicheskie zony kak resurs intensivifikatsii ekonomicheskogo razvitiia: rossiiskii i belorusskii opyt," *Otkhody i resursy*, Vol.5 (4).
- Popov, Vladislav Ruslanovich (2019). "Osobyie ekonomicheskie zony kak instrument upravleniia innovatsionno-industrial'nym razvitiem ekonomiki regiona," *Colloquium Journal*, Vol.26 (2), pp.49-56.
- Sevastianov, S. V., D. A. Reutov, and Xuezhuai Nian (2018). "Pervyi opyt primeneniia rezhimov TOR i SPV v Rossii i eksperimental'nykh ZST v Kitae," *Oikumena*, No.4 (2018), pp.96-108.
- Stetsiuk, V.V. (2018). "Ekonomicheskii analiz vliianiia realizatsii proektov 'territorii operezhaushchego razvitiia i svobodnyi port Vladivostok' na sotsial'no-ekonomicheskoe razvitiie sub'ektov Dal'nego Vostoka," *Vestnik Tomskogo gosudarstvennogo universiteta. Ekonomika*, No.44, pp.104-124.
- 新井洋史 (2019) 「ロシア極東の特区における企業撤退に関する情報」、ERINA 北東アジア情報ファイル (EJ1901)、2019年9月: <https://www.erina.or.jp/activities/research/file/>。
- 新井洋史・斎藤大輔 (2016) 「新たな極東地域開発政策に対応したビジネス展開の現状」『ERINA REPORT』、第131号、2016年8月、pp.17-33。
- 新井洋史・志田仁完 (2018) 「ロシアの対アジア経済政策の最近の動向」『ERINA REPORT (PLUS)』、第143号、2018年8月、pp.14-21。
- 小森田秋夫 (2011) 「変貌するロシアの司法制度 (その2)」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』、No.949、2011年9月、pp.2-16。
- 菅沼桂子・志田仁完 (2019) 「極東経済特区への外資進出状況:TORを中心に」『ERINA REPORT (PLUS)』、第149号、2019年8月、pp.27-33。
- 服部倫卓 (2011) 「ロシアの経済特区の特質」『比較経済研究』、第48巻2号、pp.29-40。
- 服部倫卓 (2015) 「ロシアの工業団地と経済特区の概観」『ロシア NIS 調査月報』、2015年4月号、pp.6-17。

## 付録 TORとSPVへの特区事業契約の締結・変更解消に関する法規定の概要

TOR および SPV は、それぞれ2014年12月29日付第473連邦法「ロシア連邦における先行社会経済発展区について」(TOR 法) と2015年7月13日付第212号連邦法「ウラジオストク自由港について」(SPV 法) を根拠法としている<sup>20</sup>。

TOR 法と SPV 法ともに、特区事業契約の締結・変更・解消に関わる規定に、1章分が充てられている(それぞれ第4章および第3章)。TOR では、第12条 (SPV は第10条) においてレジデント (入居者) の活動の一般規定が、第13条 (同第11条) においてレジデントの地位の取得と解消に関する規定が、第14条 (同第12条) において特区事業契約の内容と条件が、第15条 (同第13条) において特区事業契約の変更と解消についての規定が、第16条 (同第14条) において特区事業契約解消の結果についての規定が示されている。これ

らの規定に加えて、TOR 法では、第17条において、TOR での事業活動に適応される特別な法体制が既定されている。

以下では、紙幅の都合により逐語訳はせず、TOR 法と SPV 法の相違に留意しながら、特区事業契約に直接関係する法律の内容を簡単に整理しておく。規定が TOR と SPV の両方に関わる場合、「特区」という用語に集約する。また、法律上規定されている「所管連邦機関」として極東・北極地域開発省が、「管理会社」として極東開発公社が指定されている。

### (1) レジデントの活動の一般規定

- 特区レジデントは、当該特区根拠法やその他の法規定、特区事業契約に従って活動する。
- TOR のレジデントは、特区域外に支店や代表部を持つことはできない。租税法令の定めるところにより「地域投資プロジェクト」の地位を持つ組織は、TOR のレジデントになることはできない。TOR のレジデントは、水法典やその他の法

規に従い、水域とその一部を利用する権利を有する。

### (2) レジデントの地位の取得及び喪失の手段及び根拠

- 特区のレジデントの地位の取得を目指す個人事業主または法人は、管理会社に申請書を提出する。
- 申請書には、以下の内容が記載される: 特区における事業活動の種類、活動を行う予定である土地や不動産の住所、特区における活動の期間。TOR に関しては、活動に必要な資産についての情報、活動に必要な資源 (水、ガス、熱など) の量・種類などの情報も必要である。SPV に関しては、保稅区の開稅手続きの適用に関する情報も必要である (保稅区制度を用いる場合)。
- 添付書類: (法人の場合) 定款の写し、当該特区根拠法の規定に従った事業計画、法人・個人事業主の国家登録証書と稅務登録証書の写し、(外国人の場合) 個人・法人の自国における国家

<sup>20</sup> TOR は2019年7月26日付改正法: <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102365301>; SPV は2019年7月26日付改正法: <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&firstDoc=1&lastDoc=1&nd=102376003>。

登録のロシア語翻訳。

- 申請書の様式は所管する連邦機関が規定する。
- 管理会社は、申請受領後15営業日以内に、申請書・提出書類・事業計画の審査と評価を行う。事業計画の評価は、各特区の監督会が設定した基準に従って行われる。管理会社は、契約を締結できるか、契約を拒否するか決定する。
- 特区事業契約の締結を拒否する事由: 申請書に不備がある場合、計画される事業活動の種類が特区の規定に対応しない場合、所管連邦機関が設定した要件や監督会が設定した基準に事業計画が合わない場合、法人が破産・再編・清算した／手続き中の場合、過去1年間において資産額の25%を上回る税・手数料・強制保険料の未納や債務がある場合。以上の他に、TOR に関しては、TOR 領域内に利用できる資産や空いている土地区画がない場合、予定投資額が規定に合わない場合、SPV に関しては、申請者がSPV 域外で国家登録した個人・法人である場合に、契約の締結が拒否される。
- 管理会社は、入居契約を拒否する際に、その根拠を示す。管理会社は決定から10営業日以内に、そのことを申請者と所管連邦機関に通知する。申請者は、この決定に対して、規定の方法で期間内に、所管連邦機関または裁判所に訴えることができる。
- 管理会社は、契約を締結できるという決定を、10営業日以内に申請者と所管連邦機関に通知する。TOR に関しては別途、以下の規定がある:申請者(個人・法人)の居住地や所在地がTOR である場合には、契約は申請者と締結される。それ以外の場合には、申請者がTOR 内に設立した法人との間で締結される。SPV に関しては別途、以下規定がある:決定から30日以内に、契約書草案を作成し、申請者に送付する:契約締結から2営業日以内に、管理会社は所管連邦機関に契約書の写しを提出する。
- 管理会社は、TOR の特区事業契約締結後3営業日以内に、レジデントをレジデント台帳に追加する。SPV の場合は、

所管連邦機関が5営業日以内に行う。

- 特区事業契約は、申請書に記載された期間で締結されるが、期間延長の可能性を規定できる。契約期間は特区の設立期間を上回ってはならない。
- レジデント台帳へ追加された日から、当該個人事業主または法人はレジデントであると見なされる。
- 管理会社はTOR のレジデントに入居登録証書を発行する。SPV の場合は、所管連邦機関が発行する。
- 管理会社は、個人事業主または法人のTOR 入居登録から3営業日以内に、それぞれの居住地または所在地を所管する税務機関に登録情報を報告する。SPV の場合は、所管連邦機関が報告する。
- 当該TOR において保税区分関手続が適用される場合には、管理会社はTOR への入居登録から3営業日以内に登録情報を税関当局にも報告する。SPV の場合は、レジデントが保税区分関手続の適用を申請している場合に、所管連邦機関が登録当日に電子的に税関当局に報告する。
- 管理会社 (SPV の場合は所管連邦機関) は、税務機関と関税機関に特区事業契約の写しを送付する。また、契約延長の場合には、追加契約の写しを送付する。
- 特区のレジデントが地位を喪失した場合、それぞれ、契約期間終了日、双方合意による契約解除日、または契約解除に関する裁判所の決定が有効になった日のいずれかの日から、TOR の場合は管理会社が3営業日以内に、SPV の場合は所管連邦機関が5営業日以内に、レジデント登録簿に契約解除を記録し、TOR の場合は同期間内に、SPV の場合は当該決定日当日に関係機関(税務・税関)に通知する。

### (3) 特区事業契約の内容と条件

- 特区事業契約は、個人事業主・法人と管理会社の間で締結される。
- 契約期間において、レジデントは、契約に規定された活動を行う義務を負う。その義務には、契約書に規定した金額・期間のとおり固定資本投資を実行す

るなどをはじめとする投資活動が含まれる。TOR の場合には、管理会社は、TOR 法で委任された事務を遂行する義務を負う。その義務には、必要に応じて土地を提供(譲渡または貸与)すること及びその他の資産を売買・貸与が含まれる。

- 特区事業契約には、その他の権利義務を規定することができる。
- 特区のレジデントは、契約に基づく義務と権利を他人に譲渡することはできない。
- レジデントは、所有するインフラ建造物に立ち寄る許可を所管連邦機関 (SPV の場合は管理会社) の担当者に与え、監督に必要な情報を提供するなど、所管連邦機関 (同上) の行う契約履行状況の監督業務に協力する。
- TOR 法にのみ記載されている規定:特区事業契約に、外国人労働者の比率が含まれる。この比率は、連邦法によって規定された方法で採択された監督会の決定を考慮して決まる。契約書に、双方の義務の不履行または不適切な履行に対する責任が規定される。TOR 内の資産の賃貸契約は、レジデントと管理会社の間で特区事業契約の期間内において締結される。資産賃貸契約書の標準的様式及び賃料の算定方法は所管連邦機関が決定する。特区事業契約の標準的様式は連邦政府が定める。自身が建設した不動産建造物の所有者は、連邦法令の定めるところにより、当該建造物が立地する土地区画を買い取る権利を有する。
- SPV 法にのみ記載されている規定:特区事業契約に規定されていない活動については、連邦法令の定めるところにより、SPV 法による政府支援措置を受けずに実施することができる。

### (4) 特区事業契約の変更と解除

- 追加契約によって、特区事業契約の内容を変更することができる。追加契約は、当該特区根拠法が規定した特区事業契約と同じ形式と要件に従って、締結される。
- 特区事業契約の解除は、双方の合意の下で、または裁判所の決定によって認

められる。契約条件に対する重大な違反または当該特区根拠法に定めるその他の根拠に基づいて、契約当事者の一方の要請に基づき、裁判所によって契約解除される場合がある。

- レジデントによる重大な契約違反: 契約締結から24か月において、契約に規定された活動を実施しない; 契約で取り決めた投資額・期間をはじめとする投資活動を行わない。TOR の場合の追加的規定: 契約で規定した期日までに、事業計画の実施に必要であり、管理会社が鑑定するために必要な設計文書・敷地調査の結果が提出されない場合; TOR 域外に支店や代表部を持った場合。
- 入居契約には、重大な契約違反と認め

られるレジデントと管理会社のその他の行動が規定されう。

- 特区事業契約が解除された場合、その理由が管理会社による不適切な契約履行でない限り、活動実施に関連した費用は償還されない。レジデントによる契約上の義務不履行、または不適切な履行があった場合は、連邦法および特区事業契約に規定されたその他の責も負う。

#### (5) 特区事業契約終了の結果

- 契約終了により、レジデントの地位は消失する。
- レジデントの地位を喪失した者は、連邦法令や特区事業契約に他の規定がな

ければ、特区で事業を行う権利を有する。

- レジデントの地位を喪失した者は、次に定める保税区分関手続中の商品・製品を除いて、民法の定めるところにより、自身の裁量で、特区領域内にある動産および不動産を処分できる。
- レジデントの地位を喪失した際、保税区分の通関手続中の商品、そのような外国物資を用いて製造（獲得）された製品の処分は、TOR の場合は関税同盟の関税法に従って、SPV の場合はユーラシア経済連合の法律に従って、行われる。

## 謝 辞

本稿の執筆にあたり、平成30年度共同利用・共同研究拠点プロジェクト『スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究』（北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター）から支援を受けた。また、菅沼桂子氏（日本大学）およびカン・ビクトリヤ氏（帝京大学）から有益な助言を受けた。記して謝意を表したい。

# Special Economic Zones in the Russian Far East Four Years on: Current Status, achievements and challenges (Summary)

**ARAI Hirofumi**

Director and Senior Research Fellow, Research Division, ERINA

**SHIDA Yoshisada**

Associate Senior Research Fellow, Research Division, ERINA

This paper provides a preliminary evaluation of the current status, achievements, and challenges of the special economic zones in the Russian Far East. The Advanced Special Economic Zones (TOR) and the Free Port Vladivostok (SPV), were established through policy instruments introduced in 2015 to promote regional development. Since then, more than a thousand companies have become residents of these zones, giving us valuable knowledge and insights. We conduct a detailed analysis of the dataset of resident registers and reveal unique features different from other similar instruments applied outside the Russian Far East. We also investigate anecdotal evidence and court cases between residents and the managing companies of TOR and SPV, discuss the problems companies face, and also the reasons why some residents leave the zones.

Keywords: Russia, Russian Far East, Special Economic Zones, regional development, priority development zone, Vladivostok free port  
JEL classification: O14, O22, O25, L52, L16, M32

# 中ロ協力の過去と未来:ロシア極東の農業に注目して

ハバロフスク国立経済法律大学上海協力機構・アジア太平洋地域研究センター長 **ポロネンコ・アレクサンドル**

ハバロフスク国立経済法律大学上海協力機構・アジア太平洋地域研究センターリサーチフェロー **グレイジク・セルゲイ**

## 要旨

本稿の課題は、農業分野における中国とロシア極東との協力を展望することにある。中国の食料安全保障を政治と経済の側面から分析することを通して、この問題の解決には、中国とロシアの協力が不可欠であることが示される。本稿は、ロシア極東の気候条件やその可能性、ソ連期における農業生産の状況についても検討する。その結果、極東地域には、中国やアジア太平洋地域市場への農産物輸出を拡大させるために農業生産を共同で実施していく著しい潜在力が存在することが示される。また、これらの協力プランの実現を阻害する要因や、1990年および2000年代初期における農業協力の分野で味わたった苦い経験について記述する。以上の分析を踏まえて、本稿は、極東が有する潜在力を上手く実現するための、また過去の失敗を繰り返さないための、様々な対策を提案する。

キーワード：農業、中国、ロシア極東、食料安全保障、地域間協力

JEL classification: F15

## 1. はじめに

現在、とりわけ米中貿易戦争を背景として、中国にとって食料安全保障がますます大きな重要性をもつ問題になっている。中国の食料安全保障の現状に影響を及ぼしている要因として、次の5つの点を挙げる事ができる。それは、天然資源の枯渇、気候変動、耕作地の減少、穀物輸入の増加、人口学的な要因である。中国の経済と人々の生活にとって最も大きな影響を与える問題は、水、耕地、森林などの、他で代替できない、また輸入できない戦略的に重要な天然資源の枯渇である(Kravchenko and Sergeeva, 2013)。中国には1億ヘクタールを上回る耕地が存在する。しかし、過度な土地利用、環境問題、気候変動を原因として、耕地は減少する傾向にある。

このような状況の中で、中国は、国内生産への依存から農業企業の海外展開や食料輸入の拡大へと農業戦略の転換を進めている。食料の輸入先の多様化と安定供給を図るための有望な選択肢の1つは、ロシア、特に極東地域との協力関係の強化である。

## 2. ロシア極東の農業分野の潜在力

ロシア極東の農地面積は約800万ヘクタールである。これは、地域の総面積のわずか1.3%に過ぎない。ロシア全体では、行政単位の総面積に占める農地の比率は平均で約13%である。極東の農地領域の内、実際の耕作面積は250万ヘクタールに限られる。全般的に見て、極東の農業発展の水準は極めて低い。この背景には、極東が広大な土地に600万人がまばらに居住する地域であることがある。2008年において、極東の人口1人当たりの播種面積は0.2ヘクタールであった(ロシア全体では平均0.54ヘクタール)。耕地のほとんどは、極東の南部地域に集中している(南北比は14:1)(Romanov and Stepanko, 2018)。南部地域(ハバロフスク地方、沿海地方、アムール州、ユダヤ自治区)だけが農業生産にとって有望な地域と見なされている。アムール州のゼヤブレヤ平地、沿海地方のハンカ平地、ユダヤ自治州、そしてハバロフスク地方の南部において、2000℃(温帯作物の栽培にとって比較的快適な温度)を上回る生育積算温度(1日の平均気温が10℃を上回る日の気温の年間合計)が観測されている(Romanov and Stepanko, 2018)。この生育積算温度は沿海地方が最も高い。

そのため、この地域では、早期・晩期ともに、大豆やトウモロコシといった好熱性の作物を栽培し、大きな収穫を得ることができる。これらの作物は、主に夏の後半から秋にかけて雨季が生じるモンスーン気候に適応している。また、家畜の飼料になり、さらに有機物によって土壌の肥沃度を高め、また回復させるような飼料草をはじめとする多年生作物の栽培も可能である。この地域では、川と湖への近接性が大きいので、地表水の利用可能性がロシアで最も大きい(Potenko and Emelyanov, 2018)。

1990年代までは、ロシア極東の農業は、地元住民の食料ニーズのかんりの部分を満たすものであった(牛乳53.5%、肉59.6%、卵98.2%、ジャガイモ100%、野菜49.8%)。穀物の人口1人当たり消費量が114キログラムであったのに対して、人口1人当たりの穀物生産量(飼料を含む)は163キログラムに達していた(Romanov and Stepanko, 2018)。しかし、ソ連崩壊後に生産量が激減した。1990年代初頭には、国営農場と集団農場が農産物の大部分を生産していた(農地の平均面積は6000ヘクタール、その内、3000ヘクタールは耕地。牛は1.4千頭、豚は4.3千頭、家禽は2万4千羽)。大規模農場の97%以上は黒字経営であり、収益率は約20~30%、中には40%を上回る農場もあつ

た。

1990年代の農業改革は、農場の規模と所有の構造を大きく変化させた。大規模農場のほとんどは、複数の小規模な農場に分割されたか、完全に取り壊された。1999年初において、集団農場や国営農場の形態を維持していたのは、集団農場のわずか15%に過ぎなかった。それ以外の農場は、合名会社、株式会社、農業生産協同組合、または民間企業に転換された(Romanov and Stepanko, 2018)。農業部門は、自由市場体制の導入と国家支援の撤退に対応するための準備ができていなかった。1920年代からずっとロシアの農業には私的所有制がとられておらず、このことが、市場改革の只中における農業部門の崩壊を実質的に運命づけたのである。

現在、農業部門は回復する傾向にある。2000年から2015年にかけて、極東地域の穀物と大豆の生産量はほぼ2倍に増大した。また、食肉の生産(家畜と家禽、屠殺時の重量)は50%増加した。2018年には、いくつかの種類の食品に関して極東は自給自足の状態を達成し、さらに輸出も開始した。ロシア極東は、他地域よりも競争上の優位性を有しているため、その農産物輸出の潜在力は大きい。この競争上の優位性とは、なによりまず、アジア太平洋地域市場(中国、韓国、日本)への輸送アクセスにある。アジア太平洋地域の経済成長は、ロシア産の穀物、大豆、ジャガイモ、家畜飼料の輸出を促す主な原動力の1つである。そのもう1つの優位性は、天然資源の潜在力、特に水や土地といった資源の利用可能性にある。

極東における穀物や豆の生産の拡大に対して、投資家の関心が高まっている。この関心の高まりは、一方では、穀物や豆類に対する国内需要が増大していることによる。ロシアでは、食肉生産が着実に増大しており、このことが、飼料需要の増加と穀物および豆類の国内市場の拡大をもたらしている。一方で、東アジア諸国からの需要の増大も、穀物や豆類の生産への関心を高める背景になっている。中国は、穀物製品の主要な輸出市場になっている(ロシア極東からの豆類の輸出の

99%は中国向け)。中国は、世界全体の豚肉消費量の約半分を占めており、このことが、特に大豆や主な家畜飼料の価格を引き上げる主要因となっていることは疑いのないことである。栄養価の高さや、世界市場における需要の増大を考慮すれば、大豆は極東にとって最も有望な輸出商品の1つであると見なさなければならない。

また、中国において、食料安全保障への関心が高まっている状況は、その食料供給を多様化するために、ロシア極東との緊密な連携の機会を生み出している。加えて、現在進行中の米中貿易摩擦によっても、中国が農産物の輸入先を多様化させる必要性は強まっている。

### 3. 中国とロシアの地域間農業協力

農業分野における中国とロシアの協力は、ソ連の外交政策と国境体制が自由化されたソ連末期に始まり、ロシア連邦の誕生後に新たに勢いがついた。極東地域は、アジア太平洋地域と地政学的に、また経済的に交流するプラットフォームとして登場した。ただし、このプロセスが本当に進展しているかは、一定の成果があるとはいえ曖昧であり、問題や困難を伴っている(Chernolutsckaya, 2017)。

1990年代において、極東の農業部門は、開発に必要な労働力や資金の不足に苦しんだ(Duncan and Ruetschle, 2002)。一方で、中国東北部(黒龍江省、吉林省、遼寧省)は発展途上にあつた(Wishnick, 2005)。中国では、1980年代に農業改革が実施され、農業生産の資本主義化が進展した。しかし、中国東北部では小規模な農民経営が依然として支配的であった。土地は農村住民の集団によって所有され、農村の居住者の間で均等に分配された。しかし、人口1人当たり平均農地面積は非常に小さく、大規模な農業生産の発展の障害となった(Zhou, 2015)。中国東北部では、環境の悪化、都市化、水不足、不安定な食料価格によって、農業生産のポテンシャルが劇的に低下した。さらに、中国のWTO加盟によって、海外との競争が激化し、地域の主な農産物である大豆の生

産が縮小した。その結果、「膨張し過熱する中国経済において自身の経済状況の改善を願う」(Moltz, 2002)北部の農民の多くは、ロシア極東への移動を余儀なくされたのである(Wishnick, 2005)。

この時期のロシアの土地貸借法は、外国人との取引に関してはかなり矛盾をはらんでいた。新規の移住者が移民のための適切な書類を保有していないことがしばしばであった。そのため、中国の農民によるロシアの土地の貸借は、多くの場合、半合法的または秘密裏に行われた。中国の農民はしばしば、(訳注:自らではなく、代理の)ロシア市民が借地登録を行うという方法を用いた。その後、2002年に「農地取引」に関する連邦法が採択されたことで、外国人への土地の貸与が合法化された。土地の貸借は、規模と期間の両方の面で増大した。リース期間は最長で1年から5年、20年へ、さらに49年へと延長された。土地の又貸しが行われるようになったが、脱税や違法行為を偽装するために、国家当局から隠された(Zhou, 2015)。

2010年代初頭において、中国の農民が耕作する極東の土地の面積は、85万ヘクタールを上回った。この内、ハバロフスク地方とユダヤ自治区では42.6万ヘクタールの農地が耕作された。公表統計はないが、実際に耕作されている農地はさらに大きい(Lee, 2013)。

2000年代に入って、中国の大企業は、中ロ両側からの金融資源に広くアクセスすることによって、極東での事業を開始した。この金融資源は、しばしば秘密裏に、または公然と中ロの政府から支援されていた。例えば、2004年に中国国有企業の黒龍江省宝泉嶺農地開墾極東農業開発有限公司は、ユダヤ自治州に2つの子会社を設立した。2010年代初頭に、同社は、ロシア域内に地方政府から総面積1万ヘクタール以上の土地を借り入れて、51カ所の農場で大豆とトウモロコシを生産するようになった(Chernolutsckaya, 2017)。

農地取引法が採択されたことで、ロシア人が株の過半数を保有する株式会社による土地を取得できるようになった。この法律を根拠として、中国の投資家は多くの合弁企業を設立して、ロシアの組

織と構造的な共生関係を構築するようになった。このような協力関係の一例として、沿海地方においてロシアと中国が協力した最大の合弁農業企業のアルマダ社 (Armada) が挙げられる。2004年設立のアルマダ社は、畜産と耕種農業に従事している。すでに2015年には、5万ヘクタールの極東の土地を使用するようになった。同社の中国側の共同所有者である李徳民は、大企業グループ・東寧華信工贸集団の会長でもあり、同集団は、ロシアで農業以外に貿易、輸送、建設、不動産といった幅広い分野において投資を行っている。アルマダ社は、2010年に中ロ農業経済協力圏の設置を、2012年には在ロシア黒龍江省農業企業協会の設立を主導した。現在、極東におけるこの協会の地位は支配的なものになっている。この協会は、最低でも500ヘクタールの土地を有する約100社の会員企業によって構成されており、会員企業が有する土地の総面積は38万ヘクタールにも及ぶ (Zhou, 2015)。この協会の組織は、「華信モデル」 (Huaxin Model) として知られる多部門・多組織の原則をとっている。国際商社、大規模な国営農業法人、北大荒集団、中小企業、出資者がこの協会の会員であり、それぞれが土地のリース、市場へのアクセス、物流、通関から金融支援、特定の製造工程の管理に至るまで、各自の責任を負う。北大荒集団の中核部門は、穀物と豆類の生産、乳牛と肉牛の飼育である。また、契約農業も行っている。さらに、北大荒集団は3カ所で穀物加工所、製油所、飼料工場を展開している。その経営陣によれば、労働力の60%は地元で採用し、600人以上の雇用を生む方針がとられている (Zhou, 2015)。

一方、このような状況の中で、シベリアや極東に中国の農業企業が所在することは、地元住民からの反対の機運、情報活動、キャンペーンを常と呼んでいることも認識しなければならない。この背景には、1990年代後半から2000年代初頭にかけて味わった苦い経験がある。また、その結果として、環境問題への懸念が生じている。その一例として挙げられるのは、20億人民元規模とも見積られるザバイカル地方の農業投資プロジェクトである。それ

は、ロシアの農業技術規格に対応しない可能性が深刻に不安視されて連邦当局の介入を招き、その結果として、プロジェクトが終了したのである。

一般的に、ロシア側には大規模な農業法人はなく、関心も小さかった。1990年代後半から2000年代初頭にかけて、中国企業は様々な困難を独自に克服し、また、あらゆる問題をローカルなレベルで解決しようと活発に活動した。中ロ協力関係の強化に向けた国家の参画は、あったとしても中国側からのみであった。ロシア側では、地元当局が何らかの暗黙的な支援を行ったに過ぎなかった。中国への農産物輸出は、主に中国企業によって行われたが、それには多くの困難を伴っていた。そのため、中国に大量の農産物を供給することは難しかった。しかし、世界政治の状況に様々なことが生じているため、世界の食品市場は変化しつつある。このことは、ロシアのような国が市場におけるシェアを拡大する新たな機会を生み出している。

#### 4. 極東の農業生産における中ロ地域間協力の発展の前提条件

中国とアジア太平洋地域向けの輸出増大のための極東地域の農業分野における協力を著しく発展させる条件が積極的に整備されている。最も重要な要因は以下の通りである。

- 2013年に、ロシアのプーチン大統領は、シベリアとロシア極東の発展が「21世紀の国家的優先課題」であると宣言した (Official Website of the President of Russia, 2013)。
- ロシアと先進諸国との関係に緊張が生じ、双方の側から貿易や経済に様々な制限がかけられるようになった。
- 米中の貿易紛争は中国の食料安全保障に影響する可能性がある。その1つの帰結として、中国は、米国以外から食料を輸入するために国内市場の開放度を高め、農業分野における国際協力の強化を進めていく準備があると表明した。
- 投資協力に関する中ロ政府間委員会の5回目の会合 (2018年8月)において、農業協力が中心的議題となった。

- ロシア経済発展省と中国商務部は、二国間貿易の促進に関する覚書を締結した。
- ロシア極東開発省と中国国家発展改革委員会は、極東における産業と投資の面における中ロ地域協力の強化について覚書を締結した。
- ロシア直接投資基金、ロシア開発対外経済銀行、中国ユーラシア経済協力基金の間で、投資分野における協力について合意がなされた。
- ロシア動植物検疫監督庁と中国国家質量監督検験検疫総局の間で、ロシアから中国へ輸出される小麦、トウモロコシ、米、大豆、菜種の植物検疫要件に関する議定書がまとめられた。

最後の2つの文書は、農業分野における両国間の関係を強化させるうえで重要な一歩となり、特定の優先課題を実際実現するための基礎となっている。

高峰・中国商務部報道官は、食品と農産物の貿易は、中ロ二国間貿易を拡大させる主たる源泉の1つである、と述べている。高は「中国は、通関手続きの一層の改善や、専門の展示会や見本市に参加する企業への支援、国際電子取引の積極的な発展などの措置をとることによって、ロシアとの食品と農産物の貿易における協力関係を継続的に強化していく準備がある」と述べている (RIA Information Agency, 2018)。

2018年に、ロシア獣医植物検疫監督庁は、中国海関総署と交渉した後に、ロシアが植物検疫リスクの分析と現地調査の実施に必要な情報を提供すれば、中国は、ロシア産の穀類 (小麦、大豆、トウモロコシ、米、菜種) に市場を開放する可能性がある、と発表した (Kulikov, 2018)。これは、米国との貿易摩擦が激化する状況で、中国が農産物の輸入先を多様化する機会を見出す方法の1つである。さらに、中国は、食料安全保障のために、食料供給分野で信頼できるパートナー関係を確立したいと考えている。

一方で、極東の農業分野における二国間協力の発展には阻害要因も存在する。

- 非関税障壁。ロシアから中国への農産物輸出の増大を妨げる主な要因の1つは、中国の貿易障壁である。ロシア側

にも制限があるが、それは中国側の制限よりも小さい。中国では、衛生、品質証明書、商品の包装やラベリングに関する特別な要件、複雑な通関手続き、割り当て、ライセンスなどをはじめとする国家基準の順守が主要な貿易障壁となっている (Bokarev, 2016)。これらの非関税障壁は、地元の生産者の競争力を損なう可能性のある商品の輸入を防ぐための保護貿易措置として設けられた。ロシア側の非関税障壁には、さまざまなレベルの行政機関による組織的な決定や、特定の農産物の輸出入や非居住者による農業企業の設立の禁止や制限がある (Gavrilyuk et al., 2017)。

- インフラの未整備。ソ連崩壊以降、極東の農業部門のインフラ状況は著しく悪化した。多くの農村地域は、都市や経済の中心地との接続性が悪い。道路網は未発達であり、それが無い地区もある。農地の一部は、居住地の外側に位置し、大都市居住地からかなり離れた場所にある場合さえある (Pechatnova, 2014; Dobrinsky, 2017)。さらに、国境検問所の数も十分ではない (Podberezkina, 2015)。
- 労働力。あらゆるレベルの専門家と労働者が不足しており、このことが、ロシアの農業の発展を著しく遅め、農工複合体の一層の発展を妨げている。これは、農村インフラの未整備と直接的に関係している問題である (Novikova, 2015)。
- 環境。ロシアの多くの専門家は、環境問題を懸念しており、中国企業と協力して極東の農業を急速に発展させる可能性についてかなり懐疑的である。1990年代から2000年代初頭にかけて、ロシアで活動する中国の農業企業が起こした環境への負の影響に関する事例が数多く存在する (Bokarev, 2016)。中国自身も国内において土地資源の枯渇や土地の肥沃度の低下といった環境問題に直面している。これらの問題の多くは、不適切な農業慣行に起因する (Sozinova and Kolpakova, 2015)。中国の農民が農業を大量に使用することや、土地管理の規則を遵守しないこ

との両方を原因として、ロシア社会には中国企業への不安がある。

- 法律問題。二国間農業貿易の分野において、ロシアと中国の間には完全に調和がとれた法律が存在しない。この問題に関して進展はあるが、必要とされる技術面の規制には欠落もある。二国間プロジェクトの実施条件を設定するための包括的な目標文書も存在しない (Gavrilyuk et al., 2017)。
- 上で強調した問題に起因する投資リスクが実際に存在する。投資リスクには、事業の立ち上げに必要な初期投資が膨大であること、投下資本の収益性の低さや回収期間の長さ、生産の季節変動、出資額と配当額のバランスの悪さといったものがある (Kovarda and Bezuglaya, 2013)。

## 5. 解決策と提言

中国への農産物輸出の増加は、中ロ政府の支援や両国の大企業の関与なしにはほぼ不可能である。しかし、このことは、ロシア極東において十分に認識されていない。政府当局も大規模な農業企業の経営陣も、非関税障壁の撤廃に注力する必要がある。中国はすでに事業統合への動きを進めており、これは、近い将来における極東地域の農業開発の方向性を決定するものとなる。その実例であるのが、沿海地方における黒龍江省近代農業経済園区の設立である (華信社)。現在、中国は、ハバロフスク地方、アムール州、ユダヤ自治州で同様の園区の設立に取り組んでいる。

中国への農産物輸出を増加させうる重要な要因の1つは、輸送インフラ、倉庫、加工施設、国境検問所の整備である。なによりもまず、極東の農業分野において中国とロシアが協力しなければならないのは、未利用の土地が商業的に取引されるようにすることである。極東では、農地の約51%にも及ぶ土地が耕地 (耕作に利用可能な土地) であり、この利用可能性は沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、サハリン州においてさらに高い。未利用の土地の活用を促す地域プログラムは存在する。しかし、耕地の半分は利用されて

いない。2016年において、沿海地方では耕地の利用率は62%に過ぎなかった (アムール州では80%)。

農業生産拡大のプロセスは、土地取引の監督の強化を伴うものでなければならない。ユダヤ自治州では、さまざまなやり方で中国の農民が違法に取得する農地の比率は80%にも及ぶ。この問題の解決には、土地貸借に関する特別で簡単な行政メカニズムと法体系を整備し、農地取引に関する情報を蓄積するような情報システムを構築する必要がある (所有者、使用者、農地の構成《耕地、保管所、飼料用地など》、取引中の土地、土壌の肥沃度など)。

農業技術の共同開発と生産性の向上は、協力できるもう1つの分野である。2010～2015年の穀物の収穫量は、極東において平均で1ヘクタールあたり約1.2トンであり、中国東北部では2.7～4.6トンであった。

2018年に吉林省農業科学院・農業研究センターと極東農業科学研究所によって設立されたロシアと中国の共同研究センターは、極東の自然条件や気候条件に耐性をもつ新種の植物の開発という分野における協力の一例となりうる。

農業部門の国家支援体制の改善に注意を払う必要がある。1ヘクタールあたり100～150ドルにも及ぶ国家支援を受けている米国の農家と競争するためには、はっきりとした生産指向の支援政策が必要である。重要なのは、農業分野の法制を改善し、農業部門の発展を目的とした生産指向の特定プログラムを立案することである。

社会に中国農民の農業慣行に関する否定的な見方が広まっている状況においては、より肯定的な情報を広めることにより多くの関心を払うことが重要となってくる。

ロシアの国内外の投資家が、収益性が最も高い産業として穀物生産により多くの関心を向けるようになってきている。大豆は、極東の南部地域で栽培される作物の中で、収益性が高い唯一の作物である (収益性は40%にも及ぶ)。しかし、適切な輪作を行わず耕作を休みなく続ければ、土壌が劣化する可能性がある。土壌の劣化や汚染のリスクを最小限に抑えるため

に、土壌の保護と再生に関してははっきりとした要件を設ける必要がある。

## 6. おわりに

貿易「戦争」や貿易摩擦をはじめとする最近の政治問題によって、食料安全保障のために、各国は食料の国内生産の増大と食料輸入の多様化を迫られている。米中間の紛争の激化とより小さな規模での紛争の存在は、食料安全保障のために新しいパートナーを見出す必要性を中国に迫っている。

食料生産分野におけるロシア極東の潜

在力は大きい。ロシアは、中国やその他の国々から、特に日本（日合弁企業のJGC エバーグリーン社＝TOR「ハバロフスク」の入居企業）や韓国から、極東への投資を誘致しようと積極的に取り組んでいる。

プーチン大統領は、「5月指令」の中で、2024年までに農業輸出を450億ドルに拡大する目標を設定した（Official Website of the President of Russia, 2018）。この目標は、「国際協力と輸出」国家プロジェクトにも含まれている（Official Website of the President of Russia, 2019）。中国はロシア産農産物の主要な

輸出先になることが意図されている。

ロシア政府は、これまですでに極東の農業部門の発展に関心を向けてきた。極東の包括的な発展におけるロシア政府の関心と、食料安全保障における中国のパートナーのニーズを調和させる必要がある。ソ連期において極東の農業生産性が高かったこと、そしてこれまでの30年間に於いて農業分野に著しい科学技術進歩が生じたことを踏まえて、将来的には、輸出を志向する著しく潜在力が高い農業が極東で実現されるであろう。

[英語原稿をERINAにて翻訳]

## <参考文献>

- Bokarev, D. (2016). "Russian-Chinese Agricultural Cooperation," *New Eastern Outlook*, 8 April, 2016: <https://journal-neo.org/2016/04/08/russian-chinese-agricultural-cooperation/>.
- Chernolutskaia, E. (2017). "English-Language Historiography about Chinese Participation in the Agricultural Sector of the South of the Russian Far East during 1990–2010," *Regional Problems*, 20 (3), 50–57. (in Russian)
- Dobrinsky, V. (2017). "Analysis of Placing Customs and Logistics Infrastructure in the Russian Federation and the Cargo Volumes Passing through Its Facilities," *Transport Business in Russia*, No. 1 (2017), pp. 10–13. (in Russian)
- Duncan, J., and Ruetschle, M. (2002). "Agrarian Reform and Agricultural Productivity in the Russian Far East," In: J. Thornton and C. Ziegler (Eds.), *Russia's Far East: A Region at Risk*, Seattle, WA: University of Washington Press, pp. 193–220.
- Gavriluk, O., Gaidenko-Sher, I., and Merkulova, T. (2017). *Agrarian Legislation of Foreign Countries and Russia*. Moscow: Institute of Legislation and Comparative Law under the Government of the Russian Federation. (in Russian)
- Grishkova, Y., and Poluhin, I. (2014). "Interaction Problems of Customs and Logistics and Transportation," *Reshetnikov's Reading*, Vol. 18, pp. 433–434. (in Russian)
- Kovarda, V., and Bezuglaya, Y. (2013). "Influence of Infrastructure on the Development of the Agro-Industrial Complex in Russia," *Young Scientist*, Vol. 55 (8), pp. 195–198. (in Russian)
- Kravchenko, A., and Sergeeva, O. (2013). "China Policy in the Area of Food Security: Modernization of Agriculture," *Pacific Rim: Economics, Politics, Law*, Vol. 16 (3–4), pp. 57–65. (in Russian)
- Kulikov, S. (2018). "China intends to increase the supply of Russian grain," *Rossiyskaya Gazeta*, 23 July, 2018: <https://rg.ru/2018/07/23/kitaj-gotov-uvlichit-import-zerna-iz-rossii.html>.
- Lee, R. (2013). "The Russian Far East and China: Thoughts on Cross-Border Integration." *E-Notes*, 7 November, 2013. Philadelphia: Foreign Policy Research Institute.
- Moltz, J. (2002). "Russo-Chinese Normalization from an International Perspective. Coping with the Pressures of Change," In: T. Akaha (Ed.), *Politics and Economics in the Russian Far East*, New York: Routledge, pp. 187–197.
- Novikova, V. (2015). "Problems of Development of Agriculture in Russia," *Proceedings of the International Conference "Relevant Issues of Economics, Management, and Finance in Modern Conditions"*. Saint Petersburg: Innovation Center for the Development of Education and Science. (in Russian)
- Official Website of the President of Russia (2013). "Presidential Address to the Federal Assembly": <http://en.kremlin.ru/events/president/news/19825>.
- Official Website of the President of Russia (2018). "The President signed Executive Order on National Goals and Strategic Objectives of the Russian Federation through to 2024": <http://en.kremlin.ru/events/president/news/57425>.
- Official Website of the Government of Russia. (2019). National project "International cooperation and export": <http://government.ru/rugovclassifier/866/events/>.
- Pechatnova, A. (2014). "Innovative Development of Agriculture: Problems and Prospects," *Young Scientist*, Vol. 4, pp. 427–429. (in Russian)
- Podberezkina, O. (2015). "Transport Corridors in Russian Integration Projects, the Case of the Eurasian Economic Union," *MGIMO Review of International Relations*, Vol. 40 (1), pp. 57–65. (in Russian)
- Potenko, T., and Emelyanov, A. (2018). "Export Potential of Agriculture in the Far East of Russia," *Agrarian Bulletin of the Far East*, Vol. 45 (1), pp. 125–133. (in Russian)
- RIA Information Agency (2018). "Russian Agricultural Imports to China Grew by 48% over Three Quarters," *RIA Novosti*, 23 November, 2019: <https://ria.ru/20181123/1533386548.html>. (in Russian)
- Romanov, M., and Stepanko, A. (2018). "Dynamics of Territorial Structures of Agriculture of the Far East of Russia," *Agrarian Bulletin of the Far East*, Vol. 45 (1), pp. 133–143. (in Russian)
- Sozinova, S., and Kolkpakova, T. (2015). "Trends in the Development of Cooperation between Russia and China in the Sphere of Agriculture," *Russia and China: Problems of Strategic Cooperation: Proceedings of the Eastern Center*, Vol. 16 (2), pp. 70–81. (in Russian)
- Wishnick, E. (2005). "Migration and Economic Security: Chinese Labour Migrants in the Russian Far East," In: T. Akaha and A. Vassilieva (Eds.), *Crossing National Borders: Human Migration Issues in North Asia*, Tokyo: UNU Press, pp. 68–92.
- Zhou, J. (2015). "Chinese Agrarian Capitalism in the Russian Far East," *BRICS Initiative for Critical Agrarian Studies (BICAS) Working Paper*, No. 13: [https://www.tni.org/files/download/bicas\\_working\\_paper\\_13\\_zhou.pdf](https://www.tni.org/files/download/bicas_working_paper_13_zhou.pdf).

# ***The History and Prospects of Russian-Chinese Cooperation in the Field of Agriculture in the Far Eastern Federal District (Summary)***

**VORONENKO Aleksandr**

*Director, Shanghai Cooperation Organization and Asia-Pacific Region Research Center, Khabarovsk State University of Economics and Law*

**GREIZIK Sergey**

*Research Fellow, Shanghai Cooperation Organization and Asia-Pacific Region Research Center, Khabarovsk State University of Economics and Law*

The subject of this article is the prospects for cooperation between China and the Far Eastern regions of Russia in the field of agriculture. An analysis of the political and economic aspects of ensuring food security in China leads the authors to conclude that cooperation with Russia is now a necessary link for China on this issue. In the article, the authors describe the basic climatic conditions and possibilities for the Russian Far East, also analyzing the agricultural production during the USSR period. As a result, a conclusion is drawn about the significant potential of the Far Eastern regions in organizing joint agricultural production with the aim of further exporting agricultural products to the Asia-Pacific markets, including China. The article also briefly describes the main problems that hinder the implementation of these plans and highlights the negative experience of cooperation in the field of agriculture in the 1990s and early 2000s. Analyzing all of this, in conclusion, the authors propose a number of steps that would allow to avoid past mistakes and would contribute to a more successful realization of the existing potential.

Keywords: Agriculture, China, Russian Far East, food security, interregional cooperation

JEL classification: F15

# 会議・視察報告

## 「2019日本就業相談会 (J-Job)」(ソウル) 参加報告

ERINA 経済交流部経済交流推進員

蔡聖錫

2019年7月17日、韓日産業・技術協力財団 (KJCF) の主催により韓国・ソウルで韓国青年人材と日本企業との就職マッチングを目指す「2019日本就業相談会 (J-Job)」が行われた。ERINA は2008年にKJCFと交流協力協定を結んでおり、この協定に基づき日本企業への案内、参加誘致、随行などの協力・支援業務を行っている。昨年は「日本就業博覧会」という名称で、大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) などと共催で開催されたが、今年は、KJCF 単独の開催となった。

### 1. 開催までの経緯

この就職マッチングは韓国での青年人材の就職難を背景に (表1参照) 2016年から行われており、KJCF の依頼により、ERINA は新潟県をはじめ出捐県の企業を中心に、韓国人材の採用に関心がある企業の募集を行っている。表2に記載の通り、基本的には年1回ソウルで開催するが、昨年は大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) などとの共催でソウルと釜山で2回開催された。

ちなみに、ERINA は2005年から新潟県内企業と外国人留学生を対象とした就職相談会「国際人材フェア・にいがた」を開催してきており、企業における外国人採用に関してはノウハウが蓄積されている。KJCF からの協力依頼にもこれらのノウハウが活用されている。

表1 韓国青年 (15~29歳) 失業率の推移

年	失業率 (%)
2016	9.8
2017	9.8
2018	9.5
2019	10.3

(出所) 韓国統計庁『経済活動人口調査』

### 2. 開催概要

- ・主催: 韓日産業・技術協力財団 (KJCF)
- ・日程: 2019年7月17日 (水)
- ・会場: INTERCONTINENTAL SEOUL COEX ホテル
- ・対象企業: 製造業、サービス業、IT など
- ・参加費用:

項目	内容
参加費	無料
交通費	日本から韓国までの航空券、1社1名に付き実費支援 (上限6万円まで)
宿泊費	1社1名に付き、2泊無料
食事代	昼食を提供

※ KJCF が費用支援

### 3. プロセス

#### (1) 準備段階

- ①日本企業がERINAに参加申込書 (求人票含む) を提出 (4月~5月24日)
- ②韓国側で求人票に沿って人材を募集 (~6月21日)
- ③日本企業は応募者の中から面談の相手を選定 (6月24~28日)
- ④面談スケジュールの作成 (~7月5日)

- ⑤就業博覧会にて面談を実施 (7月17日)

#### (2) 開催当日

事前に作成したスケジュール通りに面談を行う。基本的には日本語で面談を行うが、日本語を要求しない企業については英語や韓国語などで面談するところもあった。面談時間は基本的に一人30分、朝10時から午後5時まで、昼食時間90分 (12時から13時30分まで) を除くと、1社が1日に最大11回の面談を行うことができる。

### 4. 参加実績

今回は日本企業50社と求職者97人が参加し、計208回の面談が行われた。

都道府県別の企業数については、東京都の企業が21社で最も多く、大阪府と広島県の企業が各4社、新潟県と福岡県の企業が各3社、北海道、神奈川県、兵庫県の企業が各2社、ほかには埼玉県、千葉県、富山県、岐阜県、静岡県、愛知県、奈良県、和歌山県、大分県の企業が各1社であった。

業種については、製造業が19社で一番多く、IT 関係が16社、人材紹介 (派遣)

表2 2016年から今までの開催履歴

開催日	名前	場所	参加企業数	主催者
2016年 10月28日 (金)	2016年度韓国青年人材日本企業採用相談会	ソウル市 (ロッテホテルソウル)	29社	KJCF
2017年 9月28日 (木)	2017年度韓国青年人材日本企業採用相談会	ソウル市 (ロッテホテルソウル)	32社	KJCF
2018年 11月5日 (月)、 11月7日 (水)	2018日本就業博覧会	5日:釜山市 (BEXCO) 7日:ソウル市 (ロッテホテルワールド)	釜山: 100社 ソウル: 112社	KJCF、韓国雇用労働部、大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) など
2019年 7月17日 (水)	2019日本就業相談会	ソウル市 (ロッテホテルソウル)	50社	KJCF

写真1 面談待ちの求職者



(出所) ERINA 撮影

写真2 面談中



(出所) ERINA 撮影

業が6社、卸売・小売業が3社、建設業、飲食・宿泊関係が各2社、金融業とサービス業が各1社であった。

ERINAが随行した3社のうち業種別では、IT企業2社(A社、B社と称す)、製造業1社(C社と称す)の構成であった。結果として、IT企業A社は1人、B社は7人、製造業C社は5人の求職者とそれぞれ面談を行った。

ERINAが案内した企業にヒアリングしたところ、参加理由については全員が「人手不足」を主な理由に挙げた。他には「海外取引への対応」、「海外事業の拡大」などの回答があった。また、最近の日韓関係

の問題については「影響がない」、「あまり意識していない」との意見であった。

## 5. 追記

8月下旬にKJCFより、2019年9月26日に第2回目の「2019日本就業相談会」を開催するとの連絡があった。KJCFが第1回の「2019日本就業相談会」に参加した企業の中から、

- ・採用決定もしくは採用予定がある企業
- ・採用決定したが応募者から辞退された企業
- ・KJCFが2019年9月25日に開催するもう一つのイベント「2019韓日ビジネ

ス商談会」に参加する企業を対象にもう一度開催するというものである。また、前回と同様にKJCFは参加企業に対して渡航費と宿泊費の支援を行うとしている。すでに前述のIT企業A社が参加希望を表明しており、2回目には、より多くの求職者と面談が実現し、良い結果に繋がることを期待し、ERINAも協力することとしている。日韓関係の悪化による様々な事象におけるマイナスの側面ばかりが伝えられる中、このような日韓双方のニーズに則した地道な取組も進められていることに注目したい。

# 第9回ERINA共同ワークショップ —モンゴル経済をテーマとし、ウランバートルにて

ERINA 調査研究部主任研究員  
エンクバヤル・シャクダル

2019年8月8日、第9回ERINA共同ワークショップが、モンゴル国立大学(NUM)経済学部との共催でモンゴル経済をテーマに行われた。場所は、ウランバートル市のNUM5号館605講義室である。現地と海外の学術界、自治体、民間部門や国際機関、非営利組織の代表あわせて60人以上がワークショップに参加した。NUMの教員、学生の広い参加とともに、財經大学、モンゴル生命科学大学、人文科学大学、NUMのエレデネット市、ザヴァハン県分校な

ど地方大学の参加もみられた。さらに、東京大学、北京師範大学、華東理工大学、復旦大学、燕山大学やハンガリービジネススクールといった海外の大学に留学するモンゴル人学生も参加した。政府系機関からは、モンゴル中央銀行、モンゴル開発銀行、金融監督委員会、国家統計局、国税局や世界銀行現地事務所からの参加があった。民間部門ならびにNGOからは、オブザーブコンサルティングLLC(合同会社)、オクトルゴイLLC、ゴロムト銀行、ギャラ

スグレチトLLC、MSC-USS LLC、ブノ・カシミアLLC、「プロジェクトC」LLC、UBHK LLC、ゲレゲパートナーLLC、イシフィンコンサルティング、ナショナルスタートアップファンド、アジア鉱業誌、モンゴルパブリックラボ、女性のための社会変化のNGO、ルナコンサルティングNGO、モンゴルサステイナブル基金協会、腐敗撲滅のための独立機関、女性による国際商取引促進委員会の参加があった。

第1セッションでは以下の3つの報告が行われ、筆者自身が進行した。

NUM経済学部アルタンツェツェゲ・バトチュルーン准教授は、労働・社会保障研究所の政策研究学部エンフバートル学部長との共同研究であるモンゴルの賃金構造についての考察を報告した。この研究は、労働・社会保障研究所が2013年、2015年、2017年にランダムに調査したデータを基にしたものであり、この考察により、モンゴルの労働市場における傾向、労働コストや賃金構造を明らかにしている。調査期間は最近のモンゴル経済における「ブームとバストサイクル<sup>1</sup>」と整合的な期間であり、2013年はモンゴルの実質GDP成長率が11.6%という高い状態を維持しているが、その後、2015年には2.4%に低下、2017年には5.1%に回復という推移を示している。この「ブームとバストサイクル」に沿った賃金の推移は、人口構成における労働力比率だけに左右されるわけではなく、雇用者側の特性や所在にも依存する。報告では、この国で最も高い賃金が支払われているのは、都市地域の国有企業で雇用されている高い教育を受けた労働者であるとしている。さらに、2015年の労働力の質の低下や労働需要の減少も実質賃金低下に寄与しており、逆に2017年の実質賃金の上昇は、労働需要の増加に起因するとしている。

NUM経済学部のアマラツヴシン・ツェレンナヂミド上級講師は、NUM経済研究所のマンライバートル・ザグドバートル氏との共同研究である、モンゴルの経済成長と格差に関する研究を報告した。使用したデータは、国家統計局が2010年、2012年、2014年と2016年に実施した家計の社会経済調査により作成されたもので、経済成長は続いているものの、格差は縮小しておらず、モンゴルの経済成長が経済全体で達成しているものではないという結論を示している。さらに報告では、全体の3.3%に過ぎない労働者が経済成長の主要なエンジンとなっていることが強調された。

NUM経済学部のナラントヤ・チュルーンバト准教授は、モンゴルの輸出促進政策

に関する研究を報告した。モンゴルの輸出部門が産業部門においても輸出先においても多様ではないという特徴が強調された。2013年にモンゴルでは輸出の包括的な促進政策が開始され、その後、何度かその政策は改正されてきた。しかし、非鉱業部門での輸出はいくつかの部門に限られており、輸出額は、一つの国に偏りがある。報告によると、輸出促進政策は柔軟であり、これまでのところ、財政支出の中で輸出支援のための財政的支援は大きな割合を占める。にもかかわらず、輸出業者を支援するサービスは、依然、不十分で、政府機関間協力も脆弱なままである。輸出促進のための非金銭的政策措置は、まさに始まったばかりであり、よりの絞った方策や統一的な貿易促進政策が求められている。こうした政策として、法制度の改善や、政府のサービス(関税、単一窓口サービス、防疫、統一基準の設定、データ整備)や、非政府系のサービス(情報、公報活動、保険、ワークショップ、研究、公正な貿易、サプライチェーン)がある。さらには、企業や部門別データを収集し、利用可能な状況にしておくことが必要であり、輸出促進政策の効果を詳細に評価する研究やその他の多くの研究の機会を提供することになるだろうことが主張された。

コーヒーブレイクの後の第二セッションは、NUM経済学部教授で、ERINAに招聘外国人研究者として所属していたことのあるエルデネバト・バター教授により進行された。

NUM経済学部上級講師であり、ニューハンプシャー大学博士課程のバイルマー・ダルハジャヴ氏が、モンゴル公共エリアにおける禁煙措置の効果について報告を行った。2012年10月、モンゴルのたばこ法が改正され、公共の場や職場での禁煙を導入し、スクールゾーン内でのたばこの販売を禁じるようになった。2002年から2003年の家計の社会経済調査と2010年の複数指標によるクラスター調査、2013年の国家統計局による社会指標の抽出調査を基に、禁煙策の効果が評価された。報告では、ウランバートルのような都市部では喫煙

の増加率を弱める効果が見られたものの、農村地域では、禁煙策以外の効果が支配的であることが示された。

NUM経済学部のソヨルマー・バトベヘ准教授は「モンゴルにおける消費者信頼感指数」と題する報告を行った。モンゴルではGDPの約60%が消費であるため、消費者の信頼は景気循環にとって重要であり、2009年にモンゴルで消費者信頼感指数(CCI)の調査が開始された<sup>2</sup>。直近の2019年第2四半期の調査によると、CCIの合計値は前期比で増加しており、消費者による現状の経済に対する評価は改善されていることを示している一方で、将来についての評価は変化がない。評価が改善された主な理由は、雇用状況の改善である。また、ここ6カ月の消費行動は安定的であるのに対して、同期間の期待物価上昇率は3.5%で、為替レートは1ドル2700トゥグルクになるとみられている。しかしながら、1年後の物価上昇率は5.1%とみられており、これは1年前と現在を比較した場合と同じ水準である。

モンゴル経済学部ナラントヤ・ダグザン准教授は、「価値観と失業率の変化」と題する報告を行った。労働力、性差と社会指標の抽出調査、統計年鑑のデータや、モンゴルで行われた58人を対象としたオーラルヒストリー、20組を対象とした詳細なインタビューをもとに研究がなされ、社会主義から資本主義に移行する中で、男性の失業率が上昇している点、将来の生活の見通しについての男性と女性の違いが徐々に拡大している点を指摘している。この研究は、男性が失業状態に適応する際に、女性にとってよりも大きな困難に直面する可能性を指摘している。ただし、より詳細な研究により、引き続きこの問題を調査する必要性も強調された。

いずれのセッションにおいても、参加者からの活発な質疑応答が行われた。ワークショップの最後に、筆者は「エネルギーと温室効果ガスにまつわる地球規模の喫緊の課題」と題する特別講演を行った。モンゴルは、温室効果ガス排出については、比較的その寄与が小さいものの、気候変動の

<sup>1</sup> [訳者注] 「ブームとバストサイクル」とは、ブームが好況やバブル、バストが終焉崩壊を指す語。

<sup>2</sup> [訳者注] CCIとは消費者が経済活動に対する評価を調査したもので、モンゴルのCCIは現在の経済状態、将来の経済状態など5つの項目からなる。

緩和措置と適応措置を先駆けて行うことは、持続可能な発展を実現するために重

要である。より詳細な内容は、Georgy Safonov and Enkhbayar Shagdar

(2017)<sup>3</sup>を参照されたい。

[英語原稿をERINAにて翻訳]

#### エルデネバト教授進行のセッション



#### ナラントヤ准教授の報告



<sup>3</sup> Georgy Safonov and Enkhbayar Shagdar (2017) "Mitigation of Climate Change: The Breakthrough to Come from Northeast Asia", ERINA Booklet, Vol. 7, March 2017. (以下 URL にて全文公開)

[https://www.erna.or.jp/en/wp-content/uploads/2014/11/booklet-vol7\\_tssc-1.pdf](https://www.erna.or.jp/en/wp-content/uploads/2014/11/booklet-vol7_tssc-1.pdf)

## 第9回羅先国際商品展示会に参加して

ERINA 調査研究部主任研究員  
三村光弘

2019年8月12日～16日、北朝鮮の羅先市先鋒地区にある先鋒展示館で第9回羅先国際商品展示会が開催された。前回である第8回は、羅津地区にある羅先国際商品展示場で開催されたが、今回は第1回～7回が開催された場所に戻った形となった。

開幕式は降りしきる雨の中、12日午前10時から行われ、羅先市人民委員会委員長や外国投資企業の代表、中国とロシアの駐清津総領事館の総領事などが参席した。

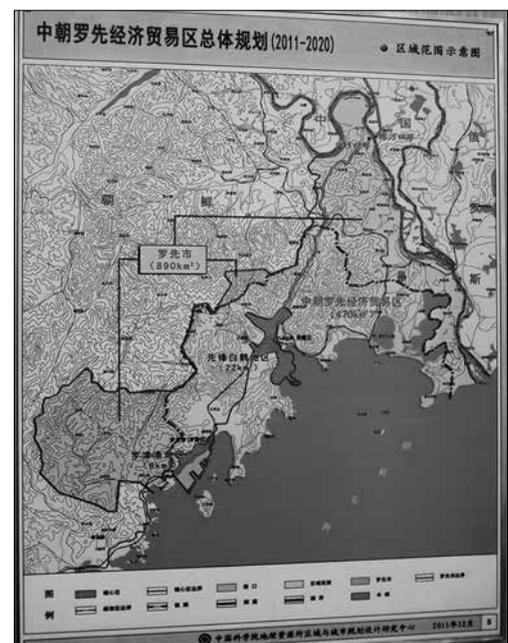
今回の商品展示会には、北朝鮮から延べ64社(去年は50社)、中国から延べ30社(去年は49社)と朝中共同開発共同管理委員会、日本からERINAを含む2社、ドイツから1社の参加となった。去年は中国企業の場合、東北三省以外の省から来た部品や工場設備、畜産設備などの中間財

や生産財を販売する会社が比較的多かったが、国連安保理決議による国際的制裁が強化されているためか、今年は吉林省の消費財を扱う企業が主体であった。

写真1は、「中朝共同管理委員会」ブースに掲示されていた羅先経済貿易地帯の開発計画である。行政区分としての羅先市の面積が890km<sup>2</sup>であるのに対し、経済貿易地帯に指定されているのは470km<sup>2</sup>である。そのうち、中朝が優先的に開発するとする区域が合計30km<sup>2</sup>あるのがわかる。

写真2は、北朝鮮国内から出展している企業に多かった健康食品(サプリメント類)を販売す

写真1 「中朝共同管理委員会」ブースに掲示されていた開発計画



(出所) 筆者撮影

るブースである。主に平壤から来た企業が  
多く、各種の健康食品や漢方薬（北朝鮮  
では「高麗薬」と称する）などを販売して  
いた。

写真3は、隣町である中国の吉林省琿  
春市から来た、衣類を展示販売する企業  
のブースである。以前は江蘇省や浙江省、  
福建省、広東省など華中、華南から来た  
服飾品を扱う企業も多かったが、ここ数年、  
数が減っている。市内の市場や百貨店、  
商店で多種多様な衣料品が販売されて  
いるため、商品展示会にやってくるまで買  
う必然性が薄れてきているのかもしれない。

写真4は、羅先市内にある大型水産加  
工工場である羅先麴香水産加工企業  
所のブースである。展示されているのはカ  
ニヤイカ、タラコといった水産加工品（冷  
凍、冷蔵、塩蔵）が主である。市内の市場  
で新鮮な魚介類がいくらでも購入できるた  
め、このブースで買い物をする地元の人々  
は皆無であった。

写真2 サプリメント類を販売するブース



(出所) 筆者撮影

写真3 衣類を展示即売する中国企業



(出所) 筆者撮影

写真4 羅先市内の企業の出展  
(羅先麴香水産加工企業所)



(出所) 筆者撮影

写真5 羅先市内の企業の出展  
(羅先リオンソン総合加工工場)



(出所) 筆者撮影

写真5は、羅先市先鋒地区にある羅先  
リオンソン総合加工工場の展示である。こ  
の企業はインスタントラーメンやパン、人造肉  
（大豆滓から作られたシート状の食品）な  
ど各種食品を生産している。カップラーメン  
にお湯を注ぐサービスもしており、出展企業  
の人々がラーメンを買いにやってくる  
姿をよく見た。ラーメンの味は中国の「紅焼  
牛肉麺」に似ており、やや油っぽく、辛い。

写真6は、羅先市内にある水彩峰水産  
加工工場が開発した、カニの殻からとれ  
るキトサンを利用した機能性歯磨き粉であ  
る。一種の廃品利用であるが、写真7のよ  
うに、特許権を有するものとなっている。

今回の展示会は、中国を中心とする外  
国企業の参加が減り、平壤および地元の  
国内企業の割合が増えた展示会であつた。  
新しいものを見ようとやってくる市民の  
数は、昨年のように人口の多い羅津地区

写真6 水彩峰水産加工工場が発明し  
たキトサン入り歯磨き粉



(出所) 筆者撮影

写真7 同製品の特許証書



(出所) 筆者撮影

での開催ではなかったため、減少した感じ  
であったが、第7回以前と比べると微減と  
いうところであろうか。

毎年参加して感じるの、消費財の展  
示が以前より減り、中間財、資本財中心の  
展示になる傾向が強くなってきていること  
である。今回は制裁の影響と思われる出展  
企業数の減少が見られたが、今後制裁  
が緩和、解除の方向に進めば、出展しよ  
うとする企業はより増加することが見込ま  
れる。2019年10月には、咸鏡北道の道庁所  
在地である清津市でも同様の展示会が予  
定されていると聞いている。新たな技術や  
製品を導入しようとする熱気は、制裁の中  
でも消えることなく続いていることを感じた。  
このようなパワーを北朝鮮の経済成長にど  
うつなげていくのか。体制にとっても、ピジ  
ネスパーソンにとっても、暗中模索が当分  
の間、続いていきそうだ。

# 突破口を探す大図們江イニシアチブ(GTI)

## —第19回GTI諮問委員会に参加して—

ERINA 調査研究部長・主任研究員  
新井洋史

筆者は、北東アジアにおける地域協力のプラットフォームとしての大図們江イニシアチブ(GTI)の意義やポテンシャルに着目し、これまでもGTIに関する様々なイベントに参加してきた。最高意思決定機関である諮問委員会や分野別下部組織の一つである運輸部会、県(省、州、道)レベルの地方政府による地方協力委員会など関連するイベントに参加する機会があった都度、本誌の中で紹介してきた。本稿では、2019年8月22日に中国吉林省長春市で開催された第19回諮問委員会の概要を紹介したうえで、所感を述べる。

1日間の会議は、午前中の政府間会合と、午後の専門家らによるパネルディスカッションという、大きく分けて二つの部分から構成されていた。午前中のメインイベントは、北東アジアビジネス協会(NABA)の設立に関する覚書の調印セレモニーであった。GTIでは、かねてから民間との協働を模索しており、NABAの設立により、その体制が構築されたことになる。NABAの構成メンバーは、中国国際貿易促進委員会、モンゴル国商工会議所、韓国商工会議所及びロシア産業家・起業家連盟である。もう一点、筆者が注目していたのは、GTIの独立した法人格の取得と組織の格上げに向けた体制移行の問題である。残念ながら、これについては、前回の諮問委員会以降、進展がなかった模様で、本会議の場では実質的な議論がほとんどなかった。この問題に関する発言で、ロシアの代表のみが体制移行に伴う費用負担増の可能性などの課題に触れていたことから、各国間の温度差があるのではないかと推測される。

これら以外は、基本的には1年間の活動報告であった。GTI本体についてはGTI事務局から、地方協力委員会(LCC)については前回委員会のホストであった鳥取

県から、輸出入銀行協会(EBA)については議長行である中国輸出入銀行、研究機関ネットワーク(RIN)については議長機関である中国国際貿易学会(CAIT)および韓国対外経済政策研究院(KIEP)から報告がなされた。

過去1年間の活動の成果として、GTI地域における国際観光・周遊観光に関する調査報告書と農業協力分野の優良事例に関する中間報告書が配布され、それぞれ簡単に要点の説明があった。

また、今後新たに、KIEPを中心としてGTI地域における地域バリューチェーンとロジスティクスネットワークの形成に関する共同研究を行うことなどが決定された。

午前中の最後に、来年は韓国が議長国となることが決まった。

午後からは、開かれた北東アジア貿易・投資、グリーンで包摂的かつ持続可能な発展、北東アジアのインフラ接続の3テーマでのパネルディスカッションが順次行われた。このうち、グリーンで包摂的かつ持続

可能な発展に関するパネルディスカッションではERINAの河合代表理事・所長がモデレータを務めた。これらの議論には、当事国の官民関係者のほか、国連アジア太平洋社会経済委員会(UNESCAP)、世界銀行(WB)、アジア開発銀行(ADB)の専門家や、東南アジアや欧州など域外からのパネリストも登壇し、幅広い議論がなされた。今回のホストであった吉林省政府が、形式的ではない充実した議論を望んだため、このようなアレンジになったとのことであった。

### 所感

今回の会議が終わった時、筆者はなんとなく寂しい心持ちであった。GTIの停滞感のようなものが感じられたのだ。表面上は盛大な会議だったにもかかわらず、である。会議参加者の幅は、午後のパネルディスカッションを設定したこともあって、これまでの会議よりも広がっていた。おそらく参加者数も、これまで開催された諮問委員会の中でも多い方に入るのではないかと、しかも、



(出所) 筆者撮影

今回の会議ではNABAという新しい組織も立ち上がり、その覚書の調印式が開催された。これらのことを考慮すれば、今回は従来にも増して充実した会議だったと言うこともできるはずである。

停滞感を感じた理由を考えてみると、二つのことが思い当たる。一つは、前述の通り、過去何年間にもわたり検討してきた独立した法人格の取得に向けた動きが、その勢いを失ってしまったことにある。もう一つは、活動の実績報告のほとんどが人材育成セミナーや調査・研究であったという事

実だ。2014年に設立されたEBAでは、ザルビノ港プロジェクトを第1号案件として推進することを決めていたが、諸般の状況から具体化が見込めない状況で、他のプロジェクトを新たな候補とすることを検討し始めている。こうした中で比較的具体的な、目に見える実績を上げているのはLCCだけだ。鳥取県は3度目の日本海横断貨物輸送実験を行い、韓国の江原道は毎年のGTI貿易投資博覧会を継続開催している。これらは、それぞれの自治体の努力によって支えられている。

GTIとしては、予算制約があり、また次官級がトップであるという権限上の制約もある中で、様々なテーマを設定しては意見交換や情報交換を続けているが、その先の一步を踏み出すことができていないのが実態だ。体制強化の動きが足踏みしている現状で、GTI事務局を中心に、自らの存在意義をアピールできるような突破口を探して、試行錯誤を繰り返しているように思われる。こうした努力が実を結ぶことを期待しつつ、今後も可能な限り協力していきたいと考えている。

## セミナー報告

### ERINAビジネスセミナー

# ロシア極東の最新医療・保健ビジネス事情 —市場参入の可能性と課題

日時: 2019年8月28日

場所: 朱鷺メッセ2階 中会議室201

講師: ピー・ジェイ・エル株式会社代表取締役 山田紀子

## 1. 医療の国際展開

### (1) これまでの経緯

弊社のピー・ジェイ・エルという名前は先代の代表取締役から引き継いだもの。弊社は小規模なロシア専門商社である。ロシアの方から医療の相談を受けることが多く、国内では、医療におけるコンサルタントを少しやっていたおかげで、いろいろな先生方と面識があり、個人的な依頼をきっかけにロシアの患者に対する医療サービスの提供ができるようになり、それを少しずつ事業化していった結果、現在に至っている。

2005年から海外の患者の受け入れを行っている。その後、2011年に医療滞在ビザが創設され、弊社は現在医療ビザを保証する機関として経済産業省に登録されている。医療をもう少し外国に提供してもいいのではないかと気づき始めた経産省の担当者が事例を探していた時に、弊社がすでにかかなりの患者を受け入れているため、ヒアリングを受けたという経緯がある。

医療滞在ビザには2種類のやり方がある。一つは、経産省に保証機関として登録されるケース。もう一つは、旅行代理店が観光庁に登録して医療滞在ビザの保証をするケースだ。

2013年に北斗病院（帯広市）の協力を得て、ウラジオストクに画像診断センターを設立した。当時、患者さんのコーディネートをする際の最大の課題に、「実際に訪日治療が必要なかどうかを日本の医療機関が判断するために必要な資料が全く送られてこない」ということがあった。検査結果として画像（CT、MRI、エコー等）

が必要で、それがなくて何が出来るか判断できないと言われていた。その画像が当時、ロシア、特に極東ではほとんど撮られていなかった。それをせめて自分たちで撮りたい、という思いが弊社にはあった。

北斗病院に現地を見ていただいた結果、まだMRIも少なく画像診断もきちんとできていないなら協力したい、ということで意見が一致し、一緒にやることになった。

さらに今度は、日本からまだロシアに入っていない医療機械と、それを使って何が出来るかをもっとロシアに浸透させたいと思い、現在力を入れている。核医学という分野だ。

### (2) インバウンド

インバウンドは弊社の場合、規模が非常に小さく、年間20人前後だ。一方、「セカンドオピニオンを日本からもらいたい」という人が最近、非常に増えてきている。その場合、ロシアで得られた検査データに基づいて所見を出さなければならず、日本の医師にとっては少し負担ではある。「ロシアの検査データに基づいて分かる範囲で」という条件付きだが、ロシアで聞いていなかった所見が日本で得られることもあるので、需要がある。

インバウンドで我々がいちばん気を付けていることは、顧問医に相談した上でいろいろな医療機関に相談するということだ。患者はたまたま外国人だが、医療機関は通常の医療を提供すればいい、というぐらいの条件を弊社が整えるのが、インバウンドを始めた当初からの弊社の基本的な方針だ。したがって、医療機関の初診受付に行くまでに必要なすべてのロジや、患者

が外国人であるが故のコミュニケーションに問題がないよう、通訳・翻訳も弊社がコーディネートしている。

最近特に顕著な傾向としては、がんの治療や、てんかんのようないわゆる「難病」の相談が増えてきている。がんに関しては、かつては手術して帰る患者さんが多かったが、最近では抗がん剤治療のためにわざわざ通うという例が出てきて、驚いている。通うとなるとやはり、極東の患者さんが対象になることが多い。

弊社はロシアが専門だが、最近はいろいろな問い合わせが増え、ロシアしかやらないと言っているわけにもいかない。実際、今日現在で、ロシア以外にインドと中国がある。例えば不妊治療については、ロシアの他に中国からの相談もあるが、不妊治療はとて難しいので、弊社としては今後増えていく症例ではないと実感している。

今、日本では、訪日外国人に対する医療サービスの提供をどうするかが議論されている。かつては「外国人に対する医療」と一括りに言っていた分野が、いまは大きく3つに分けられる。

- ①ビジネスや観光による短期の訪日。日本の医療保険も持っていないで、持っていたとしても旅行保険で訪日する方々。
- ②医療を目的に訪日する方々（医療渡航）。
- ③在留外国人。

弊社がメインでやっている医療渡航の患者さんの特徴は、保険を使えない自由診療の枠で自費が前提だ。また、緊急性がゼロではないが無いことが多いので、準備がしやすい。患者の訪日が決まれば、

時間が少しあるので翻訳・通訳の準備ができるし、支払いを先に受けて、受け入れの医療機関に安心して診療してもらうことが可能、というメリットがある。受診期間も、手術をやるような治療であれば長期間になるものの、一度受診し、帰国して様子を見るという短期間もあり得る。ただし再診の可能性も高く、一度日本の先生にかかった患者さんからその後も問い合わせをもらい、仕事を目的とした来日の機会でも検査をしたいという依頼を受けることがある。前述の抗がん剤の患者さんのように毎月来日する事例も出てきている。

①から③まで共通して通訳・翻訳はすべて必要だが、それぞれに特徴がある。短期の訪日外国人だと、韓国、中国、台湾、タイの方が多く、言語としては英語、韓国語、中国語、タイ語が上がってくる。ロシア語はずっと下の方だと思う。しかし、医療渡航となると、私が所属する別の団体の資料を見ても、トップは人口の多い中国語、その次に英語、さらにその次にベトナム語、そしてロシア語は4番目だ。かつては中国語、英語、ロシア語の順だった。在留外国人を見ると、状況はガラッと変わり、ロシア語はまだ少なく、中国語、ポルトガル語、ベトナム語と続く。最近では「ネパール語の通訳がいなくて困っている」という話をよく聞く。ネパールは今年4月からの新しい在留資格の中で、来る方が増えていると聞いている。

今いちばん問題になっているのは、いわゆる「希少言語」にどう対応するかだ。希少言語であれば、通訳アプリや電話通訳を活用することが多くなり、対面通訳の機会は少なくなっていく。例えば、初診の間診票等の記入であればアプリや電話での通訳も十分可能だろう。しかし、入院や手術の時、リスクの高い処置をしてもらう時は必ず同意書が必要だし、その同意書を取るのにアプリや電話で大丈夫なのか。そういう時はやはり対面通訳が必要だ。

対面通訳はどこに連絡すればいいのか、というのが実は大きな問題だ。外国人に対する医療提供体制について、各地方自治体や各医療機関が各々のルールを決めることが必要だと思う。例えば、愛知県では工場が多く、ポルトガル語の需要が非常に高い。居住する外国人の国籍によ

て、地域性も今後、くつきり出てくるのではないか。一方、観光客に関しては、現在の地域性は今後変わっていくことも予想される。

かつて、弊社が外国から患者さんを受け入れ始めた当時は受け付けてくれる医療機関がなく、断られながら、日本人と同じように見てもらうためのことは弊社ですべてやる、という方針で取り組み始めた。医療・渡航のコーディネートのプロセスでは、患者さんと医療機関の間で常に連絡を取っているということが前提だが、受け入れが不可の回答をしてもいい。問い合わせしてくれたからどうしても招へいしなければならぬ、というわけではない。観光客の場合は、そこに患者がいれば医療を提供しないわけにはいかないという応召義務があるが、観光客であっても緊急性がなかったり、安全が確保できなかつたりするときに、その場ではいったん断り、弊社のようなところに後々のフォローを依頼してくる事例もある。

この受け入れ不可の理由には、医療機関が提供している医療サービスの標準プロトコルに合わないから、という場合と、患者自身の命の安全にリスクがあるからという場合とがある。外国人の患者さんを受け入れるのは実はとても大変だ。複数の医療機関の先生方は口を揃えて、「わざわざ医療のために来日する外国人を診るのは医療機関としても大変だ。病棟のナースも非常に苦労している。それでも受け入れるのは、日本に良い印象を持って帰ってほしいからだ」と言う。それは、皆が共通して持っている意識かもしれない。そして、皆が疲弊してしまつたらやる意味がないのではないかと最近、特に思っている。いま連携している医療機関が20数軒あるが、その医療機関が何を思っているか、常にコミュニケーションをとって考えていかなければならないと思っている。

### (3) アウトバウンド 画像診断センター

前述の通り、日本の医療機関に迷惑をかけないよう、日本の先生方がやりやすいように、必要な画像データはロシアで撮りたいと思つてつくつたのが、画像診断センターだ。協力をいただいている

北斗病院の名前とロゴをそのまま使用し、「HOKUTO」という名前にした。

当時まだロシアで浸透していなかった早期発見、早期治療を実現する。症状が出る前に病巣を発見する第二次予防医療をもっと普及させようということが目的の一つ目。二つ目は、日ロ間で医療交流をすることで、日ロ相互でサービスの向上ができるのではないかと考え、その窓口となることだ。2013年に設立して長くやっているの、皆さんもご存知かと思う。これを経営するための合弁会社をロシアにつくり、弊社も少しだが出資した。基本的には画像診断センターなので、MRI、CT、エコーで得られる画像をもとに、ラボラトリーも併設して血液検査も行い、きちんと診断ができる体制をつくっている。

2013年当時、いわゆる人間ドックというのは現地ではほとんど行われていなかったので、苦労してプロモーションし、人間ドックを広めてきた経緯がある。設立から6年経ち、周りに競争相手が増えてきた。例えばデンマークが救急病院をつくつたり、ロシアの民間クリニックが地元が増えたりし、そういうところでも同じような人間ドックをやり始めている。ロシア人から見た人間ドックというのは、一カ所で複数の検査が一度に受けられ、所見をまとめてもらうことができる場所のことだ。しかし我々がいちばん気を遣っているのは、日本と同じ品質の人間ドックをロシアで実現することはもちろん、日本と同じように検査を受けてもらって10日程度できちんとレポートにまとめ、それを患者さんに届けることだ。さらに内科医の診察に力を入れている。経営上は、1人当たりの診療時間が増えてしまうという不利もあるのだが、患者の需要があるということと、質問だらけの患者さんの話をきちんと聞いてあげることで満足してもらうことにもつながる。ロシア全体の民間医療機関の調査結果によると、患者が医師と密にコミュニケーションをとることを求めているというデータも出てきているので、間違いではなかったと思っている。

それから、6年も経つてくると設備更新の時期にかかってきていて、今、機械(MRI、CT、エコー、すべて日立製)の入れ替えに頭を痛めている。毎月、私と北斗病院の事務方の担当者が現地に行って課題

を全部洗いだしてどう解決するか話をして  
いる。ロシアではかなりエコーの需要が  
ある。日本では循環器をエコーで普通に診  
るが、2013年当時、ロシアではエコーで  
循環器を診る人はいなかった。日本では  
技師が医療機械を使って検査をするが、  
ロシアでは医師というのが大きな違いの一  
つだ。この診断センターでは非常勤も含め  
て全4名体制でエコーの医師を雇ってい  
る。心エコーを人間ドックのメニューに入  
れられるようになったが、オープン当初は  
循環器をエコーで診られる人がロシアにい  
なくて、北斗病院の技師に滞在してトレ  
ーニングしてもらい、現地の医師が今では  
循環器を普通に診られるようになった。エ  
コーはけっこう使いどろがあり、もう一台(キ  
ャノン)買い足した。

患者数が年々少しずつ増えてきている  
のは、現地のスタッフの頑張りのおかげ  
だ。医療機械のキャパシティによって受け  
入れ可能な患者の数も限られてくる。これ  
から、この診断センターの拡張計画を具  
体化しようとしている。おかげさまで徐々  
に患者数が増え、2016年に8000人を  
超え、2018年には8380人の方に来て  
いただいている。

開業当初からTV-CM やラジオ CM を  
あまりしていない。この診断センターは保  
養所や長期療養施設がたくさんあるところ  
に位置し、昼休みにスタッフが出かけ  
て、第二次予防医療の大切さをレク  
チャーしたり、帯広から診断センターにド  
クターを招きセミナーをやったり、一日診  
療をしたりして、少しずつ評判が広まっ  
てきたと思っている。

また、季節性が非常にあって、夏休  
みの時期や年末年始は患者数が落ち込む。  
開業からこれまでの間、ロシアの景気が  
良ければよい程、季節の変化が大きい。  
夏はがくんと落ち込むが、秋になって休  
みが終わるとあわてて検査に来るという  
ように、波が大きい。逆にロシアの景  
気が落ち込むとこの波が小さくなるよ  
うな気がする。実は昨年夏はあまり落  
ち込みがなかった。

#### リハビリセンター

北斗としてはもう一つ、リハビリセン  
ターを1年前に立ち上げた。

リハビリテーションは、機械の能力や新

しさによってサービスの質が変わるもの  
ではなく、人材育成や教育が非常に大事  
になってくる。

そのため、帯広から理学療法士を常  
に派遣している。人材育成とともに日本  
がサービスを提供していることを見せる  
ことができる例である。

もう一つ、北斗のリハビリテーション  
センターは、整形外科のリハビリテーシ  
ョンと脳卒中後のリハビリテーションの  
2つが柱となっている。脳外科の先生  
と整形外科の先生に帯広から来てもら  
って、リハビリテーションセンターの中  
でレクチャーをしてもらうこともあり、  
それが患者向けのレクチャーもあれば、  
地元の医療機関、医師向けのものもあ  
る。そうやって日本の医療サービスの  
品質を地道にプロモーションしている。

#### (4) 「日本」をどのように見せるか

日本からロシアに対して提供できる医  
療サービスは何か、その医療サービスを  
提供するとき「日本」をどう見せれば  
いいのか、それを常に考え試行錯誤して  
いるのが弊社の現状だ。そのやり方の  
一つとして、まず画像診断という小さ  
な点を打って、その結果、ある程度当  
初の目的は果たしたものの、やればや  
るほど思うのは、診断をしても次の治  
療はどうするのか。リハビリも必要だ  
らうとどうするのか。こういうことが  
どんどん大きな問題になってきている。

現時点では中心にある「治療」を  
抜いて、診断とリハビリしかやってい  
ない。では治療の部分を地元の医療  
機関と連携できるかどうか。連携でき  
るとしたらどういう形があり得るのか  
ということは今、模索している。そし  
て次の段階で、治療も自分たちで  
やるならば、どこに入っていくかを考  
えていく。つまり、小さな画像診断セ  
ンター一つだけ、リハビリセンター一  
つだけでは、ビジネスに限界があると  
実感している。診断からリハビリまで、  
さらに老人向けの医療や介護がこれ  
からロシアでも増えていくと思われ  
る。そういうものまでも取り込んで日  
本の医療として見せることが適切な  
のか、我々にとって大きな課題とな  
っている。

医療の中で日本をどのように見せる  
か。私が見ているのは北斗だけなの  
で、北斗の事例でお話すると、看板に  
はHOKUTOと書いてあるし、北斗の  
ロゴも

入っている。診断センターにせよリハ  
ビリセンターにせよ、開設当初は報  
道もされる。日本の医療機械があれば、  
日本のブランドがあるから安心だと思  
ってもらえる。2013年当初は、他  
の医療機関がもっていない最新の日  
本製の医療機械を持っていたことが  
利点にもなりアピールもできた。

一方、極東における医療機械はメ  
ーカーから見るとメンテナンスがしづ  
らい。日本の医療機械メーカーはモ  
スクワに拠点を持っている。モスク  
ワの拠点は、あくまでもドイツ法  
人、オランダ法人の傘下にあり、代  
理店の場合もある。

日本をどう見せるかというとき、日  
本の医療従事者が常駐しているとい  
うのは理想だと思う。ウラジオスト  
クのリハビリセンターには、立ち上  
げ時期ということもあり、北斗から  
理学療法士が常に入れ代わり立ち代  
わり入っていて、彼らの指導の下に  
ロシア人スタッフがきちんとリハビ  
リを提供できる体制を作っている。日  
本人に診てほしい、日本人の顔が見  
えるとホッとすると画像診断セン  
ターでさえ言われてきたので、その  
点でのメリットは大きいし、患者に  
対して丁寧に対応するという点でも、  
評判がよい。

しかし日本人の医療従事者を現地に  
常駐させることができるかと言うと、  
日本でも人材不足の中、医療従事者  
にロシアで常駐してもらうのは難し  
いし、人件費の問題、言語の壁がス  
トレスとなるということもあるだ  
ろう。ちなみに通訳は、画像診断セ  
ンターにもリハビリセンターにも1  
人ずつ常駐している。イベントやセ  
ミナーを行うときには日本からさら  
に応援が入ったりしている。

プロジェクト自体が日本からの提  
案だという見せ方もある。認知度も  
注目度も高くなる。昨年オープンし  
たリハビリセンターは出資者が日  
揮と北斗で、日揮は企画当初から  
地元やモスクワの政府とコミュニ  
ケーションをとってきたので、開  
所式にもそうそうたる政治家たちが  
出席していた。一方、私たちが20  
13年に開設した画像診断センター  
は一切どこにも出さず、水面下で  
粛々と準備し、開所式の時だけ、  
地元政府に招待状を出したのだが、  
それでも地方議会議長や当時の市  
長が出席してくれた。

ただし、開所当初は注目度が高  
かったとしても、それをどう維持・  
継続していくかと

いう問題もあるし、日本の企画プロジェクトであればあるほど、地元の医療機関との折り合いも重要だ。診断センターについては、診断をして、地元の病院に治療を依頼する紹介状を書くことがとりあえずできている。

## (5) 医療交流

日ロ共同の医療セミナーや、「マスタークラス」と呼ばれる研修会が行われている。ロシアの医師たちは、日本の医師と直接コミュニケーションがとれる機会を求めている。ただし、話を聞いて終わりではなく、次の事業の可能性を見出したい。

今年2月にモスクワで行ったセミナーは、再生医療をテーマにした。これが次の段階に進んで、例えば日本で使っている機械を使ってもらえるようになったとか、日本の先生方が持っている実績をロシアにも導入した結果、何かができるようになったとか、もっと成果を出していく必要があると思っている。この医療交流をやるにも、どこから予算をとってきて、どうやったら継続できるかが、課題だと思う。

もう一つ、医療交流に需要がある例として、ロシアから日本に医療機関を見に行きたいとか、自分の担当分野の日本の医師と話してみたいとか、がんの手術を見たいとかの需要があり、問い合わせをいただき対応することもある。小さくても、お互いが良かったと思える成功体験を積んでいけたらと思っている。

弊社が外国人患者の受け入れを始めた当時、それは批判されこそすれ、たいして奨励されていなかったが、経産省がそのビジネス化に乗り出し、少しずつ広がってきたという経緯がある。これまでの経緯としては、実際に患者が来ることを実証・検証し、そのための医療通訳講座を行い、毎年のようにインバウンドのセミナーを各地で行ってきた。2011年に医療滞在ビザが創設され、最近では非常に利用が増えてきた。経産省にも観光庁にも登録されている機関のリストが長くなってきている。

課題として残るのは、日本が世界に提案できる医療は何なのか、ということだ。おそらく国によっても違うし、提供する側の医療従事者の事情によっても変わってくるだろう。2013年当時は、日本の医療サー

ビス全体が世界にデビューしていないといえる状況で、日本が医療サービスを提供すると言えばある程度のインパクトはあった。これからは、日本は何をするのかをより具体的に提案できることが必要だと思っている。

## 2. ロシアの医療

### (1) 概観

最近ロシアの民間クリニック経営者の方と話す機会があり、「ロシアの医療は難しい」といわれた言葉に非常に救われた思っていた。

今、ロシアはヘルスケアに関してはナショナルプロジェクトが2つ、「ヘルスケア（保健）」と「人口動態」というのが実施されている。それぞれ国が数兆ルーブルにもなる予算をつけて2025年までの目標を掲げ、それに到達するための施策を講じている。大統領の一般教書演説の中でも、昨年は「予防医療」と言っていたのが、今年は健康寿命の延伸や、がんの死亡率の低下にフォーカスされてきている。今年6月に出た大統領令では具体的に「2025年までのヘルスケア発展戦略」を出し、前述の2つのナショナルプロジェクトを実施していくことが明記されている。このような国の方針に基づいて、予算の割り振りや、何から始めるかを各州・地方が今、決めているところだ。ロシアでも、医療行政は日本と同様、州・地方単位で決められていく。

ロシアでも今、民間の医療機関がけっこう増えている。アーンスト・アンド・ヤング（EY）が2016～2017年前半に民間医療機関に行ったアンケートがある。民間医療機関が国の政策によってどんな影響を受けているかという質問の中で、例えば「強制医療保険はどう影響しているか」の問いに、民間医療機関の回答は「△」である。つまり、国の強制保険を利用することがプラスになる領域と、マイナスになる領域があるので、あまり積極的に利用していないというのが大半の答えだったらしい。我々の診断センターも、頭部MRIの撮影だけ沿海地方の強制医療保険を使っているが、それ以外は利益にならないので使っていない。保険点数はロシアではすべて州・地方が決めるが、その州・地

方の保険点数を見て、使っても赤字にならない領域にしか使えないという限界がある。

ロシアでは今 PPP 流行りで、国の機関と民間が共同して医療サービスの提供を推進しているが、民間の医療機関から見ると、まったくやるメリットがないと思われる。まず法律が整備されていない。それから具体的な事例がなく、うまくいくのか疑問というネガティブな見方がされている。このような民間のアンケート結果が出ている。

前述の大統領令の中でも、きちんと現状を把握した上で、どこに問題があるからこうする、という理論ができています。統計で見ても、循環器系疾患が罹患率も死者数もトップなので、循環器とがんが2大テーマになっている。しかし、医療機関を受診する人が増えたおかげで、死亡率も少し低下してきたという現状がある。

それから、公立診療所が有料診療を提供すること自体を、民間医療機関が悪くは思っていない、というアンケート結果が別にある。ここでは、有料診療が1.9倍に増加した結果が出ている。統計で表れることはほぼすべて公立医療機関を対象とした情報なので、公立医療機関が保健も適用されない有料診療を増やしてきていることがわかる。

また、ここ数年来いわれている IT の環境整備が遅いことや、医療従事者の人材不足は、リハビリにせよ、診断センターにせよ、極東であればあるほど深刻な課題だ。

### (2) ロシアの医療統計

ロシアの国家統計庁によると、ロシアの労働可能年齢層でがんは男性で3位（12.9%）女性で1位（23.2%）。人口10万人に対する死亡率で日本と比較すると、ロシアの1位は循環器疾患（616.4）、2位が新生物（がん）（204.3）。日本の場合は1位が悪性新生物（腫瘍）（299.5）、2位が心疾患（高血圧性のものを除く）（164.3）となっている。数字がかなり違うのは、統計の基のベースが違うためと思われる。日本の厚労省のデータでは心疾患に高血圧性のものを除くと書いてあるが、ロシアでは脳血管疾患も循環器疾患に入っていると思われる。また、さすがに老衰と理解されるものはまだロシアの統計

には出てきていないことが分かる。

主な疾患罹患者数の統計でも、循環器疾患がいちばん多く、その次にがんが来ることがわかる。また、呼吸器疾患が意外と多く、脳血管疾患も相変わらず多い。

### (3) ロシアの民間医療機関

EYによるアンケート調査では、民間総合病院の2017年度の売り上げベースでトップ100を抜き出し、そこからアンケートをとっている。このトップ100の売上高を合計しても1174億3300万ルーブルにしかならない。このトップ100の母体をもつ拠点数が800カ所近くある。実施しているプロジェクトと計画しているプロジェクトを見ると、提供する医療サービスの拡大、新しい医療機械の導入、患者サービスの向上、ITの導入、マーケティングで患者数を増やすなどが目的となっている。

興味深いのは課題の把握だ。人材不足がかなり深刻で、アンケート調査の中身を読むと、若い医師であればあるほど、ロシアでは研修の機会が制度の中で減ってきている。再教育をする必要性がさらに高まっていて、民間の医療機関としてはこれを課題視していた。それから保険会社についても、いわゆる任意医療保険は民間の保険会社との付き合いが必要になってくるが、そのやり取りがこれから課題になる。患者対応については、患者が求めているような医師とのもっと密なコミュニケーションが求められているのどう対応するか。それ以上に、患者側の基本的な知識不足があり、一生懸命生活指導をしてもそれが理解されないとか、基本的な知識を患者にどう広めるかといったことが大きな課題になっている。外部の脅威という課題もあり、ロシアの経済の浮き沈みによって患者数が左右され、税負担の大きさ、国の強制保険は保険点数が低すぎて導入したくてもできない、などの問題がある。

プロジェクトの目的、基本的なコンセプトができて、それが継続されることが重要である。弊社としても、当初、診断センターもオープンするだけでやっとなような状況があった上、さらに今、継続する難しさを実感している。結局、日本が提供できる医療は何で、日本をどう見せるかがいつも問題だ。市場として考えたとき、ロシア人ですら「ロシアの医療は難しい」と言っているのに、日本に何ができるだろう。ロシアに小児医療の需要があるから小児をやるとか、例えば北斗病院なら脳神経外科が強いから脳ドックをもっと拡張するとか、自分の強みをもっとアピールするというやり方もあるかもしれないし、あるいは、今の状況がこれからどう変わっていくか、ウラジオストクの状況はこうだが周りのハバロフスク、サハリンなどの状況はどうか、ということも考慮して方針を決めていくのかという問題になってくる。

何よりも大きな問題は「人」だ。人材の確保、育成は非常に重要。経営上、現地のパートナーと手を組むかどうかもポイントだ。診断センターはロシアのパートナーと手を組んでいて、私自身、それ自体は正しかったと思っている。一方、リハビリセンターの場合、日本100%でやっている。そちらの方がもしかしたら、いろいろな決断がやり易く、手続き上も簡単で、経営上はやり易いかもしれない。この点も、分野によって違ってくるかもしれない。

もう一つ大きな問題が手続きだ。例えば、診断センターにはロシア人の責任者がいるので、ライセンスを取るのも比較的スムーズだった。

さらに、機械も人材の育成も含め、モスクワと他地域との関係をどのように構築するかも重要なポイントだと思う。

ロシア極東では、報道にあるとおり「日本式健康診断のノウハウを提供する医療施設をハバロフスクに設立する」というプロ

ジェクトが始まっていて、たいへん期待している。今後も、極東で医療に関わる「仲間」が増えてくれたらと思っている。

### 3. ロシア極東における医療事業の可能性

では極東で近々なにをしたらいいのか。これまで弊社の非常に小さな世界でやってきて思ったことは、この3つの要素:①市場、②人材、③法的手続きがポイントとなるということだ。ロシアは、国が平均寿命を伸長すると掛け声をかけると、意外と本当にやってくるので、そうなると、すぐではないにしても今後、高齢者が増えてくると予想できる。そうすると高齢者向けの医療や介護という市場が今後、もう少し拡大してくるのではないかとも思っている。

実は、弊社は輸出をしていて、ロシアの輸入側が、今後はヘルスケア商品も扱いたいと言ってきた。先日、介護用品を検討したいので何があるか調べてほしいというオファーが入った。そういう介護の分野だったり、ロシアで介護も含めてリハビリということがあるが、新しいリハビリの領域でサービスを提供したりビジネスができるという期待もある。さらに、極東における医療機械のメンテナンス体制の整備については、日本の大手メーカーが立て続けにモスクワの大手と提携をして、その会社のネットワークを利用して、自らの医療機械の販売を拡大したり、メンテナンス体制を一から整備したりする動きが今、始まっている。

先ほどの医療交流については、医療セミナーを今年もモスクワでやろうと準備をしている。ROTOBOの協力を得て、日本の医師を招き、モスクワ市とウファ市でセミナーを計画している。この目的は、日本の技術のプロモーションと医療従事者同士のコミュニケーションである。そこからさらに人材交流、人材育成にネットワークが広がっていくことを期待している。

## <質疑応答>

Q. ロシア人が日本に来て医療を受ける場合、自己負担は100%支払われているのか。通訳アプリの効果はどの程度か。

A. 支払いについて、弊社の唯一の自慢は医療機関に対して未払いがないということだ。当初は前払いを受けずに、患者が来日した際に窓口でクレジットカード決済をする場合がほとんどだった。しかし最近では、診療費を事前にいったん預かり、弊社が医療機関に支払っている。信頼関係ができれば、患者の希望によって、未だにクレジットカードで医療機関で払ってもらうこともある。これは、以前治療した患者や、知り合いの医師の紹介で来日した人の場合が多い。基本的には、弊社だけではなく他社、医療機関にも、後々トラブルにならないよう支払いは先に受ける方がいいとアドバイスしているので、今はそういう医療機関が多くなっている。医療機関の価格設定として、外国人患者の自由診療の場合、例えば観光客なら2倍、医療渡航者には3倍ほどという設定をしている医療機関が最近増えている。

アプリの方は、先日たまたま試しに使ってみたら意外とできていた。おそらく、同意をとるとか、患者の細かい質問に答えていくことは難しくても、簡単な問診をとるとか、検査の際の指示・誘導などで利用が広がっていくのではないかと。

Q. 諸外国ではではもっとスムーズに進んでいると聞いたが、どうか。実際に利益は上がっているのか？

A. ロシアから外国に治療を受けに行く患者から見たとき、行きやすい国は、極東では韓国が一番だ。理由は、ビザが要らなくなったという要因が大きいが、それ以外の人から聞く話によると、韓国の中でも外国人を積極的に受け入れる医療機関がある程度決まっています、そこなら最初からロシア語対応をしているという。そういう点では日本はまだ慣れていないし、弊社としても、すべての日本の医療機関が外国人を受け入れるべきだとは思っていません。できる体制を作れるところがやってくれば、と思っている。弊社のやっているインバウンドは、ボランティアで始めてしまった領域だと言語をいつもしているが、他社から相談を受けたときにまず「あまり儲かりませんよ」と言っている。医療機関が昨今、3倍も医療費をとるようになると、患者の負担も大きい。非常に裕福な方々は別として、普通に医療を必要として、親戚からお金をかき集めて来日するような患者に対して、高額な手数料をとるわけに行かないので、弊社は医療滞在ビザの保証、手数料、通訳料、翻訳料を基本的にいただいて、社員も専門の人材を雇ってやっているが、正直なところ儲かってはいない。

Q. アプリが活用されれば通訳は要らなくなるのか？

A. 場面によっては、そうなるところもあるかもしれない。通訳業界全体を見ると、会議通訳ですら、今後は技術の進歩とともに遠隔通訳が基本になっていくという話を聞いたこともある。ただ、医療に関しては、医療の同意書を取って手術前後の説明をするような部分は、医療機関でいちばん重要な医療安全の見地から見ると、対面通訳がまだまだ活躍する必要があると思う。

Q. 日本まで来て医療を受けるには相当費用がかかると思うが、費用をなんとか工面して来日する人たちは、現地の収入水準ではどのあたりにいる人たちだろうか。

A. 弊社が長年やっても担当した患者の数は1000人に迫るようなものではない。具体例としては、日本で脳腫瘍の開頭手術をし、その後放射線治療をし、90日間みっちり日本に滞在して帰国した患者の場合、親戚からお金を集めたと話していたと記憶している。その方は普通の間層の方だと感じた。当時はまだ、医療機関も「外国人だから受診料3倍」というような対応が今ほど広まっていなかったため、その半分ぐらいの負担で治療は受けられていたと思う。今でも、「お金に困っているからもう少し何とかしてほしい」と言うような人はほぼいない。こちらも適切に積み上げて、見積もりを出すことで納得しておられる。

## 海外ビジネス情報

### ■ロシア極東

#### JOGMEC と三井物産 北極の LNG 事業に出資 (コメルサント・デイリー7月1日)

ノヴァテクが「Arctic LNG」プロジェクト(天然ガス開発・液化事業)のパートナー集めを完了した。本紙が予想した通り、事業権益の10%を日本の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)と三井物産が取得し、出資額は34億ドルに達しう。資金の大半(75%)は JOGMEC が負担し、三井は自社のリスクを最小限化した。ノヴァテクはこれから、Arctic LNG 事業の最終的な投資決定に入る。それは第3四半期に予定されている。

JOGMEC と三井の持分売買契約書はロシアのプーチン大統領と日本の安倍晋三首相の立会いのもと、大阪の G20 首脳会議開催中に署名された。契約者は三井物産の子会社 Japan Arctic LNG B.V. (所在地オランダ)。JOGMEC 側の発表によると、株式構成は JOGMEC が 75%、三井物産 25% だが、議決権は三井が 50% 超を手にする。年間生産能力が 1980 万トンの液化設備 Arctic LNG は 2023~2025 年の操業開始を予定している(1年に1ライン)。

ノヴァテクのレオニード・ミヘルソン社長は、この取引が他社(仏トタル、中国 CNPC と CNOOC、それぞれ Arctic LNG の権益率 10%) とほぼ同じものだと表明した。プーチン大統領はこの取引について、日本の投資金額は「約 30 億ドル」になると述べた。JOGMEC の発表では、同社は三井物産の子会社に約 2900 億円(累計見込額、出資総額の最大 75%) を出資し、さらに約 450 億円(借入総額の最大 75%) の債務を保証する。

#### チュクチに交通機関として ロープウエー建設計画が浮上 (EastRussia 7月4日)

ユーリー・トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表がチュクチ自治管

区訪問の際、連邦政府がチュクチにロープウエーを建設するプロジェクトに賛同する、と表明した。

トルトネフ副首相は、空港からアナディリまでのアナディリ潟を渡るロープウエーを建設するプロジェクトは現実的で、連邦政府はそれに賛同するだろうとコメントした。「これがどれだけ実現可能か、技術的な側面をすべて検討する」というトルトネフ副首相の談話を極東・北極圏開発省広報室が伝えている。

アナディリ潟を渡ってアナディリと空港を結ぶロープウエーは、国の極東発展プログラムの提言募集の枠内で、チュクチの住民が提唱した。ロシア国内外でこの種のプロジェクトを推進してきた有望な開発業者が、早くも見つかっている。このロープウエーを使って道路まで重量貨物を輸送することが考えられている。ロープウエーによって、チュクチ自治管区に途切れることのない人とモノの輸送を組織することができるだろう。

#### 騙された住宅購入者への支援 沿海地方当局が首相に要請 (EastRussia 7月8日)

沿海地方政府は、騙された住宅購入者問題を処理するための連邦の資金協力計画に同地方を加えるよう、メドベージェフ首相に要請した。この要請が今年認められれば、沿海地方の未完成住宅の一部は 2020~2021 年に完成引き渡したできるとみられている。

沿海地方では約 3500 世帯が悪質な住宅建設業者の被害を受けた。同地方では、被害者市民に関する地方法が採択され、住宅購入者基金が設置されたが、沿海地方の資金だけでは問題の処理には足りない。

沿海地方行政府広報室の発表によると連邦の援助によって 500 世帯余りに住宅が供給できる。今年、沿海地方予算では騙された住宅購入者の住宅完成のために 7 億 5000 万ルーブルが見込まれている。今後 2 年間に沿海地方は、アルチョーム市で 8 棟、ウラジオストク市内で 8 棟の住宅

の自力での完成を予定している。

#### 一部のメディカル用品 国産品の使用を国内病院に義務付け (EastRussia 7月9日)

ロシアの病院は今後、おしめ、包帯、ガーゼ、使い捨て吸水シートの輸入品を購入できなくなる。このようにして、政府はこれらの商品の自国メーカーを保護したいと考えている。

これに関するロシア連邦政府決定書が 7 月 9 日に発効した。この中では、国産品の使用が厳重に義務付けられているメディカル用品 14 品目が指定されている。リストには、医療用マスクや医療用テープ、消毒液、検査用試薬などが含まれている。

この新制度の発案者らによれば、これらの製品の代替品は、少なくともロシアの企業 2 社が十分な量を生産している。よって、国のメディカル用品の調達で病院に問題が発生するはずがないのだという。

#### 沿海地方に 石油ガス産業クラスターの形成構想 (インターファクス7月10日)

10日にウラジオストクで開催した東方石油ガスフォーラムで、沿海地方における石油ガス産業クラスターの形成を話し合うことを、同地方ノベラ・シチュルピナ第一副知事が提案した。

「企業各社の経営陣の協力と国の支援がそろえば、我々は大規模な石油が産業クラスターを形成することができる。このクラスターは地域の知的ポテンシャルを集積し、技術革新を牽引するだろう」と述べた。シチュルピナ副知事は、石油ガス産業は国の経済発展の原動力の一つだと指摘。「戦略的問題の処理、地域の投資上の魅力の向上、新しい採掘・精製技術の導入が、最終製品の質の向上に貢献するだろう」とも述べた。

第4回東方石油ガスフォーラムは10日にウラジオストク市で開催。出席者らは東シベリアとロシア極東の戦略的プロジェクトの推進について話し合う。業界大手企業、政府機関の関係者が出席している。「東

シベリアと極東の石油ガス業界発展戦略」が全体会議のテーマとなった。

### ハバロフスク地方 地域の天然ガス化をスピードアップ (タス通信7月10日)

ハバロフスク地方政府が地域のガス化整備のための会社をつくる。ハバロフスク地方政府燃料エネルギー産業発展委員会のウラジミール・ベロフ議長が、10日にウラジオストクで開催した東方石油ガスフォーラムで、この件について発言した。

「ハバロフスク地方の公的な企業クライガス(仮称)をつくる。この会社は、住宅の使用燃料の天然ガスへの転換に民間投資を呼び込むことに従事し、さらに、集合住宅のLPGから天然ガスへの転換にも従事する。理由は価格に大きな差があるためだ。住民へのLPGの供給は現在、ガスエネルギー社が担っているが、我々は同社のサービス料金や品質に賛同できないときがある」とベロフ議長は述べた。

議長によれば、現在、ハバロフスク地方の天然ガスの普及率は18%で、LPGの数字の方が上だ。住民や企業の財政的負担を軽減するために、ハバロフスク地方は徐々にLPGの使用を減らしていく方針だ。

さらに、ベロフ議長によれば、ハバロフスク地方の天然ガスへの転換の進捗度は年間0.3~0.5%だという。「もっとずっと早い進捗度になりたい。5年後には30%の天然ガス化を達成する計画がある。しかし、そのためにはハバロフスク地方は毎年約10億ルーブルをガス化の整備に使わなければならない。現状では2000万ルーブル程度が投入されている」と議長は述べた。議長の説明によると、ガスプロムがガス分給ステーションとガスパイプラインを、地方政府は分給ネットワークを建設中だ。施設の稼働についてはガスプロムの方が地方をリードしている。

### ベラルーシが沿海地方知事に叙勲 (ロシースカヤ・ガゼータ7月16日)

ロシア沿海地方のオレグ・コジエマコ知事の長きにわたるベラルーシとの建設的連携の功績が名誉勲章によって讃えられた。アレクサンドル・ルカシェンコ大統領は7月16日、独立宮殿で政府の高位の勲章を授

与し、経済交流の拡大強化における沿海地方の指導者の貢献、ベラルーシとロシアの長きにわたる友好と協力の強化への個人的貢献を特に指摘した。

同じ日に行われたコジエマコ知事との会談で、大統領は、ベラルーシが距離をものともせず、沿海地方の発展において積極的な役割を果たす用意があることを表明。「ロシアとの間にタブーがあったことは一度もないことを貴殿は知っているはず。我々はあなたの方のためにできることはすべてやる。どんな要請にも応じるだろう」とルカシェンコ大統領は明言した。ロシア極東に農機、機械製品、旅客輸送用車両を供給し、これらの機械の供給のためのあらゆる入札に応じるというベラルーシ共和国の方針を大統領は述べた。大統領によれば、ベラルーシは現代的な企業の設立にも、沿海地方の農業の発展の支援にも、前向きだという。

長年にわたりロシア極東の発展を可能にしてきた協力活動の評価に対し、コジエマコ知事は感謝の意を表明した。コジエマコ知事によれば、沿海地方には、ベラルーシをルーツとする住民が多い。知事は、ミンスクがたいへんな時期にいつも手を差し伸べ、アムール州の洪水の折など、人道的な支援をしてくれたことにも触れた。

### 中国の大手鉄鋼会社 沿海地方に新工場 (EastRussia 7月16日)

沿海地方に製鉄所の建設を予定している中国のHBIS Tangsteel(河北鋼鉄集団唐山鋼鉄集団有限責任公司)が建設用地におおよその見当をつけた。投資家側は現在、製鉄所用の公共インフラの整備について検討している。

沿海地方政府広報室の発表によると、プロジェクトを推進するためには、中国側は沿海地方に工場を登記し、沿海地方に税金を納めなければならない。さらに、中国側は環境に配慮した生産活動を行い、職員の雇用の際には地元住民を優先しなければならない。こうして初めて、この中国の大手企業は必要な支援を受けられるのだ。

唐山鋼鉄が新工場の建設地に沿海地方を選んだ理由は、地理的立地とアジア

太平洋諸国への近さだ。工場建設への投資金額は15億ユーロ程になる。

### アムール川横断ロープウエー、着工 (インターファクス7月18日)

ロシアと中国の当局が、ブラゴベシチェンスク(ロシア)-黒河(中国)間国際ロープウエー第1号を着工させた。アムール川の両岸の国際ターミナルの基礎にコンクリートを流し込む作業が始まったことを、インターファクス通信の記者が現地から報じている。

着工式はアムール川の中央のバージの上で行われた。そこでは、着工を象徴するスタートボタンが押された後、ロシア側と中国側の建設業者がコンクリートを同時に流し込む様子がテレビ中継された。

企業グループ「レギオン」(投資者)の系列企業、プロジェクトイニシアチブエージェンシーのワレリー・レブコフ社長はインターファクスに対し、このプロジェクトはこれまで同社が取り組んできたものとは全く違う、と語った。「ターミナルを設計したのはオランダのUNStudio社で、ロープウエー本体については、フランスのPomaと提携している。ナショナル・ロープウェイ社が彼らのソリューションに対応する。技術的には単純なプロジェクトで、川を渡るロープウエーは存在する。ここの特徴は、それが国境を渡り、両国のシンボルだということだ」とレブコフ氏は述べた。ナショナル・ロープウェイ社は(株)北コーカサスリゾートとフランスのPoma社の合弁だ。

一方、中国の金龍客車の関係者は、「当社は既にロシアと提携経験がある。両国間貨物用ロープウエーを一緒にやった。しかし、このようなプロジェクトは初めてだ。プロジェクトの中国側の費用は3億人民元だ」と述べた。

このプロジェクトはアミューズメント・ショッピングスペースのある4階建てのターミナル駅と4線から成るロープウエー本体を含んでいる。輸送力は1時間当たり457人、1日当たり6000~7000人。2024年までに年間旅客輸送を100万人にする計画だ。

「レギオン」の事業投資金額は35億ルーブルを超える。この全長973メートルのロープウエーは2022年下半期にブラゴベシチェンスク市と黒河市を結ぶとみられて

いる。

## 極東の大統領全権代表部の引越 来年にずれ込む (タス通信6月17日)

極東連邦管区大統領全権代表部がハバロフスクからウラジオストクに引越すのは2020年第1四半期になる。東方経済フォーラム(EEF)の準備作業が膨大であるため、遅れていると、ユーリー・トルトネフ副首相兼極東連邦管区全権代表がマスコミに述べた。

プーチン大統領は2018年12月13日、極東連邦管区を中心都市をハバロフスクからウラジオストクに移す大統領令に署名。12月後半にトルトネフ副首相は、1年以内にウラジオストクに移転することを全権代表部に指示していた。

「もちろん、全権代表部の移転が遅れていることは遺憾だ。すでに予算は拠出されていて、建物の修繕にもいくばくかの資金が必要だ。我々は新しいものは何も購入しない。逆に、ハバロフスクの全権代表部の建物は売却される。つまり、おそらく予算はプラスになるだろう。しかし、膨大な仕事があるため、引越は少し遅れている。状況を改善するよう努める。来年早々にも引越すつもりだ」とトルトネフ副首相は述べた。副首相はさらに、現時点で、ウラジオストクで9月初旬に開催されるEEFの準備とインド代表団の受け入れに係る膨大な準備作業をこなさなければならないことを話した。

東方経済フォーラムは9月4～6日に開催される。プーチン大統領はこれまでに、インドのモディ首相をメインゲストとしてフォーラムに招いている。

## 韓国造船大手 口極東での事業を検討 (インターファクス7月22日)

韓国のSTXグループがロシア極東の造船・船舶修理業界のプロジェクトを推進する可能性を検討していることを、極東・北極圏開発省広報室が伝えている。

ロシア極東でSTXの参加による有望プロジェクトの実施の際の協力について、先週、極東・北極圏開発省のセルゲイ・ティルツェフ第一次官がSTX経営陣と面談

した。同社はロシア極東の、特に造船・船舶修理・関連製造業、物流・運送業への自社資金の投入に前向きだという。

広報資料によるとティルツェフ第一次官は「ロシア極東では現在、投資・起業活動にとって魅力的で競争力のある環境が醸成されている。我々の韓国のパートナーたちが関心を持ってくれてうれしい。我々は、あらゆる問題にそれぞれの有望投資家と個別に取り組んでいくつもりだ」と述べている。

## ウラジオストクに シンクロトロンセンターができる (RIA通信7月25日)

プーチン大統領は、ロシア国内にシンクロトロン及び中性子源を整備する方策に関する大統領令によって、計画の期限を設定した。

公式法務情報サイトで公開された大統領令によって、ロシア政府等は、ガッチナ(レニングラード州)の高中性子束炉PIKをベースにした研究炉を2021年までに5つ、2025年までに20、確実に稼働させることが義務付けられている。

さらに、ウラジオストク市ルースキー島に建設が予定されている設備の設計と、シンクロトロン「ゼレノグラード」の構造ブロックおよびユニットを移設する建物の建設を、2022年までに行わなければならない。また、2024年までに第4.5世代型シンクロトロンが、さらに2025年までにいわゆる核破砕中性子源をベースにしたパルス中性子源がつくられることになっている。そして、クルチャフ研究所のシンクロトロン「KISIクルチャフ」(モスクワ)の設備更新を、2023年までに行わなければならない。

シンクロトロン光とは、物理学、生物学、医学、科学の分野の幅広い基礎・応用研究にとって非常に必要な手段の一つ。その発生装置によって、原子レベルの物質を研究することができる。発電や原子力産業、磁性材料等の資材研究で中性子線は欠かせない。現状で、研究に使われている中性子源は、高中性子束原子炉だ。

ウラジオストク市ルースキー島に建設予定のシンクロトロンセンターは、新しいユニークなバイオ後続品の製造に役立つ。

深海部には高水圧に耐え、再生能力のある甲殻類が生息する。それらの研究は、鉄から自然に近い素材への転換に役立つ。

## FESCOとロシア鉄道子会社 韓国発欧州向けのコンテナ便を開始 (インターファクス7月26日)

ロシア鉄道の子会社(株)RZhDロジスティカとFESCOが、シベリア鉄道による新たな韓国発欧州向けのコンテナ輸送サービスを開始した。

FESCOの発表によると、このプロジェクトは5月末にスタートした急行中継貨物輸送サービス「Trans-Siberian LandBridge」の枠内で実施される。

新ルートの第1便は6月25日に釜山を出発し、海路でウラジオストク商業港社(FESCO傘下、ウラジオストク港最大の荷役会社)に送り、さらにRZhDロジスティカの協力で鉄道でプレスト駅に到着。欧州型ゲージの台車に積み替えられた後、1435キロをポーランドのブジェグ・ドルヌイ鉄道駅まで運ばれた。

## 日本企業 沿海地方でエコ燃料生産を検討 (インターファクス7月29日)

日本のイーレックス(株)が沿海地方を訪問中に同地方政府関係者とブリケット(人工薪)生産の可能性について協議したことを、極東・北極圏開発省広報室が伝えている。

極東投資誘致・輸出支援エージェンシー投資プロジェクト部のワレリー・スミルノフ上級専門家の談話によると、イーレックスは将来の工場の建設用地を検討しているという。「複雑なプロジェクトだ。ブリケットを生産するために、複数の地域の製材所から出る廃棄物を利用する計画だ。物流を計算し、どこに工場が置かれ、どの沿海地方の企業が日本人投資家のパートナーになりうるかを理解しなければならない」とスミルノフ氏は話している。ブリケットは日本に輸出され、イーレックスが経営する発電所の需要を満たすことになっている。

現在、ロシア国内のエコブリケットの製造に占めるロシア極東地域のシェアは

10.6%、約11万5000トンほどだ。

### 違法森林伐採を上空から監視 沿海地方で本格始動 (EastRussia 8月8日)

沿海地方で、違法な伐採から森林を守るために上空モニタリングシステム「KEDR」が試験体制から通常稼働体制に入る。今月、沿海地方政府は11の営林署用に35基のドローンを購入する。

世界自然保護基金(WWF)アムール支部広報室によれば、違法な森林伐採は常に無秩序で、特に警備されている山林区域、例えば、河川湖沼のそばで発生しているという。

2019年上半年期、沿海地方とハバロフスク地方では、「KEDR」システムを使って、15件の違法伐採の摘発に成功。木材にして1400立方メートル、被害額は4500万ルーブルを超えた。このシステムをロシア極東南部で2年間使った結果、4つの営林署管轄区域で73件の違法伐採が摘発された。これは木材にして5814立方メートル、環境面の損害額は7億3400万ルーブルだった。

### コスト増のマツダ・ソラーズ 2018年純利益、前年の26%に (Interfax 8月8日)

マツダ(日本)とソラーズ(ロシア)の合弁企業 MAZDA SOLLERS Manufacturing Rus (MSMR) が2018年を総括した結果、ロシア会計基準に則した純利益は1億6062万5000ルーブル、2017年の26%強だったことが、SPARK -インターファクスシステムに掲載された同社の報告書に記されている。

2018年の売上は46%上昇して404億6000万ルーブルだった。同時に、製造原価が37%上昇、売り上げを上回る422億7900万ルーブルになった。その結果、MSMRは総損失18億1800万ルーブルを出した(2017年の59%弱)。

営業費は2017年の41億100万ルーブルから2018年の63億4400万ルーブルに拡大。一方2018年に同社は88億600万ルーブルの雑収益を上げ(4%増)、その結果、税引き前利益を出すことができた。

### インドの5州の企業関係者 EEF に先立ち口極東を訪問 (EastRussia 8月8日)

ウラジオストクで9月4~6日に開かれる第5回東方経済フォーラム(EEF)に先立ち、インドのピューシュ・ゴヤル商工大臣を団長とするインド代表団が、ロシア極東を訪れる。このビジネスミッションの枠内で8月12日に極東連邦大学キャンパス内で全体会議が行われる。

EEF 主催者側の発表によると、ロシア極東各地の首長によるロシア・インド協力有望分野に関する発表が予定されている。取り上げられるのはカムチャツカの石炭産業、サハリンの石油ガス分野のプロジェクト、アムール州の農業ポテンシャル、ハバロフスク地方の製材業界のプロジェクト、サハ共和国(ヤクーチア)とのダイヤモンド産業での協力、プリャートとの観光産業の振興だ。

協議を総括し、極東連邦管区各地とインド各州の間で提携覚書の署名が予定されている。さらに、ロシアとインドの経済界、行政の代表者が出席し、業界ごとのセッションが行われる。非公開の会合も予定されており、そこでは投資家たちがロシア極東で共同プロジェクトの推進するための協力やチャンスについて詳細に話し合うことができる。

今年はインドがEEFのメインゲスト国だ。フォーラムのビジネスプログラムの枠内で、両国の有力経営者、起業家が出席するビジネス対話「ロシア-インド」が予定されている。

### 中国政府系企業、カムチャツカに 1000億ルーブルを投資か (EastRussia 8月13日)

中国の建設大手 China Machinery Industry Construction Group Inc (中国機械工業建設集团有限公司: SINOCONST) が、最大で1000億ルーブルをカムチャツカのインフラ施設建設に投じる意向であることを発表した。SINOCONST 側はカムチャツカの投資面での魅力の大きさと、この地方の大規模開発についてコメントした。カムチャツカ開発公社の広報発表によると、目下、カムチャツカの投資プロジェクトへの中国側の参入

を具体化する文書の作成が進められている。

中国の政府系の SINOCONST は、ロシアなど国外のインフラ施設建設に積極的に投資している。今年6月には第4回中国・ロシア博覧会のなかで、SINOCONST がカムチャツカ開発公社と戦略協定書に署名している。協定書はカムチャツカの経済・社会に中国資本を誘致するための両社の幅広い提携分野を定めている。

### インド企業、沿海地方に 第2のダイヤモンド研磨工房建設へ (EastRussia 8月13日)

インドの M.Suresh 社が沿海地方でカットダイヤモンド生産プロジェクトをスタートさせる。これは沿海地方のこの業界で2つ目の企業になる。

極東・北極圏開発省の発表によると、カットダイヤモンド工場の操業開始と生産量の段階的な拡大は今後直近の1年半に予定されている。計画されている投資金額は470万ドル。この工房では200人分の雇用が創出される。さらに、投資家側はロシアのニッチのジュエリー製品の開発も予定している。ウラジオストク市内にダイヤモンド研磨工房が最初にできたのは2017年9月。工房を開いたのは KGK (宝石研磨、ジュエリー)だ。

### 観光産業振興の作業部会設置 中口が合意

(インターファクス8月14日)

ロシア連邦観光庁と中国の文化観光部が観光サービスの質的向上を図るための作業部会(WG)を設置することで合意したことを、ロシア観光庁のアレクセイ・コニュシコフ副長官が発表した。

「我々はWGの設置について合意した。WGは観光産業発展プロセス調整の一環であり、関係各所がこの機構に組み入れられるだろう。このWGの活動は提供されるサービスの質と安全性を確保するための重要なメカニズムだ。これは本日我々が署名した合意のうちの一つだ」と、コニュシコフ副長官は14日、中口人的交流委員会観光分野協力小委員会の第16回会合をマスコミに向けて総括し、「我々はWG

の主な課題、WG 設置プロセスの開始について話し合っている」と補足した。コンシコフ副長官によれば、小委員会会合では、両省庁の1年間の共同活動成果についても協議されたという。

今回、中国代表団を主導したのは中国文化観光部の張旭副部長で、マスコミに対し、観光産業市場の規制問題についても会合で話し合われたことを語った。「今日の会議で、我々は、前回会議後の活動について話し合い、来年我々組織に課されている新しい課題について意見を交換した。例えば、ビザ発給制度の簡素化、観光産業市場の規制について話し合われた。小委員会の次の会合は中国で行われる」と張旭副部長は述べた。

報道によると、ウラジオストクで14日、中ロ人的交流委員会観光産業分野協力小委員会の第16回会合が行われた。出席者らは両国間の観光産業・地域観光の分野での協力の拡大・強化、2000年2月29日付ビザ無しグループ観光に関する中ロ政府間協定の実現、新しい協定の署名の準備、観光サービスの品質と安全性の向上、両国市場での観光商品の共同普及について協議した。

## 世界初の浮体式原発 ベーリング海に出航 (RIA 8月24日)

世界初の浮体式原子力発電所「アカデミック・ロモノソフ」が砕氷船「ディクソン」と2隻のタグボートに曳航され、チュクチ自治管区に向かうべくベーリング海に出たことを、連邦海上・河川輸送局（ロスモルレチフロタ）広報室が発表した。出航式典が23日に行われた。

ムルマンスクのアトムフロト基地を23日に出発した「アカデミック・ロモノソフ」はフィヨルドのクラ湾沿い50キロを走破し、テリベルスキー灯台を通り過ぎ、キルディン島突端の北へ、北東に進路をとったことが、広報資料に記されている。

浮体式原発「アカデミック・ロモノソフ」（設計番号20870）は可動式小型電源シリーズの最初の製品だ。「アカデミック・ロモノソフ」はロシアの原子力船技術をベースにした新しい電源だ。それは、ユニークな非自律型可動式小型電源のプロジェクトだ。

この電源は北極圏およびロシア極東での運転を目的としている。その目的は遠隔地の工場や港湾都市、海上のガス・石油掘削プラットフォームに電力を供給することだ。

「アカデミック・ロモノソフ」は全長約140メートル、幅30メートル、排水量2万トン強。耐用年数は40年。この浮体式原発は、約70名の作業員の配置を想定しており、職員用の船室や食堂、スポーツ施設がある。

## ロシア政府 大陸棚への民間企業参入を認めるか (RIA 8月26日)

ロシアのドミトリー・コザク副首相とユーリー・トルトネフ副首相が、北極海の大陸棚の開発への民間投資家の参入を認める法案の作成を決定したことを、極東・北極圏開発省のアレクサンドル・クルチコフ次官が報道陣に発表した。「コザク、トルトネフ両副首相が、3名の大臣を交えて政府内の会議を開いた。北極海の大陸棚開発への民間投資家の参入を認める法律の起案が決まった。我々がこの法案を作成する」とクルチコフ次官は述べた。

コザク副首相付のイリヤ・ジュス報道官はRIA 通信に対し、この決定を認めた。「会議の結果に従い、大陸棚進出に関する法案を作成する指示が下された」とジュス報道官は述べた。

現在、ロシアの法律は大陸棚での活動への民間企業の参入を制限している。この権利を有しているのは、事実上、政府系のロスネフチとガスプロムだけだ。民間企業を大陸棚開発に参入させる必要性については、ルクオイルのワギト・アレクペロフ社長が再三発言してきた。北極海の大陸棚にはノヴァテックも積極的で、ガスプロム・ネフチ（株式の95.68%をガスプロムが保有）と提携の可能性を検討している。

天然資源・環境省は2015年、大陸棚での民間企業の活動の許可に関する法案を策定した。しかし、法律の規制がすべて撤廃されたわけではない。今年8月にはトルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表がテレビ局「ロシア24」のインタビューで、ノルウェーモデル（政府系企業と事業主体とのコンソーシアム）による外

国人投資家やロシアの民間投資家の北極海大陸棚開発の許可に関する自らの提言について語っている。

## ■中国東北

### 瀋陽、自由貿易協定総合サービス プラットフォーム稼働 (遼寧日報7月1日)

6月30日、中国国際貿易促進委員会（中国貿促会）瀋陽市支部によれば、経済のグローバル化の新たな情勢に対応し、企業の海外市場開拓への支援のため、瀋陽市は7月1日から輸出入企業向けの自由貿易協定（FTA）総合サービスプラットフォームの運営を正式に開始する。

近年、瀋陽市は企業による原産地証明書（自己印刷や郵便サービスなどの「ゼロ外出」新サービスを相次いで打ち出したうえで、瀋陽市企業自由貿易協定（FTA）総合サービスプラットフォームの運営を開始し、それを通じて国際経済・貿易の情報を即時に企業に提供し、自由貿易協定の政策を推進し、企業による海外市場のさらなる開拓を支援する。

このプラットフォームはFTA 原産地証明書発行プラットフォーム、FTA 政策宣伝プラットフォーム、FTA 経済・貿易情報データ共有プラットフォーム、経済・貿易予測情報プラットフォームの4つのサブ・プラットフォームを設けている。そのうち、FTA 原産地証明書発行プラットフォームは、中国貿促会に認められた13種類の優待原産地証明書の発行サービスを開始すると同時に、プロジェクトの紹介や申請手順案内などのサービスを提供する。FTA 政策宣伝プラットフォームは、FTA 政策に関するニュースや中国と相手国が締結したFTA 協定書の中国語・英語バージョンなどの情報を提供する。FTA 経済・貿易情報データ共有プラットフォームは、企業側にFTA、海外買付、重要な経済・貿易事業に関する情報を不定期に送信する。経済・貿易予測情報プラットフォームは、企業側のために国際経済・貿易の最新動向および自由貿易協定締結国・地域の経済・貿易政策内容を収集する。

## 遼寧省企業、中博会で 2000万円を超える合意文書に調印 (遼寧日報7月4日)

先頃、第16回中国国際中小企業博覧会(中博会、広州市)が閉幕した。遼寧省企業は中博会で関係企業と20余りの受注契約書を交わし、10余りの協力合意書を締結し、総額が2000万円を上回った。

今回の中博会に参加した26社は「專精特新」(專業化・高精度化・特有的・斬新的企業)原則に基づき、省内63社の候補企業の中から選ばれた市場潜在力と業界牽引力をもつ優秀な企業だ。ただし、新製品を開発するこれらの企業は規模が小さいため、注目度の向上と市場の開拓を急務としている。今回の中博会は45会場にわたり関連フォーラム・イベントが開催され、遼寧省代表団は主に「專精特新」テーマ展、「專精特新」新製品発表会、製品マッチング会などに参加した。

## 吉林援疆観光専用列車「吉泰号」 まもなく運行開始 (吉林日報7月5日)

7月4日午前、吉林援疆(新疆ウイグル自治区援助)観光専用列車の記者会見が行われ、今年、省内の観光客を対象に観光専用列車「吉泰号」を2回運行するとともに、旅行期間を短縮したい観光客に対しては「吉泰号」吉林援疆観光専用航空機50便を運航する計画を発表した。

今回の吉林援疆観光専用列車はアルタイが最も美しい夏季と秋季に運行する予定。第1便は8月初め、第2便は9月初めに運行が予定されている。航空便は7月中旬から10月中旬まで運航する予定で、毎週ツアーが組まれる。列車は長春始発で、寧夏回族自治区の沙坡頭、高廟、黄河宮、青海、甘肅省の敦煌莫高窟、鳴沙山、月牙泉、新疆ウイグル自治区の塔城沙湾、安集海大峡谷、天山画廊、トルファン、ウルムチ、天山天池、大巴扎などの有名な景勝地を経由し、最後にアルタイ地域に到着。全行程16~17日間となる。

吉林援疆専用列車運行と航空便運航は、国家の「シルクロード経済帯核心区

建設を速めること」および観光による新疆ウイグル自治区振興戦略を着実に実施し、アルタイ地域の自然資源を利用して、現地の観光産業の健全な発展とレベルアップ政策を推進し、吉林・新疆両者の友情の連帯を強化する。

## 北京・ハルビン高速鉄道 ハルビン-承德間、10日開通へ (黒龍江日報7月5日)

中国鉄道の夏ダイヤの改正が実施されることに伴い、北京-ハルビン(京哈)高速鉄道の沿線に新たな路線が設けられ、ハルビン-承德(河北省)間の高速鉄道がまもなく開通し、「氷城」(ハルビン)から「避暑山荘」(承德)までの1000キロ余りが、わずか4時間42分で結ばれることになる。新設の京哈高速鉄道を走る列車はハルビンから出発し、途中で長春西、瀋陽北、阜新、承德などの駅を経て北京市内に入り、密雲西、懷柔南、順義西を経て、最終的に北京市朝陽区にある星火駅に到着、最高時速は350キロに達する見込みだ。

関係筋によると、ハルビン西駅-承德南駅のG3802号高速鉄道列車は今年10日から運行を開始し、朝6時27分にハルビン西駅を出発し、長春西駅、四平東駅、瀋陽北駅、新民北駅、阜新駅、北票駅、朝陽駅を経て11時09分に終点の承德南駅に到着する。所要時間は4時間42分。ハルビンと瀋陽間はハルビン-大連高速鉄道を走行し、瀋陽と承德間は新設の京哈高速鉄道を走行する。これまでは瀋陽で乗り換える必要があった。ハルビン-承德間の高速鉄道の開通にともない、京哈高速鉄道への期待がますます高まっている。

## 黒河市と黒龍江省交通投資グループ 協力枠組協定締結 (黒龍江日報7月11日)

7月10日、黒河市と黒龍江省交通投資グループがプロジェクト協力会談を行い、戦略協力枠組協定を交わし、都市機能の最適化とグレードアップ、双方向の産業発展、越境協力を共に促進していくこととなった。

黒河市は黒龍江(アムール川)を挟ん

でロシア・ブラゴベシチェンスク市に面しており、地理的な優位性により発展の潜在力が非常に大きい。今回の戦略協力協定の締結は、国家のインフラ投資における弱点補強政策を推進するチャンスにつながり、国有資本運営プラットフォームの十分な利用、正確で効果的な投資の実施、黒河市の「一帯一路」共同建設への参与の促進、対ロシアの全方位交流・協力の深化、産業のモデルチェンジとグレードアップの推進、高質な発展の促進などにプラスとなるだろう。とりわけ、黒龍江道路大橋と橋頭区の建設と開発を加速させることは、黒河市の「地理的な意味での大ルート」から「経済貿易における大ルート」への転換およびロシアへの開放・協力拠点の構築を押し進める。

協力協定によれば、黒龍江省交通投資グループは投資・融資や市場化運営などの面での優位性を発揮し、黒河市の地理的位置・資源・相互補完的な関係を構築するための協力事業を展開し、黒河市の発展に計画と設計・投資と融資・建設運営一体化に関する企画案を提出する。省交通投資グループは今後3年間で黒龍江省内のインフラ建設のために200億元を投資する予定で、黒河市を最初の投資先とする。両者は合弁経営・投資と資源転換・特許経営・債券発行・PPP(パブリックプライベートパートナーシップ)などの手段を通じて交通インフラ施設の建設と運営、越境物流サービス、交通と観光の融合、鉱産資源開発、都市改造と観光施設建設、スマート交通とスマート園區などの面で協力していく。現在、両者は具体的な協力プロジェクトの企画と実施を検討している。

## 大連税関で初 高級認証企業が保証金免除申請 (遼寧日報7月16日)

先頃、天津泰達阿爾卑斯物流有限公司大連支社の劉昕事務主任が大連周水子空港税関に特別な信用保証状を提出し、5分で手続きを終えることができた。劉主任によれば「弊社はTDK大連電子有限公司の代理で、この会社は大連のAEO認証企業なので、保証状にはいかなる保証金も必要なく、すぐに処理してもらえる」という。

AEO (Authorized Economic Operator) 企業は、税関が信用状況、遵法の有無や安全管理が良好かどうかなど鑑みて認証を行い、認証企業には優先的に通関の便宜が与えられる。今年6月、大連税関は高級認証企業に対して保証金なしを実施する試験地点となり、管轄区内の高級認証企業は通関中保証金の納付の必要がなく、すぐに通関できるようになった。

同大連支社の責任者によれば、「昨年、TDK 大連電子有限公司はパッケージ製品の輸入で申告書200枚余り提出し、その保証金は130万元以上だったが、今年はその130万円すべてを節約できるようになった」という。

### ハルビンーベトナム・ダナン線開通 (黒龍江日報7月18日)

先頃、ハルビンーベトナム・ダナン線が正式に就航した。東南アジアに興味をもつ黒龍江省省内の観光客に行き先の選択肢をより多く提供し、両者の経済貿易交流の促進と観光業の発展に積極的な役割を果たすことになる。

同便はベトナムのベトジェットエアが毎週金曜の週1便運航し、機種は A320/321 で、便名は VJ8102/03、15:35にダナンを離陸し、21:50にハルビンに到着する。ハルビンからは23:30に離陸し、翌日04:25にダナンに到着する(すべて現地時間)。これで、ハルビン空港に就航している国際線は19本になった。

ダナンはベトナム第4の都市で、国内でもっとも美しいビーチを有し、「東方のハワイ」として知られている。

### 第8回中ロモ美食文化祭 ウランチャブで開幕 (内モンゴル日報7月21日)

7月20日、「北京郊外の草原で存分に遊び、『中ロモ』美食を堪能する」をテーマに第8回中ロモ美食文化祭および第3回中国ウランチャブ美食文化祭が開幕した。

今回の美食文化祭はメイン会場とサブ会場に分かれて行われている。メイン会場は集寧区集寧路吃街吉祥広場で20日に開幕し、10日間行われる。今回の美食

祭は開幕式のほかに、「一帯一路」国際宴席美食フェア、「世界ジャガイモ料理」コンテスト、「おいしいウランチャブ」名物フェア、第4回世界羊料理コンテスト、ヨウ麺(竹状の麺)づくりコンテストを含む美食フェア・料理コンテストが行われ、観光産業と有機食材ビジネス誘致のPR活動を展開し、中国ウランチャブ国際飲食・観光文化フォーラムも開催される。

開幕式では、「内モンゴルの味・ウランチャブの味を探す」というイベントを催し、豊鎮月餅、卓資鳥の燻製焼き、ヨウ麺全席、羊肉の醤油煮などを含む10品のウランチャブ伝統料理を発表した。中国食品工業協会はウランチャブ市に「中国ヨーグルトの都」の認定書と楯を授与し、世界ギネス記録認定員は「ジャガイモを同時に料理する最大人数」と「ウランチャブ食材56品を使った最大の鍋」という2つのギネス記録を発表し、認定証書をウランチャブ市側に渡した。

### ロシアなど7カ国アカデミー専門家 遼寧省の「一帯一路」に協力 (遼寧日報7月23日)

遼寧省科学技術庁、鉄嶺市政府共催の「2019『一帯一路』遼寧(鉄嶺)科学技術イノベーション協力週間」が鉄嶺市凡河新城で7月22日に始まった。ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン、ジョージア、キルギスタン、リトアニアなど7カ国のアカデミーの専門家による設備製造・新材料・電子情報・省エネ環境保護などの最新の科学技術成果100件余りを集め、協力を通じて科学技術イノベーション、ハイレベル人材の誘致、産業能力協力、経済貿易などの分野で遼寧省および鉄嶺市が「一帯一路」建設に一層深く参入していくことを目的としている。

当日、鉄嶺市政府とロシア科学院シベリア支部とが科学技術協力協定を結んだ。遼寧工程職業学院・鉄嶺衛生職業学院・鉄嶺示範高等専門学校とベラルーシ国立工業大学・ベラルーシ国家医学院の間で協力覚書が交わされ、共同の学校創設、教育資源の交流育成、産学共同研究による新プロジェクトの展開などで協力の方向性が確認された。また、当地の2者と外国のアカデミー会員の協力による「海外ア

カデミー会員イノベーションセンター」が同日、開設された。

本事業の組織委員会では全省37社から67件の協力プロジェクトを受け付け、そのうち鉄嶺市は27件、内容は新材料、溶接、合金、冶金、設備製造、環境保護、教育、医学などにわたっている。

### 牡丹江 北東アジア最大の野菜輸出基地へ (黒龍江日報7月25日)

近年、牡丹江市では基地・加工・市場の3つのルートを並行して強化し、北東アジア地域最大の野菜輸出基地を構築すべく努力しており、輸出量と輸出額が飛躍的に発展している。最新の統計データによれば、今年上半期、牡丹江市がロシア、韓国、日本、ASEANなどの国・地域に輸出した野菜など農産品は12.2万トンに上り、全省の78.16%を占めた。輸出額は6.93億元で、全省の76.77%となった。

耕地が比較的少ない中で、自然条件が野菜栽培に比較的向いていることにより、牡丹江市の農民は野菜を栽培してきた長い歴史がある。ここ数年、牡丹江市は「一江二河(牡丹江、海浪河、珠爾多河)」という地理的条件における野菜産業経済帯に依拠し、野菜栽培基地を広範に建設している。品質改良し、鮮度保存期間が長く、輸出版売に適した品種の野菜を重点的に発展させ、同時に農産品の質の安全性を追跡できるシステムを確立した。

野菜栽培基地の建設だけでなく、加工企業も支援し、栽培から加工までの産業チェーンを確立している。ブランドの確立、急冷・塩漬け・乾物など野菜の加工プロジェクトも進め、加工能力と製品の付加価値の向上を目指している。昨年末までに、牡丹江市の加工企業は13社に達し、64万トンの加工実績と23億元の生産額を達成した。最近、さらに康師傅の高地寒冷地野菜加工、南北青果の冷凍・冷蔵チェーン、龍稷ジャガイモ澱粉加工など5億元以上の付加価値加工プロジェクトも新たに誘致した。

また、越境物流の高速ルート建設も牡丹江市の野菜輸出に利便性をもたらしている。牡丹江市はユーラシア交通物流に

における中心的な位置という有利な条件を生かし、道路と海上輸送、鉄道と海上輸送、道路と航空輸送など多様な輸送方式による国内外の両方を見据えた集散輸送ネットワークで、総合型・貯蔵型・輸送型の物流企業を育成している。

## 中口天然ガス東部パイプライン

### 中口の鋼管連結成功

(黒龍江日報7月27日)

黒龍江省黒河市の関係部署によれば、先頃、中口天然ガス東部パイプライン工事の北部(黒河-長嶺)の最後の溶接が完了し、中国側とロシア側の鋼管の連結に成功した。

このパイプラインは黒河から吉林省・長嶺まで全長728キロメートルに及ぶ。6万カ所の溶接口に不具合が生じないように、すべての場所において100%自動で溶接する技術が使われている。プロジェクトを担当する伍迅經理によれば、この溶接完成後1カ月余りで、黒河ステーションでは基本的にガスの注入条件が整う。黒河ステーションは9月30日までに完成する見込みで、完成と同時に試験が開始される。

中国側のパイプラインは中口国境都市の黒河から始まり、終点の上海まで3371キロメートルに達する。工事は2015年6月に始まり、2024年までに全線でガスが開通する予定。パイプラインのロシア部分は2014年9月から建設が開始され、全長約4000キロになる。

## 包満鉄道

### レール敷設工事が最終段階へ

(内モンゴル日報8月5日)

8月4日、長さ500メートルの鋼製レールが満都拉口岸に到着したことにより、満都拉口岸国際鉄道中国側の最北区間にあたる包満(包頭-満都拉)鉄道のレール敷設工事が最終段階に入った。

満都拉口岸国際鉄道は、「一帯一路」イニシアチブの恩恵を受け、満都拉口岸の地理的優位性を十分に発揮し、互聯互通(相互連携・相互連結)を促進する中モ欧越境鉄道輸送ルートだ。このプロジェクトは国内区間と国外区間に分けられ、国内区間は包満鉄道3期(巴音花-満都拉)で、国外区間はモンゴルのハン

ギとズーンバヤンを結ぶ。

中国鉄道総公司第14局が請け負った満都拉口岸国際鉄道国内区間は包満鉄道の最北区間(南区間の包頭-バヤンオボー間とバヤンオボー-巴音花間の鉄道はすでに開通)と重なり、全長26.133キロメートル、全部で3つの駅を設置し、設計時速120キロメートル。満都拉駅が中モ国境線まで10キロメートルしか離れていないため、この工事は満都拉口岸国際鉄道国内区間の中で最も重要だと言われている。

包満鉄道は「五縦五横」鉄道網の重要な構成部分だ。工事が完了すれば、満都拉駅から出発して西はウランバートルを経てアムステルダム港に直通し、南は包頭を通過して天津や広州に至る。今後、満都拉駅は中国とモンゴルやヨーロッパを結ぶ重要な拠点となり、中モ両国の経済・文化交流にとっても重要な意味を持つだろう。

## 遼陽石油化学ロシア原油プロジェクト スマート制御システムによる

### 設備点検が完了

(遼寧日報8月7日)

8月5日、中国石油遼陽石油化学会社のロシア原油プロジェクトにおける11の生産設備が初めての点検を終え、全過程でスマート制御システムの供用が継続されることになった。設備は安全かつ快速、エコでの稼働を実現した。

スマート制御システムは石油化学企業の「安・穩・長・満・優(安全で安定した)」の生産を担保する。11の新生産設備は昨年9月に工事が開始され、初めて全過程で伝統的なPID制御からスマート制御システムが採用されることになった。遼陽石油化学は石油精製新設備の工事を進めていく中で、国内で初めてスマート制御の適用に成功した。

今年、遼陽石油化学は3年に1回の大型点検を迎えた。ロシア原油プロジェクトの11生産設備は、大型点検により生産における弱点や弊害、漏れなどを解決する。設備停止中、11設備は先進的なスマート化した工事停止の手順を踏み、システムをさらに安定させ、操作を便利にした。

点検を経て、ロシア原油プロジェクトは再

び全過程でスマート制御システムを稼働し、11の生産設備の稼働が成功し、スマート制御率が98%以上に達したことで、工事停止期間が短縮し、高いレベルでの企業の発展を推進している。

## 大連口岸電子融資プラットフォーム オンライン

(遼寧日報8月9日)

8月7日9時ごろ、大連九鼎国際物流公司は大連口岸電子融資プラットフォームを通じて、上海新海豊コンテナ運輸公司に輸入貨物の引き換え申請を提出し、オンラインでの簡単な処理を開始した。3時間後、すべての輸入貨物の引き取り手続きを終え、大窯湾のコンテナ埠頭から出航した。会社の従業員は興奮気味に「このプラットフォームのおかげで、貨物引き取り手続きの時間が大幅に短縮した。以前は早くても1日かかっていたのが、いまは3時間で可能だ」と語った。

遼寧港湾グループは積極的に大連の口岸電子融資プラットフォームの建設を支援し、傘下のDPN(大連口岸物流ネットワーク)とDCT(大連コンテナ埠頭有限公司)が今年2月に共同でプロジェクトの開発を開始し、7月1日にプラットフォームは試行段階に入った。このプラットフォームのオンラインでの稼働は大連口岸の輸入貨物引き取り業務のすべての流れを電子化し、遼寧港湾グループのスマート港湾建設をステップアップさせた。

口岸電子融資プラットフォームを通じ、ユーザーである企業はオンラインで貨物引き取りの申請、電子決済、輸送チームの指定、デジタルによる埠頭費用の精算などの処理ができ、数時間のうちに輸入品の引取り手続きを終えることができ、大幅に時間と手続が短縮され、貨物の流通を速め、口岸サービス機能向上を積極的に推進している。

## 東寧中口文化節開幕

(黒龍江日報8月10日)

8月9日、中国・東寧2019年中口文化節とクロム透輝石の取引会が盛大に開幕し、多くの国内外の観光客が国境都市の東寧市で中口の文化や情緒に引き付けられた。

今回の東寧中ロ文化節およびクロム透輝石取引会の会期は4日間で、中ロ文化交流・クロム透輝石取引会・民俗体育・文化観光の4つのゾーンに分けられた。主に取引されたのはロシアのクロム透輝石（シベリア緑柱石）で、ロシアの白玉・碧玉・蜜蠟琥珀などもあった。開幕式当日、宝石3万点あまり、およそ18トンが出展された。その他ロシアの油絵や中国の書画や写真作品などが400点余り展示された。

会期中、東寧第5回市民節、東寧宝玉石産業フォーラム、東寧市第2回民族運動会など多くの多彩な文化交流イベントが同時開催された。

こうした機会を利用して、東寧市はロシア沿海地方ミハイロフカ地区、オクチャープリスキー地区の代表団とカムチャツカ州エリゾヴォ市代表団と会談を行った。ミハイロフカ地区とエリゾヴォ市とは農業の推進、鉱山の採掘、観光業などの分野の発展についての枠組協定に調印し、オクチャープリスキー地区とは東寧-ボクロフスカ越境協力区の建設を共同で推進することについて、詳細な協力協定と計画を制定した。

近年、東寧市では口岸と地理的な位置の優位性を発揮して、黒龍江省宝玉石産業基地として定められた。また、省委委員会の宣伝部から黒龍江省文化産業試験園区の名前を授けられた。現在、東寧宝玉石城にはすでに50社余りの企業が入り、累計で原料1200トン余りが取引されている。

#### 第4回中国起業イノベーション博覧会 ウランチャブ市で開幕 (内モンゴル日報8月13日)

8月12日、第4回中国起業イノベーション博覧会がウランチャブ市で盛大に開幕した。全国の5G 関連分野の政府責任者、中国科学院と中国工程院の院士（国家が定めた最高レベルの学者への称号）、トップクラスの専門家、著名な企業家など1000名余りの来賓、企業300社が美しいウランチャブに集まり、起業イノベーションの大計画を検討し、新しい成果を検証した。

会期5日を予定しているこの博覧会では5G アプリケーションイノベーションサミット及

び協力マッチング会、第4回中国起業イノベーション博覧会記者会見及び協力マッチング会、スマート文化観光健康サミット、スマートトレーサビリティと物流サミット、中国の新常態におけるドローン発展サミット、2019「草原デジタルバレー」ビッグデータ安全サミット、「一帯一路及びユーラシア連合国際本部経済フォーラム」の7サミットが開催される。また、5G イノベーションアプリケーションショールーム、「大衆が創業（起業）し、すべての人が革新（イノベーション）する（双创）」博覧会の成果のデモルーム、スマート文化観光健康のショールーム、内モンゴル双创成果ショールームなど4つのショールームがつくられた。さらに、5G の新メディアアプリイノベーション大会である WVA（世界バーチャルリアリティデジタル競技大会）のウランチャブ招待試合、5G スマート体験館の開館、ドローンのデモや5G+ 自動運転接続などのイベントも準備されている。

中国起業イノベーション博覧会は新華ネット主催で、ウランチャブ市政府と新華ネット内モンゴル支社が運営する。2016年の第1回の成功を経て、国内外の科学技術イノベーションの理念の集積、「双创」の新しいモデルの交流、科学技術製品の展示、人材への注目、イノベーションプロジェクトの実用化の促進などのプラットフォームとなってきている。

#### 遼寧省と韓国・忠清南道 瀋陽で投資プロモーション開催 (遼寧日報8月21日)

8月20日、遼寧省と韓国の忠清南道（チュンチョンナムド）が瀋陽で双方向の投資プロモーションを開催した。唐一軍・省委委員副書記兼省長が韓国・忠清南道の梁承晃（ヤン・スンファン）知事を代表とする一行と面会した。

唐一軍副書記らは韓国代表団一行の遼寧省訪問を歓迎し、プロモーションの成功を祝した。遼寧では習近平主席が視察した時に行なわれた東北振興を推進する座談会での重要な講話の精神を実行しているところで、市場化改革を進め、ハイレベルな開放を行って、全面的かつ全方位的な振興を進めている。韓国の地方政府とも長期的かつ広範囲で深い協力関

係を確立することを重視しており、今回の代表団の訪問を機に、両国の指導者のコンセンサスを確立し、積極的にスマート製造、文化観光、科学技術教育などの分野で協力を強化し、新しい協力の道を探って、交流協力のメカニズムを確立・健全化し、協議した事項を一つ一つ着実に実行して、新しい局面を切り開くことを望んでおり、地方間の友好関係を進めることにより、中韓関係を安定的に発展させていくつもりだ。

梁承晃知事も遼寧の発展の成果を賞賛し、双方がそれぞれの優位性を生かして、相互理解を進め、経済貿易交流を強化して、文化・観光・製造業・農漁業の分野で協力をを行い、活発な民間交流によって双方がともに繁榮・発展していきたいと述べた。

#### 中ロ天然ガスパイプライン東線 電気供給工事竣工 (黒龍江日報8月23日)

黒龍江省電力公司によれば、黒河愛輝220キロボルト（kV）錦江変電所・110kV 錦石甲乙ライン間拡張工事の検査が順調に終了し、中ロ天然ガスパイプライン東線の外部附帯工事が竣工し、送電の条件が整った。これにより、年末にはガスの供用が始まり、確かな電力供給が保証される。

この工事は省電力公司が引き受けた黒龍江省の百大重点工事の一つで、黒河220kV 錦江変電所・110kV 錦石甲乙ライン間の拡張だけでなく、錦江変電所から中ロ天然ガスパイプライン東線の黒河第一ステーション110kV の間26.7キロメートルの送電鉄塔105基も新設した。

#### 第12回中国東北アジア博覧会開幕 第10回東北アジア協力ハイレベル フォーラム開催 (吉林日報8月24日)

8月23日、第12回中国東北アジア博覧会の開幕式と第10回東北アジア協力ハイレベルフォーラムが長春で盛大に開催された。習近平国家主席が大会に祝辞を寄せた。

習近平主席は東北アジアが世界の発展の中でも最も活力のある地域の一つで

あり、共に「一帯一路」を建設することにより、地域協力の拡大と深化のために新しいエネルギーを注入することになると述べた。また、現在、東北アジアの地域協力強化するための有利な条件が蓄積され、今回の博覧会が「相互信頼と協力を進め、北東アジアの美しい未来を切り開く」をテーマにしていることは、それぞれが地域の繁栄と発展を実現させようという一致した願いを反映しているとした。今後、各国の政府、組織や企業代表がこのすばらしいプラットフォームを利用し、共通認識を増やし、協力を進め、成果を広げ、共に東北アジアの新しい未来をつくることを願うと強調した。祝辞は胡春華・中国共産党中央政治局委員兼国務院副総理が代読した。

開幕式には、東北アジア各国、その他の国・地域の政府要人、関係部署、各省（区・市）や重点都市の関係指導者、国際金融や投資機関、世界500強の多国籍企業、国有企業500強と有名な民間企業、海外の実業界代表、国内外の学識者、吉林省の関係指導者などが出席した。

### 中韓産業園長春浄月双創基地に 韓国経営革新中小企業協会事務所 開所 (吉林日報8月26日)

8月24日、長春の中韓産業園長春浄月双創基地において、韓国経営革新中小企業協会の事務所の開所式が行なわれた。

中韓産業園は2007年に成立し、中韓間の産業協力の発展を促進するために努力を重ね、業績を上げてきた。中韓産業園では浄月双創基地に中韓産業園検査認証センターとハイエンド環境保護産業融合研究開発センター、安全食品産業融合研究開発センター、ファッションデザイン研究開発センターなどの組織を続けて設立する予定だ。中韓両国で国際協力を展開する中小企業にさらに多くの援助を提供することを目的としている。

韓国経営革新中小企業協会は韓国の代表的な経済団体で、2010年に本部が設立されてから10年目となる。協会メンバーは国際的な革新評価の基準によって

政府の認証を獲得した技術革新型の中小企業で、現在1万7千社余り、7つの連合会と94の支部によって組織されている。今回の事務所の設立は韓国の中小企業の海外における起業、国際進出への幕開けとなり、東北アジア経済の飛躍的な発展促進のための推進役となるだろう。

## ■モンゴル

### モンゴルが生体家畜の輸出を禁止 (Asia Russia Daily 7月4日)

過去に採択された生体家畜輸出に関する決議が取り消されたことを、モンゴル政府広報室が発表した。

モンゴル政府は、生体家畜の輸出を禁止し、国内の食肉加工会社の生産力の拡大計画を打ち出した。モンゴル政府広報室が7月4日、このことを発表した。食糧・農牧業・軽工業省のデータによると、2018年モンゴルでは6640万頭余りの家畜が確認されている。同省のウラン大臣によれば、2018年モンゴルの食肉輸出の収益は約1億9000万ドルに達した。

### 新空港－ウランバートル市 高速道路が開通 (MONTSAME 7月5日)

7月5日、モンゴルのフレルスフ首相が、ウランバートル市から新ウランバートル国際空港までの32.2キロの高速道路の開通式に出席した。

この高速道路は2016年着工。新国際空港とウランバートル市を結ぶ。車道の幅は30メートル余り、6車線（3車線×2）、橋梁6本、地下道（歩行者、自動車、動物用）20カ所となっている。

この日、政府系企業 Khushigiin Khundii Airport と Japan Airport Management 社の関係者が新ウランバートル国際空港の経営の事業権契約書に署名した。

### モンゴルに中国の自動車組立工場 (MONTSAME 7月10日)

2018年末の時点でモンゴルは2014年の実績を50%上回る6万4000台あまりの自動車を輸入した。その92%が日本車で、その大部分が中古車だった。その状況は

年々、大気汚染の改善や健康、国民の安全に悪影響を及ぼすようになってきている。

これを受けて7月8日、ウランバートル市近郊のホシグバレー（Khushigiin Khundii）の空港に隣接する新都市建設プロジェクトに取り組んでいる国際プロジェクトチームが、杭州市でモンゴルに乘用车組立工場を建設するプロジェクトでの協力覚書に署名した。

この覚書は、工場への出資と建設、AGT Auto 社の設立、工場の一部の年内稼働、2020年4月を期限に裕隆汽車（台湾）と中国国有自動車メーカー東風汽車集団有限公司との提携による中型クロスオーバー SUV100台の生産開始を見込んでいる。

### ウランバートル新空港エリアで 太陽光発電所が稼働 (MONTSAME 7月16日)

トップ県セルゲレン郡の新ウランバートル国際空港から5キロの場所で、出力16.4メガワットの太陽光発電所が稼働し、クリーン発電が正式に始まった。

この発電所はテヌーンゲレル・コンストラクション（モンゴル）とシャープエネジーソリューション（株）がつくった。この発電所は年間3014万4356キロワット時のクリーン電力を発電するとみられている。

### モンゴルとスペイン 環境保護分野で協力を拡大 (MONTSAME 7月17日)

ハトツェツェグ外務副大臣は17日、ラファエル・デスカッラル駐モンゴルスペイン大使と面会した。

まずデスカッラル大使が、インテルン書店と共同でスペイン語からモンゴル語に翻訳された書籍「スペインの中編・短編小説」の発表会に出席できた喜びを語った。大使はさらに、観光業、持続可能な発展、環境保護の分野のモンゴルとスペインの協力の拡大に貢献する計画や、マドリッドでの外務省間協議の開催、モンゴルの若者のスペイン語学習の機会創出について話した。

ハトツェツェグ外務副大臣は、スペイン大使がこの面談で話した提言や提案に賛同し、二国間協力の拡大強化に尽力する

意向を表明した。

### ウランバートル市と北京市 環境保護で協力 (MONTSAME 7月23日)

モンゴル・中国国交樹立70周年、ウランバートル・北京市友好関係樹立5周年の一環で北京市省エネ環境保全センターの関係者がウランバートルでイベントを行った。

天然資源の節約を可能にする新技術の導入に関する公式会談には、中国側からは同センターの所長を筆頭に中国の官と民の団体の代表者、さらにモンゴル側からはウランバートル市のバットルグ環境保護局長を筆頭に市役所とエネルギー開発センターの関係者が出席した。

モンゴルでの活動の一環で、北京センターはウランバートル中央文化宮殿で市民向けにクリーンテクノロジーとクリーン製品の展示会を行った。

### ウランバートル市長と岡崎市長 交流強化に前向き (MONTSAME 7月29日)

ウランバートル市のアマルサイハン市長は7月26日、愛知県岡崎市の内田康宏市長と面会した。両氏の交流強化を目的とし、双方はアーチェリー選手の交流プログラム、日本語教育プログラム、両国の企業間交流の構築が話題となった。

「岡崎市と中国内モンゴル自治区呼和浩特市の友好関係樹立から今年で30年になる。ウランバートル市も呼和浩特市と姉妹都市だ。よって、3都市の交流を醸成することを提案する」と内田市長は述べた。アマルサイハン市長は内田氏の発案を歓迎し、交流に対する意欲を表明した。

### モンゴルとトルコの国会議長が 意見交換 (MONTSAME 7月29日)

モンゴルのザンダンシャタル国会議長は、7月29日からウランバートルを公式訪問中のトルコのムスタファ・シェンブ国会議長と公式協議を行った。

ザンダンシャタル議長は協議冒頭で、自分の招待に応じてくれたことについてムスタファ議長に謝意を表明し、今回のハイレ

ベルのトルコ代表団の訪問が両国国交樹立50周年の枠内で行われていることを指摘。社会経済、観光、民間航空輸送等の分野での協力の活発化への意欲、並びに政府間交流の拡大・強化に前向きな姿勢を示した。

ザンダンシャタル議長は、トルコ国際協力調整庁(TIKA)がモンゴルで順調に一連のプロジェクトを推進していると述べ、今後もこの協力を継続させる姿勢を表明した。また、トルコ側に対し、両国の協力、貿易経済関係の主要部門である農業、軽工業、観光産業の発展のための支援を要請した。

ムスタファ議長は、二国間の貿易経済関係を数百万ドルの規模にし、トルコ航空の直行便のスケジュールを毎日運航にし、短期間に乗降客数を拡大することに前向きな姿勢を表明。トルコ人投資家たちはモンゴルの農業、農牧業、鉱業、ヘルスケア、エネルギー産業に巨額の投資をする構えだ。

双方はさらに、トルコの最先端技術のモンゴルへの導入、両国の起業家の支援についても意見を交換した。

ムスタファ議長は、急速に拡大するモンゴルとトルコの大学間の交流を受け、モンゴル文部省の協力下でのトルコの奨学金プログラムの継続や、モンゴルでのTIKAの今後の活動の活発化を表明、TIKAがモンゴルで600件余りのプロジェクトを順調に推進していることを強調した。

協議終盤に、双方はトルコのテロ組織FETOに関する情報を交換した。ムスタファ議長はこの問題について、この組織はモンゴルの安全を脅かすもので、この問題の早期解決のために適切な措置を講じるよう注力すべきだと指摘した。

### 環境・観光省 ごみ対策キャンペーンを推進 (MONTSAME 7月5日)

モンゴル環境・観光省は、国民の祝祭「ナードム2019」の枠内で「清潔に祝おう」運動を成功させた。

この運動に引き続き、同省は年末まで「ごみ無しクリーンモンゴル」キャンペーンの推進を決定。この枠内で、「ごみ処理」法の周知など、様々な対策が講じられる。

例えば、ツェレンバト大臣は、100万トゥググ規模の賞金基金をつくり、毎月特定のテーマで県や首都の環境保護・観光機関のコンクールを開催するためのガイドラインを発行した。コンクールひと月日はごみ清掃運動、ふた月日は公共の場でのごみ箱設置運動が告示された。

### 10億ドル規模の特別配当 しかしモンゴルの事業は不振 (MONTSAME 8月7日)

2019年に入って以降、世界の市場で鉄鉱石が65%値上がりした。リオ・テイント社はこの世界の原料市場の好調を受けて10億ドル規模の特別配当を発表した。

コスト上昇と不測の自然環境によるオユトルゴイ地下鉱床の開業期日の延期にもかかわらず、リオ・テイントのCEOは「世界最大規模のプロジェクトの一つであるオユトルゴイ・プロジェクトの評価については心配していない」と語った。

コストが19億ドルに達する可能性と2年半の開業延期の発表は、リオ・テイントの株の急落につながった。また、トロント証券取引所のターコイズ・ヒル・リソースの株価は直近の過去1カ月で50%下落。ニューヨークでは1株1ドルを超えない。

### サインシャンドーアルタンシレー 線路が新たに開通 (MONTSAME 8月15日)

モンゴル開発銀行が工事に融資した新しい鉄道線路「サインシャンドーアルタンシレー」(全26.74km)が開通した。

705億トゥググの資金問題が迅速に解決したことで、工事プロジェクトは8カ月で完了した。ドルノゴビ県アルタンシレー郡内の製油所建設の枠内で、モンゴル開発銀行は鉄道、道路、荷解きターミナル、110KVの変電所などのインフラ工事に融資している。

これらの工事の結果、製油所の着工準備の大部分が終わり、国内重工業の新興基盤ができあがることになる。

### 新しい国立中央競技場 建設用地決定 (MONTSAME 8月15日)

新しい国立中央競技場の建設地が、首

都のハンオール地区に決まった。ブヤント・ウハースポーツ宮殿にほど近い、首都の中央環状交差点の南東の土地だ。フィジビリティ・スタディーと設計には国の公的資金が使われた。

この決定を受けて、内閣は、オユンエルデネ内閣官房長官、フレルバータル財務大臣、ウランバートル市のアマルサイハン市長に対し、資金調達と2020年度予算に新中央競技場の設計・工事費を計上する問題を検討し、プロジェクト推進のためのしかるべき措置を講じるよう、義務付けた。

国立競技場はおそらく、多目的複合施設となる見込みで、5~6万人収容のスタジアム、伝統を取り入れたデザイン、環境に優しい特徴をもち、大きな国内・国際大会が開催されることになる。

#### EV 導入のための連携協力覚書調印 (MONTSAME 8月23日)

電力規制委員会、Newcom group (モンゴルの投資会社)、ABB 社が、現代的な最先端のクリーン自動車をモンゴルに導入するための連携と協力に関する覚書に署名した。

この覚書に従い、新型テクノロジーを自動車分野に導入し、電動機(モーター)の活用、電気自動車用のインフラ整備の可能性を検討し、バッテリー装置の電力消費を研究し、その効率性を分析し、研究のデータ、結果、情報を交換することが、この三者に義務付けられた。こうして、三者は電気自動車の利用の可能性の研究とモンゴルの過酷な気候条件での充電ステーションの設置に、共同で取り組み始めた。

署名式には電力規制委員会のトレイハ

ン議長、Newcom のエンフボルド COO、ABB 社モンゴル駐在事務所のエルテムバヤル所長が出席し、文書に署名した。このほかにも、式典には政府関係者が出席した。

#### ノモンハン事件80周年 記念日が祝日に (MONSTAME 8月28日)

ハルビンゴル(ハルハ川) 戦闘(ノモンハン事件) 勝利80周年を祝うため、次の火曜日、9月3日を国民の祝日とし、この日のワーキングデーを7日に移すことが8日の閣

議で決まった。

モンゴルは今年、ロシア連邦と合同でハルビンゴル戦勝利80周年を盛大に祝っている。ハルビンゴルでの戦闘は1939年の春から秋まで4カ月に渡って続き、単なる領土や勢力範囲、利益の争奪戦以上の意味を帯びていた。それは、第2次世界大戦の前哨戦となったからだ。まさにここで、将来ソビエト連邦英雄に4度輝き、勝利勲章を受けることになるゲオルギー・ジュコフがソ連の司令官として才能を発揮し、数多くの陸・空の戦術的、戦略的、技術的作戦が実行された。

#### 海外ビジネス情報 MAP



# 列島ビジネス前線

## ■山形県

### 酒田港 新コンテナクレーン稼働 (山形新聞7月6日)

酒田港(酒田市)の高砂ふ頭で進められていたコンテナクレーンの更新・大型化工事が完了し、5日に初めての荷役作業が行われた。この日は韓国の海運会社2社が協調配船する中国・韓国航路の船からコンテナ約60個を降ろし、約150個を積み込んだ。輸出コンテナの中身の大半が花王酒田工場で製造された紙おむつ製品だという。

クレーンの更新は、国際コンテナ貨物取扱量増加とコンテナ船大型化に対応する県の事業。本年度までの3カ年でクレーン2基のうち1号機を更新し、2号機と同程度に大型化した。総事業費は約8億7030万円。千TEU(20フィートコンテナ換算)級の船が2隻同時着岸しても積み降ろしが可能になった。

### 経済効果1億3800万円

### 外国クルーズ船18年の酒田寄港 (山形新聞7月15日)

酒田市の酒田港に寄港する外国クルーズ船が年々増えている。初寄港した2017年は1回だったが、18年は3回、今年は5回を予定している。国や県、酒田市などでつくる“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会によると、18年の乗客数は計約7200人、経済効果は計1億3800万円(いずれも推計)とされ、着実に地域に活気を生んでいる。

今年6月23日のダイヤモンド・プリンセス(乗客定員2706人)の寄港時も港周辺や市内中心部の商店街は外国人観光客であふれた。市内の山居倉庫、相馬樓、鶴岡市の出羽三山など庄内の観光地のほか、寒河江市でサクランボ狩りを体験した乗客も。経済効果は広範囲に及んでいる。

### 韓国からの旅行商品48本造成 吉村知事、セールスの成果発表 (山形新聞7月26日)

吉村美栄子知事は25日の定例記者会見で、韓国でのトップセールスの結果、本県に2泊以上滞在する韓国からの旅行商品の増勢が決まったと発表した。韓国・仁川と青森、新潟両空港を結ぶ国際線を活用した計48本。本県への延べ宿泊者数は1500人程度を見込む。

県インバウンド・国際交流推進課によると、旅行商品は3種類で、7月末から12月まで展開するコースは3泊4日のうち2泊があつみ温泉(鶴岡市)を利用。12月から来年4月までの商品は雪深い土地をめぐることに特化し、6泊7日のうち3泊を志津温泉(西川町)銀山温泉(尾花沢)などに滞在する。9月に2泊3日で県内全域を周遊するコースもある。

### 外国人採用へ相談増加

### 県ワンストップセンター開設4カ月 (山形新聞8月7日)

県外国人総合相談ワンストップセンターが4月に業務を開始し、4カ月が経過した。県内在住の外国人や、採用を検討する企業などに対応。7月末までの相談件数は全体で167件を数え、新たに対応を始めた企業側から徐々に増えている。

同センターは外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法の施行に合わせ、県が山形市の県国際交流センター(霞城セントラル内)に4月に開設。採用に関する手続きなど専門的な相談に関しては、連携する県行政書士会につないでいる。相談業務を請け負う県国際交流協会によると、相談の内訳は在住外国人から140件、企業から27件。企業は、4月は5件だったが、6、7月は10件程度と増えつつある。

### 「菊勇」6000本、中国へ 唐山市企業が購入希望 (山形新聞8月23日)

酒田市の友好都市で酒田港と航路もつながる中国・唐山市の企業から、交流事業を契機として酒田の酒蔵「菊勇」に対し、日本酒6000本の購入要望が寄せられている。菊勇はテスト出荷を経てこの要

望に応える方針で、日本酒をはじめとする酒田産品の輸出を促進するため、現地に向かう訪問団の結団式が22日、酒田市役所で開かれた。

酒田市の使節団が今年5月に唐山市を訪れたのをきっかけに今月下旬、「唐山神鷹科技有限公司」が酒田市内を経済視察した。取引企業が2万社に上り商業施設やホテル、飲食店の運営と卸売りなどを展開する大企業で、視察の際に菊勇も訪れ、コンテナ1個分として6000本の購入意欲を示した。

### 19年上半期、県内輸出額33.5%減 輸入額、5期連続増 (山形新聞8月25日)

東京税関坂田税関支署は、2019年上半期(1~6月)の県内の貿易概況をまとめた。輸出額は313億6550万円で、半期単位で過去最高だった前年同期より33.5%減少した。輸出額全体の44.8%を占める紙おむつを含む「その他の雑製品」が33.7%、全体の25.0%の一般機械が46.1%、それぞれ減少したことが主要要因。

輸入は前年同期比4.9%増の490億1330万円。輸入が輸出を約176億円上回った。半期単位では、輸出は2期連続で減少し、輸入は5期連続で増加した。

## ■新潟県

### 口極東で県産品 PR 知事24日から、食品7社動向 (新潟日報7月19日)

花角英世知事は18日の定例記者会見で、24日から4日間の日程でロシア極東を訪問し、県産品のトップセールスを行うことを明らかにした。県内の食品関係者らも同行し、ウラジオストクとハバロフスク両市で、コメなどをPRする。新潟空港と沿海地方を結ぶ夏季限定のチャーター便に搭乗して友好交流をアピールする。

花角知事のロシア訪問は就任後初めて。コメの販売業者など食品関係7社が同行する。

## 韓国2都市の交流団、新潟訪問中止 日韓関係の悪化影響 (新潟日報7月25日)

今月末と来月に新潟市を訪ねる予定だった韓国の蔚山(ウルサン)市と清州(チョンジュ)市の各交流団が、相次いで訪問を取りやめたことが24日分かった。県内ではこれまでに、議政府(ウイジョンブ)市が、今月末に新発田市で予定されていたスポーツ交流大会への小中学生派遣を中止。日韓の関係悪化により、自治体レベルの交流にも影響が広がっている。

新潟市と蔚山市は2017年から高校生、大学生の青年団を交互に派遣。今年は8月9日から4日間、蔚山市から引率者も含め計15人が来る予定だった。また、清州市は今月26～30日に高校生10人、8月9～12日に伝統芸能団9人を派遣する予定だった。一方、新潟市では26、27日、蔚山市の小学生を招いての少年サッカー親善試合があり、新潟市は予定通り実施するとしている。

## 新潟－香港に定期空路 冬季限定、週2便 (新潟日報7月31日)

香港の航空大手「キャセイパシフィックグループ」が、今冬に新潟空港と香港を結ぶ新規路線を就航させることが30日、関係者への取材で分かった。冬のみのも季節定期便で週2便の予定という。新潟空港の国際定期便は現在、ソウルと台北、ハルビン、上海の計4路線があり、香港線の就航で5路線となる見込み。

新潟県は「路線ネットワーク戦略」で、新規路線の開設を目指す地域の一つに香港を挙げ、キャセイを含む現地の航空会社と水面下で交渉していた。香港は訪日観光のリピーターが多く、比較的地方に足を運ぶ傾向があるとされる。キャセイはこうした需要のほか、特に冬季は本県でのスキー客の需要が高まるとみて、就航を決めたとみられる。

## カムチャツカで日ロ沿岸市長会議 経済実務団の相互訪問を市長が提案 (新潟日報8月23日)

新潟市など日本海沿岸の都市とロシア極東・シベリア地域の都市の市長が意見

交換する「第27回日ロ沿岸市長会議」が22日、ロシア・カムチャツカ地方のペトロパブロフスク・カムチャツキーで開催した。

日本側の代表幹事である中原八一新潟市長が共同議長を務め、経済交流拡大の重要性について発言。「企業や地域商社からなる経済実務団をそれぞれ組織し、相互訪問することを検討してはどうか」と提案した。今回の会議は、新潟、富山、金沢、舞鶴の4市と、ハバロフスクなどロシア4市の計8市の市長や幹部が出席した。

## ■富山県

### 日ロつなぐリーダー育成 南砺でロシアの大学生16人研修 (北日本新聞7月9日)

ロシアの大学生16人が南砺市小原(上平)集落で、住民と交流しながらボランティア活動に励む研修が、8日、始まった。11日までイノシシの侵入を防ぐ電気柵の設置や防火槽の清掃作業に取り組む。

金沢大が文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」の採択を受け、日本とロシアをつなぐリーダー育成につなげるプログラムとして実施。五箇山地域での研修は初めてで、金沢大生のほか、ロシアの5大学の学生が参加した。

### 富山空港、上海臨時便が運航開始 週4便体制、定期便増へ試金石 (北日本新聞7月12日)

中国東方航空は11日、富山－上海便の臨時便の運航を始めた。9月29日まで、通常の火、土曜に木、日曜を追加し、2005年の就航以来最多の週4便体制とする。期間中の実績は、県が目指す定期便増便に向けた試金石になりそうだ。

県によると、定期便利用者の7割は中国人で、大半が観光目的とみられる。今後は団体客の予約も入っており、担当者は「大勢に乗ってもらい、定期便の増加につなげていきたい」と語った。

### 前田薬品工業 台湾向け医薬工場認定 (北日本新聞7月24日)

前田薬品工業(富山市、前田大介社長)は、台湾食品薬物管理署(TFDA)

から本社工場の非ステロイド剤の2棟について、台湾向けに輸出できる医薬品の工場として認められた。来夏に予定する台湾へのOTC(薬局・薬店向け)医薬品の外用剤輸出が前進する。

認可を受けたのはクリームや軟こうといった半固形剤のA棟と液剤のB棟。現地の医薬品卸売会社を通じて昨年4月にTFDAに申請し、書類審査を経て今月8日付で認められた。外国政府から同社工場が認可を受けるのは初めて。同社は今後、消炎鎮痛薬の液剤1品目の承認を取得し、来夏に輸出する計画だ。

### 富山の的外食、台湾へ次々 国内先細りに危機感 (北日本新聞7月29日)

県内の飲食業者が相次いで台湾に進出している。国内で競争が激化し、人口減による市場縮小も懸念される中、日本食ブームが続くアジアに活路を見いだすのが狙いだ。富山の鮮魚を空輸して目玉メニューにしたり、チェーン店展開を図ったりと、各社はそれぞれ取り組みを活発化させている。

昨年12月に台湾・台中市で開業した大型店「三井アウトレットパーク台中港」。日系の有名店が軒を連ねるフードコートに、県内2業者による3店が並ぶ。いずれも初の海外店だ。富山、石川両県で「粋鮭(いきざし)」を展開する美人家(氷見市)は、現地業者と代理店契約して海鮮丼店を出店。北陸を中心に多様な飲食店を展開している「しずはな」(射水市)も、同じアウトレット内でとんかつ、うどんの2店を開業。9月以降、台北市の百貨店などで4店の出店を目指す。

### 伏木富山港、ロシア貨物量低迷 日本食輸送で活路探る (北日本新聞8月16日)

県は、伏木富山港発ロシア・モスクワ行きの大陸横断物流ルートの可能性を広げるため、日本製の菓子やインスタントみそ汁など加工食品の輸送実験を始めた。同港はロシアへの貨物量が低迷しており、日本食の輸出拡大を追い風に、ルートの利便性を顕彰しつつ取扱品目の多様化を目指す。ただ、複雑な通関手続きや品質の

保持が課題となりそうだ。

県が貨物量拡大を狙うルートは「シベリア・ランドブリッジ (SLB)」と呼ばれ、伏木富山港からウラジオストク港まで定期船で運び、そこからモスクワへはシベリア鉄道を使う。伏木富山港のロシア向け輸出品目は、中古車や自動車部品に偏る。ロシア政府の国内自動車産業の保護政策もあって、近年のコンテナ取扱量は20フィート換算で1千個台で、ピーク時の半分以下と低迷。県は貨物量増大には品目の多様化が不可欠と見て、今回の実験を企画した。

### ソウル便運休、1カ月前倒し 予約減響く (北日本新聞8月16日)

県は15日、9月16日から運休する富山-ソウル便について、運航会社のエアソウル富山支店から正式な通知があったと発表した。日韓関係の悪化で8月以降の予約状況が落ち込んだことを理由に挙げたという。

富山便は夏季ダイヤが終わる10月末まで運航が予定されていたが、運休が1カ月前倒しされる。県総合交通政策室は「7月までの実績が好調だっただけに残念。状況を注視し、冬ダイヤや来年の夏ダイヤでの運航再開を働き掛けていく」としている。

### 伏木富山港、国が輸送実験 29日出発式、欧州への物流検証 (北日本新聞8月23日)

国土交通省は、シベリア鉄道を使って日本と欧州を結ぶ大陸横断ルートの可能性を検証するため、出発地が伏木富山港を含む3件の輸送実験を行うと発表した。伏木富山港からはリチウムイオンバッテリーなどをポーランドに出荷する。29日出発式を行う。

国交省の実験は昨年に続き2回目。今回はシベリア鉄道の終着点・モスクワから欧州各国へ貨物をスムーズに運べるかや、危険品を送る際の手続きの煩雑さを調べる。

### 台湾で富山の米菓直売 日の出屋製菓、初の海外店オープン (北日本新聞8月23日)

日の出屋製菓産業(南砺市、川合声一社長)は、台湾の大型商業施設で初の海外店舗をオープンした。主力の「しろえびせんべい」をはじめ約30種類の商品を直送し、富山米を使った高品質の米菓を発信する。富山の観光名所や物産のPRコーナーを設け、県内への誘客にもつなげる。

日の出屋製菓産業によると、日本の米菓メーカーが海外に直営店を出すのは初めて。台北市の中心部に1月にオープンした商業施設「微風(ブリーズ)南山アトレ」に今月、約100平方メートルの売り場を設けた。一帯は百貨店や高級ホテルが並ぶ台湾のファッションなどの発信地で、多くの集客が見込めると判断した。

## ■石川県

### 小松-仁川便、来月29日休止 日韓関係悪化、11月まで (北陸中日新聞8月21日)

大韓航空は20日、日韓関係が悪化している影響している影響を受け、仁川-小松便の運航を9月29日から11月16日まで休止すると発表した。キャンセルを強いられる客には、中部国際-仁川便などの利用を勧め、空港までの交通費を支払う。

同社の広報担当者は休止について「需要が減ったことが一因。9~11月の予約の動きも踏まえている」と話す。

## ■福井県

### 外国人誘客へ官民連携 JR 西や県、協議会発足 (福井新聞8月3日)

2023年の北陸新幹線敦賀開業に向け、インバウンドの誘客を強化しようとJR西日本は2日、県や経済団体などと官民連携の協議会を発足させた。台湾や香港、欧州を主なターゲットに、会員制交流サイト(SNS)などを使って情報発信を強化する。18年に県内に宿泊した外国人延べ人数は全国で2番目に少ない約7万6千人だが、開業前年の22年に30万人達成を

目指す。

協議会はJR西日本が音頭を取り、県や県内の経済団体、旅行会社、福井新聞社など報道機関が参画した。JR西によると、訪日外国人客の誘致強化に特化した官民連携の協議会は全国でも珍しいという。

### 敦賀市長、訪韓を中止 東海市へ使節団「友好は継続」 (福井新聞8月3日)

敦賀市の淵上隆信市長は2日の定例記者会見で、元徴用工問題や日本の対韓輸出規制強化を巡って悪化している日韓関係を考慮し、今月下旬に予定していた姉妹都市の韓国・東海(トンヘ)市への親善使節団の派遣を中止すると明らかにした。現状の日韓情勢を理由に交流事業の中止を判断したのは、県内市町では初めて。

淵上市長は「今の情勢でわれわれが赴いても、東海市側が迎え入れられない可能性があり、おもんばかって中止を判断した。楽しみにしていたので非常に残念」と述べた。東海市との姉妹都市関係は今後も変わらないとの認識を示した。

### 食品輸出、秋の3事業説明 ふくいサポセン、参加呼び掛け (福井新聞8月24日)

ふくい食輸出サポートセンターは22日、今秋予定している、県産食品を海外市場に売り込む3事業を、坂井市の県食品加工研究所で開いた。国内で開かれる展示商談会出店など「初心者」でもハードルの低い事業があり、担当者は「新規に輸出を考えている事業者にも参加してほしい」と呼び掛けた。

昨年に続いてタイの「ふくいの食文化提案会・商談会」を11月中旬に開催。このほか、香港での食の営業代行(10月~20年2月)と、千葉市の幕張メッセで開かれる「第3回“日本の食品”輸出 EXPO」(11月27~29日)への出展の2事業を始めて行う。

## ■北 陸

### 外国人宿泊者18年統計 石川25%増、富山6%増 (北陸中日新聞7月11日)

北陸信越運輸局は10日、管内の2018年の宿泊旅行統計(年間の確定値)を発表した。石川県の外国人延べ宿泊者数は前年比25%増の97万人、富山県は6%増の31万人でいずれも過去最高だった。

両県の外国人延べ宿泊者数は、現在の方法で集計を始めた11年以降、7年連続で増えている。運輸局の担当者は「JRや北陸新幹線の沿線自治体による観光プロモーションの効果が表れている」と説明した。全国は18%増の9428万人だった。

## ■鳥取県

### DBS フェリー社長 航路変更可能性に言及 (山陰中央新報7月6日)

境港(境港市)と韓国・東海、ロシア・ウラジオストクを結ぶ日韓口定期貨客船の運航会社「DBSクルーズフェリー」(韓国・東海市)のムン・チョンウン社長が5日、境港市内で取材に答へ、境港を含む現航路を当面維持する一方、赤字運航が続く中で「今まで通りの運航を続けると希望はない」とし、将来的に航路、運航スケジュールの変更はあり得るとの考えを示した。

ムン氏は、韓国・浦項市海運会社「日新海運」出身で、DBS社の親会社が6月に株式の3割を日新海運に売却したのに伴い、社長に就任。定期貨客船の就航10周年式典出席のため訪れた境港市で取材に応じた。航路変更は「難しさを伴う」としつつ、工業地にあり貨物増が期待できる浦項港、境港から定期貨客船が延伸している舞鶴港をそれぞれ寄港地候補と認め「どうすれば経営環境が良くなるかを考えている」と述べた。

### 日韓口貨客船継続へ需要拡大策 鳥取で緊急会議 (山陰中央新報7月18日)

境港(境港市)と韓国・東海、ロシア・ウラジオストクを結ぶ日韓口定期貨客船の利用拡大に向けた緊急対策会議が17日、

鳥取市内であった。境港を起点とした周遊、物流エリアを広げる山陰自動車道鳥取西道路の全線開通を生かした鳥取県東部の集荷の強化などで、貨物不足などで赤字が続く航路の維持につなげることを確認した。

境港を含む現在の航路について、貨客船を運航するDBSクルーズフェリー(韓国・東海市)は6月の経営体制変更後も当面維持する方針だが、将来的な航路、運航スケジュールの変更はあり得るとしている。

### 香港で人気、日本食品発掘を 業界団体訪日、鳥取県内視察 (山陰中央新報7月25日)

香港で評価が高まっている日本産品の発掘を目的に、食品関連企業の業界団体「香港食品委員会」が22日から3日間の日程で鳥取県を訪れ、農産物を生産する企業など同県内9カ所を視察し、取引の可能性を探った。委員会トップのトーマス・ン主席は「香港は特に健康意識の高まりから日本食が伸びる余地が大きい。視察を通じ、優れた県産品が多いことが分かった」と話した。

同委員会は食品メーカーや商社など約500社が加盟。香港での健康志向の高まりを受けて日本食の輸入に力を入れており、日本には2017年から視察団を派遣している。

### 日韓交流の絆絶やさず 鳥取・江原道友好25周年式典開催へ (山陰中央新報8月1日)

鳥取県が31日までに、韓国・江原道との友好提携25周年記念式典について、予定通り秋に開催することを江原道側と確認した。日韓関係の悪化を受けて交流事業の中止や延期が相次ぐ中、地域間の交流を続け、友好関係を深める。

鳥取県の野川聡副知事が29日、モンゴル・ウランバートルであった「北東アジア地域国際交流・地方政府間サミット」に合わせて、江原道の鄭萬昊(チョン・マン)経済副知事と会談し、25周年記念式典を計画通り実施することを要望。鄭副知事も応じた。25周年記念式典は9月初旬に江原道、11月上旬に鳥取県でそれぞれ

開催する。

### 鳥取ー台湾にチャーター便 10月31日から新たに6往復計画 (山陰中央新報8月1日)

鳥取空港と松山空港、台湾の桃園国際空港を結ぶチャーター便が10月31日から11月17日に就航する見通しになった。台湾の大手航空会社・エバー航空が運航し、鳥取空港への「離着陸は別の運航計画を合わせて計38往復となり、過去最多だった2005年度の2倍以上の盛況ぶりだ。

鳥取と松山、桃園を結ぶチャーター便はすべて台湾からのインバウンド専用。1往復当たり184席を販売し、松山空港到着分を含めて計9ツアーが生まれ、最大1656人が鳥取へ来県することになる。

### 減便10月26日まで 米子ーソウル便、冬ダイヤは未定 (山陰中央新報8月16日)

格安航空会社(LCC)のエアソウルが15日、日韓関係の悪化に伴う需要減を受け、9月16日から実施する国際定期航空路線・米子ーソウル便の週3往復への減便期間について、夏ダイヤ最終日の10月26日までとすると発表した。19月27日からの冬ダイヤで週6往復運航に戻るかは未定で、需要減が続けば、減便継続の可能性があるという。

鳥取県国際観光誘客課の瀬良知紀課長補佐は「温泉やカニなどと組み合わせた旅行商品で例年、米子便の需要が高まる冬ダイヤでの週6往復回復に向け、エアソウルへの働きかけを行う」と述べた。

### 日韓関係悪化、経済にも影響 日韓口貨客船、7月の乗客数6割減 (山陰中央新報8月21日)

元徴用工問題や対韓輸出規制強化を巡る日韓関係の悪化で、経済の影響が広がっている。境港と韓国・東海、ロシア・ウラジオストクを結ぶ日韓口定期貨客船の7月の乗客数(境港寄港分)は、前年同期比62.8%減の771人となった。主力の韓国人客が激減したのが要因。東日本大震災の発声で大幅減となった2011年3月に迫る水準となった。

貨客船は乗客定員480人で、境港への寄港は週1回(2便)。1便当たりの平均乗客数は200~300人で推移してきたものの、7月は97人に落ち込んだ。

### 米子-香港便

#### 3往復運航、冬季も継続へ

(山陰中央新報8月28日)

国際定期航空路線・鳥取県米子-香港便を運航する香港航空の戦学偉副総裁が27日、現行の週3往復を冬ダイヤ(10月27日~2020年3月28日)で継続することを明らかにした。18年12月の週2往復からの増便後、搭乗実績が堅調に推移していると評価。さらなる増便に意欲を示した。

同日、鳥取市内で平井伸治鳥取県知事と経営戦略について意見交換した後、報道陣の取材に答えた。18年12月~今年7月の月別搭乗者数は前年同月比33.5~63.9%増となっており、戦氏は知事との面談で「数字が伸びている。今後も多くの香港の人を連れてきて収益を上げたい」と述べた。

### エアソウル「脱日本偏重」

#### 米子-ソウル便の危機

(山陰中央新報8月31日)

日韓関係悪化の影響で、国際定期航空路線・米子-ソウル便の存続が危機にさらされている。運航する格安航空会社(LCC)のエアソウルは訪日需要減を受け、日本線を相次いで運休させる一方、韓国国内線の新規参入を決めるなど「脱日本偏重」の姿勢を示す。近く発表する冬ダイヤ(10月27日~2020年3月28日)で大幅な路線再編を行うのは確実で、米子便の利用促進に取り組む関係者は警戒感を強めている。

同社は既に、冬ダイヤで韓国・金浦-済州間の路線を毎日4往復で開設することを決定。同社初の中国便の就航も検討しているとされ、日本側にとって不安材料となっている。

### ■鳥根県

#### 出雲-韓国チャーター便

#### 運航6回を一時中止、関係悪化受け

(山陰中央新報7月12日)

鳥根県が11日、出雲空港と韓国・金浦空港(ソウル)を結ぶ連続チャーター便の一時運航中止を発表した。同日、韓国の運航会社コリアエクスプレスエアから「日韓関係の悪化」を理由にツアーの実施ができないと連絡があった。週3往復で運航しており運航中止になるのは13日から25日までの全6回。27日の運航再開で調整している。

将来的な定期便化を目指し6月6日に就航した同チャーター便は韓国からの訪日客専用。10月末まで、定員50人乗りの機材で、火、木、土曜日にそれぞれ1往復運航する計画だった。

### 日韓交流の重要性確認

#### 北東ア自治体連合事務総長が知事訪問

(山陰中央新報8月3日)

中国、韓国、ロシアと鳥根県の青年が県内で相互理解を深める「北東アジア交流の翼 in しまね」に合わせ、後援団体の北東アジア地域自治体連合(事務局・韓国慶尚北道)の金玉彩(キム・オクチュエ)事務総長が2日、松江市の鳥根県庁に丸山達也知事を訪ねた。日韓関係が悪化する中で民間交流の重要性を認識し、北東アジアの発展を願った。

同連合は1996年に創設。現在は日本、中国、韓国、ロシア、モンゴル、北朝鮮の計78自治体が参画する。鳥根県は創設時から加わり、青少年の交流分野を担っている。

### 出雲空港チャーター韓国便中断

#### 2度目の延長

(山陰中央新報8月7日)

鳥根県が6日、出雲空港と韓国・金浦空港(ソウル)を結ぶ連続チャーター便の運航中断期間の延長を発表した。延長は2度目で、対象は8~31日の11往復22便。9月3日の再開で調整しているが、中断の理由とされる日韓関係の悪化が続く中で再開するかどうかは不透明な情勢だ。

6日、県交通対策課の担当者にチャーター便を運航する韓国のコリアエクスプレスエアの関係者からメールで連絡があった。同課の担当者が電話で問い合わせたところ「ツアーのキャンセルが相次いでい

る」と話したという。

### 外国人宿泊者数19年上半年

#### 鳥根46位、最下位脱出

(山陰中央新報8月31日)

観光庁がまとめた2019年1~6月の外国人延べ宿泊者数で、鳥根県が前年同期比23.8%増の4万4440人となり、都道府県別で46位だったことが30日、分かった。年間順位で統計開始の07年以来、16年を除いて続く最下位からの脱出の可能性が出てきたものの、下位に低迷する状況は変わっていない。

都道府県順位で、1位は1233万8060人(14.7%増)の東京都で、最下位は4万2090人(3.7%増)の高知県。鳥取県は8万7870人(4.1%増)で41位だった。

### ■山陰

#### 韓国人客、7月以降急減

#### 両県観光業ダメージ拡大

(山陰中央新報8月27日)

日韓関係の悪化で、山陰両県の観光業へのダメージが広がっている。両県を訪れる外国人観光客で韓国からの最も多い中、日本が韓国向けの半導体材料の輸出規制を強化した7月以降、入り込みが急減。地元関係者は「政府間の対立が続けば打撃がさらに大きくなる」と懸念する。

人気漫画「名探偵コナン」の作者・青山剛昌さんを紹介する青山剛昌ふるさと館(鳥取市)では、新作映画公開で前年実績超えが続いていた韓国からの月別入館者数が7月に一転。前年同期比52.9%減の211人と急ブレーキがかかった。さらに対韓輸出規制強化第2弾を日本が発表した8月は、21日時点で62.7%減の129人と減少幅が拡大した。

### ■九州

#### 北九州市長訪韓、順天市と連携確認

#### 「東アジア文化都市」事業

(西日本新聞7月18日)

北九州市の北橋健治市長は17日、韓国南部の順天(スンチョン)市を訪れ、許錫(ホソク)市長と会談した。日中韓3カ国が

共同で取り組む文化芸術交流事業で、両市は来年の「東アジア文化都市」に内定しており、事業の成功に向けて連携することによって一致した。

日中韓3カ国は2014年から、文化芸術交流を毎年実施。東アジア文化都市に指定した3都市が食や音楽、伝統芸能などを通じて相互交流を深めている。元徴用工問題や半導体材料の輸出規制強化で日韓対立が深刻化する中、「好きな言葉は『小異を捨てて大同につく』だ」と述べた許氏に対し、北橋氏は「(朝鮮王朝の外交使節だった)朝鮮通信使の精神ですね」と応じ、日韓が友好的に交流した歴史を大切にしたいとの考えを示した。

## 福岡南署

### 外国人留学生と初の意見交換会 (西日本新聞7月24日)

外国人留学生と福岡南署員計40人ほどが参加する交流会が8日、福岡市南区の同署であった。生活文化の違いで発生する日本人住民とのトラブルを防ごうと署が初めて企画。警察への相談や地域活動への参加を呼び掛けた。

ネパールやベトナムなどの留学生に、所員が困りごとの受付先や住民と取り組んでいる夜間パトロールなどを紹介。地域に親しむため防犯活動への参加も勧めた。その後は意見交換会に移り、留学生から「標識を外国人に分かりやすくしてほしい」などの意見が出た。

## 朝鮮通信使、交流継続へ

### 対馬祭り、釜山団体参加 (西日本新聞7月27日)

長崎県対馬市で8月3、4両日に開かれる「対馬厳原港まつり」に、韓国釜山市の外郭団体「釜山文化財団」などが参加することが26日、関係者への取材で分かった。日韓対立が深刻化する中、韓国で復元された朝鮮王朝の外交使節「朝鮮通信使」の木造船は派遣が中止されたが、人的交流は継続が決まった。

対馬厳原港まつりでは日韓両国の参加者が協力して朝鮮通信使の行列を再現する予定。釜山側からは財団職員や舞踏団員など約60人が参加する見込みで、財団関係者は「こういう時期だからこそ、朝

鮮通信使交流の出番。例年通りうまくいくはずだ」と話した。

## 福岡―釜山間、来年7月に新型船 (西日本新聞7月30日)

福岡と韓国・釜山を結ぶ高速船を運航しているJR九州高速船(福岡市)は29日、新型船「クイーンビートル」を来年7月15日に就航させると発表した。初便は、博多港を午前9時半に出発し、午後1時10分に釜山港に到着する予定だ。

新型船はJR九州の豪華寝台列車「ななつ星in九州」を手掛けた水戸岡鋭治氏がデザインし、赤色の外観が特色。直行便の所要時間は3時間40分と、現在使っている「ビートル」より35分長くなる。日韓関係の悪化が逆風となり韓国からの訪日旅行者が減少、今年8月の韓国から出発する便の乗客数は前年同月より4割減る可能性が出ている。

## 北九州―大邱線減便へ

### エアプサン、関係悪化で利用者減 (西日本新聞7月31日)

韓国の格安航空会社(LCC)エアプサンは30日、北九州-大邱(テグ)線について、毎日1往復の運航を9月1日から週3便(水・金・日曜日)に減便すると発表した。同線は6月に就航したばかり。同社福岡支店によると、日韓関係の悪化による利用者減が理由。

北九州市によると、搭乗率の低迷も背景にあるという。市空港企画課は「引き続き、大邱を知ってもらう取り組みを進めていきたい」としている。北九州空港には韓国LCCのジンエアーがソウル、釜山線を運航しており、今後の影響拡大が懸念される。

## 韓国LCC九州4路線運休へ

### 19日からソウル発着便 (西日本新聞8月10日)

韓国の格安航空会社(LCC)ティーウェイ航空は9日までに、ソウルと佐賀、熊本、大分、鹿児島各空港を結ぶ路線を19日から運休すると発表した。日韓関係の悪化で訪日旅行を控える動きが広がっているため。LCCの路線縮小が、韓国の首都と九州各地を結ぶ路線にも波及し、観光などへの影響が拡大する可能性がある。

9月以降に予定していた佐賀-釜山線と熊本-大邱(テグ)線の運休も今月19日さらにそれぞれ前倒しする。佐賀県によると、佐賀-ソウル線は7月の搭乗率が昨年度平均よりも約15ポイント低い62%台に落ち込む見通し。熊本県によると、同社から「訪日キャンセルが相次ぎ、収益改善のめどが立たない」と説明があった。

## 北九州―大連線が就航

### 中国東方航空第1便が到着 (西日本新聞8月18日)

北九州空港(北九州市小倉南区)と中国・大連市を結ぶ中国東方航空の国際定期便が17日、就航し、大連からの第1便が同空港に到着した。

定期便は月水土の週3往復で、両都市間を約2時間で結ぶ。大連にはTOTOなど日系企業が多数進出しており、ビジネスや観光での利用を見込む。北九州市などによると、8割以上の搭乗率を目指すという。北九州-大連線は今年3月末まで、天津航空(中国)が週2往復の定期便を運航していたが、その後運休している。

## 大韓航空、日本便大幅削減

### 福岡―釜山半減、週7便に (西日本新聞8月21日)

大韓航空は20日、日韓関係の悪化による需要減を理由に日本路線の運航を大幅に削減すると発表した。9月16日からの関西-釜山線運休を皮切りに6路線を運休、5路線を減便する。九州では鹿児島-ソウル(仁川)線が9月29日~11月16日に運休、福岡-ソウル(同)、釜山線は減便する。

計画では、福岡-ソウル線は10月27日~11月16日に現行の週28便から週21便に減らし、週14便運航する福岡-釜山線も9月29日~11月16日、週7便に半減。九州以外でも成田-釜山線や関西-ソウル(同)線などが対象となっている。

## 香港に九州地銀が飲食店

### 地場産業振興、自行も成長へ (西日本新聞8月27日)

九州の地方銀行が出資する日本食レストランが香港に相次いでオープンし、人気を集めている。日銀の金融緩和による超低金利と人口減少で地銀を取り巻く経営環

境が厳しさを増す中、九州産農産品の輸出拡大で地域経済と取引先を元気づけようという試み。食をきっかけにした訪日外国人客(インバウンド)拡大効果も期待している。

九龍半島の突端部に位置するチムサチョイの高層ビル28階にある「割烹 槽

杏」。熊本城にちなむ名前の店は2017年4月、肥後銀行(熊本市)などの出資でオープン。「食をきっかけに熊本に興味を持ってもらい、インバウンドの誘致拡大を目指す」。肥後銀から派遣されている芥川宏一郎・熊本県香港代表事務所副所長が「アンテナレストラン」の狙いをこう説明する。肥後

銀に続く動きも出てきた。香港島の中心部、コーズウェイベイの商業ビルに今年6月6日、日本食レストラン「佐楽」がオープンした。「佐賀を楽しむ」から名付けた店に出資しているのは佐賀銀行(佐賀市)だ。

# 北東アジア動向分析

## ●中国(東北三省)

### 東北三省の経済成長、消費が寄与

2019年上半期の東北三省の経済を概観するための資料として、吉林省から発表の資料が利用できないため、吉林省については、利用可能な第1四半期の経済データについて後段にまとめる。それ以外の二省について、2019年上半期の中国東北三省の域内付加価値生産額は名目値で、遼寧省が1兆2043.4億元、黒龍江省が6461.0億元である。同時点の実質付加価値生産成長率は、遼寧省が前年同期比5.8%、黒龍江省が同4.3%である。

工業生産の動向を示す一定規模以上工業企業(本業の売り上げ2000万元以上)の上半期の付加価値生産は、遼寧省、黒龍江省ともに絶対額が公表されておらず、増加率のみが示されている。1—6月期の一定規模以上工業企業生産額の遼寧省の前年同期比は7.2%、黒龍江省は同2.7%である。黒龍江省の工業生産の動態は、前年に比べて鈍化の傾向がみられる。

投資動向を示す固定資産投資総額の上半期の数値についても、遼寧省、黒龍江省の絶対額の数値は示されておらず、増加率のみが示されている。1—6月期の固定資産投資総額の前年同期比は遼寧省が5.2%の減少、黒龍江省が3.5%の増加を示している。遼寧省は工業生産付加価値の生産額では増加を示している一方で、固定資産投資は減少するという挙動を示している点特徴的である。固定資産投資は先行指標であることから、遼寧省の将来の需要が不透明であることを表したものと考えられる。

消費の動向を示す社会消費品小売総額の指標は、遼寧省では増加率と絶対額が、黒龍江省では増加率のみが公表されている。1—6月期の遼寧省の社会消費品小売総額は前年同期比6.0%増の7319.4億元であり、黒龍江省の値は同6.4%の増加を示している。遼寧省では投資の増加率が負値であったことから、付加価値生産の成長に対する消費の貢献が高かったこ

とが伺える。

貿易統計のデータについては、東北三省のいずれにおいてもドル建ての数値が公開されておらず、元建の数値であることから、2018年6月末為替レート(1ドル6.8747元)によりドル建てに直したものを掲載した。遼寧省の貿易総額は、489.1億ドルであり、そのうち輸出は211.4億ドル、輸入は277.6億ドルである。黒龍江省は、貿易総額が135.8億ドル、そのうち輸出が23.7億ドルで輸入が112.1億ドルである。遼寧省と黒龍江省のいずれにおいても、貿易収支が赤字を継続しており、貿易黒字の付加価値生産に対する貢献はないことを示している。

消費者物価を示す指標である居民消費価格の2019年上半期の指数は、遼寧省が1.6%上昇、黒龍江省が2.0%の上昇を示している。いずれも付加価値生産の上昇率と比して安定した物価動向であることを示している。

吉林省の第1四半期の経済指標を概観すると、名目の域内付加価値生産総額は2701.8億元で、実質付加価値成長率は2.4%である。第1四半期の数値のみを比較しても2015年の5.8%、2016年の6.2%から、2017年の5.9%、2018年の2.2%と2019年の付加価値生産成長率は吉林省の数値と比較しても高い値ではない。一定規模以上企業の工業生産付加価値額、固定資産投資額と社会消費品小売総額は、いずれも絶対額が示されておらず増加率のみが示され、それぞれ前年同期

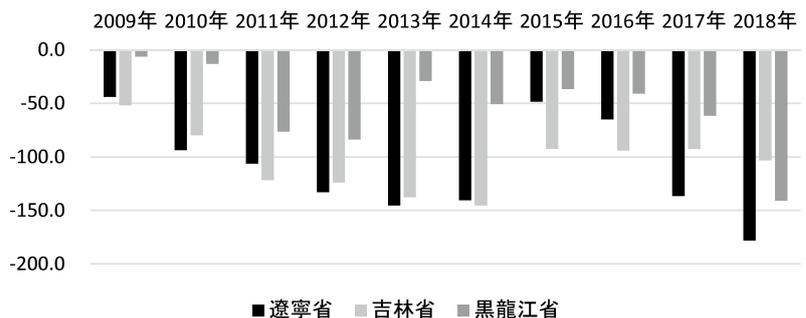
比、1.5%増、0.8%増、3.6%増である。対外貿易については、2019年3月末の為替レート(6.7335)により1—3月期の貿易の指標をドル建てに計算しなおした数値を掲載する。貿易総額は44.4億ドルで、そのうち輸出が12.0億ドル、輸入が32.4億ドルである。また、吉林省第1四半期の居民消費価格指数は、前年同期比1.7%であった。

これらのことから、同期間の吉林省経済は全体的に経済活動が活発ではなく、付加価値生産も全国の第1四半期値6.4%を大きく下回っている。また、東北地方の他の2省と同様に貿易収支が赤字であることから、対外経済要因も付加価値生産に貢献していないことを示している。

### 中国東北地方、対外経済貢献せず

中国上半期の経済指標(吉林省は第1四半期)をみると、東北地方の経済成長は全国の成長と比して立ち遅れていることが見てとれる。特に吉林省は、2018年から経済成長率が急速に落ち込んでいる。それぞれの省における付加価値生産に対する消費の貢献については、一定程度認められる一方で、対外的な要因の付加価値生産に対する貢献は、いずれの省でも見られない。図は東北三省の各省における貿易収支の推移を示したものであるが、2009年以降いずれの地域も負値で推移している。米中の通商摩擦の効果を評価するにはデータが乏しいが、2017年と2018年データでは、遼寧省、黒龍江省の貿易赤字が急速に増加していることが見てとれる。一

東北三省の貿易収支(単位: 億ドル)



方で吉林省の貿易赤字額は、この間ほぼ横ばいであることは興味深い。米中通商摩擦の地域ごとの効果は、対米貿易依存

度やグローバルサプライチェーンに対する重要度などにも左右される。今後、データの蓄積とともに地域別の通商摩擦の効果を

捕捉することも重要であると考え。

ERINA 調査研究部研究員  
南川高範

		2015年				2016年				2017年				2018年上半期			
		中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江
経済成長率(実質)	%	6.7	▲2.5	6.9	6.1	6.9	4.2	5.3	6.4	6.6	5.7	4.5	4.7	6.3	5.8	2.3	4.3
工業生産伸び率(付加価値額)	%	6.0	▲15.2	6.3	2.0	6.4	4.4	5.5	2.7	6.2	9.8	5.0	3.0	6.0	7.2	1.5	2.7
固定資産投資伸び率(名目)	%	7.9	▲63.5	10.1	5.5	7.0	0.1	1.4	6.2	5.9	3.7	1.6	▲4.7	5.8	▲5.2	0.8	3.5
社会消費品小売額伸び率(名目)	%	10.4	4.9	9.9	10.0	10.2	2.9	7.5	8.3	9.0	6.7	4.8	6.3	8.4	6.0	3.6	6.4
輸出入収支	億円	5,099.6	▲3.9	▲662.1	▲64.5	4,225.4	▲96.5	▲96.8	▲85.3	3,517.7	▲178.2	▲103.5	▲140.9	509.8	▲66.2	▲20.4	▲88.4
輸出伸び率	%	▲6.1	▲15.3	▲3.0	▲37.2	7.9	4.3	5.5	2.0	9.9	17.4	6.3	▲8.7	▲0.1	0.4	10.1	22.9
輸入伸び率	%	3.1	▲4.0	6.0	▲11.4	15.9	25.4	▲1.0	18.9	15.8	20.2	9.7	65.3	▲4.2	▲5.7	▲13.7	-

(注)前年同期比

工業生産は、一定規模以上の工業企業のみを対象とする。一定規模以上の工業企業の最低基準は2,000万元である。

固定資産投資は500万元以上の投資プロジェクトを統計の対象とし、農家を含まない。

※2019年上半期の吉林省のデータは、データの制約から第1四半期(1-3月まで)の値である。

2019年上半期の東北三省に関する貿易データは、公表値が元建てであったことから、輸出、輸入の伸び率は公表されている元建数値の伸び率、貿易収支は、元建貿易収支の数値を外貨管理局公表の2018年6月末の為替レート(6.8747)、吉林省3月末の為替レート(6.7335)によりドル建てに修正したものである。  
(出所)中国国家统计局、遼寧省統計局、吉林省人民政府、黒龍江省統計局公表の資料より作成

## ●ロシア(極東)

### 2019年前半のロシア経済

2019年第1四半期のロシアの国内総生産(GDP)は24兆4871億ルーブルとなり、対前年同期比で0.5%増の成長を記録した(2019年6月18日発表値)。GDP成長率は前年同期の1.9%増から低下しているが、2016年第2四半期以降、12四半期の間、プラス成長が持続している。

2019年第2四半期については、速報値(2019年8月12日発表値)によると、0.9%増の成長率となり、やはり前年同期の2.2%増から低下している(上半期で0.7%増、前年同期は1.6%増)。経済発展省も、第2四半期と上半期の成長率をそれぞれ0.8%増および0.9%増と低く見積もっている(2019年8月12日発表値)。また、ロシア中央銀行は、2019年第2四半期のGDP成長率を0.9%増、第3四半期の成長率を0.8-1.3%増と予測している。

2019年8月26日に開かれた経済問題に関する閣僚会議の場で、プーチン大統領は、ロシア経済が堅調かつ高い成長率を達成しなければならないと述べ、とりわけ実質所得の伸びの鈍さを問題視している。

### 2019年前半の極東経済

2019年上半期において、極東連邦管区(=極東)の鉱工業生産の増加率は5.3%増となり、ロシア全体の2.6%増を上

回った。この増加率は、中央連邦管区の7.4%増に次いで高い数値である。

部門別に見ると、極東の採掘部門の生産の増加率は2019年の最初の2カ月に低下したが、その後はロシア全体を上回り6.4%増となった(ロシア全体は4.0%増)。採掘部門の生産は、北カフカス連邦管区を除く地域で好調であり、特に、金属採掘が対前年同期比で30.6%増と大きく増えた。製造業部門においても極東の増加率は高く(4.1%増)、ロシア全体(1.9%増)を上回った。これも中央連邦管区(8.3%増)について高い。特に高い増加率が見られたのが、ブリヤート共和国(21.7%増)、サハ共和国(ヤクーチア)(19.2%増)、チュコト自治管区(15.5%増)である。他の部門の生産増加率は、水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動において、ロシア全体では1.5%増、極東では5.0%増、電気、ガス、蒸気及び空調供給業において、それぞれ0.0%増と0.3%減となった。

生産面の好調な動きとは対照的に、極東の投資状況は2019年に入って大幅に悪化している。2019年上半期において、極東の固定資本投資増加率は、ロシア全体の0.6%増を下回る2.6%減となった。特に大きな影響を与えた地域であるのは、極東の固定資本投資の約3割を占めているサハ共和国(ヤクーチア)(20.2%減)である。サハ共和国では、固定資本投資の

68.6%(2019年上半期)は石油・ガス採掘部門に集中し、その対前年同期比増加率は4.5%増となった。しかし、固定資本投資の16.1%を占める輸送・倉庫業への投資が60.6%減と大幅に縮小したのである。特に、パイプラインへの投資の縮小(63.8%減)が顕著であった。

家計部門の状況は、ロシア全体の動向と大きく異なることはない。2019年上半期の小売販売額の増減率は、極東において2.2%増であり、ロシアの1.7%増を上回っている。家計消費の成長は鈍化する傾向にある。消費者物価指数は、ロシアと極東においてともに2.5%であった。実質貨幣所得の増加率は、ロシア全体では0.4%減であったのに対して、極東では1.6%増となった。

### 極東における「経済成長の中心」の社会的発展

2018年3月14日付第254号政府決定に基づき、「経済成長の中心」(tsentr ekonomicheskogo razvitiia)の社会的発展によって、地域経済を開発する政策が実施されている。「経済成長の中心」とは、投資や資本を呼び込む拠点となる場所である。このような場所において、保育園、病院、スポーツ施設、文化施設、公園といった社会文化施設を新設・改修し、快適な生活を送るために必要な前提条件を整え、生活の質を改善することが重要視さ

れている。極東には、「先行社会経済発展区」や「ウラジオストク自由港」を含め、この「中心」が58カ所あり、その発展に向け

て「統一補助金」と呼ばれる国家支援が3カ年で合計953億ルーブル投入される予定である。この政策、有効性について、今

後注視していく必要があるだろう。

ERINA 調査研究部研究主任  
志田仁完

#### 鉱工業生産高増減率(前年同期比%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	17-1-3月	17-1-6月	18-1-3月	18-1-6月	19-1-3月	19-1-6月
ロシア連邦	0.4	1.7	▲0.8	2.2	2.1	2.9	2.9	3.7	2.8	3.0	2.1	2.6
極東連邦管区	3.3	6.7	5.5	2.3	2.2	4.4	0.2	3.2	2.4	1.1	3.2	5.3
サハ共和国	6.2	4.9	3.9	2.0	1.5	8.5	1.8	2.7	8.8	5.6	4.8	11.5
カムチャツカ地方	▲2.9	4.4	3.5	13.3	2.8	6.7	▲2.3	1.8	▲1.7	▲1.5	0.3	▲1.5
沿海地方	4.4	7.1	▲8.9	▲1.2	16.7	▲2.1	1.5	2.8	13.3	10.5	▲10.8	5.6
ハバロフスク地方	2.2	2.5	2.7	1.1	20.0	▲0.5	▲0.6	5.5	9.0	▲1.9	▲5.5	▲1.0
アムール州	6.9	▲1.7	▲3.1	▲10.2	1.9	▲3.7	2.0	4.3	1.7	▲2.9	▲2.7	3.5
マガダン州	3.0	9.0	7.2	0.4	6.4	7.0	4.4	14.8	6.0	7.9	36.3	19.2
サハリン州	▲0.5	6.1	13.1	6.3	0.2	6.8	3.2	3.6	▲0.2	▲1.3	5.5	3.0
ユダヤ自治州	2.6	13.3	▲7.9	▲7.5	41.9	▲1.2	32.4	39.6	21.9	13.9	▲11.4	▲5.4
チュコト自治管区	16.6	38.5	2.7	▲6.7	▲8.3	1.1	▲9.3	▲7.8	▲0.5	▲3.6	4.1	3.0
ブリヤート共和国	14.9	2.9	2.2	▲13.7	▲7.8	3.1	▲39.6	▲26.4	13.0	19.5	12.3	11.3
ザバイカル地方	7.5	4.6	▲1.9	3.8	0.2	2.6	2.4	▲1.3	▲0.9	0.9	0.4	2.8

(出所)省庁間統一情報統計システム(UISISデータベース、2018年7月26日)：ロシア連邦国家統計庁ウェブサイト最新値(2018年7月24日、2019年8月19日)  
(注)2014年以前の年次データは全ロシア経済活動分類(OKVED)・第1.1版(UISISデータ)、2015年以降の年次データは第2版：ウェブサイト最新値、四半期データはOKVED・第2版(2019年8月19日改訂値)による数値である。2018年までの極東連邦管区の数値は、ブリヤート共和国およびバイカル地方を除く9地域の集計値であり、2019年1～6月の数値は両地域を含む11連邦構成主体の集計値である。

#### 固定資本投資増減率(前年同期比%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	17-1-3月	17-1-6月	18-1-3月	18-1-6月	19-1-3月	19-1-6月
ロシア連邦	0.8	▲1.5	▲10.1	▲0.2	4.8	4.3	2.3	4.8	3.6	3.2	0.5	0.6
極東連邦管区	▲16.8	▲6.6	▲1.1	▲1.2	10.8	2.6	10.2	19.8	11.5	5.2	▲5.7	▲2.6
サハ共和国	▲9.8	▲8.2	▲0.6	29.0	36.0	1.9	49.5	60.1	24.5	15.6	▲11.1	▲20.2
カムチャツカ地方	▲9.8	▲30.6	▲19.5	48.5	3.0	▲7.8	3.2	13.0	13.2	▲7.9	▲6.9	6.0
沿海地方	▲40.4	6.8	▲5.6	▲12.6	▲1.4	1.7	39.5	13.6	▲19.4	4.1	5.1	▲1.9
ハバロフスク地方	▲19.3	▲16.8	▲21.7	▲2.1	▲1.5	2.4	10.0	16.2	9.2	7.9	▲1.8	0.9
アムール州	▲14.4	▲27.6	28.9	15.5	40.9	10.1	12.7	47.2	4.0	2.6	23.9	20.2
マガダン州	19.7	0.0	33.1	▲34.3	4.0	14.3	3.0	20.2	2.2倍	2.1倍	▲52.1	▲52.1
サハリン州	1.7	13.7	▲4.4	▲21.4	▲17.1	▲0.3	▲25.9	▲25.6	▲0.2	▲23.4	▲15.1	16.6
ユダヤ自治州	▲40.2	▲29.5	12.9	1.3	▲21.6	40.9	▲22.8	▲12.8	1.0	7.3	1.5倍	41.1
チュコト自治管区	▲33.7	▲35.9	56.2	▲17.2	▲0.1	17.6	▲17.2	3.2	81.8	32.9	▲2.7	60.7
ブリヤート共和国	▲4.0	▲15.2	▲9.7	▲15.2	21.0	7.3	34.7	63.3	▲30.4	▲31.1	4.5	49.4
ザバイカル地方	▲19.3	14.9	3.5	6.5	5.9	▲11.4	▲28.3	▲6.3	2.3	▲16.4	▲14.6	▲9.1

(出所)省庁間統一情報統計システム(UISISデータベース、2018年12月28日)：ロシア連邦国家統計庁ウェブサイト最新値(2019年3月18日)；『ロシアの社会経済情勢(2017年4月、7月、10月；2018年4月、7月、10月；2019年4月、7月)』  
(注)2018年の数値は、ブリヤート共和国およびバイカル地方を含む11連邦構成主体の集計値。

#### 小売販売額増減率(前年同期比%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	17-1-3月	17-1-6月	18-1-3月	18-1-6月	19-1-3月	19-1-6月
ロシア連邦	3.9	2.7	▲10.0	▲4.8	1.3	2.8	▲1.8	▲0.5	2.2	2.6	1.8	1.7
極東連邦管区	5.7	5.1	▲1.5	▲2.3	2.0	3.3	0.1	1.4	1.4	2.0	2.1	2.2
サハ共和国	4.5	8.9	2.1	▲0.6	0.1	5.2	▲0.4	▲0.4	0.8	0.7	3.3	3.2
カムチャツカ地方	0.1	0.2	▲4.7	▲4.3	0.5	3.2	▲2.9	▲0.6	3.8	2.8	1.7	2.4
沿海地方	9.4	7.1	2.5	▲3.3	3.2	5.9	▲0.3	4.9	0.2	1.3	2.0	2.5
ハバロフスク地方	6.5	5.1	▲4.7	▲0.3	2.7	2.3	1.0	2.2	0.8	2.5	2.2	2.0
アムール州	5.4	3.7	▲5.0	▲3.3	2.2	2.8	▲3.1	▲0.8	2.9	2.0	2.6	2.7
マガダン州	9.0	4.6	▲7.8	0.0	0.4	1.5	▲0.5	▲4.0	0.6	0.5	3.0	2.3
サハリン州	1.8	0.7	▲3.9	▲4.2	1.0	2.9	5.4	▲1.8	3.3	3.8	2.5	3.1
ユダヤ自治州	1.4	▲1.5	▲3.2	▲8.4	▲1.7	4.0	▲4.8	▲5.4	3.8	5.4	3.0	2.7
チュコト自治管区	▲9.6	▲9.5	5.0	5.1	6.9	1.5	0.0	1.2	1.7	▲2.4	▲0.1	0.1
ブリヤート共和国	7.0	▲1.8	1.7	▲3.0	▲1.0	0.2	▲7.6	▲2.0	0.5	▲0.4	0.1	0.1
ザバイカル地方	2.2	▲0.4	▲9.1	▲2.6	▲0.3	1.2	▲2.1	▲1.5	0.8	0.7	2.0	1.7

(出所)省庁間統一情報統計システム(UISISデータベース、2019年8月16日)：ロシア連邦国家統計庁ウェブサイト最新値(2019年4月16日)；『ロシアの社会経済情勢(2017年3月、6月、9月；2018年3月、6月、9月；2019年)』(ロシア連邦国家統計庁)  
(注)2018年および2019年1～6月の数値は、ブリヤート共和国およびバイカル地方を含む11連邦構成主体の集計値。

## 消費者物価上昇率(前年12月比%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	17-1-3月	17-1-6月	18-1-3月	18-1-6月	19-1-3月	19-1-6月
ロシア連邦	6.5	11.4	12.9	5.4	2.5	4.3	1.0	2.3	0.8	2.1	1.8	2.5
極東連邦管区	6.6	10.7	12.0	5.4	2.1	3.8	0.8	1.0	0.7	1.5	1.7	2.5
サハ共和国	6.0	10.3	10.5	6.0	4.4	2.7	1.6	2.3	▲0.0	1.3	1.6	2.7
カムチャツカ地方	6.3	7.8	12.6	5.7	2.1	3.4	0.9	1.4	0.8	1.5	1.6	2.0
沿海地方	6.3	12.0	11.9	4.8	1.8	4.2	0.8	0.6	0.8	1.3	1.4	1.9
ハバロフスク地方	6.3	11.8	13.1	6.1	2.6	4.0	0.8	1.1	1.0	2.0	2.2	2.8
アムール州	7.7	10.5	12.8	5.0	1.7	4.6	0.8	0.8	1.1	1.6	1.8	2.7
マガダン州	9.0	7.8	13.1	3.7	3.1	4.7	1.5	2.4	0.3	0.9	1.1	1.7
サハリン州	6.5	8.6	10.6	4.8	2.2	2.8	1.2	1.1	0.3	0.6	1.2	1.8
ユダヤ自治州	8.5	11.8	11.1	6.7	2.5	4.6	0.9	1.4	1.0	2.3	1.7	3.0
チュコト自治管区	5.2	4.0	11.1	5.9	2.8	4.9	3.1	2.8	1.5	3.6	4.2	3.2
ブリヤート共和国	7.5	11.8	10.7	4.2	2.1	5.0	0.8	1.4	1.0	2.1	2.2	3.2
ザバイカル地方	8.3	11.2	14.3	5.0	2.5	4.0	0.9	1.8	0.8	1.8	1.7	2.8

(出所)省庁間統一情報統計システム(UISISデータベース、2019年8月8日)に基づき作成

## 実質貨幣所得増減率(前年同期比%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	17-1-3月	17-1-6月	18-1-3月	18-1-6月	19-1-3月	19-1-6月
ロシア連邦	4.8	▲0.8	▲3.6	▲4.5	▲0.7	1.1	0.0	▲1.1	3.7[1.8]	3.2[2.2]	▲2.0	▲0.4
極東連邦管区	6.2	2.6	▲2.0	▲4.8	▲0.8	3.0	▲1.4	▲1.7	▲1.1[▲2.6]	▲0.8[▲1.5]	▲0.6	1.6
サハ共和国	3.5	0.8	0.4	▲2.3	▲1.1	2.5	2.8	▲2.9	▲4[▲5.4]	1.7[1.0]	5.1	3.2
カムチャツカ地方	4.7	2.4	▲2.8	▲5.4	▲0.9	4.5	▲10.6	▲6.2	▲3.6[▲4.9]	▲3[▲3.7]	0.8	2.6
沿海地方	5.3	7.3	▲2.3	▲5.7	▲0.7	2.4	▲0.5	1.2	0.6[▲1.0]	▲2[▲2.8]	0.9	4.1
ハバロフスク地方	7.5	▲0.6	▲2.6	▲4.5	▲2.7	4.1	▲4.4	▲2.9	0.2[▲1.3]	0.8[0.1]	▲0.7	▲1.6
アムール州	4.4	1.9	▲3.9	▲7.9	0.5	2.7	3.2	2.3	▲0.3[▲2.1]	▲0.7[▲1.5]	▲1.7	0.8
マガダン州	4.5	▲0.5	▲2.7	▲6.1	1.8	6.1	▲1.1	▲3.6	▲10.3[▲11.5]	▲11.3[▲11.8]	▲1.9	4.2
サハリン州	14.0	3.3	1.6	▲2.5	▲1.4	1.1	▲2.5	▲6.1	▲2.6[▲3.7]	▲1.9[▲2.4]	3.3	6.4
ユダヤ自治州	1.5	▲2.3	▲6.4	▲10.8	▲3.4	▲3.6	▲9.5	▲7.7	1.1[▲1.2]	0.2[▲0.8]	▲3.7	0.9
チュコト自治管区	2.5	2.6	▲2.8	▲2.6	3.3	5.3	1.4	▲6.1	▲9.6[▲10.5]	▲6.5[▲6.9]	▲2.1	0.0
ブリヤート共和国	9.5	1.7	1.1	▲6.0	▲2.6	▲1.6	▲11.0	▲10.5	1.1[▲1.0]	0.6[▲0.5]	▲9.7	▲4.5
ザバイカル地方	4.8	▲4.6	▲4.8	▲6.7	▲1.8	1.5	▲0.8	▲2.8	▲2.5[▲4.5]	▲1.1[▲2.1]	▲2.2	1.9

(出所)省庁間統一情報統計システム(UISISデータベース、2018年12月24日)。月次データは『ロシアの社会経済情勢(2016年4月、7月、10月;2017年4月、7月、10月;2018年4月、7月、10月;2019年1月)』

(注)2016年11月22日付連邦法に従って2017年1月に年に受給者に支払われた臨時支払(5000ルーブル)を考慮しない場合の増減率であり、括弧内の数値はこの臨時支払を考慮した場合の増減率である。

## 平均月額名目賃金(ルーブル)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	17-1-3月	17-1-6月	18-1-3月	18-1-6月	19-1-3月	19-1-6月
ロシア連邦	29,792	32,495	34,030	36,709	39,167	43,724	36,664	38,675	40,691	42,555	43,944	46,210
極東連邦管区	37,579	40,876	43,164	45,786	48,952	51,667	46,090	48,156	49,952	52,714	51,357	54,274
サハ共和国	46,542	51,111	54,631	59,000	62,206	68,871	56,160	60,670	61,970	66,661	66,053	71,182
カムチャツカ地方	48,629	53,167	57,404	61,159	65,807	73,896	57,886	64,378	65,263	70,352	69,156	75,876
沿海地方	29,966	32,431	33,807	35,677	38,045	42,199	35,277	36,826	39,110	40,952	42,703	44,749
ハバロフスク地方	34,132	36,781	38,041	40,109	42,465	47,153	43,534	43,652	43,114	45,611	46,695	48,638
アムール州	30,542	32,397	32,902	33,837	37,368	42,315	34,135	35,642	38,917	40,330	43,367	45,414
マガダン州	57,121	62,152	65,996	69,769	75,710	85,631	64,638	70,627	77,433	82,471	81,250	89,470
サハリン州	49,007	54,896	61,311	64,959	68,496	77,499	68,534	68,322	71,703	73,470	82,434	84,166
ユダヤ自治州	27,358	29,439	30,896	32,165	34,409	39,242	31,840	33,534	36,256	37,664	39,193	41,049
チュコト自治管区	68,261	76,285	79,531	86,647	91,995	98,864	88,216	90,993	94,179	98,291	100,172	104,954
ブリヤート共和国	26,038	27,739	28,386	29,969	32,237	36,047	29,823	31,460	32,937	35,620	35,585	37,918
ザバイカル地方	27,279	29,319	30,931	32,654	34,848	40,740	31,804	33,584	36,150	38,157	39,679	41,869

(出所)年次データはロシア連邦国家統計庁ウェブサイト最新値(2019年6月26日)。月次データは『ロシアの社会経済情勢(2017年4月、7月、10月;2018年4月、7月、10月;2019年4月、7月)』

(注)極東連邦管区の数値は、ブリヤート共和国とザバイカル地方を除く9連邦構成主体の集計値。

●モンゴル

消費者信頼感指数(CCI)は、モンゴルの消費者が経済の全体的な状態と彼らの財務状況について感じる楽観的な度合いを測定する。人々の支出と貯蓄活動は、収入と収入の安定性についてどの程度自信を持っているかにかかっている。経済が拡大するにつれて消費者の信頼が高まると、消費者はより多くの購入を行うことになる。ただし、経済が縮小するにつれて消費者の信頼が低くなると、消費者は支出を削減し節約する。したがってCCIは、総需要の予想される変化に関する貴重な情報を提供できる。モンゴル国立大学の国立調査コンサルティングセンター(NRCC)とモンゴル日本人材開発センターは、全国を代表するサンプルの1000人を超える個人を対象に、四半期ごとにCCI調査を実施している。CCIには2つのコンポーネントがある。現在の状況インデックス(CSI)と期待インデックス(EI)である。

2019年の第2四半期に、モンゴルのCCIは前年同期から6.7ポイント増加し、84.2に達した。就業可能性の改善によるCSIの大幅な増加が、この成長に貢献した。

EIは昨年の98.0のレベルで安定した。近い将来の雇用の可能性についての消費者の楽観的な見方は18.2ポイント増加した。しかし、近い将来のビジネス状況と収入についての消費者の楽観的な見方は、それぞれ13.5ポイントと4.4ポイント減少した。

消費者の財務状況に前向きな変化があった。回答者の16.2%が昨年、財務状況

が改善したと報告したのに対し、29.8%は財務状況が悪化したと報告した。「改善」を報告した回答者の割合は3.1ポイント増加し、「劣化」を報告した回答者の割合は2.0ポイント増加した。

耐久財の購入に関する不確実性は急激に増加している。消費者の18.6%が耐久財を購入するのに適切な時期であると感じたが、消費者の12.4%はタイミングを間違えていると感じた。耐久財を購入するのに適切な時期であると答えた回答者の割合は8.8ポイント減少した。「わからない」という回答の割合は急激に増加した。この不確実性の増加により、耐久財の需要は今後6カ月で安定するだろう。2019年第2四半期現在、総消費者の43.5%が観光を計画しており、19%が主要な家電製品、家具を購入する計画を立て、9.4%が不動産を購入する計画を立て、16%が自動車を購入する計画を立てている。これらの数値は2018年の同時期と比較して安定している。

CCI分析のもう1つの重要な部分、消費者価格、為替レート、住宅価格、金利などの予想である。2019年第2四半期現在、年間インフレ率は8.1%であり、2018年の水準から0.9ポイント高くなっている。予想インフレ率は5.2%で、2018年第2四半期の予想水準から2.2ポイント高くなっている。2019年第2四半期では、来年の予想インフレ率は5.1%と推定されている。ウランバートルでは来年の予想インフレ率は5.5%であり、農村部の予想インフレ率より0.7ポイント高い。

次の6カ月の平均予想為替レートは2698.5トゥグルグ/ドルであった。2019年第2

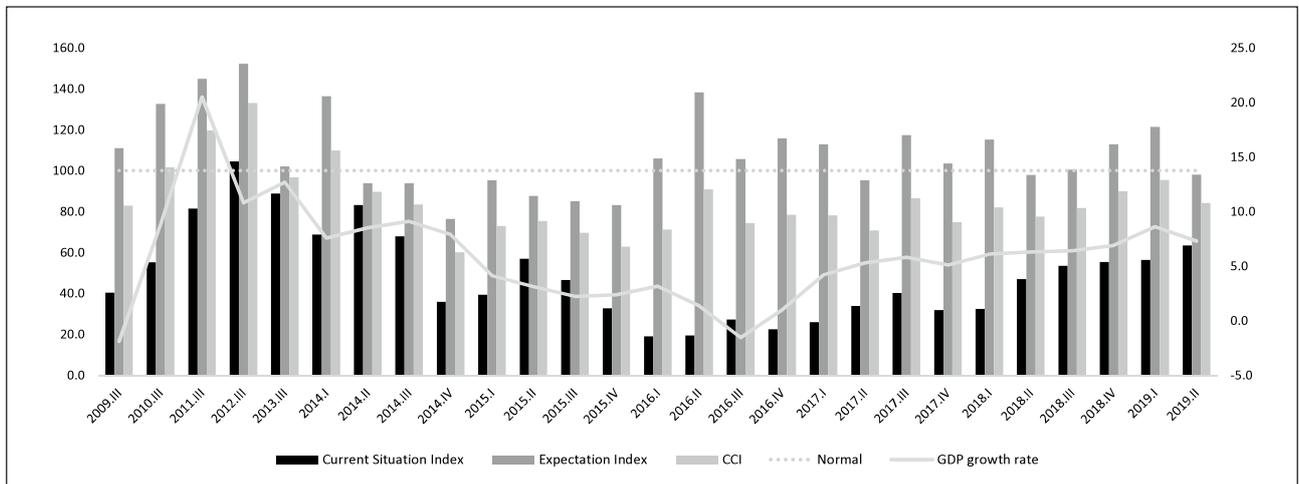
四半期の実際の為替レート(2654.5 トゥグルグ/ドル)と比較すると、予想されるレートは約44トゥグルグ高くなっている。2019年の第2四半期の為替レートの高い予想によって、外貨預金を好む消費者の割合もわずかに増加し18.3%に達した。

住宅価格予想指標は、来年の住宅価格の変化に対する消費者の認識に基づいて計算される。消費者が、住宅価格が安定することを予想する場合、この指標は1をとる。消費者が住宅価格の上昇を予想する場合、指数は1より大きく、消費者が価格の低下を予想する場合、指数は1より小さくなる。2014年の第4四半期以降、消費者は価格の下落を期待していた。ただし、2018年の第3四半期のインデックスは1.16だった。2019年第2四半期のインデックスは1.1で、価格上昇の予想を示している。

2019年の第2四半期には、安定した金利の予想が36.1%となり、消費者の間で優勢になった。「金利の上昇」という回答は15.1%と最小だった。消費者の22.1%は、来年には金利が低下すると回答した。来年の「金利の変化についてわからない」という回答は26.7%だった。

国立調査コンサルティングセンター(NRCC) 所長・モンゴル国立大学経済学部准教授  
バトチュルン・アルタンツェツェゲ  
モンゴル日本人材開発センター所長  
ツェンドグワール・ダワードルジ  
NRCC 研究員・モンゴル国立大学経済学部 准教授  
バトベヘン・ソヨルマー

(図) 消費者信頼感指数(CCI)



(出所) GDPデータは国家統計局

## ● 韓 国

## マクロ経済動向

韓国銀行（中央銀行）が7月25日に公表した2019年第2四半期の成長率（速報値）は、季節調整値で前期比1.1%となり前期の▲0.4%からプラスに回復した。需要項目別に見ると、内需では、最終消費支出は同1.1%で前期の同0.2%から上昇した。固定資本形成は同1.3%で前期の▲2.8%からプラスとなった。その内訳では、建設投資は同1.4%で前期の同▲0.8%からプラスとなった。設備投資も同様にプラスに転じ同2.4%となった。外需である財・サービスの輸出は同2.3%で、前期の同▲3.2%からプラスとなった。一方で財・サービスの輸入も同3.0%でプラスとなっている。

2019年第2四半期の鉱工業生産指数伸び率は季節調整値で前期比1.3%となり、前期の同▲2.9%からプラスに転じた。月次では季節調整値で、2019年6月に前月比0.1%、7月に同2.6%となっている。

2019年第2四半期の失業率は季節調整値で4.0%であった。月次では2019年6月に4.0%、7月は4.0%となっている。

2019年第2四半期の貿易収支（IMF方式）は175億ドルの黒字であった。月次では2019年6月には63億ドルの黒字であった。

2019年第2四半期の対ドル為替レートは1ドル=1167ウォン、月次では2019年4月に同1174ウォン、7月に同1177ウォン、8月

に同1211ウォンと推移している。

2019年第2四半期の消費者物価上昇率は、前年同期比0.4%であった。月次では2019年6月に前年同月比0.7%、7月に同0.6%、8月に同0.0%と推移している。2019年第2四半期の生産者物価上昇率は前年同期比0.4%であった。月次では2019年6月に前年同月比0.1%、7月に同▲0.3%であった。

## 2019年及び2020年の経済展望

韓国銀行は7月18日に経済見通しを発表した。2019年の成長率を2.2%とし、前回（4月）の見通しから0.3ポイント引き下げた。これはまた2018年の実績2.7%を下回る値である。また、2020年の成長率は2.5%としている。2019年の成長率については、前半が前年同期比1.9%、年後半が同2.4%としている。

2019年の成長率を需要項目別に見ると、内需では、民間消費は家計所得の停滞と消費意欲の回復の遅れにより2.3%にとどまり、2018年実績の2.8%を下回る。設備投資は米中貿易摩擦によるIT産業の不振により▲5.5%となり、2018年実績の▲1.6%からさらに低下する。建設投資は主に住宅需要の停滞により▲3.3%となり、2018年実績の▲4.3%からはマイナス幅が縮小する。外需である輸出は0.6%で、2018年実績の3.3%から低下するとしている。

2019年の失業率については3.9%で

2018年の3.8%から上昇するとしている。雇用者数の増加は20万人で2018年の10万人から拡大すると見込んでいる。2020年については、失業率は3.8%、雇用者数の増加は18万人としている。

一方、2019年の消費者物価上昇率は0.7%で、2018年の1.5%から低下すると予測している。2020年については1.3%としている。

## 日本の半導体関連輸出規制

前号で既報のように、日本政府は7月1日、韓国政府の安全保障上の貿易管理体制の不備を理由に、半導体材料の輸出管理を厳格化することを発表した。品目はフッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストの3品目である。措置は7月4日から実施され、3品目の韓国への輸出は一件ごとの審査が必要となった。またこれとは別に、韓国を安全保障上の輸出審査において優遇を行うホワイト国（現在はグループAに名称を変更）から除外することも発表された。これを受けて7月3日、韓国政府は日本政府に二国間協議の要請を行ったが、日本政府はこれを拒否し、7月12日に今回の措置に対する事務レベルの説明会を行った。

3品目の生産における日本のシェアは高く、仮にこれらの品目の輸出が長期間滞れば、韓国の主要輸出品であるDRAMなどの半導体、有機ELパネルなどの生産に大きな影響が出ることが予想されるところである。8月30日現在、フッ化水素、レ

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	18年 7-9月	10-12月	19年 1-3月	4-6月	19年6月	7月	8月
実質国内総生産(%)	3.3	2.6	2.8	3.1	2.7	0.6	1.0	▲0.4	1.1	-	-	-
最終消費支出(%)	2.0	2.4	2.9	2.8	3.5	0.7	1.5	0.2	1.1	-	-	-
固定資本形成(%)	3.1	3.8	5.2	8.6	▲2.3	▲4.6	1.9	▲2.8	1.3	-	-	-
鉱工業生産指数(%)	0.2	▲0.6	3.0	2.4	1.3	0.8	▲1.5	▲2.9	1.5	0.1	2.6	-
失業率(%)	3.5	3.6	3.7	3.7	3.8	4.0	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	-
貿易収支(百万USDドル)	88,885	122,269	118,895	113,593	111,867	34,718	24,670	19,609	17,453	6,270	-	-
輸出(百万USDドル)	613,021	542,881	511,947	580,310	625,437	158,974	158,693	137,503	140,215	43,991	-	-
輸入(百万USDドル)	524,135	420,612	393,052	466,717	513,571	124,256	134,023	117,894	122,762	37,722	-	-
為替レート(ウォン/USDドル)	1,053	1,132	1,160	1,130	1,101	1,122	1,128	1,126	1,167	1,174	1,177	1,211
生産者物価(%)	▲0.5	▲4.0	▲1.8	3.5	2.0	2.8	1.5	0.3	0.4	0.1	▲0.3	-
消費者物価(%)	1.3	0.7	1.0	1.9	1.5	1.6	1.8	0.5	0.7	0.7	0.6	0.0
株価指数(1980.1.4:100)	1,916	1,961	2,026	2,467	2,041	2,343	2,041	2,141	2,131	2,131	2,039	1,968

(注)国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、鉱工業生産指数は前期比伸び率、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、株価指数は期末値  
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、鉱工業生産指数、失業率は季節調整値  
国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、生産者物価は2010年基準、消費者物価は2015年基準  
貿易収支、輸出入はIMF方式、輸出入はfob価格  
(出所)韓国銀行、統計庁他

ジストの2品目について日本の輸出許可が出され始めたことが確認されているが、今後安定的に輸出が続くかは未確定と言える。韓国の電子産業に実質的な影響が出るか否かは、現時点では断言できない状況である。また、8月28日には予定通り、韓国のグループ A からの除外が実施された。

一方、韓国側は、8月2日に文在寅大統領

領が「経済報復」に断固たる措置を取ることを表明、8月12日には日本に対して日本が取ったのと同様に安全保障上の輸出規制措置の実施することを発表した。これは9月中旬に実施が予定されているが、日本の韓国からの輸入比率が高い DRAM などは対象から外される見込みである。また、日本の措置を WTO のパネルに提訴することも表明されている。

さらに韓国政府は8月22日、日米両国の懸念を押し切って日韓軍事情報包括保護協定(GSOMIA)の破棄を表明し、日韓間の対立は経済関係のみならず、米国も含めた安全保障面でも深刻な事態を迎えている。

ERINA 調査研究部主任研究員  
中島朋義

## ●朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)

### 金正恩国務委員長とトランプ米大統領が板門店の南側地域で面会、会談

2019年7月1日付『朝鮮新報』によれば、同年6月30日、板門店の南側地域「自由の家」で金正恩委員長とトランプ大統領が面会し、会談を持った。金正恩委員長とトランプ大統領は板門店の休戦ラインの前で対面を行い、トランプ大統領は金正恩委員長と共に、一時的にはあるが、北側地域に立ち入った。金正恩委員長を文在寅大統領が「自由の家」の前で迎えた。金正恩委員長は、文在寅大統領と温かくあいさつを交わした。その後、朝米首脳の間で単独会談が行われた。会談には、北朝鮮側から李容浩外相が、米国側からマイク・ポンペオ国務長官が陪席した。

### 平壤市の326電線工場で廃アルミニウムからアルミニウムを内製

2019年7月5日付『朝鮮新報』によれば、平壤市の326電線工場では、原料となるアルミニウムを廃アルミニウムから生産する工程を工場内に導入することにより、原料を安定的に確保しているとのことである。

### 平安南道陽徳郡の温泉観光地区の建設

2019年7月9日付『朝鮮中央通信』、同日10日付『朝鮮新報』によれば、平安南道陽徳郡の温泉観光地区の建設が急ピッチで進んでいる。同地区は、療養区画、休養区画、総合サービス区画、ホテル区画に分けられ、建設は各所で同時に行われている。建設は軍民共同で行われ、軍

人建設者たちは、建設機械手段を総動員して工事の速度を高め、療養棟、治療棟、休養棟など大きな建物の骨組み工事を完成したとのことである。

### 労働新聞、勤労者共同社説「自力更生は朝鮮革命の永遠なる生命線」

2019年7月13日付朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、党機関誌『勤労者』と共同で、「自力更生は朝鮮革命の永遠なる生命線」と題する社説を掲載した。

社説は「自力更生は、決して情勢の変化の要求や前進に横たわる一時的な難関を克服するための戦術的な対応策ではなく、私たちの党と人民が社会主義建設の根本方向、発展方式で確定して一貫して堅持していく不変の政治路線」であり、「偉大な領袖の指導のもとに、自力更生する国家と人民は必勝不敗だ」と主張した。

### 平壤化粧品工場で20種類以上の新製品が開発

2019年7月15日付『朝鮮中央通信』によれば、最近、平壤化粧品工場で20種類以上の新製品が開発され、その中には、治療用化粧品であるベビーパウダーや蚊よけ香水、蚊よけクリームなども開発され、人気を博しているそうである。

### 内閣全員会議拡大会議開催

2019年7月20日付『朝鮮中央通信』によれば、内閣全員会議拡大会議が行われた。会議では、「敬愛する最高指導者、金正恩同志が今年の新年の辞で提示した戦闘的課題執行状況と、党中央委員会第7期第4回総会の決定を貫徹するた

めの、上半期の人民経済計画実行定型総和と第3四半期対策について」が討議されると共に、上半期工業総生産額の計画は8%の超過達成であったことが言及された。

### 金正恩委員長が祖国解放戦争参戦烈士廟を訪問

2019年7月28日付『朝鮮中央通信』によれば、朝鮮戦争休戦66周年に際して、金正恩委員長が同月27日の午前、祖国解放戦争参戦烈士廟を訪問した。

### 金正恩委員長が国立交響楽団の7.27記念コンサートを鑑賞

2019年7月28日付『朝鮮中央通信』によれば、金正恩委員長が国立交響楽団の7.27記念コンサートを鑑賞した。

### 平壤靴下工場で機能性ソックスを新たに生産

2019年8月2日付『朝鮮新報』によれば、平壤市の平壤靴下工場が新たに機能性ソックスを生産し、好評を博しているそうである。絹糸を混紡した夏季用の靴下や、抗菌力が強いナノ銀を浸透させた靴下など、付加価値(価格が約1.2倍)の高い商品を開発しているとのことである。

### 元山・松涛園で国際少年団キャンプ始まる

2019年8月2日付『朝鮮新報』によれば、同年7月31日江原道元山市の松涛園国際少年団キャンプ場で第34回松涛園国際少年団キャンプが始まった。キャンプには朝鮮と中国、ロシア、ベトナム、ラオス、インド、ドイツの少年団と海外同胞

少年キャンプ団が参加しているとのことである。松涛園国際少年団キャンプ場は5年前に改修され、14年5月2日に竣工式が行われた。それから5年の間に、6万3千余人の全国の学生少年、諸外国の子どもたちが利用した。

### 北朝鮮の工場や企業所で活発に行われるリサイクル活動

2019年8月2日発『朝鮮中央通信』によれば、工場や企業所で廃棄物などをリサイクルして効果的に利用するための活動が繰り返されているそうだ。金属建設事業所でくずプラスチックを利用して生産しているプラスチック型枠は、江原道の元山葛麻海岸観光地区をはじめ建設事業においても広く利用されており、平壤ゴム工場では古いタイヤから回収した糸からベルトを、清津漁具工場(咸鏡北道)では古くなった網を利用して養殖用ロープを作るなど、各地でさまざまなリサイクル活動が行われているとのことである。リサイクル活動は国家的に奨励されており、金正恩委員長が江界精密機械工場を視察した際には、リサイクル活動に言及した。

### 羅先市チョンゲ小学校が竣工

2019年8月5日発『朝鮮中央通信』によれば、羅先特別市羅津地区にチョンゲ小学校が竣工したとのことである。4階建ての校舎と体育館、学習場所、運動場などの各種設備をしっかりと備えているそうである。

### 平壤で「中国の特色ある社会主義建設の成果写真展」が開催

2019年8月6日発『朝鮮中央通信』によれば、平壤市の人民文化宮殿で、「中国の特色ある社会主義建設の成果写真展」が同月6日～8日まで開催された。

### 三大革命展示館に新たな常設展 —先端・知的製品交流展示場

2019年8月8日付『朝鮮新報』によれば、平壤市の三大革命展示館に新たな

常設展「先端および知的製品交流展示場」が設置され、運営がスタートした。展示場は、全国各地の科学研究機関と工場、企業所などで研究開発した先端および知的製品を展示し、新たな科学技術成果の普及と交流を目的としたもの。技術交流と製品流通の媒介としての役割を担うとのことである。

現在は、祥原セメント連合企業所、国家科学院の有色金属研究所と自動化研究所、平壤大聖タイヤ工場、平北綜合大学、龍成肉加工工場など60余の出品団体が開発した機械設備、健康食品、医薬品、日用品などの新製品が展示されているとのことである。

### 最高人民会議第14期第2回会議

2019年8月29日発『朝鮮中央通信』によれば、平壤市の万寿台議事堂で、最高人民会議第14期第2回会議が開催された。会議には、最高人民会議代議員が参加した。会議では、(1)朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法の一部内容を修正補充することについて、(2)組織問題(人事)が討論された。

第一議題では、崔竜海最高人民会議常任委員会委員長が、「金正恩同志の唯一的指導の下、社会主義強国建設をさらに力強く推し進めていくことができる強力な法的保障を用意するため」憲法改正を行うとし、憲法第6章「国家機構」で国家機関の力と関連した問題をいくつかの修正補充したことに対して言及した。崔竜海委員長は、「朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長の法的地位と力に関連して、朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長は、全朝鮮人民の総意に基づいて最高人民会議で選挙し、最高人民会議代議員には、選挙しないという内容を新しい条文に規制することにより、名実共に全朝鮮人民の様な意思と念願によって推戴される、わが党と国家、武力の最高指導者であることが法的に固定された」「朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長の任務と権限に関連して、朝鮮

民主主義人民共和国国務委員会委員長は、最高人民会議法令、国務委員会の重要精霊と意思決定を公布するという内容と、他の国に駐在する外交代表を任命または召喚する内容を新たに補充した」「朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長命令、国務委員会政令、決定、指示執行状況を監督し、対策を立てるという内容を含め、国務委員会の任務と権限が修正補充されることで、敬愛する最高指導者同志の唯一的指導を実現する重要機関としての国務委員会の法的力がさらに強化され」「今回修正補充することになる社会主義憲法が国家の全般事業に対する金正恩同志の唯一的指導を確固と保障し、私たちの人民主権の強化と社会主義強国建設のための全人民敵対進軍を法的に頼もしい保障になる」として、憲法改正を提議した。会議では、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議法令「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法の一部内容を修正補充することについて」が全員賛成で採択された。

第二議題では、金永大代議員を最高人民会議常任委員会副委員長から召選し、朝鮮社会民主党中央委員会委員長のパク・ヨンイル代議員を最高人民会議常任委員会副委員長に補欠選挙した。また、平安北道人民委員会委員長のチャン・セチョル代議員を最高人民会議法制委員会委員に補欠選挙した。朝鮮民主主義人民共和国内閣総理の提議によって、ソン・ヨンファン氏を内閣事務長に新しく任命した。

### 金正恩委員長が平安南道陽徳郡の温泉観光地区の建設現場を視察

2019年8月31日発『朝鮮中央通信』によれば、金正恩委員長が平安南道陽徳郡の温泉観光地区の建設現場を視察した。

ERINA 調査研究部主任研究員  
三村光弘

# 研 究 所 だ よ り

## 職員の異動

### <退職>

令和元年10月14日付

調査研究部研究員 南川高範

## ERINA 日誌

8月3日	人間文化研究機構北東アジアプロジェクト会議出席 (札幌市、三村主任研究員)	9月6日	モンゴル勉強会 (ERINA 会議室、エンクバヤル主任研究員)
8月7~8日	ERINA・モンゴル国立大学経済学部共催ワークショップ(ウランバートル、エンクバヤル主任研究員)	9月9日	黒龍江省社会科学院董偉俊院長ほか来訪
8月8日	ERINA 運営協議会	9月9日	日ロ極東学術シンポジウム参加・発表(ハバロフスク、新井調査研究部長)
8月9日	ERINA 運営協議会・新潟港湾関連施設視察	9月10日	黒龍江省社会科学院董偉俊院長面談(東京、河合代表理事ほか)
8月16日	吉林省社会科学院「第7回北東アジアシンクタンクフォーラム」出席(長春、河合代表理事)	9月10~11日	国際学術会議「極東ロシア:グローバルな乱流の時代における経済と国際協力」参加・発表(コムソモリスク・ナ・アムール、新井調査研究部長、志田研究主任)
8月18~20日	第14回国際高麗学会大会参加・発表(プラハ、三村主任研究員)	9月12日	「日露医学医療交流コンソーシアムにいがた」出席(新潟大学、安達経済交流部長)
8月20日	『ERINA REPORT (PLUS)』No.149発行	9月14日	日本国際問題研究所「『不確実性の時代』の朝鮮半島と日本の外交・安全保障」研究会出席(東京、三村主任研究員)
8月20日	『ERINA Annual Report』発行	9月16~20日	公益財団法人食の新潟国際賞財団「佐野藤三郎氏の足跡を巡る中国視察団」参加(ハルビン・ジャムス、蔡経済交流推進員)
8月22日	Greater Tumen Initiative (GTI) 主催「第19回GTI諮問委員会」第4セッション・モデレーター(長春、河合代表理事)	9月19~20日	東北財経大学北東アジア経済研究院主催「新時代、新構想、東北振興と開放への助力」発表(遼寧省葫蘆島興城市、河合代表理事)
8月23日	吉林大学東北亜研究院主催「『一帯一路』イニシアチブと中日第三国市場協力国際学術討論会」挨拶・発表(長春、河合代表理事、新井調査研究部長、三村主任研究員)	9月21日	在新潟ロシア連邦総領事館開設25周年記念・ガルージン駐日ロシア連邦特命全権大使講演会参加(ホテルオークラ新潟、森副代表理事ほか)
8月26日	新潟大学サマープログラム学生受け入れ (ERINA 会議室、新井調査研究部長)	9月25日	韓日産業・技術協力財団主催「2019韓日ビジネス商談会」企業アテンド(ソウル、蔡経済交流推進員)
8月26日	「日露医学医療交流コンソーシアムにいがた」出席(新潟大学、安達経済交流部長)	9月25~26日	ERINA 国際ワークショップ「朝鮮半島情勢変化と北東アジア協力」(東京、河合代表理事ほか)
8月28日	ERINA ビジネスセミナー 「ロシア極東の最新医療・保健ビジネス事情―市場参入の可能性と課題」 会場:朱鷺メッセ中会議室 講師:ピー・ジェイ・エル株式会社代表取締役 山田紀子	9月26日	東京大学 GSDM・ERINA 主催セミナー 「朝鮮半島情勢変化と北東アジア協力」 会場:東京大学本郷キャンパス ダイワユビキタス学術研究館ダイワハウス石橋信夫記念ホール 講師:ロシア科学アカデミー東洋学研究所朝鮮・モンゴル部長 アレクサンドル・ヴォロンツォフほか
8月31日~9月1日	「北東アジア国際観光フォーラム (IFNAT) in ハルビン」参加(ハルビン、安達経済交流部長)	9月26日	韓日産業・技術協力財団主催「2019日本就業相談会」企業アテンド(ソウル、蔡経済交流推進員)
9月2日	万代島ビル広報研修会 (NICO プラザ会議室、新潟県広報監 杉山秀人)	9月26~27日	にいがた Biz EXPO 2019【ERINA 後援】(新潟産業振興センター)
9月3日	東方経済フォーラム関連会議「A Common Economic Space from the Atlantic to the Pacific: The Greater Eurasian Partnership」発表(ウラジオストク、河合代表理事)	9月28日	北東アジア学会理事会(松本市、新井町研究部長)
9月3~7日	駐新潟大韓民国総領事館「韓国訪問プログラム」参加(ソウル、板門店ほか、新保企画・広報部部長代理)	9月28~29日	北東アジア学会「第25回学術研究大会」参加・発表(松本市、新井調査研究部長)
9月4日	「International railway seminar on Korea's East Asia Railway Community Initiative」参加、発表(ソウル、新井調査研究部長)		
9月4~5日	東方経済フォーラム参加(ウラジオストク、志田研究主		

## 編 集 後 記

1978年に中国が改革開放政策を開始して以降、中国経済は様々な危機的状况に見舞われ、その度にそれに対処し、自国経済の優位性を活かしながら急速な発展を遂げてきた。今号の特集において取り上げた課題のいくつかは、資産コストや対外貿易、投資など、成長の前提になっていた要因を揺るがすものである。中国が高速成長から安定成長へと舵を切り、経済の質的な改善を図っていることは、理に適っていると考える。中国は大きな経済規模と人口を有する国であり、中国の安定は日本を含む北東アジア各国の安定にとって必要条件である。

私事であるが、今月をもって筆者は環日本海経済研究所を退職することとなった。現職の最後の仕事として本特集の編集にあたり、著者の皆様から大変意義深い論文のご提供をいただけたことに心より感謝したい。

(南川高範)

発行人 河合正弘

編集委員長 中村俊彦

編集委員 新井洋史 安達祐司 新保史恵  
南川高範 山口満喜子

発行 公益財団法人環日本海経済研究所 ©  
The Economic Research Institute for  
Northeast Asia (ERINA)

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号  
万代島ビル13階  
13<sup>th</sup> Floor, Bandajjima Building,  
Bandajjima 5-1, Chuo-ku, Niigata City  
950-0078 JAPAN

Tel: 025-290-5545 (代表)  
Fax: 025-249-7550  
E-mail: webmaster@erina.or.jp  
URL: <https://www.erina.or.jp/>

発行日 2019年10月21日

禁無断転載

お願い

ERINA REPORT (PLUS) の送付先が変更になりましたら、お知らせください。

**ERINA** (公益財団法人環日本海経済研究所)

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル13階  
Tel:025-290-5545 Fax:025-249-7550 E-mail:webmaster@erina.or.jp

<https://www.erina.or.jp>